

平成24年 第3回

# 南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

## 平成24年第3回南会津町議会定例会 第1日

### 議事日程 (第1号)

平成24年9月21日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 産業建設委員会所管事務調査(行政視察)報告

日程第 5 報告第5号から議案第88号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

平成24年請願第5号 長野地区水道水源の改善を求める請願書

平成24年陳情第2号 道路改良及び側溝修繕に係る陳情書

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員(17名)

1番	大桃英樹	議員	3番	湯田良一	議員
4番	室井嘉吉	議員	5番	室井実	議員
6番	湯田哲	議員	7番	渡部優	議員
8番	楠正次	議員	9番	高野精一	議員
10番	山内政	議員	11番	渡部忠雄	議員
12番	湯田秀春	議員	13番	星登志一	議員
14番	阿久津梅夫	議員	15番	五十嵐司	議員
16番	大竹幸一	議員	17番	菅家幸弘	議員
18番	芳賀沼順一	議員			

### 欠席議員(1名)

2番 長谷川 耕 一 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	館岩総合支所長	齊藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

酒井直伸	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、2番、長谷川耕一君です。

なお、開会前に申し上げます。

議会中継システムインターネット配信の件であります、きのうからふぐあいが生じており、本日の会議は現在、現時点では配信できませんので、ご了承をお願いします。

なお、現在も復旧作業に努めておりますので、復旧次第配信はしたいと思っておりますので、ご理解願います。

ただいまから平成24年第3回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、きょうは余り暑くはありませんが、暑くなりましたら、その時点でそれぞれ上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番、室井嘉吉君、11番、渡部忠雄君を指名します。

---

◇

◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月28日までの8日間とし、明22日から25日までを休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月28日までの8日間とし、明22日から25日までを休会とすることに決定しました。

---

◇

◎諸報告

○芳賀沼順一議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成24年度市区町村議会議員総務大臣感謝状贈呈の件であります。このたび町村議会議員として通算35年以上在籍し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められる者に贈呈される市区町村議会議員総務大臣感謝状贈呈者として、南郷地域下山地区の元同僚議員、馬場秀男君が決定された旨、全国町村議会議長会会長から本職あてに通知がありましたので報告しておきます。

なお、本年度の対象者数は48名で、その内訳は、市区議会議員28名、町村議会議員20名であります。感謝状贈呈式は、来る10月26日、東京都で挙行されます。

次に、平成24年第2回南会津町議会定例会以降の議会活動状況及び議員派遣の結果報告並びに各常任委員会の所管事務調査報告書は、お手元に配付のとおりであります。ここで閉会中の議長の動きについて主なものを報告しておきます。インターネット配信ということで町民の皆様にも少しでも報告と思ったんですが、インターネット配信は今のところありませんが、一応議運の中で見ていただきましたので、報告いたします。

6月、いろいろありましたが、29日、会津縦貫南道路整備促進にかかわる24年度中央要望ということで、町長とともに東京で要望活動。

次の日の30日、祇園祭誘客活動として、東京都の東武線の浅草駅と、それから北千住駅で町長ともども袴を着て祇園祭の誘客活動、広宣物の配布などをしてまいりました。

7月に入りまして、11日、南会津地方町村議会議長会視察研修とともに全国森林環境税創設促進議員連盟の定期総会、これを北海道の美瑛町で行いまして参加してきました。なお、そこで来年度はこの全国の総会を南会津町で行うということに決定してまいりましたので、ご報告いたします。会場、日程等は今後の、大概是7月なのですが、今後決まるとお思いますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それから、7月15日、都市間交流推進協議会ということで、これ、さいたま市に行っていました。

それから、18、19と国道401号整備促進期成同盟会総会、これは町長とともに1泊で国に要望、それから地元国会議員に対する要望活動をしてまいりました。

それから、19日同日に、会津縦貫南道路整備促進期成同盟会が県要望ということで福島市でありましたので、これは副議長に行っていました。

それから、20日には、国道352号改良工事促進期成同盟会総会ということで、檜枝岐村で行われました。

その後、祇園祭がありまして、都市間交流がありましたので、23、24の国道289号建設期成同盟会において総会を、東京都で陳情、要望活動並びに総会がありましたので、これは副議長に行っていました。

それから、8月7日に、県道黒磯田島線整備促進期成同盟会総会ということで、これは総会も兼ねて町長ともども福島県庁、それから栃木県庁、両方とも要望活動をしてまいりました。南会津町にとっては、町長ともお話ししますが、非常に大事な路線であるということで、今後とも力を入れてまいりたいと思います。

それから、8月29日には、福島で事務局長、正副議長会ということで、それから、次の30日には、東京、会津総合開発協議会、省庁並びに顧問国会議員への要望活動ということで、東京で衆議院会館、国会、町長ともども要望活動をしてまいりました。夜は、県選出の国会議員に要望活動ということで懇親会もしてまいりました。

あと9月は、今のところ細かいものはございますが、8日には皆さん、委員長さんに参加していただきまして、東京都行政経営研修会ということで、20名の東京都の幹部職員に来ていた

だきまして、山村道場で町の幹部職員ともども議会も参加しての懇談会を行いました。その中で2020年のオリンピックの東京都誘致に向けて、南会津町も一つの意見書あるいは決議で応援してはどうかという話も出まして、東京都の幹部の方も非常にぜひお願いしますというような話がありましたので、できれば今議会で開催に向けての議会で決議文を決議したいなど、こう思っていますので、皆様にご相談してやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、議長の報告を申し上げます。

次に、8月23日に招集された平成24年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会並びに8月24日に招集された平成24年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会に組合議員が出席し審議した結果、提案された全議案について原案のとおり承認・可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成24年8月までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、平成23年度関係法人の経営状況について、次の法人の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、財団法人田島振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、医療法人社団仁嘉会、会津高原フレンドカントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、以上6法人に係る経営状況説明資料は事務局に保管してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成24年第2回南会津町議会定例会以降の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



#### ◎産業建設委員会所管事務調査（行政視察）報告

○芳賀沼順一議長 日程第4、産業建設委員会所管事務調査（行政視察）報告を行います。

産業建設委員長、10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 おはようございます。

ただいまより産業建設委員会の所管事務調査（行政視察）についてご報告いたします。

皆様方のお手元に報告書が届いていると思いますが、かいつまんでご報告を申し上げます。

調査の期日は、8月28日から8月30日まででございました。

視察地は、岡山県真庭市です。8月29日に訪れました。

目的は、真庭市が進めるバイオスタウン構想をツアー化され、産業観光化した施設見学を通して、循環型社会の構築を研修するものでございます。

今回私たちが視察をしたコースは、午前11時から午後4時までのコースでありました。しかし、メニューには18のコースが用意されておりまして、1泊2日以上かかるコースも用意をされておりました。ツアーは社団法人の真庭観光連盟が企画し、案内等はすべて行っておりました。施設での説明は、該当する施設の方が専門に説明をしておりました。

その中の施設の、訪問の見学の中の幾つかについて報告をいたします。

報告書の中の2)なのですが、これバイオマス発電、木質ペレット製造施設というところで説明を受けたわけですが、ここは銘建工業株式会社という集成材をつくっている製造会社でございまして。従業員は約200人ほどということでございました。この会社では、集成材を製造する過程に発生する端材、それから樹皮、かんなくずを有効活用するため、昭和59年、当時としては珍しい木を燃やしている木質専焼の発電所、バイオマス発電施設を設置したというところがございます。この発電出力については、1,950キロワット、費用は約10億円ほどかかったということでございました。この中に記載してありますように、自社で使ったほかに、余剰電力は電力会社に販売をしているというようなことでございます。

これは、当初非常に迷惑だったかんなくずとかそういったものを、ペレット化あるいはチップ等で利用してやっているということが先進的だったのかなというふうに思っております。

それから、その会社でつくっておりますペレット、それからチップ等が、市内のストーブあるいは大型の施設の空調設備、これは公共施設ですけれども、そういったところに非常に利用されているということがすごかったなというふうに思っております。

この会社では、主に外国産の木を使っておりますということでした。それで、私どももどうして日本のを使わないのかなということを疑問に思ったわけですが、実は、ここにも書いておいたんですが、品質が非常に安定していると、そして値段も安いと、供給量も多いということで、大変メリットがあるので今までは使ってきたと。しかし、今後は九州地区に自分たちの会社でその原材料を確保するための集積基地をこれからつくっていきたいというようなことも話をされておりました。

時間がないものですから細かい点についてはお読みいただきたいと思うんですが、最後に非常に興味深かったのは、私どもは山の落ち穂拾いをしていくんだということ、市の担当者



が話をされておりました。非常におもしろいなと思いました。これは、真庭の山の林地残材を搬出したしまして、それをすぐさまお金にかえると。今まで放置されていたものからお金が生み出されると、山の恵みが自然エネルギーとして地域に還元されると、まさに山の落ち穂拾いだなということでした。

最後ですが、去年は高知県の檜原町、そしてことしは岡山県の真庭市、どちらも森林資源を多く有している地域でした。その資源の活用で地域を活性化させようとしておりました。本町も森林資源は豊富でございますので、この行政視察を機会として、森林資源活用の方策を委員会としても提案をしていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○芳賀沼順一議長　ここで申し上げます。

インターネットが復旧いたしました。私の報告、今の委員長の報告が入ったかどうかはちょっと定かではありませんが、復旧いたしましたので、皆さんの顔も引き締めて、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これで産業建設委員会所管事務調査（行政視察）報告を終わります。

なお、次からも、議会と議会の間の行政調査の部分については、各委員会で報告を時間を決めてしたいと思いますので、皆様、よく報告内容を把握して帰ってきてください。



◎報告第5号から議案第88号まで一括上程、説明

○芳賀沼順一議長　日程第5、報告第5号から議案第88号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長　おはようございます。

平成24年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

初めに、報告第5号 専決処分の報告についてであります。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は本年6月6日に田島字行事地内、南会津町消防団田島師団第1分団第2部消防屯所において、屯所に併設する火の見やぐらを利用し消防用ホースを乾燥中に、ホースが強風にあおられ、近くに駐車していた相手方車両に接触し車両全体を損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として相手方に対して賠償金40万1,688円を支払うことで協議が整いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第69号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災復興特別区域法の規定により内閣総理大臣の認可を得た、福島県復興推進計画に係る一定の事業の用に供する施設を設置した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定しようとするものであります。

また、本条例制定に伴い、南会津町税特別措置条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号 南会津町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例についてご説明を申し上げます。

本案は、第5期介護保険事業計画期間における介護保険料率の増加の抑制を行うため、福島県介護保険財政安定化基金特例交付金を福島県から受け入れ、適正に管理、執行するために基金設置条例を制定するものであります。

なお、本条例は平成27年3月31日限りでその効力を失い、基金に残高がある場合は福島県に返納することになります。

次に、議案第71号 南会津町地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地域協議会委員の現在の任期を年度単位に改めるよう各地域協議会から意見があったことから、附則で委員の任期の特例を設け、任期を年度単位に改めるものであります。

また、あわせて定数の表記を改めるものであります。

次に、議案第72号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し

上げます。

本案は、原子力発電所事故が県民の生活に深刻な影響を与えており、多くの子供が県外での避難生活を余儀なくされ、福島県の子供の人口は大きく減少し、社会基盤が根幹から揺らいでいる中、福島県が子供の健康を守り、県内で安心して子供を産み育てやすい環境づくりを進めるため、福島県子どもの医療費助成事業を創設して、医療費が無料となる子ども医療費助成の対象年齢を拡大することに伴い、南会津町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

次に、報告第6号 平成23年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として平成23年度決算概要及び事務報告を配付しておりますので、決算とあわせてごらんくださるようお願いを申し上げます、ご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第73号から第80号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

議案第73号 平成23年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成23年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながらも、まず1つ目、産業の振興、2つ目、雇用対策、3つ目、公共交通の整備、4つ目、医療・福祉、5つ目、教育・伝統文化の継承の本町を取り巻く5つの重点課題を掲げ、厳しい財政状況を十分認識し、将来展望を見据えながら地域力の維持強化につながる政策に取り組む予算をテーマとしたところであります。

その後、12回の補正と前年度繰越明許費及び事故繰越を加えて、平成23年度一般会計の最終予算規模は154億4,575万円となりました。

決算規模においては、歳入総額で141億3,097万7,000円、歳出総額は135億8,574万7,000円で、歳入に関しては前年度比4.4%増、歳出に関しては4.6%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は5億4,523万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億4,097万9,000円を除いた実質収支額は4億425万1,000円で、前年度比37.4%の増となりました。

また、前年度実質収支額との差額である単年度収支は1億999万9,000円の黒字で、これに財政調整基金の積立額及び町債繰上償還額を加えた実質単年度収支は5億1,169万8,000円の黒字となり、前年度に引き続き決算状況はおおむね良好となりました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率は人件費や公債費等が引き続き減少したものの、経常一般財源等、歳入合計が普通交付税及び各種交付金が減少したことと臨時財政対策債の借り入れを抑制したことなどにより、1.1%減少となったことなどから、前年度から1.2ポイント上昇し、86.3%となりました。

実質公債費比率においては、3カ年平均の比率で前年度より2.1ポイント低下し10.6%となっており、財政健全化計画、公債費負担適正化計画に即した財政運営が図られたと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の最終ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下であり、財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、町税が対前年度比0.1%のマイナスになったほか、地方譲与税、地方消費税、交付金等も減収となりましたが、地方交付税が特別交付税の増により対前年度比1.2%の増となったことから、第1款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは0.7%の増となりました。

一方、特定財源関連歳入項目では、市町村復興支援交付金や災害復旧事業費補助金等により県支出金が大幅な増収となったほか、繰越金の増は繰越明許費、繰り越し等によるものでありまして、繰入金の大幅な増は地域雇用創出推進基金繰入金や住民生活に光を注ぐ基金繰入金等の増、また、諸収入の大幅な増は衛生組合解散に伴う基金分配金等によるものであります。

特定財源項目で減収率の高い主な歳入項目を概略説明しますと、第14款国庫支出金は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金等の各臨時交付金の減等によるものであります。

また、町債の増は、学校給食センター建設事業債や学校耐震化事業債及び災害復旧事業債等を発行したことによるものであります。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、議員共済組合負担率変更による議会費、消防団員の公務災害負担金等による消防費、田島地域給食センター建設事業及び学校耐震化事業による教育費、さらには豪雨災害による災害復旧費が大きく増となる一方、緊急雇用対策関連事業による労働費、第三セクター支援、やまなみ博覧会発展支援事業等による商工費が大幅な減となったほか、田島地域統合保育所建設完了による民生費や生活環境改善工事支援事業の減による土木費、さらには公債費が減となりました。

また、性質別では、障害福祉事業や被災児童生徒就学支援事業の増により扶助費が増となり

ましたが、義務的経費を構成する人件費は議員定数の見直しや職員数の減により減少し、公債費についても引き続き減少となりました。

投資的経費は、社会資本整備総合交付金事業、小・中学校耐震化事業及び給食センター建設事業等により普通建設事業費の補助事業費は大きな伸びとなりましたが、単独事業費が屋台展示格納施設建設事業や田島地域統合保育所建設事業の完了により減少となったことから、最終的には対前年度比25.5%増の決算となりました。

また、災害復旧事業費は、豪雨災害による農地、農業用施設、林道施設及び公共土木施設のそれぞれの災害復旧事業により、対前年度比682.6%と大きな伸びとなりました。

その他の経費については、対前年度比で大きな増減がありました費目について説明させていただきます。

維持補修費の25.4%の増は、経常的な維持補修費に加え、国のきめ細かな交付金事業により実施した施設の修繕等による増が主な要因であります。

また、物品費の増は、子宮頸がんワクチン接種委託事業、放射線量計購入等の福島第一原子力発電所事故対応事業に要する経費等によるものであります。

総体的には毎年財政指標の改善が進んでおりますが、自主財源が少なく、地方交付税に依存する財政構造は変わらないことから、今後もさらなる財政基盤の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、議案第74号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額22億3,802万7,000円となり対前年度比2.5%の減、歳出総額20億9,263万8,000円で対前年度比2.2%の減となりまして、歳入歳出差引額1億4,538万9,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、医療費削減に向けた各種保健指導やジェネリック医薬品の利用促進を図ったことが療養給付費等の減少等につながり、対前年度比4.8%、6,846万6,000円の大きな減となりました。

本会計は、財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながらも、医療費削減に向けた保健事業の実施や医療費適正化事業を引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は、対前年度比で0.2%、94万3,000円の増となりました。

次に、議案第75号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額 2 億1,238万8,000円、歳出総額 2 億893万6,000円で、歳入歳出差引額345万2,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳入の後期高齢者医療保険料は対前年度比4.2%増の 1 億1,872万2,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は対前年度比4.2%増の 1 億9,045万4,000円となりましたが、本会計は法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることとなります。

次に、議案第76号 平成23年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額16億3,828万4,000円、歳出総額16億3,209万5,000円で、歳入歳出差引額618万9,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳出決算額の約 9 割を占める保険給付費については、介護サービス給付費の伸びがあったものの介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費の減少により対前年度比0.2%の減となり、歳出決算額全体では基金積立金の増額などにより3.0%増となりました。

なお、第 1 号被保険者の保険料は、対前年度比0.2%増とほぼ前年度並みの収納額となりました。

次に、議案第77号 平成23年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額 1 億5,980万4,000円、歳出総額 1 億5,471万円で、歳入歳出差引額509万4,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計は、町内合わせて 9 施設の維持管理経費でありまして、使用料の調定件数は対前年度比69件減の890件でありました。

次に、議案第78号 平成23年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額 3 億8,406万2,000円、歳出総額 3 億8,234万6,000円で、歳入歳出差引額171万6,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域が約126ヘクタール、南郷地域が約101ヘクタールで、全体で約227ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口に対する接続率は年度末で73.2%となり、接続世帯数は1,777世帯となりました。

次に、議案第79号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成23年度においては、主に館岩上郷地区簡易水道整備事業、南郷簡易水道整備事業を実施したほか、各簡易水道の適正な維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額6億4,986万6,000円、歳出総額6億4,360万1,000円となり、歳入歳出差引額626万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第80号 平成23年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成23年度においては、主に水道水の安定供給を図るため給配水管布設及び移設工事等を実施しました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入1億4,503万7,000円に対し、収益的支出は1億3,264万4,000円となり、差し引き1,239万3,000円の純利益が確保されました。

また、資本的収支は、収入で1,800万円、支出が9,465万5,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,665万5,000円につきましては、損益勘定留保資金、過年度分消費税資本的収支調整額により補てんし、決算いたしました。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例議会に報告しましたとおり、学校施設環境改善交付金及び災害復旧事業補助金を中心として繰越明許費繰り越しとして総額14億5,256万7,000円を平成24年度に繰り越しておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第81号 平成24年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ9億3,129万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億6,631万7,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、普通交付税や繰越金の決定のほか、本年度事業の一部見直し等各種事務事業費の変更や緊急雇用創出基金事業の追加等の年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により4億7,898万1,000円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は67億8,498万1,000円で、対前年度比3.9%、2億5,517万2,000円の増となりました。

第14款国庫支出金は、社会資本整備総合交付金等の交付決定等による補正で、986万1,000円の減額であります。

第15款県支出金は、新たに18歳以下の子供に対する医療費無料化に伴う子ども医療費助成事業補助金や緊急雇用創出基金事業費補助金等を計上するほか、既存事業の確定見込みによる県補助金の補正が主な内容でありまして、6,079万7,000円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、国道401号改良工事に伴う町有地売払収入、除雪ドーザー2台の売払収入及び町有林立木売払収入の計上でありまして、707万6,000円の追加補正であります。

第18款繰入金は、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計からの過年度精算金の繰り入れでありまして、合わせて1,103万1,000円の追加補正であります。

第19款繰越金は、平成23年度決算に基づく3億7,425万円の追加であります。

第21款町債は、今年度事業費の変動等により補正した結果、940万円の追加であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、財政調整基金への決算譲与積み立て及び一般積み立て、公共施設等整備基金への積み立て並びに光ファイバー通信基盤整備設計等委託料等の追加によりまして、6億9,916万7,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、1,296万4,000円の追加で、舘岩高齢者生活福祉センター及び南会津町高齢者センターの改修等工事請負費、新たに18歳以下の子供に対する医療費無料化に伴う子ども医療給付費、障害児保育委託料等の計上であります。

第4款衛生費は、自殺対策緊急強化基金事業、地域医療センター広域市町村圏組合負担金及び放射能対策事業等の補正で、183万円の追加補正であります。

第5款労働費は、新たに3カ年継続事業として選定されました緊急雇用創出基金事業の計上でありまして、2,946万円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は、2,028万4,000円の追加で、農業費では新規就農総合支援事業及び地籍調査関係事業費等を追加するものであります。

また、林業費では、森のエネルギー創出事業を初めとした林業振興に関する今後の事業費について所要の補正をし、森林環境保全直接支援事業及び道整備交付金事業については、それぞれ今年度事業費確定に基づき減額するものであります。

第7款商工費は、風評被害対策事業及び観光施設の修繕に要する経費、スキー場支援事業等の計上でありまして、2,188万円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、除雪機械購入費等の請け差及び事業費の確定見込み等による土地区画整備



事業費を減額するほか、追加配分のありました社会資本整備総合交付金事業費の道路新設改良費等を追加計上し、合わせて956万3,000円の追加であります。

第9款消防費は、南会津地方広域市町村圏組合負担金の減額等でありまして、22万3,000円の減額補正であります。

第10款教育費は、統廃合により閉校となる町立小・中学校の閉校記念事業費及び田島地域給食センターの除雪機械購入費を計上する一方、当初4名の帰国者を予定しておりましたALTが最終的に1名となったことによる帰国旅費等の南会津地方広域市町村圏組合負担金の減額、さらには文化庁補助金であります伝統芸能活性化実行委員会事業の事業費の確定による減額等が主な補正内容でありまして、578万5,000円の追加であります。

第11款災害復旧費は、南郷地域における農地、農業施設の現年災害復旧事業費等の計上でありまして、590万2,000円の追加であります。

第14款予備費は、歳入との関連で1億2,468万6,000円を追加するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第82号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,001万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,751万8,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、18歳以下の子供に対する医療費無料化に伴う子ども医療費給付事業に係る一般会計繰入金及び前年度決算による繰越金をそれぞれ補正するものであります。

一方、歳出では、歳入の一般会計繰入金と同額の子ども医療費給付費の計上及び予備費の補正であります。

次に、議案第83号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ345万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,495万1,000円とするものであります。

その内容は、歳入は繰越金を補正するものでありまして、歳出は一般会計に対する事務費等の過年度精算金の繰り出し及び予備費の追加補正であります。

次に、議案第84号 平成24年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,505万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,173万2,000円とするものであります。

その内容は、人件費、事務費及び介護認定審査会負担金の追加と、財政安定化基金特別交付金基金の積み立てを除き、歳入歳出ともに平成23年度決算に伴う過年度精算の補正が主な内容であります。

訂正させていただきます。

先ほど財政安定化基金特別と申し上げましたが、財政安定化基金特例交付金基金積立金を除きであります。訂正させていただきます。

続けさせていただきます。

歳入歳出ともに、平成23年度決算に伴う過年度精算の補正が主な内容であります。

次に、議案第85号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ508万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,308万3,000円とするものであります。

その内容は、歳入は平成23年度決算に伴う繰越金を補正するものであり、歳出は伊南地域の公共ます設置工事請負費と予備費の追加補正であります。

次に、議案第86号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,881万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,418万6,000円とするものでありまして、社会資本整備総合交付金の減額内示を受けて、管渠布設工事等について所要の補正を行うものであります。

また、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第87号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,717万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,013万3,000円とするものでありまして、その内容は、簡易水道等施設整備費補助金の減額内示を受けて、各簡易水道施設整備事業費を補正するものであります。

歳入は、国庫補助金の減額、繰越金の追加計上のほか、第2表地方債補正のとおり、地方債を減額するものであります。

歳出は、簡易水道等施設整備費補助金の減額内示に伴う各簡易水道施設整備事業費の減額補

正が主な内容であります。

次に、議案第88号 平成24年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予算額を210万6,000円追加し、1億3,489万2,000円とするものであります。

その内容は、固定資産台帳作成業務委託料を計上するほか、経常経費の補正であります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案20件、報告2件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第73号から議案第80号までの平成23年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計にかかわる歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員。

○木下光廣監査委員 監査委員の木下光廣でございます。

平成23年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成23年度南会津町水道事業決算、平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、平成24年7月27日から8月7日までの実質8日間にわたり、渡部勝善監査委員、楠正次監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出されました平成23年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成23年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められたので、ここに報告させていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額141億3,097万6,917円、歳出決算額135億8,574万6,962円、歳入歳出差引額5億4,522万9,955円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億4,097万

9,000円を差し引いた南会津町の実質収支は4億425万955円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額52億8,243万1,360円、歳出決算額51億1,432万5,625円で、実質収支は1億6,424万2,739円となっております。

前年度と比較しますと、実質公債費比率は10.6%、前年度は12.7%でございましたので2.1ポイント減少いたしました。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税などの未納額は1億7,354万4,000円となり、前年度と比較しますと1,614万6,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は1億6,337万3,000円となり、前年度と比較しますと1,052万3,000円の増加となっております。

一方、使用料等の未納額は、水道事業会計を含めると1億1,540万8,000円となり、前年度と比較しますと607万5,000円の増加となっております。

一般会計、特別会計及び水道事業会計の合計の未納額は4億6,354万6,000円となり、前年度と比較しますと3,006万2,000円の増加となっております。

町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に誠意努力する必要があります。

滞納対策として、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿って、きめ細かな対応をとりながら、その中で支払い能力の範囲内と認めながらその義務を果たさない滞納者に対しては、公平、公正を期すため断固とした態度で臨むべきであり、行政への信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、公債費についてであります。一般会計の平成22年度末地方債現在高は156億4,692万2,000円でありましたが、平成23年度末では155億5,532万3,000円と9,159万9,000円減少しました。

特別会計の平成22年度末地方債現在高は74億4,156万5,000円でありましたが、平成23年度末では72億2,784万2,000円と2億1,372万3,000円減少しました。

実質公債費比率は3カ年平均値で算出いたしますが、単年度の実質公債費比率を見ますと、平成21年度12.9%、平成22年度9.8%、平成23年度9.2%となっております。平成23年度は前年度と比較しますと0.6ポイント減少し、改善の跡が見られる結果となっております。コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであり

ます。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

平成23年度の期間利益は1,239万2,609円となりましたが、さらに経費節減に努力されることを期待するものであります。

次に、収益的収支であります。収入については、予算額1億5,307万円に対し、決算額1億5,188万520円で118万9,480円、0.8%の減となっております。

支出については、予算額1億4,053万6,000円に対し、決算額1億3,803万1,246円で250万4,754円、1.8%の減となっております。

次に、使用料等収入未納額の解消についてであります。平成23年度未納額は594万8,110円発生し、未納累積額は2,542万1,420円となっております。前年度と比較すると222万6,000円、9.6%増加しております。使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、滞納解消のために徴収計画書を作成し、滞納解消に努める必要があると考えます。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものであります。この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため、行財政上の措置を講じることにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、各関係職員から説明を徴収するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載された書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率は、一般会計等の平成23年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

連結実質赤字比率は、一般会計等の平成23年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

実質公債費比率については、平成23年度の実質公債費比率は10.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較しても、これを下回っており、問題はありません。単年度で見ましても、平成21年度12.9%、平成22年度9.8%、平成23年度9.2%と良化しております。

将来負担比率については、平成23年度の将来負担比率は47.4%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較しますとこれを大幅に下回っており、問題はありません。単年度で見ましても、平成21年度90.5%、平成22年度68.3%、平成23年度47.4%と良化しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しましても問題はございません。

平成23年度の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少、人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなっており、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。

限られた財源を効率・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現には、行政評価の導入が有効であると思慮されますので、早期に確立されることを望むものであります。

第2次南会津町振興計画達成に向けた夢と希望のある南会津町の実現に、各課は役割を認識し、着実に目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 以上で監査委員の報告を終わります。



#### ◎請願・陳情の委員会付託

○芳賀沼順一議長 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情1件です。

平成24年請願第5号 長野地区水道水源の改善を求める請願書について、紹介議員から趣旨弁明を求めます。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ただいま議案となりました請願第5号についてご説明を申し上げます。

件名は、長野地区水道水源の改善を求める請願でございます。

請願者の住所及び氏名については、南会津郡南会津町長野字長野80番地、長野区長、渡部康吉であります。

紹介議員は、私、星登志一です。

それでは、請願文に沿ってご説明を申し上げます。

長野地区水道水源の改善を求める請願書。

請願文。

平素より、当長野行政区に対しては格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当地区の水道は昭和33年頃の施設整備以降、水質・水量とも問題なく供用されておりました。その後水洗トイレの普及や生活洋式の多様化が急激に進み、使用水量の増加と水源施設（酒の沢）の老朽化に伴う、取水量低下による水量不足が顕在化し、昭和59年の夏には非常に厳しい給水制限のなか、炊事や入浴もままならぬ事態も発生しました。

この対策として町では、昭和60年より当地区字道下地内の段丘地底部で新たな水源（浅井戸）工事に着手し、昭和62年には供用が開始されたこともあり、今日まで深刻な水不足もなく、安定した給配水がされております。

しかしながらこの間、酒の沢水源は取水量低減が続き、町では平成22年に取水を停止したこともあり、現在は地区内水道水の100%が道下水源の水となっております。

道下水源は、地形的にも上段の住宅地や事業所の排水が地下浸透して湧出する位置にあり、その水質については地区民も危惧しているところです。

地区民の多くは地区水道の主要水源が酒の沢で、道下水源はあくまでも緊急時の補完的水源と認識しており、これまでの定期的な水質検査結果で異常がなくとも将来的な観点では、道下水源の水に対し非常に大きな抵抗感と不安感を持っております。

つきましては、地区民が安心して飲める水源の確保を目的として、速やかに検討と実施をお願い致します。

記。

○酒の沢水源の復活と機能強化を含めた改良事業を検討すること。

○同水源の復活が困難な場合は、配水地周辺の山林内に新たな深井戸を掘り、これを水源と

して安定供給を図ること。

何とぞ、長野地区民の安心できる水源水のために、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ただいま紹介議員のほうからご説明を聞いたわけですが、できればここにある酒の沢とか道下の地図か何かあるともっとわかりやすいのかなというふうに思いますので、地元の議員ですからわかるかと思うんです。私たちにももう少しわかるような形で、何かそういう説明資料をいただくとありがたいのかなと、こんなふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 そうですね、後から全議員さんに配付したいと思います。

ちなみに、酒の沢というのは、皆さんご存じかと思えますけれども、第二小学校、それからこちらから行きますと長野地区に入ってリンゴ園があります。その間をずっと上ったところに沢があるんですけども、その地域一帯を大体、酒の沢と言います。それで、今現在長野地区で使っている水源というのは、住田光学からずっと下りまして、住田光学とそれから国道の間、そこに段差があります。その段差の下に、浅いと大体五、六メートルだと、これは水道課のほう、五、六メートルのところから地下水を掘って上げているのが現状です。かれこれ10年ぐらい前にあそこから全部水を取ると、あの近辺の田んぼから水位が大体三、四枚分の水位ですかね、田んぼの水が減るといようなうわさも出て、これはショウスイをもしかしたら使っているんじゃないかと。検査に数字としては出てこないけれども、ショウスイじゃないかというような話もありまして恒久的な水源とすることはやめていただきたいなど、こんないきさつがあって今回の請願になっております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で請願1件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。



お手元に配付しました請願・陳情委員会付託の一覧表のとおり、会議規則第92条第1項の規定によって、所管の常任委員会に付託します。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれで散会いたします。

次の本会議は9月26日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時28分

平成24年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成24年9月26日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 6番 湯田 哲 議員
- 5番 室井 実 議員
- 2番 長谷川 耕一 議員
- 7番 渡部 優 議員
- 13番 星 登志一 議員
- 4番 室井 嘉吉 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 大桃 英樹 議員  | 2番 長谷川 耕一 議員  |
| 3番 湯田 良一 議員  | 4番 室井 嘉吉 議員   |
| 5番 室井 実 議員   | 6番 湯田 哲 議員    |
| 7番 渡部 優 議員   | 8番 楠 正次 議員    |
| 9番 高野 精一 議員  | 10番 山内 政 議員   |
| 11番 渡部 忠雄 議員 | 12番 湯田 秀春 議員  |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 阿久津 梅夫 議員 |
| 15番 五十嵐 司 議員 | 16番 大竹 幸一 議員  |
| 17番 菅家 幸弘 議員 | 18番 芳賀沼 順一 議員 |

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	舘岩総合支所長	齊藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

**事務局職員出席者**

酒井直伸	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により、遅刻する旨届け出のあった議員は、13番、星登志一君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、暑くなり次第、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 湯 田 哲 議員

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君の登壇を許します。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 おはようございます。

議席番号6番、ただいまより通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく分けて3つです。毎度質問している水力発電のことが1番目にありますが、以下2つ

のことを質問させていただきます。

1、水力発電調査の進捗状況は。

現在、高野ダム、つまり高野にある田島ダムと旧針生発電所の水力発電の実現に向けての調査が進められています。太陽光発電のようにことしに実施が決定し、年内に設置、運転できるような短期間に実現できる自然エネルギーとは違い、性質上、水力発電の場合は水量調査はもちろん、地形の測量調査、取水による自然への影響調査など多くの時間が必要であることを今回の調査事業で強く実感しました。

そこで、以下の点を伺います。

1、調査途中であると思うが、現段階でのその調査状況と現時点での水力発電の実現性は。

2、2010年2月に、「南会津町地域新エネルギー事業化調査」と題した105ページに及ぶ調査書が提出されました。かなり詳細な調査と研究、実現性に向けての具体的内容の充実した報告書です。

その報告書の中には、本町の水力発電の実現可能な有力な場所として、館岩地区の水引地区の新道沢や伯母ノ岐沢など、南郷地区ではさゆり荘の上流、鹿水川の砂防堰堤からの取水するケースなど具体的に候補が上がっています。伊南地区においても既に内川発電所が動いているように、尾瀬を水源とする伊南川の膨大な水量は、複数の水力発電の可能性を十分秘めています。

上記のように水力発電の実現に向けた調査には多くの時間を要することから、館岩、伊南、南郷地区の水力発電の実現性に向け、直ちに調査を開始すべきであると考えているが、町長の考えは。

3、日本には本町のように山間地にある水の豊富な自治体が多くあります。脱原発により、自然エネルギーへシフトした今の時代において、本町のように水が豊かで高低差のある山間地だからこそできる自然エネルギーを推進する町として、他の自治体の見本となるような特徴ある自然エネルギー政策を進めるべきであると考えているが、町長の考えは。

大きな2番です。集落カルテによるわかりやすい事業計画展開を。

私の2010年6月の一般質問で、「地区ごとのカルテを」と題して質問しました。その中で私は地区ごとのカルテとは、地区ごとの政策や事業履歴書であり、今後のその地区の処方せんである。それを明確にすることによって、担当職員の異動により担当者がかわっても、その地区の計画、政策がリセットされることのないよう、担当者がかわったからというやりとりを繰り返さないためにも、この地区ごとのカルテは必要であり重要であると述べました。

そこで、以下の点を伺います。

1、私の言う地区ごとのカルテと、町の集落カルテとの違いは何か。

2、104の行政区があるので、集落カルテは104のファイリングがあると思うが、具体的にはどのような形で存在し、その内容は。

3、その集落カルテは、住民が自由に見ることができ、今後の集落の事業計画を住民がわかりやすく知ることができるようなきめ細かい事業展開をすべきであると考えているが。

大きな3番です。子供たちの教育環境のさらなる充実を。

本町には御蔵入交流館（文化センター）、図書館ができ8年が過ぎました。その間、さまざまな芸術、文化など多くのイベントが開催されてきました。図書館では年間計画的に町民の教養を高め、知性を刺激するような数多くの新刊を購入し、図書館としての役割をさらに高めています。町民憲章にある文化のまちづくりのため、町のこうした実践と努力を高く評価します。そこで質問します。

1、町内14の小・中学校の児童・生徒で、交流館での演劇鑑賞など、学校行事の中で交流館を利用する回数とその内容は。

2、図書館には人類の過去から現在まで得た知識や技術、つくり上げた文学、芸術、歴史まであらゆるものが詰まっています。そんな図書館に学校の授業の一つとして、スクールバスを使い、学年ごと、あるいは学級ごと、まるで遠足気分図書館にやっっていくような授業時間を設けてはいかがだろうか。

子供たちの「知」を刺激する時間、多くの「知」への冒険の時間です。次から子供たちは自分の意思により図書館を目指し、自分の能力を伸ばす勉強を自分で始めるのではないのでしょうか。教育長の考えを伺います。

3、このたび図書館の検索ソフトの大きなリニューアルがなされましたが、その内容と以前と比較としての違いを伺います。

質問席からは以上で終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 皆さんおはようございます。

それでは、6番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、水力発電調査の進捗状況に関する1点目ですが、現段階での調査状況と現時点での水力発電の実現性はとのおただしであります。現段階では調査地点である田島ダム、旧針生水力発電所の2カ所について、地形や流量、電力の受給調査等の現況調査を実施し

ております。

今後は電力の自家消費を想定した場合の施設面や、手続等の課題抽出や、建設費、操業経費を含む全体的な事業採算性、さらには地域への波及効果など、より詳細な調査を進めていく予定であり、事業の実現性につきましては、その中で判断すべきことと、そのように考えております。

次に、2点目であります。館岩、伊南、南郷地域における水力発電の実現に向け、直ちに調査をすべきとおただしであります。豊富な水資源の利活用につきましては、町全体として非常に重要な課題であると、そのように認識しております。

現在実施中である田島地域での調査につきましては、平成21年度に実施した事業化調査のように、発電量を推定し、売電金額により事業化の可能性を検証するものではなくて、エネルギーの地産地消という観点から調査を進めているものであります。

町の方向性を探るための一つの研究事例としてとらえております。まずは、現在実施中の調査事業を完了し、ほかの地域の可能性調査については次のステップ、そのように検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

可能な地域はあろうかと思いますが、やはりそれぞれの地域の状況もあろうかと思っておりますので、慎重に、そういう中で、町としては調査しながら進めていきたいと考えております。

次に3点目、自然エネルギーを推進する町として、他の自治体との見本になるような特徴ある自然エネルギーを進めるべきではないかとおただしであります。本町が有する豊かな自然資源を新たなエネルギーとして有効に活用することで、特色あるまちづくりへとつなげていく可能性は十分にあると、そのように認識しております。

本町といたしましては、資源的に無尽蔵と言われるもの、あるいは気象、天候に影響されるもの、また設置後の管理が比較的容易なもの、それぞれに長所、短所を持っている自然資源を自然エネルギーとして複合的に取り入れていきたいと考えております。

国や県の動向を見きわめつつ、補助制度等の活用を図りながら、前のめりでなくて前向きに、可能な限り事業を進めていく、そのような考え方でおります。一步一步着実に前進してまいりたいと考えております。

次に、集団カルテによるわかりやすい事業計画展開に関する1点目であります。議員ご提案の地域ごとのカルテと町の集落カルテの違いについてのおただしであります。町で作成しております集落カルテは、少子高齢化が進む集落における集落機能の維持や活性化の観点から、それぞれの集落の現況把握、そしてまた、課題整理のために作成しております。

したがいまして、議員ご提案の地区ごとの政策や事業履歴書とは意味合いが異なるものとなっていると、そのように理解しております。

次に2点目でございますが、集落カルテの存在形式とその内容はとのおただしでございますが、集落カルテは集落支援員を配置しております館岩、伊南、南郷地域の全集落については作成しておりますが、田島地域では作成しておりません。

まず、集落カルテの内容でございますが、集落の成り立ち、世帯人口や地理的状況、インフラ整備状況、住民の日常生活の状況、農林業などの生産活動状況、共同活動状況、そのほか他の集落との協力、連携事業、集落資源の状況、集落の将来展望等について、集落からの聞き取りにより、集落カルテを整理しております。

次に、集落カルテの存在形式でございますが、それぞれの支援センターにおいて集落単位でのデータと紙ベースにより存在しております。また、総合政策課においても、集落カルテの地域別一覧表のデータを保管しているところであります。

次に3点目、集落カルテにより住民が自由に集落の事業計画を容易に知ることができるきめ細かい事業展開をすべきとのおただしでございますが、現在町で作成しています集落カルテは、個別集落における政策的な事業計画などは記載されておられません。しかしながら、それぞれの集落の現況や課題が整理されておりますので、その集落の住民同士が集落の現況や課題に対して共通認識を持ち、将来自分たちの集落がどのようにしていったらいいのか話し合いながら、集落に必要な事業計画についても集落カルテに記載管理を行い、事業展開が図れるように検討してまいりたい、そのように対応したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 皆さんおはようございます。

私からは、子供たちの教育環境のさらなる充実についてお答えいたします。

まず1点目、町内小・中学校の学校行事での御蔵入交流館の利用回数とその内容についてのおただしですが、公演事業や各種発表会等の利用回数は、平成23年度実績で8回です。その主な内容ですが、町内の小学生を対象とした演劇鑑賞教室、郡内小・中学校の合唱祭及び合奏祭、南会津学習サポート事業全体勉強会等でございます。

また、そのほかに総合的な学習の時間を利用した職場体験や家庭科の時間を利用した乳児ふれあい教室等で計13回の利用があります。



なお、参考までに文化のまちづくりの一環として、桐朋学園芸術短期大学の学生が直接町内の小学校に出向いてクラシック音楽や和楽器のミニコンサートを14回実施し、子供たちに本物の芸術を身近に鑑賞する機会を設けております。

次に、2点目の学校の授業の一環として図書館訪問の実施をしてはどうかのおたただしですが、学校での図書教育では、学校図書を利用した学校の充実と、本に親しみの読書を愛好する気持ちを育てております。

このため、学校図書館の活用以外に図書資料の充実している南会津図書館を利用するため、議員ご指摘のように、スクールバスや町のマイクロバスの送迎を実施しており、図書館において公共施設、設備を使う際のマナーを身につけさせるとともに、多様な資料から目的に応じた情報を選ぶ情報活用能力の育成を図っているところであります。

図書館の実態で申し上げますと、図書館では毎年管内の小学1年生、2年生を中心に訪問を受け、図書館の概要や機能、設備などを説明し、質疑応答、訪問の最後に図書の貸し出しを行っております。また、小学校図書室の機能を補完するために学校文庫を作成し、各校に約100冊の図書を毎月巡回し交換するほか、図書と触れ合う機会をふやすため、図書館ボランティアの方々と公民館の講座を連携した田島第二小学校での読み聞かせ事業の実施や、図書館に来館しやすく、そして図書を借りやすくできるよう、学校を通して毎年新1年生に図書館利用カードの配布を行っているところであります。

なお、教育委員会といたしましては、遠足気分の図書館利用でなく、子供たちが気軽に親しみを感じる環境をさらに充実させ、図書館が真にみずからの能力を伸ばす場となるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の図書館検索のソフトのリニューアルの内容と以前との相違点に関するおたただしですが、新しい図書館情報システムは、平成16年の図書館開館時より稼働していた図書館情報システムサーバーの基本ソフト及び業務端末等の基本ソフトであるマイクロソフト社のウィンドウズサーバー2000及びウィンドウズ2000が平成22年7月13日をもってメーカーサポート期間が終了し、今後コンピューターシステムを誤用や不正な利用から守るため、修正プログラムの提供がされなくなることから、基本ソフトをウィンドウズ7に更新した際、既存の図書館情報システムが新しい基本ソフトに対応できないことから、平成22年度末に光をそそぐ交付金事業の適用を受け導入し、平成23年6月より稼働しております。

新しい図書館情報システムでは、蔵書に関する検索機能の強化、出力できる帳票の多様化など細かい機能の向上が図られております。

また、図書館と館岩、伊南、南郷、各地域の図書室、小学校、中学校におきましての図書館のシステムをそのまま活用できる機能が備えられております。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 まず、1番目の進捗状況という形で、町長のほうからかなり短い答弁でしたというか、具体的なことを一応聞いていますので、再問のほうでさせていただきますが、今町長が言われた採算性とか、地域への貢献、さまざまな理由がありました。

実は12月に針生発電所を議会の一般質問で第1回目に質問させていただきました。そのときも調査をしたり、採算性がなければ進めることはできないのだからということで、今調査を進めているわけなんですけど、もう少し具体的な部分で、中間報告で間もなく調査期間も終了しますので、僕は終了してから立ち上がるよりも、やはり途中でリアルタイムにということで、3月にも多分同じようなことで質問して、そういうことを言ってきたんです。

ですから、今回の質問ではかなり調査も終盤になっていますので、その分で具体的な部分の数字、あるいはどのような状況だということをぜひ聞きたいですが、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

現在進めております調査につきましては、去る5月24日、指名競争入札によりまして業者のほうを選考しまして業務に入っております。工期につきましては3月末ということで設定しております。

これまでの経過につきまして簡単に説明させていただきますと、田島ダムにつきましては、当然現況の調査、それに各種資料の収集、ダムの構造でありますとか、今現在の低水位流量でありますとか、そういったもの整理等、これまでにしております。

あわせて、大まかな発電量の推計、それと周辺地域、これは地区地元を含めまして、電力の受給に関する実態調査、それと将来的な一部どんな形で供給できるかという検討を現在進めております。

針生地区につきましては、現地の調査を含めまして、過去の資料を収集、過去の旧針生発電所の実態関係を調査しております。それに含めまして、やはり同じく周辺、この場合は針生地区となりますけれども、地区内での年間電力需要量と、これらも含めまして実施しているところでございます。

これから今年度内の予定としましては、当然発電所としての機器的なある程度の構成、それに含めまして建設費、操業費の想定、さらには地域振興策との連携、それに含めまして総合評価、こういったものを今後進めていきたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君

○6番 湯田 哲議員 少し具体的に、少しですね、この中で言っています、現時点での可能性ということで、これを多分僕が言い続けると、先ほど町長が言われた前のめりと、私たちは前へ進むという表現で、僕は多分前のめりになっているように見えるかもしれません。ただ、7月の、あるいはいろいろな決定が、買い取り制の義務化なんかもされていますから、今やらないでいつやるんだということでもさらに質問しているわけなんですね。

そこで言わせていただければ、現時点での進捗状況は数字的なことはわかりました。その辺の可能性の分をちょっと今触れているわけです。現時点での実現性の可能性は、実現性はどうことですが、これに関して少し触れてください。聞きたいです。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

先ほど申しましたように、今現在調査中ということですので、今現在で中間的なという意味合いでお聞きいただければなと思います。

その中で、今回2地点の調査を進めておりますが、これまでの結果の中で田島ダムにつきましては、まずダムの水をどういった形で利用するかというのが1つの観点になってまいります。

その中で今現在田島ダムの放流水、これを利用したいという話の中で、では今現在どういった形の放流があるか、1つは非常用の洪水吐これは一番ダムの堤体の上部にある、これは本当に非常用ということで、特別な災害のときにしか恐らく流れない水ということで、今までは一切流れておりません。

それと、常用の洪水吐というのがございます。これは、ダムの斜面堤体を白く流れてくる、これは一定の洪水なり流量があったときに、あそこから放流する。ですので、1年を通してその水が流れているというわけではございません。

3つ目には低水位放流というものがあります。これは常時ダムの一番底部になりますけれども、バルブを使って開閉する、その水で常時一定水量を流す。

それと4つ目として、量は小さいですか、水道用の放流水、これは配管して町の上水道施設、そちらに流れております。

この中で利用できると思われる低水量の低水放流ですね、これは想定よりもはるかに水量が

少ないということがわかっております。毎秒当たりの流量になりますと、0.0幾つという形になります、毎秒数十リッターという流量であることが確認されております。

こちらですと、発電機を設置しましても、恐らく5キロワット程度の発電しかできないのではないかということで、当初町がもくろんでおりました、ある程度地区での地産地消という観点からすると、非常に発電量が小さい。逆にいうと具体化が難しい施設なのかなということが現時点でわかっております。

これにあわせて針生地区のほうですと、流量がやはりそれなりに確保されております。その中で、当然洪水、満水流量ですね、それと渇水期流量、こちらを照らし合わせますと、やはりそれでも300キロワット前後の発電量は可能ではないかと、1つ出ておりますので、実現性としましては、針生地区の発電については、ある程度の実現性が見えるのかなという現在の状況でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 数字というのはそういうことですよ。今言われた田島ダムが5キロというと、これはソーラーでいえば4.2キロ、最近8キロワットつけたという方もいらっしゃいますけれども、とにかく10キロをつける一般と比べれば、本当に今、四、五百万、500万、600万円で10キロワットできますので、はるかに水力をやったとすれば数億円近くかかりますから、田島ダムに関しては5キロワットという報告でしたけれども、一つ残念なことではありますけれども、これもこういう数字をもとにどんどん進めていくと思いますけれども、一步一步前へ進むような形で精査しながら、僕は前のめりになっているつもりはありませんが、着実に実現性に向けて進めてほしいなと思います。

2番目の部分に入る前に、実は町長が先ほどの質問の中で、これを完了した後に伊南とか3地区の分で進めるんだということで、わかりました。

ここで僕はなぜこれを出したかという、針生が少し先行した部分でありました。これはただ資料ですけども、毎年平成19年、20年、21年、22年、ここに書いてありますけれども、新エネルギー事業化調査という形で、2010年に出たのが最新版なんですけれども、こういう形で町が一生懸命、こういうのを多分前回の部分で600万円ぐらいかけて調査しているわけですよ。それが調査調査で、これも多分全部そのぐらいの予算をかけてつくっているわけです。それがすべて交付金というか、どこかの補助の流れできていますから、一般財源からは出資していませんけれども、そういう中で進めてきていますから、ぜひこの政策の部分では既に進んでいますので、僕は時間がかかるから今から調べたほうがいいと思いますけれども、その辺は

やはり確か今町長が言われたように、これで一つの成功事例をつくって次に進めても、今度は一つのノウハウが町全体でも、環境水道課のほうで担当している方なんかもすべてその辺で勉強になって、そのノウハウがわかりますので、3倍、4倍のスピードで調査とか事業を進めることができると思いますので、僕はとても期待しています。

ですから、この1番の質問の進捗状況、あと300キロワット前後ということで、これで算出すると、29円、35円で計算しますと5,000万円ぐらいになると思いますけれども、その売電がどうじゃなくて、自家消費、地産地消ですか、自分のところで使う部分の計画もあるそうなので、全部売ってどうということになるとまた前のめりじゃないかと、こう言われるかもしれませんけれども、いろいろな選択肢を持って進めてほしいなと思います。

その分で、自給するということで、よく町ではエリアでやりたいということを使うんですけども、去年の梶原町含めて、今回の岡山県の真庭市も含めてですけども、皆さんは割と直接具体的な部分でいくと、本当に大分挑戦しちゃっているというか、決断を出していますよね。

ですから、真庭市のほうでいきますと、昨年4月にできた27億円の新しい新庁舎があるわけですが、そのボイラーをペレットとチップボイラーの2機種の大規模のやつで一回にどんとつくってしまう、石油は1滴も使っていませんという、点火はどうしたんですかと、普通点火に灯油を使ったりするんですが、ドライヤーといって電気で点火するんですよ。それは結局自治体のこだわりですよ。我々はそれでやっていくんだというこだわりだと思います。

ですから、3番の部分に移るんですが、ぜひこの水の豊かな南会津町、東北には水の豊かな町がいっぱいあります。ここで、12月議会でも言わせていただきましたけれども、ちょうど原子力政策が昭和40年代初期に始まったときに、小さな小規模の水力発電がなくなっているわけですよ。結局はリストラされたわけですよ。そういうものが再利用されて、どんどんこれから芽を出していくんじゃないかと僕は期待しています。その成功事例としてぜひ進めてほしいなと思います。それでは町長の考えをお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

この再生エネルギー、自然エネルギー、この活用は原発の事故が起こってからまた非常に注目を浴びているところではありますが、その調査があったころ、これほどの注目の中で調査をしたという認識で私はおりません。ただ、その方向性はいいんですが、そうした中で、実際に具体的にそれを実施するに当たって、いろいろな課題が逆に見えてきた、それをクリアすればま

た実現はより近づくと、そのように今現在は思っています。

ですから、先ほども申し上げましたように、まず一つの成功事例をつくるのがやはり大事かなと。そして、ここの地域は水力発電にしても、昨年もあれだけ大きな災害が起きました。そういう中で、災害に対する水力発電の対策とといいますか、もう私どもはそれも考えなきゃならないと、そう思っています。

それからもう一つは、水量が少ない中での雪がどのように影響するのかということも我々は考慮しなければならないのかな。すべてそのようなことも調査の中の範疇において実施に向かって今やっているところなんですけど、そのようなことで、まず一つやってみると、それはそういう気持ちでおります。

ですから、いろいろ実施する中でまた課題が見えてくると思いますから、その課題がまずあるからみんなだめだと、最初からそういう考え方じゃなくて、どのようにしたらそれを克服しながらできるかということを中心に考えていきたい。自然エネルギーというのは、これからのそのエネルギーの大きな国としての方向性でもありますし、ですから町としてもその方向性をしっかり見定めながら、この当地域でこの自然を生かしたエネルギーの活用は将来有望だと、これは私もそう思っていますから、ぜひその点は慎重にならざるを得ない面もありますが、この地域の生かすまず第一の方法でもあると、そういう政策でもあると思いますから、そのような方向性を探りながら、しっかり対応していきたいと考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 町長が言われる具体的に、本当に水が多い、雪解け水を考えると壊されたり、台風時には壊れてしまうような今回の只見川流域もかなり被害ありました。今後もそういう災害でそれを守るためのガードも、取水口の設備の緊急のふたとかいろいろなものができたりする時代になってくるんだと思います。技術的革新も多分これから進んでいくと思いますので、それからもう一つ、有望であるという言葉が聞かれました。それもいいことだと思います。本当に有望だと認識があれば、この政策、水力、ほかには風力とかという話もいっぱい出ています。バイオマスもいっぱい今まで研究してきましたけれども、ぜひ今回進めている部分なので、慎重に、着実にいろいろなハードルを越えていってほしいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、エネルギーについては毎回しゃべらせていただいていますので、これぐらいにします。

それでは、2つ目に移ります。

集落カルテの部分、ここは私の場合も聞いて目が覚めるような感じで、やはりかなり違っていた。僕はどちらかというと、陳情・要望である農道とかハードの部分の言っていましたけれども、先ほど言った少子化の中で、町の集落カルテの部分に関しては、ソフトの面ですか、人間的な部分で、健康であったり、コミュニティーだったりする部分の、そういう政策の中でいかに住民が住みやすく、ソフトの面でサポートできるかのような要素がかなり高かったです。

ただ、町長が後のほうで述べた住民の生活環境がかかれば、やはり道が重要であったり、道路の水でどうしても皆さん苦勞していれば、ハードですね、土木事業の部分が結構気になったりするわけですね。

そこで僕は地区ごとのカルテという形で、あそこの農道が5年前にできた、あのときも言わせていただきましたけれども、まだ要望しながら10年もやっていなくて、なぜかぽっとあらわれた3地区のどこかが、優先順位はそちらだと言われればそれきりなんです、そういう意味で、そういう履歴ができれば、そろそろ私たちの番じゃないかという、そういう部分でいいんじゃないかということ僕が言っていたんですね。

ですから、今回きめ細かなというんじゃなくて、各地区に20万円ありましたね、行政区に対して。とてもいいことだと思います。

そこで、一つあるんですね、この調査の中で僕はどちらかというと、その地区ごとのカルテというのは、ここにあります集落維持発展支援事業ですね、上限で50万円をしている部分があります。これも今回だと9件出ています。こういう土木的要素の部分が、要するに今回長野地区で上水道の部分の請願ですか出ていますね。

今回、きのう産建では、東地区の土石流ですね、そこの現地を見てきましたけれども、そういうハードの部分で土木工事を要したり、かなりの県の予算が必要であったり、それはさまざまなんですけれども、その部分を履歴書に残して、やっていないということはないという話なんです、ぜひその集落カルテの中に、地区ごとの部分の、そういう部分の経歴を、やってきた事業事業の実績を、見ればわかるだろうというんじゃないんですよ。その中になって、どんどん出ているんだから、じゃそろそろ6年目だからと、よく優先順位という言葉がありますけれども、優先順位はその地区にとっては最大の優先順位なんです。それを行政が見て、そこで順番を決めていくというのは、確かに正しいのかもしれませんが、集落にとっては本当に死活問題というか、本気度が高いですね。

ですから、そういう意味ではそういうカルテを冷静に見て、職員が異動しても、その中を見ると、じゃ間もなく8年もやっていないんだから、ほかの地区で農道を整備しているのに、こ

こは8年も待ってもそのこのところができないんじゃないかと、やはりそろそろここじゃないかということで、地区ごとのカルテという言葉を使っています。

そこで再問ですけれども、ここの部分をもうちょっと、ソフトはもちろん重要ですよ。そういう分の集落の分の事業履歴ですね、僕が言っていた。そういう部分をもっと含めて、正確に乗っけてはいかががでしょうか。その辺について考えはいかががでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 すみません、ちょっと確認したいんですが、その地域別の優先順位、その決定の仕方を町で考えたらいいということですか。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それをやっている流れというのは、やはり客観論ですね。客観的に見ているからというかもしれないんですが、僕が今言ったのは、それぞれの地区、104行政だったら行政の中で我々のが一番じゃないかと思いつつながら、そこで結局は行政でやったりするんですが、そうじゃなくて、もちろん最終的な結論は行政ですよ。

○芳賀沼順一議長 もう少し簡単に、明瞭に。

○6番 湯田 哲議員 それをそうじゃなくて、その前の段階で、そうすればもっと明確に見えるんじゃないか。そのカルテができれば、その分でもっと正確な判断ができるんじゃないかということを行っています。

○芳賀沼順一議長 事業をした履歴を乗っけるということでしょう、簡単に言えば。

○6番 湯田 哲議員 履歴を乗っけることで、判断がもっと正確になるんじゃないですか。ですから、最終的な判断はもちろん行政ですけれども、この分で、今まで分もそれがない中で選択というのは、どうしても新鮮な情報が先行すると僕は思っていますよ。何か産建で2年目になりますけれども、陳情の分で、6年前で毎回出しているというのものもあるけれども、重要なんだけど、毎年出しているんじゃないかと、5年前に出しているのが重要な部分があるんです。言っていることはわかりますね。それができれば、もっと明確に……

○芳賀沼順一議長 湯田哲君、私がわかった範囲をちょっと聞きます。

個人の病気の履歴と同じで、その部落の工事をしたりした、そういう履歴を残せということなんでしょう。もう一度簡単に。

○6番 湯田 哲議員 残した後だったら明確になるだろうと、大ざっぱで、ページをめくって、ねじくってどうじゃないんです。それができたら、判断がスムーズになるだろうということを行っていますから、それでいいんですよ、行政の判断はいいんです。最初は、それを見て



からの判断が重要だろうということを言っているんです。それができてから後の。

○芳賀沼順一議長 町長、わかりましたか。

総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

これは、もともと前に湯田議員が22年の第2回定例会の一般質問で質問された事項の再質問というふうな考え方だと思います。

そのときの答弁ですと、やはりそれはカルテが、そういう記載したカルテがひとり歩きすることにより、いわゆる画一的な事業予算の硬直化につながるおそれがあるという答弁をさせていただいたと記載がしてございますので、それらを含めて総合振興計画の中で関係機関と調整を図りながら事業は進めたいということで、そういうような答弁をさせていただいたということになっておりますので、それは変わっておりませんので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 その答弁の部分で、再問でその部分についても反問したかったんですが、画一的になる理由が僕はわからないと思います。画一的になることのどこが悪い。農道を直してちょうだい、そこで農道が順番で直りますよと、それは画一だと、それは同じ事業の性質のものはめちゃくちゃありますよね。よく話題になるのは水門ですよね、集落に対する防水上、防火上問題があるので、それを自由に開閉できたら集落の中の水位も自由にコントロールできればすごく重要なんだと、針生地区も出していますよ。ほかの地区も出していますよね。

それが、大切なのは画一、その部分の画一、言葉の画一という意味が僕はわかりませんが、画一というのはどういうことなんでしょうか。どれが画一で悪くなるんでしょうか、それを聞きたいですね。画一性は何なんですか、具体的に。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

いわゆる画一という形の言葉で答弁した例としましては、例えば水路については、あそのこの地区は水路をやっているけれども、違う地区については水路はまだやっていませんので、こちらを優先していただきたいというような、集落同士のやっている事業の比較によって、やっていない地区のここをやりたいというようなやるべきでないかというようなその画一性ができるのではないかとということで、それは優先性とはまた別なものではないかということから、画一性というような答弁をさせていただいたということだと思っております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ちょっと興奮してしまいました。

それはでもいいですか、防火水槽だとか、農業用水とか生活用水の取水の部分で、それがAでBでC地区が、それはとっても大切なことだと思うんですよ。ただ、その部分は優先であつて、画一という言葉がちょっと、画一性がマイナスのように聞こえちゃったものだからそう質問したんですけれども、そうじゃなくて、それは全然問題ないと思いますよ。

それで、あそこでいいのができてすごく便利になったよという区長同士の情報のやりとりで、じゃうちらも今シートかなんかやって適当にやっているんだけど、できたらいいんじゃないの、やりたいねと言って地区からの要望で上がってくる、この流れの画一でどこが、そこはいいです、そこに触れませんが、全然問題なく、その部分のリストがどんどんできていったら、じゃ地区のほうでも、我々産業建設では現地を見ていきますよ。これはやっぱり今の時代にシートやって石やって、水持ってくるじゃないだろう。90%以上みんなことゲートだったり、すごいきれいだったりしますよ。だったら、それはやはり今10地区がないなら、毎年1個ずつやっていきましょうという案ができれば、うちらは8番目になっちゃったかもしれないけれども、8番目には直るんだなとという、そういう住民の安心があるだろうということで僕はこれを質問しているんですね。

そういう履歴書ができれば、ほかは80地区が、今取水に限って言わせていただければ、その分でいえば、うちらは今どきこんなのがこの104の中で5件はこれらしいと。だったらうちは間もなくやってもらおうよという部分のカルテなんですよ。その分が画一だとは僕は思わないんですが、それについてはどういう考えでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

議員がカルテについてこだわりを持っておられるからそのような解釈になるのかなと私は思いますが、今の集落の課題というものはどのようなものがあるかということ、ですから、これは何もどこかに防火水槽をつくったから、こっちにも防火水槽が欲しいと、そういうようなことじゃなくて、実際に防火対策、今防火水槽の話が出ましたから防火水槽が必要なのか、どのような基準で配置されているのか、その辺のことは当然町では検討します。

ただ、この集落に対しての町の考え方は、集落応援交付金の事業もやらせてもらっていますが、これは本当に町があんたのところはこれがこうだからこうでしょうじゃなくて、本当にその地域の人たちが、今自分たちの地域でどういうものが課題なのか、どのような地域にしていきたいのか、そしてどのようなことが今大切なのかということをしっかり認識していただいて、

そして行政と連携しながら話し合いながら、やっぱりそのようなことを解決していく、そういうものをカルテとして、集団のカルテとして記録していく、そして解決していく、そのような考え方でありますから、今インフラのことが出たわけですが、そういう意味で、何も全部の地域が同じような、金太郎あめのような地域になることではない。本当にその地域が、自分たちの今の課題をしっかりと将来を見詰めて、そしてどのような地域にしたいのかということその地域の人たちと一緒に協働で町はやっていきたい、そういうためのつくるためのカルテと、そういう支援のあり方ということをご理解いただきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 これについてももう少し、もう一回だけ触れますね。最後のほうには、この後いきたいと思います。

僕は集落支援の分は、本当に今町長が言われたような部分もありと思います。ただ、こういうのがあったり、今回の各地区に上限20万円の部分がありました。各地区ごとに敬老会で使おうか、花壇の清掃か何かで使おうかと、みんなコミュニティーですよ、役員というか役員の中で、あるいは集落の中で知恵を出し合って使い方をやって、さらにそこでコミュニティーが生まれている。これはそれがあるから起きた一つの人的な、ソフトの面でのいろいろな会議なんかやったりして、あるいは共同作業なんか起きたから、一つの投げかけとして僕は成功だと思う、すごくいいことだったと思います。

僕はまたさらにそれをこの集落支援の部分へいくと、その部分は堂々めぐりでまた同じことを繰り返しているように聞こえるかもしれないんだけど、ただ、そこでリストに上げたら、リストに上げたからどうだではなくても、リストに上げてあげれば、例えばこれを見ますね、このリストを9件見ると、水路、水路、水路、水路とある。ほとんど土木ではあります。高額であるから事実なんですけれども。だけれどもやはり何度も繰り返しますけれども、これを上げて、画一的には僕はなと思います。また同じこと言っていますね。

その分を乗っけることが何か問題がありますか。それはリストではなくて、履歴は画一になっちゃうんですかね。

例えばその一覧表の中で、具体的にいくと高野地区で500メートルの部分の農道を修繕しましたよと、これがそこに上がって、僕はそれがやっぱりこういう状態で地区の一つの改善された、何でしょう、例えば病気だったら治った部分の人の履歴であるならば、これはカルテという言葉にすごくこだわっているわけじゃないんですよ。そういう一つの一覧表で言えばいいんです。年表みたいなものでいいんですけれども、それができたらそれで明確になるだろうとい

うことを何度も繰り返していることしかないんですけれども、だからそういう意味ではソフトの面も重要です。でも、ハードの面も単なる部分で、リストに乗せることが僕の言っている部分がそこに言っている集落ごとのカルテというのはそこなんですけれども、それをやっぱり乗せることは画一ですか。乗せることはやはり画一になることなんでだめなんですかねということなんです。

これで終わります、その質問はね。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

各地域のそれぞれが持っている課題を抽出して、地域の中での振興計画を定めるのが集落、いわゆる町としては課題であるというふうにまず思っているとおりでございます。

その中で各地域から、要するにハードに対する要望事項、これは5カ所を含めてさまざまな要望事項が町のほうに上がっております。いわゆる優先順位の決定の仕方、それを一番最初にランクにあって、ずっと待たされて、待っている期間が長いほうが優先順位が実質的には上になるだろうというような考え方は今しておりません。

その中で具体的に申し上げますと、維持補修上の優先順位、それから町道の改良であるとか、農道の改良であるとか、要するに改良計画に対する優先順位、当然議員ご指摘のとおりとか町が限りなく財政が豊かであるわけではないので、一定のそういった投資的経費についても制限がございます。

そういった意味で町の財政を少しでも安らかにするために、町では農道であれば農林水産省予算、土木であれば国交省の予算、そういった補助に該当するものを改良計画では一定の優先順位の効果等々を含めて検討して、今事業申請をし、下水道とか水道もみんな同じ順位でやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

もう一方で維持補修の問題ですね、今資料でも上げておりますように、町では集落の維持発展事業、50万円限度のやつを設けております。これに関してはそれぞれの要綱がございますので、要綱に該当する分について担当課のほうで審査をして採択をしておりますので、そのほか今ありましたとおり、そういった各地域で上がった要望事項を集落のカルテに一個一個書いていって、その年数の長さでというのではなくて、その場のそれぞれの道路の計画、それから水路の計画を持ちながら、長期的に優先順位が高い順から実施しておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 わかりました。

ぜひ優先順位といいますけれども、地区からの要望にやはり地区ごとが最優先で、私の地区とと思っている人たちがほとんどだと思いますけれども、その分を進める意味では、本当、要望の公平性に努めていただきたいなと思います。実施のほうも交付金とかいろいろありますのでね。

では最後の、3番目の教育長への質問の再問ですが、既に図書事業というのは学校の授業の中でやっていますので、これは現況ではいいと思います。ただ、僕が言っている中の、本当に子供じみたアイデアかもしれないけれども、こういうスクールバスで特別に行くとやはり気分が変わるんですね。本当に人間はそこに行って、ちょっとした出会いで何かその人の子供たちの道が変わったりする大きなことだと思うんです。

ですから、既に教育長も言われる中で、図書館を見ているというけれども、図書館は多分交流館を見学する中の一部の部分で、本当にその部分でじっくり、一つそこで再問ですけれども、学年ごとでしょうか、学校ごとなのでしょうか、その交流館に行くことを既にやっているように聞こえましたけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

さまざまな授業でということになりますので、学校の規模とかクラス、学年ごと、それはさまざまに分かれております。例えば西部地区の今回の図書館訪問について言いますと、南郷一小の学年、あるいは田島あたりになりますと各学級ごとというふうな形で、さまざまその形態は変わっておりますが、基本的に田島の地域にその中心となる図書館があることから、授業でということになりますと、旧田島地域の利用がやはり多い。やはり往復に時間がかかっちゃうということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 これは希望ですので、別に授業だから行ってどうということはない。僕がここで、もっとここの部分の質問について詳しく説明するとすれば、実はこういうことなんです。先週ですか、原田さんがいますから、学校教育のほうで田島小学校の6年生の方が、星を見たいということで、日中プログラムを組みました。スクールバスで来ました。2日に分けて13、14ですか、これは許可をとっていますので、学校のほうで許可して、スクールバスを準備して、田島小の6年生の方かな。ちょうど薄い青空の月を見ました。

なぜかという、僕はそれを引用するかという、針生問題でそれを見たことによって、子供たちの感想文も送られてきましたけれども、その意味ではちょっとしたことがその子の目覚めになるんだ。これは僕自身もありますね。余り話すとそれは脱線しちゃいますので言いませんが、何かそのことがきっかけで本を読む子になったりする。

だったら図書館というものがすごくいいので、学校に図書館があるという考えはもちろん町としてはないと思うんですけども、あれだけ立派なのがあって、雰囲気違ったところに体を置くことは、それによってみんな学校から見ると本好きになるかもしれない、僕は本好きじゃなかった人間だったものだから、何かそういうのにあこがれがあるんですよ、だから質問しているんですね。

そういうきっかけづくりにこのプログラムをすると、今8人とか10人しか1クラスいませんから、スクールバスに乗るにはもったいないかもしれないんだけど、学校でがやがや行くんじゃないで、そこにほうっておくと、図鑑を見たり絵しか見ていない子もいるかもしれないんだけど、それでも目覚めるんですよ。僕は大切だなと思ったので、ぜひ入れたらどうかと思って質問しています。

これに対して教育長は学校のほうで授業外でそういうのはカリキュラムが既にありますから、オーバー的に入れることは不可能ですかね、そういう時間を設けることは。どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

学校のカリキュラムの中では、総合学習の時間等に図書館の利用とか、そういう授業は入っておりますけれども、議員ご指摘のように、現在インターネット等の普及により読書する機会が非常に減少しておりますので、子供たちが漢字を覚えるとかそういう場が減ってきているのは現実でございます。

そういう中で、図書館の利用の拡大を図るために、先ほどは申し上げませんでしたけれども、ブックスタート事業とか、あとわいわい図書館ワークとか、小学生低学年や乳幼児を対象に、子供たちが図書に親しむ機会等を設けながら、特にブックスタート事業については、乳幼児や保護者に対して絵本のサービスとかをやっていますので、その辺をご理解賜りたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 残りがもう少なく、こんなに長く質問する予定ではなかったんですが、この部分に関しては、時間がカリキュラムがありますので難しいと思いますけれども、ぜひ機

会があったら、そういうやり方は難しいかもしれないけれども、もう既にやっていることもわかります。読み聞かせもやって本に親しめる時間をいっぱい作って、学校の先生方が努力したり、住民の方の力をかりて読んでいただいたりして、既にやっているのはわかるんですが、その機会の一つ安心したのは、新生児に利用者カードを全部つくっているんですね。だから町民の小・中学生全員が持っているというのはとてもうれしかったです。

だから、そういう意味では利用するのはいつもできるわけでだから、足がないとかの問題じゃなくて、親が行って途中で置いていくとかいろいろなやり方がありますので、ほかの課外授業の中でも利用することにも多分刺激になるんじゃないかと思って質問させていただきました。

最後の2分の中で、先ほどの検索の部分は了解しました。この部分では、ただ一つ言わせていただきますけれども、2000から7になって1,000万円を超えていますよね。これは全部補助金なので問題ないんですけれども、そういう部分に関しては、やはりそれは仕方ないことなんだと思いますけれども、ほかとネットワークを組むとか何かになっているというんですけれども、学校ともできているんですかね、ネットワークは。ちょっとその辺聞きたいです。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

まず、光交付金によりまして、昨年5月に導入がすべて完了いたしまして、6月から今現在のシステムが稼働しております。他とのネットワークというお話でございました。

基本的には、例えば各学校の図書室、それから各地域にあります図書館ですね、それとのネットワークはまだつながっておりません。ただ、その機能は図書館のほうで備えております。

したがって、今後そういうことが果たしてどの程度で、費用対効果といいますか、そのバランスもあるかと思えます。ただ、メンテナンスとかそういうのが相当かかるということもありますので、ただ、そういう機能を備えた新たなシステムを図書館で導入したということだけご理解をいただければと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 最後でこれで終わります。

今言っていた図書の部分もそうです。本当にすごいシステムで蔵書が6万冊を超えていて、月刊誌が30誌以上、33ですからあそこに行けば週刊誌も見れるわけですね。

そういう最高の場所があるのですから、ぜひ公民館の事業の中で、図書館のほうの充実、もう毎年予算をかけていますから、400万円から図書にかけています。ですから、そういう意味では有効に使えるような努力をぜひほしてほしいなと思います。

エネルギーについても水力調査、その実現に向けて進めていってほしいなと思います。

以上で終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で6番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 実 議員

○芳賀沼順一議長 次に、5番、室井実君の登壇を許します。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 おはようございます。

議席番号5番、室井実です。

それでは、通告に従って質問いたします。

まず、大きな1、会津線の活性化について。

小さな1つ目は、田島駅横に置かれたSLC11について、私は以前定例議会において、駅正面などもっと目立つところにSLを飾るべきではないですかと質問をいたしました。それに対しては、そのように活用したいとの答えもいただいております。

ところがあのSLは修繕して会津線の線路に乗せて走らせることはできないんですかという要望が多数寄せられております。今回それが可能であるか伺います。

小さな2つ目、田島駅にあるSLを修繕して走らせる、それが不可能である場合、そのかわりに只見線を走っていたSLなど、メンテナンスも完全な、実際に走れる他のSLをJRから借用し、会津線を走らせることはできないか、費用対効果も含め伺います。

次に大きな2、田島祇園祭のあり方について。

小さな1つ目、日本3大祇園祭の一つと言われる田島祇園祭が、ことしは去年の震災にもめげず大変なにぎわいを見せ、ああ南会津田島は元気だとうれしく思っております。

ところがその祇園祭が今存亡の危機に瀕している。それは数年後にはもう維持できないかもしれないと悲痛な声が上がっております。それは古来から守ってきた御堂屋組制度、しきたり、もろもろの負担が大きくなり、昔とは違って現代の生活状況と合致できない部分が多くなってきたことが原因ではないかというものです。これは時代の流れでもありましょう。

また、ここには経済の問題、そして後継者の問題もあります。このままではもう参加したくても協力できないんだという苦渋の声も届いております。もし田島から祇園祭がなくなったら



何が残るのでしょうか。田島の宣伝ポスターにどんな写真が載りますか。今、祭り屋台の格納庫3軒目が建設中ですが、肝心の祇園祭がなくなったらせつかくの格納庫は無用の長物となりますか。今まで頑張ってきた子供歌舞伎も、大人歌舞伎もその努力は水の泡となるのでしょうか。

今伝統の田島祇園祭は、勇断を持って制度、しきたり、経済面など負担の軽減を図って祭りを存続するか、それとも自然放棄するしかないのか、2つに1つ、今はその選択のときであります。

私個人としては、恐れ多くも800年以上もの歴史を持つ御堂屋組制度、神事、しきたりに物を申すものではなく、町行政もまた神事、宗教にはかかわらないことは原則であります。それは私も同じです。しかし、訴えてこられたこの窮状を見て見ぬふりはできません。今や田島祇園祭は町民の心のよりどころばかりでなく、町の重要な観光資源という側面を持っています。であれば、まずその観光の観点から、どこに改善点があるのか、町がどのようにフォローできるか伺います。

祇園祭の小さな2つ目、私が祭りごとに触れた理由、それは田島祇園祭が日本じゅうに発信できる文化的価値を持ち、誇るべき最大の町おこしとして、夏3日間で終わるのは余りにももったいない。祇園祭が1年を通した通年作戦となり得ないか、町の考えを伺います。

小さな3つ目として、これも祇園祭に関するものです。

8月から始まった4カ月にもわたる福島県主催のクイズ形式の宝探しイベント、福島コードF3、これは大成功であったと思います。パンフを手にした家族連れが休日にはぞろぞろと町なかを歩く、それを皆さんも気づいていたかと思われませんが、どこから来たんですかと声をかけますと、千葉です、茨城ですと、宇都宮とか、東北の驚くほど遠方から足を運んでこられています。

町はこれをヒントに、南会津町コードM3とか、知的好奇心をくすぐるクイズ大作戦で祇園祭のなぞ、南会津のなぞといったものをみんなで考えて、南会津のコマーシャルに、それが通年作戦ともなり、野岩鉄道、会津鉄道を使った首都圏方面への誘客にも有効ではないかと思われませんが、町の考えを伺います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井実議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町民からの要望である会津鉄道活性化案件についての1点目ではありますが、会津田

島駅にあるSLを会津線に走らせることは可能かとのおたがしであります、ご承知のとおり会津田島駅には、C11型のSLが平成2年より展示されております。鉄道ファンはもとより、地域に愛されるシンボルとして親しまれておると、そのように認識しております。

以前のようにSLが煙を吐いて力強く走る姿は私の目にも焼きついておりますし、まだ見たことのない人たちには大変魅力的なことであると、そのようにも思うところであります。

このSLを復元して、そして会津線を走らせるまでには、さまざまな問題をクリアしなければならないという課題があります。

まず復元にかかる費用であります、今現在栃木県で運行している真岡鉄道がありますが、年間を通して土、日、祝日のSL運行を行っておると聞いております。年間約3万人を超える利用実績があるそうです。その運行に使用しているSL車両が2両ありまして、1両が復元費用として1億8,000万円、それからもう1両が2億3,000万円もの費用がかかっていると、そのように聞いております。ほかにも、設備、維持管理費等に膨大な費用がかかり、現状を考えると展示しているSLを運行させるのはかなり厳しい状況にあると、そのように思われます。ご理解願いたいと思います。

次に、2点目であります、会津田島駅にあるSLを会津線に走らせることが不可能な場合、只見線等、他のSLを借用して、そして会津線を走らせることはできないかとのおたがしであります、先ほど答弁させていただきましたとおりに、設備、維持管理費等には膨大な費用がかかります。そしてまたSL機関車の場合、ディーゼル車と比べまして2倍もの重量があるため、長い間走行していないこの会津線での橋梁等がその重さに耐えられるかどうか、その調査も行わなければならないということがあります。

また、大川ダム工事に伴いまして、今度新しくトンネル等を新設されましたが、排煙設備が整備されていないなどの問題が出てきます。さらに会津高原尾瀬口駅に整備されていたSL運行に欠かせない転車台ですね、方向転換する台、長い間これも使用していないことから、それらの改修も必要となってまいります。

いずれにしてもさまざまな問題をクリアしなければ、現時点でのSL機関車を会津線に走らせるということは非常に困難と考えられる状況でありますし、沿線自治体の協力もこれは不可欠になってまいります。仮にこれらのことがクリアできたとしても、年間を通した運行は、設備維持管理費を含め、膨大な費用がかかり大変厳しい状況で困難であると、そのように判断しておるところであります。

そこで、できる可能性としては、おたがしにもありましたように、一時的な記念イベント列

車として、他社のSLを借用して運行することは、これは可能ではないのかなど、そのようにも思われます。

現在会津線にSL列車を走らせる署名運動の取り組みが行われていると、そのようにお聞きしておりますが、地域に親しまれ、そして地域の財産として会津線を支えていかなければならないということは言うまでもないことでありまして、その中でこのような地域一丸となった取り組みは、会津線の末長い存続と地域の活性化につなげることができる重要な役割も担っていると、そのように考えております。

町としましては、こうした地域の思い、取り組みを少しでも反映させられるような、連携を密にしながら会津線の発展に、他社との話し合いも進めることも必要でしょうし、周りの自治体との話も進めることも必要でしょうし、そのようなことを連携を図りながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、会津田島祇園祭の今後のあり方に関する1点目ではありますが、会津田島祇園祭の問題に対して町はどのような支援ができるかのおただしであります。会津田島祇園祭は御堂屋制度と呼ばれる現在10組の御堂屋組が当番制で祭事を取り仕切る、古式ゆかしい行事であります。昨今の社会情勢の変化によりまして、長年の伝統行事を受け継ぐための担い手の確保や、催事に要する経済的な負担などが最大の悩みとなっており、継承困難な御堂屋組も存在していると、そのように聞いております。

町としましては、会津田島祇園祭は800年以上の伝統を今に受け継ぐ南会津地方を代表する夏の祭りでありまして、七行器行列や子供歌舞伎などは多くの見物客を呼び込む立派な地域の資源となっておりますので、先人たちの次代への継承する姿勢を守りながら、長年の伝統を受け継ぐべきものと、そのように考えております。

これまで町では会津田島祇園祭を盛り上げるため、子供歌舞伎や稚児行列、さらには七行器行列などの運営経費について支援をしてまいりましたが、観光振興を地域づくりに結びつけていくためには、冷静な現状分析や新たな発想による戦略が求められているところであります。祭事を取り仕切る関連団体の皆さんが、継承にかける思いや抱える悩みなどを真摯に話し合っ、ぶつけ合っ、目的意識を地域で共有してもらえりような働きかけを行いながら、継続のための課題や新たな支援要望を前向きに検討してまいりたいと思っております。

議員のご認識のとおり、ことしの祇園祭はどのように観客の皆さんが来てくれるかな、地域が盛り上がるかなと私も不安の中にも見守ってまいったところではありますが、おかげさまをもちまして大変にぎわったと、そのように考えておりますし、当地域においても、この南会津郡

全体においても、この祇園祭というものは、信仰もあります、やはりこの地域としての大きな役割を担っていると、そのような認識であります。ご理解願いたいと思います。

次に、2点目であります、1年を通じた会津田島祇園祭の通年作戦を考えるべきではないかとおただしであります、既に国道121号沿線には、西屋台格納庫や上屋台格納庫が建設されております。

現在、本大屋台格納庫が建設中でありまして、12月には完成の運びとなっております。本町の新たな観光名所として、観光客が町なかを周遊する際の拠点の一つになり得るものと、そのようにとらえております。

これらの施設は観光客や町民に対して会津田島祇園祭の歴史を常時伝える目的で建設されましたので、この間の視察研修の受け入れや、子供歌舞伎練習場として一般開放しており、大勢の人に知ってもらうための取り組みを進めており、格納施設を軸とした活動は、町の活気や自信を呼び込む力にもつながっているところであると思います。

また、会津田島祇園会館についても、これまで地域の伝統を継承する通年型観光施設として、会津田島祇園祭の魅力を紹介しております。

なお、本会館の位置づけに関しては、昨今観光客の動向は古きよき時代のものを求める本物志向に移行する傾向がありまして、各格納庫施設においてその役割を果たせるようになってまいりました。本館は検討する時期に差しかかっているものと、そのようにも感じております。

今後は、格納庫施設について、会津田島祇園祭を年間を通して紹介できる展示館として、格納庫施設管理者と連携しながら、観光のすそ野が広がるような観光振興に努め、年間を通じた誘客活動を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目であります、南会津町でもクイズ作戦による誘客は有効と思うがどうかのおただしであります、南会津町が参画しておりますコードF3は、県内の観光復興を目指すことを目的に企画されまして、どこかに隠された宝箱を探す体験型の宝探しゲーム感覚が好評であります。南会津町エリアでの発見報告者は、9月18日現在で2,736名を数えております。

このような取り組みは、奥会津9地域でも実践されており、地域の観光スポットの歴史や文化を親子連れで学びながら楽しめることから、新たな体験型の誘客手法であると、そのようにとらえております。

このように子供の心をつかむ誘客事業は、将来の観光客の増加にもつながることや、南会津の宝を再発見していただくという観点からも有効な手段であります。地域経済への恩恵も期待できることから、会津田島祇園祭のPRを含め、福島県や南会津町観光物産協会と連携し、継

続的な取り組みについて検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答えさせますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 1のSLC11が会津線を走れないと、経費と物理的にも不可能であることを詳しく説明をいただき、了解いたしました。

そうしますと、やはりあのSLは速やかにもっと目立つところに飾っていただきたい。町の顔である駅が、あれ町が何か変わったなど町民が感じる、そうした目に見える変化が今復興を目指す南会津町がやるべきことで、必要なことかと考えます。1は了解です。

2つ目のほかの路線を走っていたSL、これをJRから借用し走らせるという案はここで急に出た話ではなく、以前から会津線にSLが走ればいいのになという声は多くありました。それがここに趣意書が存在し、5人の発起人をもって署名運動にまでなっております。この趣意書はきれいな字で書かれております。立派な内容となっております。

特に会津線沿線の温泉街、湯野上温泉、芦ノ牧温泉、若松の東山温泉での署名は、もう500人以上を超えているとのことで、私はまだその署名の全容は見ておりませんが、ここまでの会津線沿線住民の熱意があるということは事実でありますので、わずかでも希望はあるのか、もう一度町の考えを伺おうと思ったんですが、先ほどは大変希望はがあると、可能性があるというお答えをいただきましたので、続けて次に移ります。

次に、祇園祭については、行政がこれまで参加を援助していた部分についても、今後は奉賛会協議会などの相談ごとがあるとき、要請があれば行政も参加していただけますか。そう理解してよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 今回の質問にご答弁をさせていただきますが、町長答弁にございましたように、町といたしましても、その行政を担う方々のご要請があれば参加をさせていただいて、一緒に問題解決について検討させていただきたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 了解いたしました。そのように伝えます。

次に、祇園祭を3日間で終わらせず、通年作戦とはなりませんかと伺いました。その答えの

一つには、祭り屋台の格納庫を活用するとありました。そこは全く私と同じ考えであります。しかし、ここをもっと広く深く活用して、首都圏からも振り向いてもらえる、また町の人を楽しくうんちくを語れる何かをもっと突っ込んで学術的考察とか、大げさなと言われるぐらいのコマースリズムを持つものが欲しかったんですが、見つけたものがあります。議長、それを提案してよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 はい、どうぞ。

○5番 室井 実議員 このピンクで囲んだところなんです。そのピンクで囲んだところ、それは江戸時代末期の寛永7年ごろのかわら版に載ったSL、丘蒸気の挿し絵です。写メールなどない時代ですから、これはSLの想像図です。そのデザインが幾つもありまして、実にユニークです。おもちゃ型、これはかまぼこ型と言われております。これはお祭り型なんです。これにつながったところ、このお客さんが乗る車両のところ、実に田島の祇園祭屋台そのものなんです。これから格納庫におさめられる屋台そっくりであります。後でゆっくりごらんください。

本当にこれは驚くほど丘蒸気につながった、田島祇園祭の屋台とそっくりです。京都祇園の屋台は3階建てのようですし、対馬、博多などの他の祇園祭屋台は2階建てだったりします。これはどう見ても、田島祇園の屋台に似ています。今度で3カ所となる屋台格納庫、町ではそれらを活用したいとのことですから、この絵も格納庫、駅の中、パンフレットなどに活用すれば、祇園祭やSLについて興味の喚起と楽しいうんちくを語れるよすがとなるかと思えます。

この絵の発行元であるリード社には、どうぞまちづくりに利用してくださいと許可ももらっております。祭りもSLも町の歴史そのものです。これも通年作戦の1つと考えますが、この件について町長さんはいかがでしたか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

ちょっと私も知識不足といいますか、江戸時代にそのSLのイラストが出たとは知りませんでしたし、ペリーの黒船かなと、それに対する丘蒸気かなと、こう思っていました。その中でまた連結されているものが田島の祇園祭の大屋台にそっくりだということも今初めて知りました。

そういう中で、それが連結するののかどうなのかわかりませんが、それだけ歴史のあるこの祇園祭ということでもありますから、町としてもやはりその伝統文化、これもしっかりと見守っていかなければなりませんし、それを維持するために町としてできることは何なのかということ

もしっかり支援していきたい、それも思います。

それから、もう一つは総体的に、今総合政策のほうで町の情報の発信の仕方、いろいろ今検討してリニューアルしています。そうした中でこの祇園祭も1年間の行事があるんだということは、実は町民の方皆さんもわからない人が、7月の祇園祭だけが祇園祭と思っている人が大勢いらっしゃると思います。ですからそういう中で町として、まず町民の人たち、私もすべてわかっているわけではないんですが、皆さんにまずそれを知ってもらう、そういうことで情報の発信も、祇園祭というのはこういうふうに通したいろいろなことがあるんですよと、そうした中でこの最大のイベントといいますか、催事になるのが7月のお祭りになるということ、これをしっかり情報を提供しながら、やっぱり皆さんにも頑張ってもらいながら、町としても支援して、そして町の活性化につなげていければいいのかなと、ぜひそうしたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 少しずつ災害から立ち直っていく気がします。3番についても了解いたしました。

3つ目の、その前にコードF3という、これをごらんになったかと思います。これらを参考にして、南会津M3も南会津の商業には非常に有効であるというお答えをいただきましたので、私もまたこれをゆっくりと考えてまとめていきたいと思います。了解しました。

これで、私の質問、提案を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で5番、室井実君の一般質問を終わります。

少し早いですが、ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、午後は1時から再開をしたいと思います。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、一般質問に入る前に議長から申し上げます。

先ほど午前に6番、湯田哲議員の一般質問の中で、私が発言した中、「部落」という発言をいたしました。おわびし、「集落」に訂正させていただきます。

◇ 長谷川 耕 一 議員

○芳賀沼順一議長 では、一般質問を行います。

なお、傍聴席には、太子町の議員さん3人の方が傍聴に来ていらっしゃいますので、皆さん、意識してじゃなくて、意識せずに一般質問をお願いいたします。

2番、長谷川耕一君の登壇を許します。

2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 皆さんこんにちは。

議席番号2番、長谷川耕一です。

ただいまより一般質問を行います。

最初に大きい1番のスクールバスの運行について伺います。

昨年度は長野、田部原、田部、南下原、北下原、折橋の小・中学生は1月（3学期）からしかスクールバスを利用することができませんでした。しかし、今は異常気象で12月でも大雨や大雪が降るとともに、日はすぐに暗くなり、気温は急激に下がります。それとともに有害獣（クマ、猿）などの被害も心配されます。そんな中での自転車や徒歩通学は非常に危険だと考えます。

そこで、従来の運行時期を見直し、12月より乗車できるようにできないか、考えを伺います。

続きまして2番の学校通りの通学路について伺います。

6月の定例議会でも質問しましたが、ことしの5月16日に各種団体で当町で一番通行量の多い田島小、田島中の通学路の安全点検を行いました。そのとき確認した改善点をまとめ町に要望書を提出するとあったが、要望書は提出されたのか、そしてその中には具体的な改善点は存在したのか。改善点があったとすればどのような対応をしたのか伺いたい。

最後に、新潟、福島豪雨災害の復旧の進捗状況についてお尋ねします。

去年の7月末の豪雨災害以来1年2カ月になろうとしています。今では仮復旧や応急処置も終わり、原状復旧への工事へと順調に進んでいると思われれます。

そこで、現在の関係各課の工事進捗状況を伺いたい。それと同時に国道及び山腹等、県が発注している工事についても町民が関係するので調査をされ、それらの工事の進捗状況も伺いたい。



また、町の各現場とも災害復旧の工期には間に合うのか、あわせて伺いたい。もし工期に間に合わないとなればどのような対応をするのか伺いたい。

以上、大きな3点について伺います。

以上で質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、長谷川耕一議員のご質問にお答えをいたします。

私からは3番目に質問されました新潟、福島豪雨災害について、災害復旧工事の進捗状況及び工期に関するおたがしであります。町発注の災害復旧工事の進捗状況につきましては、8月末現在、建設課所管の公共土木災7件のうち3件は事業が完了しました。工事中の4件の進捗率は5%から60%の状態にあります。

農林課所管の林道施設災14件につきましては、2件が事業を完了しました。工事中12件の進捗率は5%から90%となっています。

農地、農業用施設災8件につきましては5件が完了しました。工事中3件の進捗率は50%から80%の状態であります。

それから、環境水道課所管の水道施設災2件につきましては、事業が完了しております。

次に、県発注の災害復旧工事の状況についてであります。南会津建設事務所所管の災害復旧工事は29件でありまして、そのうち13件は事業が完了しております。4件が未発注となっているところであります。工事中12件の進捗率につきましては40%から95%。

南会津農林事務所所管の災害関連緊急治山事業は8件でありまして、うち1件が完了しております。工事中7件の進捗率につきましては5%から95%の状態と、そのように聞いております。

また、町の各現場とも工期には間に合うのかとのおたがしであります。今後の進捗状況を見きわめながら、工期に間に合わない場合はその理由がある場合は契約変更も視野に入れながら対応してまいりたいと思います。

そして、県の事業、国の事業等につきましても、これは当初から今の建設業の状況を勘案しますと厳しい状況にあるということが想像できましたものですから、引き続きその点をご理解いただきながら、場合によっては契約の延長、あるいは工事の進捗状況を見ながら、契約の変更をお願いしながらやる必要があるのかなど、そのような認識でおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められた答弁とさせていただきますけれども、具体的事項につきましては担

当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からはスクールバスの運行について及び学校通りの通学路についてお答えいたします。

初めにスクールバスの運行について、長野、田部原、田部、南下原、北下原、折橋のスクールバスを従来の運行時間を見直し、12月より乗車できるようにできないかというおたただしありますが、冬期間のみ運行しておりますほかの路線との整合性や通学路の安全対策、さらには学校や保護者からの要望等を踏まえながら総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

次に、2点目の学校通りの通学路について町に要望書は提出されたのか、その中に具体的な改善点は存在したのか。改善点があったとすればどのような対応をしたのかというおたただしありますが、5月16日に田島小・中学校通学路における危険対策調査では、登下校に使われる通学路を田島小学校から国道交差点までのルートと、大門川沿いからセブンイレブンの前交差点に至るまでのルートについて調査いたしました。

調査により危険と判断された地点につきましては、要望書という形の提出はありませんでしたが、田島小学校からの報告として、先ほど述べました2つの通学路ルートについて通学路の危険、注意箇所やその状況及び危険な内容を記載し、安全点検状況の提出をいただいております。このうち、小学校から国道交差点までの危険箇所としては、1つに田沢道交差点は児童の送迎車のためUターンする車が多く、停止線が奥にあることから、右方向に来る車が確認しづらく、車と児童との接触の危険性が高くなっております。このため、新たにゼブラゾーンの設定や停止線の移動の検討を行っております。

2つ目に、緑屋前交差点は交通量も多く、横断する際には危険性も高いことから、教職員や地域の見守り隊による街頭指導を行うこととしております。

3つ目は、国道交差点において左側を通過して学校方面から丹藤方面に抜ける場合電柱が支障となり、左折車が見えにくくなり、特に自転車での下校時において下り坂のため速度が速くなり、左折車と接触しやすくなっております。このため、電柱の移設方法もありますが、この電柱には共架されている配線も多く、側溝もあるため、現在のところ非常に厳しい状況にあります。

4つ目には、歩道は白線のみのため車道側にはみ出して通行することもあることから、歩道部分を明確化するため、白線の引き直し工事を発注しており、さらに注意看板の設置などにつ

いても検討しております。

いずれにいたしましても、施設の整備には設置場所や工事の工法などについて関係機関とそれぞれ知恵を出し合いながら、今後とも通学路の安全対策に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 一番最初の町長答弁につきまして再質問をしたいと思います。

進捗状況は町長さんの申したとおり、工事業者も町当局も一生懸命やっていて、工事の進捗は順調にいったいと思っています。しかし、私の聞いた災害復旧の工期に間に合うのかというのは、災害復旧の場合は3年という工事期間が決められていると思いますので、その間にできるのかということなんですけれども、私が心配しているのは、建設土木のほうは間に合うとは思いますが、ただ林道のほうで若干厳しいものがあるんじゃないかなと心配しているわけでありまして。その辺のところを町長にちょっと伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 所管の農林課ですので、林道関係は農林課長のほうから答弁させていただきます。よろしく願いします。

林道の状況なんです、町長が言いましたように、ただいま進捗状況の中で工事が12件を今現在しています。その中で、12件の中で10路線47カ所を今現在進めているところでございます。

23年度災害で繰り越し事業をして24年度中に完成に向けて努力しているところでございますが、何せ1路線について7カ所から8カ所ありまして、手前から直さないで次の工事に進めないという状況がありまして、今鋭意努力しているところでございます。

その中で1路線だけが今の状況ですと24年度中には難しいのかなと、これは手前を直さないといけないものですから、これについて1路線だけ何とか県のほうと協議をしながら、これも難しいところなんです、事故繰り越しで25年度に繰り延べできないかというふうなことで今県のほうに協議しているところでございます。それ以外については24年度中の秋までには災害復旧に努力しておりますので、何とか工事完成ができるのかというふうに見込んでいますのでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 進捗状況のことについては大体わかりました。町当局も工事する業者も、今本気になって一生懸命やっているといます。もしこの工期に間に合わないという状態になれば、町当局ばかりではなく議会のほうも協力して、県、国なりに一生懸命要望とか陳情に行って協力したいといます。

それでは、もう一つこれに関連してなんですけれども、この復旧工事に伴う残土なんですけれども、この残土がもとの金門製作所やそのほかの町有地に大量にあります。この残土処理はどうするのか伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

議員がおただしの残土というものは、各沢から出てきた土砂の件というふうに理解してお答えいたしますが、河川内の堆積土砂ということかと思えます。

この件につきましては、町より県のほうに堆積土砂の除去ということで要望してございますが、23年度、24年度、さらに25年度と計画的に除去していきたいという回答をいただいておりますし、今年度につきましてもこれから除去作業に入るという内容で伺ってございます。

また、堆積している土砂が良質な場合、このものにつきましては、砂利採取業者のほうに採取も検討していただくという内容になっているようでございます。引き続き町のほうから県に要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 これで3番の新潟、福島豪雨災害の復旧の進捗状況については質問を終わりたいと思えます。

続きまして、スクールバスの運行について、教育長のほうから冬期間の運行については、ほかのほうとの整合性や保護者の考えを総合的に考えるという答弁がありましたけれども、保護者がみんなでこういう状態だから、1月からはちょっとかわいそうだから12月からやってもらいたいという、そういう声に落ち着いて、そういう声が大きくなれば12月からの運行は考えていただけるのでしょうか、それを伺います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、有害獣、特にクマ、猿等が各地に出没しております。そして、スクールバス運行期間についても各学校よりさまざまな要望が出されておりますので、それらの全体

的な計画を踏まえて、あともう一つ針生小とか檜沢小の統合、あと伊南中、南郷中の統合等が来年の4月に予想されておりますので、スクールバスの運行区間が変わってきますので、学校や保護者と十分協議しながらスクールバスの運行期間並びに運行コース等を検討させていただきたいというふうな考えを持っておりますし、当然スクールバスの運行になりますと予算措置も必要となりますので、すぐできるというような返答はできませんけれども、財政当局と協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 それでは、このスクールバスの運行については前向きに考えてよいということでしょうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 答えいたします。

議員ご指摘のように、スクールバスの運行については、今後十分検討して前向きに進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 それでは、このスクールバスの件は、本当に前向きに考えていただきまして、有害獣の被害などないようによく考えていただきたいと思います。

続きまして、2番の学校通りの通学路について伺います。

これは要望書を提出されたのかと聞いたら、要望書は出ていない、小学校にある、小学校にあるという文書はどういう中身の文書、これは停止線の移動とか、緑屋の交差点の街頭指導、あと左折車が見えない、白線や注意看板の設置という内容のことでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えをいたします。

今回実施いたしました通学路におきます安全点検の流れというものをちょっと整理させていただきますと、5月16日に通学路の点検を実施いたしました。その後教育委員会のほうからそれぞれの小学校のほうに対しまして8月31日時点における通学路の安全点検の状況の報告をこちらから求めたというものでございます。

この報告の内容につきましては、先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、田島小学校については4点の要望が出されたところでございます。これらの点検報告を受けまして、道路管理者とか警察署、それから交通安全担当課、学校と私どものほうで対策の実施について検討をして、対策の必要な箇所を抽出したというところでございます。

その後、抽出した対策の必要な箇所につきましては、道路管理者とか警察署、それから交通安全担当課とそれぞれできるメニューについて、実施するものについてメニューを作成したというところが現在までの流れというところでございます。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 そうしますと、その中にあった一番停止線の移動とか緑屋の街頭指導とかすぐにできるようなものは今改善点として上がった分で、今はそれを対応してやっているのですか、それを伺います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

学校からそれぞれ出たものを点検しまして、私どものほうで、いわゆるソフト事業とハード事業両方面からできるものを現在抽出しております。

それで、施設の整備としてまずできるものということで、すぐにできるものということで、いわゆる白線の引き直しを近日中に実施をいたしまして、できるだけ歩道分の明確化をするというのが1点ございます。それから、注意看板の設置として、先ほど教育長の答弁の中にありました会津信用金庫の前の国道の交差点、ここに自転車のための注意の看板の設置、それから大門川沿いの通学ルート沿いに飛び出し注意の看板の設置を近日中に実施をするということでございます。

そのほかソフト事業としては地域の見回り隊の方々によりまして、登下校時の街頭活動の強化、それから学校における交通安全教育の推進、警察におきましてはパトカーにおきます登下校時の巡回実施とか交通取り締まり、これをしていただくということで確認をしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 私が心配しているのは、白線1本で歩道にしている、その白線もライン引き屋さんが来てきょうやっている、工事をやっているみたいですがけれども、これは4月から今まで見えないところがあって、それで歩道と言われるかどうか私にはわかりませんが、それが4月から9月まで子供たちの安全につながるかというところは疑問だと思います。

私がなぜここの学校通りにこんなに力を入れて言っているかというと、万一事故が起きればこの通りは歩車道境界ブロックや防護さくもなく、直接車と人体と接触することになります。そうすれば大惨事になると思います。たまたま今まで事故はありませんけれども、それを未然に防ぐという意味で、もっと歩道の部分をはっきり車道と歩道の区別を第三者に認識させる必

要があると思います。

そこで私の提案なんですけれども、歩道部分を第三者にはっきりわかるようにカラー舗装までいくとちょっと高いですから色を塗って、第三者に確実にわかるような方法がとれないかと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えをいたします。

検討の会議の中でも一つの提案として、ただいま議員のほうからご指摘がございましたように、通学路として運転者に歩道だという認識を高めてもらうために歩道部分をカラー舗装化したらどうかという一つの提案は出ているところでございまして、今後技術的な面とか部分について継続協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 今課長から答弁がありましたけれども、今後に向けて協議するなんて、そういう悠長な問題でないと思うんです。今ここで事故が起きたらばどう対応するか。これは急ぎで早急にやってもらわないといけないことだと私は思いますけれども、その辺の認識はいかがですか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 再度同じようなご答弁で大変恐縮ですが、今のご意見といたしますか、肝に銘じまして、早急に検討させていただきたいということで、きょうのところはご理解のほうを賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

町内の道路の整備、これは町も大いに関係するところでありますから、通学路に限らず、そういう危険箇所がいろいろ調査した中で確認されていることも事実であります。すべてに対応できればいいんですが、なかなか対応できないというのも正直なところで、その現状でありますし、特に通学路に関しましては、今議員がおっしゃられたことは大変重要と思っておりますし、そういう中で、町としてもしっかりと安全対策をしていきたいと思っております。

そういう意味でもう一つはやはり交通安全に対する意識といたしますか、やはり危険なものを全部遠ざけるじゃなくて、世の中には危険なこともあるよと、そういうことを認識した中で交通安全の教育、あるいは社会生活の教育をしっかりと学校・家庭・社会と含めながらやっていく必要があると私はそう思います。

ですから、子供たちから全部危険を取り除くんじゃなくて、危険なこともあるから注意もしていかなければならないというそういう教育もしていく必要があるわけです。決して町がその対策に逃げているわけじゃないんですが、そういう中で、いろいろ総合的な中でやっぱりこれは対応していく必要があるだろうというふうに思います。

なかなか完璧にはできないものですから、ですからできるだけそういうことが確認された時点で、早い機会にそれを改善していきたいとは思いますが、そのような実情もあるということで、これからのしっかりした対応を町としてはやっていきたいと思しますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 それでは、今後のこともあると思いますけれども、早急にこの通学路の歩道についてはいろいろなことを議会でも提案しますけれども、行政側もいろいろ考えてやっていただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で2番、長谷川耕一君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、7番、渡部優君の登壇を許します。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 通告に従いまして、一般質問を開始します。

今回の議会におきましては、3点についてお伺いします。

1点目、町民の所得向上の施策はということで、町民の所得向上のための短期的、中・長期的施策を示せ。

2点目、子育て環境整備について。

人口が減っております。我が町では人口動態を見ると今後高齢者の人口が横ばいが続きますが、そうすると、減っているのはどこだということになると生産年齢者や子供の人口が減っていくということになります。今後の安定した安心できるまちづくりには、いかにして人口減を防ぐか、さらには人口増にいかに持っていくかが最も大きな町の課題となってきます。思い切った子育て環境の施策が必要と考えます。ビジョンを示してください。



3点目、平成25年度の予算編成はということで、まだ始まっていないというふうに思いますけれども、9月議会が終わると早速25年度の予算編成が始まるというふうに思いますので、25年度の予算編成に当たり、町長が各課に示す基本的な考えを示していただきたいというふうに思います。

以上3点を町長に対してお伺いいたします。

以上です。演壇からの質問は終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに町民の所得向上のための短期的、中期的施策についてのおただしであります。就労対策や企業支援等による町民所得の向上は極めて重要なことと考えております。

第2次南会津町総合振興計画におきましても最重点事項に位置づけ、さまざまな施策に取り組んでおるところであります。

まず、短期的施策についてであります。地産地消を推進するとともに、外貨を獲得し、地域内でお金が循環するシステムを構築することが大切であると考えています。そのために商工会と連携したプレミアム商品券発行事業や新物流システム事業、各種イベント支援事業などを通して、町内でお金が循環するシステムの構築と外貨の獲得、新たな販路の拡大、交流人口の拡大等に取り組んでいるところであります。

また、中小商工業後継者等育成利子補給事業や頑張る企業創業支援事業等を実施しまして、創業や事業拡大をしたいと、そのように考えている町民や企業を支援するとともに、新たな雇用の創出につながるような環境づくりを行っておるところであります。

次に、中期的施策についてであります。地域ブランド化確立事業や6次産業化推進事業により農林業の振興を図るとともに、各種産業間の連携を図りながら、6次産業化を推進して、地域資源を活用した新たな雇用の創出と所得の確保につなげていきたいと考えております。

雇用の創出と所得の安定は、若者の定住に最も重要な課題の一つでありますし、町としても横の連携を密にしながら、若者が安心して定住できる環境をつくり、後継者や地域の担い手の育成につなげていきたいと考えております。

町内の社会経済環境が、あの原発事故以来一段と厳しくなっております。その中で当面の課題といたしましては、やはり震災に対する原発事故による風評被害の払拭、それから農産物の販売や観光産業へ大きな影響が今ありますから、その対策をしっかり講じていきたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、子育て環境整備に関するビジョンについてのおたただしであります。議員おただしのとおり、平成12年の出生数168名に対して、平成23年は97名と激減しております。生産年齢者や子供の人口は、今後さらに減ることが予想されます。

日本の国内の状況においても、人口が初めてと申しますか、統計をとり始めて、初めて自然減の減少になってきたと、そのような状況もありますし、人口減少が顕著な我が町にとりましても深刻な問題であります。国へもこの対応をしっかりと求めながら、町としてもその対応をしっかりとしていく必要があると、そういう認識でおります。

町におきましては、次世代育成支援計画に基づき、第2次南会津町振興計画において、みんなで支え合う子育て環境づくりを基本計画に掲げ、これまでも子育て支援センター、学童保育の開所、保育料の引き下げを初め、こども医療費の中学生までの無料化、これは18歳まで今度国が無料化するようではありますが、これは国を優先的に町も実行するわけではありますが、そのようなこともありますし、そしてまた今年度からは、不妊、不育治療費に対する補助など、健やかに子供を産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいりました。

しかし、それだけでは人口の減少は避けられないものと、そのように考えております。若者が定住するための施策として、雇用の場や住宅の確保、生活の基盤が保障される施策に総合的に取り組む必要があると、そのように考えております。

子育て環境の整備に対しましては、今後も安心して子育てができるよう、みんなで子育てを支え、子供が生き生きと育つまちづくりの実現のために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成25年度の予算編成に関して町長の基本的な考え方についてのおたただしですが、本町の財政は、地方交付税を初めとした依存財政に大きく左右される構造となっておりますことから、地方財政計画等の動向を注視しながらも、5つの項目を重点的施策として来年度の予算編成に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

重点的に実施する施策につきましてまず1点目は、震災からの復旧と災害に強いまちづくりのための施策として風評被害対策、豪雨災害からの完全な復旧、そして、再生可能エネルギーの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、現在の役場本庁舎は老朽化だけではなくて、耐震性に大きな問題を抱えていることから、大規模な災害発生時を想定した防災拠点の施設機能を有する庁舎への建てかえを進めるための基本計画を策定していきたいと、そのように考えております。

2つ目ですが、本年度から集落応援交付金事業を開始しましたが、来年度についまし

ても、本年度の実施内容を検証しながら、引き続き集落の支援を行うことで地域力の向上を図ってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、福祉と子育て環境の充実に対する施策として、特別養護老人ホーム建設への対応と支援、そして、妊娠、出産、子育てへの支援に取り組むことで介護環境の充実を柱とする高齢者対策と少子化対策を講じてまいりたいと思います。

4つ目、就労対策、企業支援に対する施策として、地場産業の振興、新規就農の支援及び社会資本の整備による雇用の促進に取り組み、地域経済の活性化と雇用機会の拡大につなげてまいりたいと考えております。

5つ目でございますが、学校教育環境の充実に対する施策として、学校耐震化事業の促進、学校統合への対応及び児童・生徒の体験交流の促進に取り組むことで、教育水準の向上と次世代を担う人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

本町は人口の減少が進んでおり、大きな課題となっておりますが、まず現在住んでいる方々や町内の企業が本当によくなったと、そういうことが実感できるようにならなければ解決ができないと、そのように考えておりますし、それが課題であるということでもあります。南会津町の現状を踏まえ、一つ一つの課題にしっかりと対応して、確実に成果を上げていくことが雇用の拡大と人口増につながるものだと考えております。

新規事業に取り組む一方で、既存の事務事業をしっかりと検証しながら、着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 少しばかり再質問させていただきます。

1番の町民の所得向上の施策はということで、いろいろな分野でいろいろなことをされています。確かに第2次振興計画の重要施策の中にも、先ほどご説明があったように、プレミアム券、それから森のエネルギー創出プロジェクトですか、そういった類のものがされています。それで、その基本目標として、町民所得の向上というふうに確かにうたっておりましたね。

今回、庁舎内の検証事項並びに検証委員会に係る11の事業の中にもこれは全部含まれているわけですが、その中でちょっと違う質問になっちゃうかなと思うんですけども、その検証の中でも、基本政策に対する言及がほとんどないんですよ、基本目標というか、いわゆる町民所得の向上という基本目標はちゃんと書いてあるんですけども、庁舎内の評価、検証の

中に、それに対する言及がない。それから、民間6名の方ですから、検証委員会からの町民所得の向上、目標に対する言及がほとんどないんですよ。それはなぜなのかなと若干思ったんですけれども、ちょっと話がずれちゃいますけれども、その辺のところの考えはいかなものかなと思うんですけれども、お聞きします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

さきの議員懇談会で、本年度の事務事業評価11事業についてご報告をさせていただきました。あの際にも申し上げましたが、本年度がいわゆるスタートの年ということで申し上げまして、議員ご指摘のとおり、内容によっては確かにそういうような点が含まれていないという部分もありましたが、本年度やりました11事業の結果を踏まえて、内容についても来年度に向けて精査してまいりたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ちょっと横にずれて中に入っちゃいましたけれども、やはりせっかく基本目標として町民所得の向上としっかりうたっていますので、それに対する検証をしていただきたいなというふうに思いますので、今後はその検証委員会の中でも、このことについての満足度、成熟度を精査しないといけないと思いますので、その辺のところも今後検討していただきたいというふうに、それはちょっと違った話になってしまいましたけれども、お願いしたいというふうに思います。

確か町民の所得向上の施策ということで、先ほども町長からいろいろなご紹介がありましたようにたくさんやっています。本当にそれに全部つながるぐらいの施策ですよ。その根っことしても、私から言わなくても町長から二度、三度ほど出ましたけれども、やはり職の創出というか、働く場のそこにつながっていくんだよというふうなことでおっしゃいましたけれども、まさしくそのとおりだろうというふうに思います。そこにつなげるための施策を一生懸命やっていると。直接お金をあげるとか、補助金を出すとかというのは、やはり誘導するものがなければ意味がないわけでありますので、必ず所得につながるように、行政の仕事としてはシステムをつくる、政策をつくるということで、実態的には町民が動くという形で自分で得を得るという形にしていくべきだろうというふうに思います。

ですから、プレミアム券の発行の中でも、若干先ほど説明がありましたけれども、短期的な施策の中で消費意欲をわかせる、町の中でお金が回るようにするためにもプレミアム券の施策だというふうにやっていますけれども、直接的には町民所得の向上につながる政策なのかなと、

私なんかは若干疑問を持っているんですけども、お金は回ると、それは行政のお金だよと。皆さんから集めたものをただ還元したような形になっていきますけれども、ただ刺激策にはなるというふうに思いますので、これは今後も続くというふうに思います。ぜひこれは進めていただきたいというふうには思っております。

ただ、しっかりとした目的を見失わないようにやっていただきたいということですね。消費者の家庭側からやるんじゃなくて、やはり商店街の活性化を応援するため、そっちのほうにお金が回るようにやっているんだよということを明確に示していかないと、目的がちょっと私から見ると、この間も所管でも申し上げましたけれども、消費者側からの使い勝手のよさだけでやっているようなところもありますので、やっぱりきちんとその辺は目的を見失わないようにやっていただきたいというふうに思います。

それで、町民の所得ということに関していえば、多分ご存じだろうというふうに思いますけれども、南会津町は所得が205万円ぐらいなんですよね、平均するとね。県が大体280万円ぐらいですから、大体2割から3割の間低いんですよね、南会津町は。もちろん全国平均の300万円くらいと比べるともっと低いですけども、やはり所得は悪いですね。県内においても、南会津、飯館村あたりが一番悪いのかな。それは今こういう状況だからだろうけれども、悪いということは、やっぱり実感としてなかなか持っていないというのが現状だというふうに思います。

町民も多分そんなに、確かに苦しんではいるけれども、そんなに悪いのかなという実感的なものは意外とないんですよね。気楽なのかなというふうに私なんかは思うんですけども、例えば税金が上がったとか、そういったことで消費性向の額がどんどん減ってくるというふうなことで、町の中が疲弊してくるというような悪循環の中でのプレミアム券の発行だったんだろうけれども、中身を見ると、国の政策においても所得税が上がりますよね、災害復旧増税でしたか、それが25年間上がる、2.1%多分上がると思うんですけども、それから住民税も1,000円上がりましたね。ことしの当初予算の3月で条例が上がったと思うんですけども、520上乗せになっていますよね、県民税と町民税。3月のあれだと思ったけれども、これも多分災害復旧のための増税も行われている。

それから、今後考えられるのは消費税も多分上がるだろうということになると、今の所得のままだとどんどん可処分所得における消費に回す額の値というのはどんどん下がってくるというふうに思いますので、今ほどいろいろ説明があったように、どんどん手を打っていくべきだというふうに思いますので、そうじゃないとどんどん苦しくなってくるというふうに私は思い

ますので、町民の所得向上というのはいろいろなものに影響してくるんですね。

例えば今回発表になりましたけれども、滞納もふえている、3,000万円ぐらいふえているのかな。4億6,000万円、これは使用料も含めてですけれども、プラス奨学金ですか、あれを入れると4億7,000万円を超えちゃうというような非常に大きな金額が今出ていますので、所得控除のそれを前面に持ってきて、このためにこれを行っているんだよということで周知もすべきだろうというふうに思うんです。意外とこの所得控除の陰に隠れていますよね、政策の中で。せっかくプレミアム券は何でやっているんだろうとか、あと森のエネルギーは何でやっているんだよ、森林整備地域活動支援事業交付金は何で出しているんだよ、教育力は何で出しているんだよ、一番多い目的は何だよと言ったときに、ほとんど町民所得の向上と答えられる町民は多分いないというふうに思いますので、その辺をしっかりと訴えて、このためにやっているんだからあなたたち努力してくれというふうに投げかけるべきだと思うんですけれども、私のしゃべっていて長くなっちゃいましたけれども、同じことを多分言われると思うんですけども、一言お願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

町が行う施策はやはり町民の一人一人にしっかり理解していただいた中で、それに対応してもらおうというか、それが非常に大切なことだと思っています。

プレミアム振興券のことがありましたけれども、これも一部には消費者の援助じゃないかと、こう言われますけれども、私はそういうことじゃなくて、これは商店街の皆さん、営業している方々にもこれを利用して、皆さん方はもっとサービスできるんじゃないですかと、そのようなことを商工会の中でも提案させてもらいましたし、その点は商工会の皆さんもすべてとは言いませんが、理解されていることと思います。

そういう中で、皆さん方の単なる単純な消費者に対する20%の支援じゃなくて、商工会をどうするんだと、シャッター街をどうするんだと、そういうようなことに対するもともとの根っここの部分から商工会としてもシャッター街といいますか、もともと商店をやっていたらの方々も認識していただく呼び水としてとらえていただいていると、そのように思っています。

そういう中で、またもう一つはエネルギー創出事業がありますが、基本的にはすべてですが、地産地消、それからこの地域はよそからの観光以外なかなか外貨獲得が厳しい。そういう中で、よそからの外貨をどのように獲得するかということも課題でありますから、そういう事業を含めた中で、町内だけじゃなくてよそからの経済活動を活発にする施策をやっぱりやっていく必

要があるだろうと、そういうことで森のエネルギー創出事業ということを実施してきております。

これはある意味、また一方で森林資源の活用でありますし、それから地域振興券はそれに対する対価といいますか発行していますから、これはまた地域振興につながるものと思っていますし、それから、今、民間の森林経営者が大変厳しい状況でありますから、少しでも環境整備を含めた中で、有害駆除もあります、そういう中で森林の活用を認識していただいて、そして少しでも山林経営に目を向けていただくのも一つの呼び水になるということで実施しているところであります。

これも補正予算を組むほど今いっぱい応募されていますし、それからもう一つは、河東にバイオマス発電の件もあります。これもこれからあそこへの販売も考えていかれるという状況にありますから、すべてなかなか100%みんながいいということとはできないかもしれませんが、できるだけ多くの影響、あるいはいい影響が与えられるような、そういうことを一つ一つ検証しながら実施していく必要があるだろうと思います。

ですから、当然町民一人一人の意識にも訴え込まれるような情報の提供、あるいはPR、そして皆さん方の協力も必要かと思えます。そのようなことをしっかり対応しながらやっていきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 短期的な政策としては、プレミアムとか、森のエネルギー創出プロジェクトですか、いわゆる商品券を渡すとか、直接そういった対価を払うという形でやるしかないのかなというふうには思っていますので、この辺は目先のお金かもわかりませんが、やっぱりそういうものがあれば所得が少しずつふえるのかなと、孫にもお小遣いをあげられることができるのかなというふうに思います。

ただ、中期的、長期的にやっぱりしっかりとした柱をつくって、こういった形で例えば205万円の町民の所得を10年後は210万円にするんだというふうな数値目標をしっかりとつけて、それに目指していろいろな施策をやっていますので、それは十分承知していますので、お願いしたいというふうに思います。

それから2番ですけれども、子育て環境整備についてということで、思い切った子育て環境の施策が必要じゃないんですかということをお願いしました。確かにこの分野においても、本町は医療費の無料化とか、そういったことも率先をして県の中でも早いほうでやっていました。これは事実でありますので、それは評価できるというふうに思います。

ただ、こういう状況の中で、県のほうで今度は18歳まで無償にしましょうというふうなことで、タイミングがよかったのかなというふうに思いますけれども、そういったそちらのほうに回したお金も結局残るわけです、結果的にはね。

子育て環境の中でも、親御さんの特に生活面で私言いたいんですけれども、皆さんご存じのように扶養控除がなくなりましたよね。これは子ども手当から児童手当になったんだな、児童手当になった時点で特定扶養者、これは高校生に当たる年齢だろうというふうに思うんですけれども、16歳から18歳ですか、この上乗せ分の12万円、住民税の12万円、所得税の25万円、これがなくなりましたね。これは高校無償化ということで、そういう形になったのかなというふうに思いますけれども、それから年少者のゼロ歳から15歳の所得税38万円ですか、それから住民税33万円ですか、この控除もなくなりました。

そのための手当てが児童手当というふうになってはなっていますけれども、果たして出したりとったり出したりとったりして損得があるのかなと思うと、いろいろな町民の父兄のほうに聞くと、もう住民税が今回の6月に上がったんですけれども、びっくりしているような状況があるんですよ。もらうほうのことは忘れていきますからね、はっきり言って上がった分はぼんと来るわけですよ。何倍にも上がった方がいらっしゃると思います。非課税世帯から課税世帯になった世帯が相当あるんじゃないかというふうに思うんですけれども、状況としては所管で申し分けないですけれども、わかると思うんですけれども、23年度はまだ上がっていない状況なんで、想定できると思うんですけれども、税務課での予想はありますか。直接は聞けないのかな、町長に聞く形なのかな。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

扶養控除の見直しに伴う税制への影響ということだろうと思いますが、これは平成22年度の税制改正で、扶養から手当という見直しがありまして、具体的には今ほど議員申されましたように、子ども手当の創設に伴って16歳未満の扶養控除、いわゆる年少扶養控除の33万円の廃止、それから高校授業料の無料化に伴って、16歳から19歳未満の特定扶養控除の12万円の廃止ということがなりました、24年度の今年度の申告分から適用になりました。

ちなみに23年度分の基礎データ、これをもととして試算した結果、制度改正前と制度改正後の数値の比較では、町税で約3,500万円程度の増、そして対象人数については約1,900人ということでございます。

以上でございます。



○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 中学生までの医療費のお金は大体2,000万円ちょっとだったと思うんですけれどもかかっていたわけですね。そうするとその分と、例えば今ほど税務課の課長が言われましたように、多分3,500万円ぐらい増になるだろう、非課税から課税になった世帯が相当数いる、人数は1,900人ぐらいだろうというふうに初めて聞いたんですけれども、そのくらい5,000万円以上に今まで増税になった分とかかった分から生まれる。医療費だと2,000万円かかっていたよね、2,000万円ちょっとかかったのかな、中学生だけの無料化のためにね。

それを合わせると5,000万円ぐらいになるということになると、結局非課税から課税になった世帯の中の、今言ったのは住民税だけだろうというふうに思うんですけれども、交付税の所得税もありますよね、38万円がなくなりましたから。あと上乗せ分の25万円もなくなりましたので、その世帯はこっちのほうも引かれるというふうに、多くなるというふうに思うんです。給料をもらったらいっぱい減っているなという形、いっぱい引かれているなというふうな形になると思うんです。

ですから、結局お金が浮いたという話ではないんですけれども、こんな言い方は悪いんですけれども、結局それだけお金を今までかけてきた分の中で、しかも、増税によって生まれたんですけれども、新しく生まれたお金があるとすれば、住民税は町には入りますよね、もちろん。県と町ですよ。町の税だけじゃないんでしょう、住民税の額で3,500万円ですよ。

〔「町だけ」と言う者あり〕

○7番 渡部 優議員 町だけで3,500万円ですか、相当だよ、県のほうも入れたら、大変なことになっちゃうね。

そのぐらい、町単独で3,500万円ほど生まれる、新しい税収が生まれるということになれば、子育て環境整備のほうにもう少しどこかでかけられないかと思うんです。例えばこれは受益者負担とかいろいろな言葉が出てくるというふうに思うんですけれども、まず考え方として、先ほどみんなで支え合うんだ子育てはということで振興計画に乗せますよと、来年度の予算編成の中でも多分そういう考えだろうというふうに思うんです。みんなで支えましょう子育ては、家族だけに任せませんよということの考え方から来ているんだろうというふうに思うんです。

そういうことを考えれば、3,500万円とぽんと出ちゃいましたけれども、そのお金は例えば子育て支援のほうにかける、医療費はいいとして給食代とかただにしちゃおうとか、思い切った施策とそこは言っているんですけれども、そういったことが可能ではないかというふうに私は思うんですけれども、そうすると、また南会津町はなかなかやるなど、子育てが進んでい

るなど、ここで育ててみようと、もしかしたら1人、2人ふえるのかなというふうに思ったりもするんですけれども、根っことしては先ほど町長が言ったように働く場所とか就労の場というのが大事だろうというふうに思いますけれども、短絡的に考えればそういったことも考えられるんじゃないかなと、新しく生まれるお金の中で子育て支援にもう少しお金をかけることができるんじゃないかなという提案ですけれども、いかがですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

何か議員が子育て支援にもっとかけろと誘導されているような質問に聞こえるんですが、確かに少子化は進んでいますし、大変教育環境も厳しい、お金もかかる、そしてなかなか所得向上が見込めない中で、これからの将来を担う人材でありますし、これはしっかり育成していかなければならないというのは非常に大きな課題であります。

ですから、そういう中でそれは当然なんですけど、やはり町としての状況を踏まえながら、確かに子供たちに対する、そういう扶養控除とかそういうものが今度見られなくなるからそっちのほうにかけなきゃだということもあるかもしれませんが、やはり基本には所得の向上をどのようにするかということもまずベースにあるわけですから、それもしっかり考えていかなければならない。

そうしたときに、そういう中でバランスを考えながら、予算の配分、事業の配分をしていく必要があるだろう、基本的にはそう思っています。

ですから、その中で、やはり高齢者対策の裏には少子化対策もあるし、少子化対策の裏には高齢者対策もあるというようなことで、いずれにしても全部包含されたものである、その中のバランスをどのようにとるかというのが今の状況でありますから、それはしっかり検証のやり方がどうのこうのと言われましたが、これも含めて検証の仕方をしっかりやって、そして目標をしっかりと定めて、どこの数値までやるのかということをしっかり町としても検討して、そして皆さんに説明した中でこの配分を当然考えていく必要があると、そのように思います。

ですから、それは今の状況を見定めながら、当然その数値も動く可能性もあると思います。ですから、そういうことを十分検討して配慮しながら、今一番必要なのは何かということ、5つ申し上げましたが、それ以外もありますので、ですからそういうことをきちんと町として検討して、皆さん方にもぜひご相談申し上げるわけでありまして、そのときにはいろいろご意見をいただきながら、町としてその対応をしっかりしていく。それには町民の皆さんにも協力していただくような方法を町で考えますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ですから、本町が何に力を入れている町なのかということを示したときに、多分子育てに力を入れると。イメージもいいですし、行ってみようかという方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。非常に総体的に言って申しわけないんですけども、福島市とかいろいろ心配な奥さん方がいっぱいいらっしゃる中で総体的にこっちがいいよというのはなかなか言いにくいところもあるんですけども、ただ子育てしやすい場所には多分集まるだろう、自然と集まるだろうというふうに思いますので、中学3年までの無償化を相当早くやった町ですので、また一步進めて子育てを一生懸命やっているよ、支援をやっているよという町にさせていただきたいというふうに思います。そのためのお金は少し生まれますよというふうなことで、それを上手に利用してくださいというふうな提案ですので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでもう1点その中で、先般、子ども子育て関連の3法案が成立したわけですけれども、その中での各市町村での子ども子育て支援事業計画を策定することになるわけですけれども、本町では計画策定に向けての基本方針と策定期間が今計画があるか、お示してください。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの町長答弁にございましたけれども、町では南会津町次世代育成支援行動計画というのを作成しております。これは平成17年度に旧田島町時代につくりました計画をそのまま合併後も引き継ぎまして、前期平成17年から21年まで、それから後期22年から26年度までということで、2つ、前期後期と分けてつくっております。

ことしがその中間年度でありますので、今年度その計画で示しました内容についての進捗状況、これについてアンケートをとりまして、私どもがやっている行政サービスの認知度、それからそれに加えて満足度、そういったものをことしアンケートで確認をしまして、最終年である26年度に検証するというふうなことで、現段階では次世代育成行動計画を当面やるというふうなことで考えております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 そうすると、改めて今回の法案が通った中での各町村に多分指示とか指導があるというふうに思うんですけども、子ども子育て支援事業計画の策定を多分命名するのかというふうに思うんですけども、これは国のほうでも社会保障制度の4番目の政策

ということで、子育て政策を重視してやることなんですけれども、そのためにもう一回策定しなさいということの指示がくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうのは今の次世代支援事業ですか、こういったことで代替えできるんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

現在、議員ご指摘の計画についてはまだ情報がございませんので、それがあり次第、中身を精査して、そのほうを優先的にやるのか、それとも次世代育成行動計画のほうをやるのか、それについては内容を検討させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ちょっと関連はするんですけれども、若干脱線したのかなともいうふうに思いますけれども、学校関係の諸経費関係は、ほかにも質問されている方がいらっしゃいますので、これは申し上げます。

あとは子育て環境整備ということで、先ほど町長は住居関係もおっしゃいましたよね。住むところ住む場所とか住宅関係も必要だというふうなことだろうけれども、本町は、例えば近くとか、大きな市があるわけでもないし、就労する、通勤する町にはなかなかない町なんで、やはりその辺のところを考えると、やっぱり先ほど言われたように、地場産業を何とかもう少し力を入れるべきだということと、もう一つの方法としては、やはり若い人が子育てするための家庭を得るにはお金が必要なんですけれども、そういう地場産業の一つのやり方と、もう一つはやはり大変だろうけれども、誘致を図るとか、そういった考え方がないんですけれども、例えば下郷町で、今結構289ですか、あそこを通過して西郷村とかあっちのほうに通勤しているのが結構多くなったなんていう情報を聞くわけなんですけれども、本町はなかなか難しいですね。結構1時間、1時間半、2時間かかる場所ですので。だからそういうことを考えれば、やはり先ほど言った地場産業とか、誘致とか、そういったことを考えるしかないと思いますので、そういったことで子育て環境を整えていくしかないというふうに思います。

それは一番の町民の所得向上の施策にもつながってきちゃうんですけれども、全部リンクしちゃうんですけれども、ぜひ特徴ある子育て環境の整備、南会津町は子育ては最高ですよというふうに言えるように、先ほど町長がおっしゃったような中身の中で進めていただきたいというふうに思います。提案をした生まれるお金を上手に使ってください、お願いします。

それから3番目、25年度の予算編成ですけれども、完璧に5点出ました。これほどきちっと出ることは期待はしていなかったんですけれども、きちっと出ましたので、今任期中の最後と

うか、きちっと責任の持てる予算の執行できる期間でありますので、最後のまとめの25年度、26年の3月ということで、最後のまとめの、任期中のまとめの予算編成だろうというふうに思っています。

それで、しっかり、何をやってきたのかということがそこでわかりますので、しっかり方向性を示し、そして何が大事だということをしっかり各課に指示をしていただいて、これに基づいて予算を編成しなさいというようなきちっとした意思が伝わるような予算編成をしていただきたいなというふうに思います。

最後にこんな話で申しわけなかったんですけども、終わります。申しわけないですけども、最後質問しないで終わります。きちっと5点出ましたので、何も言うことはないです。

○芳賀沼順一議長 以上で7番、渡部優君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○芳賀沼順一議長 次に、13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一、通告に従い一般質問を行います。

今回は先ほどから話題になっているように、雇用についてだけ大きく2つに分けて質問をしたいと思います。

3.11から約1年半が経過しました。放射能で5年間は帰れないだろうとか、職場がない、あるいは総論賛成各論拒否とか風評被害等ですね、こんな環境下ではありますけれども、我々議会と行政はやはり町民全体の福祉を改善するために一生懸命働かなきゃいかんと、原点に立ってさらなる切磋琢磨をしなければならないだろうと、こんなふうに思います。

原点に戻ったとき、先ほどからありますように、やはり第一の優先順位は職の創出、こんなことではないかと思います。23年度の決算を見ても、やはり未収額が4億6,000万円以上に上ったと、こんなこともやはり関係がしてくるんじゃないかと思います。

さらには、監査委員の報告でも、例年と違い一步踏み込んで現状を十分に把握して、断固とした態度で臨むべきであるという断言されてもおります。

そこで、今回は現状確認と対策を含め、以下大きな2点について質問をいたします。

まず、第1点目、民間雇用の現状についてであります。

1 番目に、過去10年間、相当数字は変わっていると思いますけれども、個人町民の納付者の変動。

それから2番目に、同じく10年間の厚生年金加入者の変動。

3番目には、同じく10年間の撤退及び縮小した会社の変動と社員の変動数。

4番目に、過去10年間の特に激しい土木、建設業の変動と社員数。

5番目に、職業選択におけるミスマッチの現状はどうか。

6番目に、職の創出における過去3年間の対策、結果及び今後の方針について第1項目でお伺いをいたします。

第2点については、我が町にとっては非常に重要であります第三セクターの雇用の現状についてお伺いをいたします。

1番目に、第三セクターの経営評価委員会の答申内容、これは全員協議会で質問を出してからありましたので、簡単に概略だけで結構でございます。

2番目に、過去3年間の正社員、期間雇用、緊急雇用、冬期アルバイト雇用の変動について。

3番目に、職の創出における過去3年間の対策と結果及び今後の方針についてをお伺いいたします。

再質問においては、再質問席から再度質問をしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 13番、星登志一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、民間雇用の現状に関する1点目ではありますが、個人町民税納付者の変動についての過去10年間のおただしであります。このことに関して、平成18年からということで答えさせていただきます。合併後の18年度からということで、当初賦課納税義務者数を申し上げます。

平成18年度8,496人、平成19年度が8,272人、20年度が8,035人、21年度が7,777人、22年度が7,473人、そして平成23年度7,328人、このように推移しております。人口の減少や高齢化という現状もありますが、平成18年度との比較では1,168人の減少となっております。

次に、2点目ではありますが、厚生年金加入者の変動状況についてのおただしではありますが、これも平成18年度からということでお答えさせていただきたいと思いますが、18年度末の南会津町内の事業所数は274社であります。その被保険者数は3,004人。平成19年度末が274社でありまして2,925人、平成20年度末が272社でありまして2,811人、平成21年度末が269社でありまして2,818人、平成22年度末が264社2,868人、ちょっとふえています。平成23年度末が

277社でありまして2,948人とこのように推移しております。

我が町の人口減少が続く中で6年前と比較し、事業所数、被保険者数ともに大きな増減はないと、そのような数値かなと思います。特に平成22年度から23年度にかけて事業所数、被保険者数が増加しておりますが、これは日本年金機構によるパートタイマー等の適用拡大推進の影響ではないかと、そのように分析しているところであります。

次に、3点目ではありますが、撤退及び縮小した会社の変動と社員数についてのおただしであります。現時点で把握できる工業統計調査のデータで申し上げますと、従業者4人以上の製造業の事業所は、平成18年の調査では69事業所、従業員が1,633人、平成22年の調査では54事業所、従業者が1,168人と推移しており、4年間に15事業所465人の従業者が減っております。

次に、4点目ではありますが、過去10年間の土木、建設業の変動と社員数についてのおただしであります。現時点で把握できるデータで申し上げますと、平成17年の国勢調査による建設業への就業者数での数値となりまして、南会津町に住んでいる方の建設業への就業者が1,354人であったのが、平成22年度の調査では1,043人、この5年間で311人就業者が減っています。また、建設業関係事業所の変動についての数値は統計データ等で把握することは困難であります。建設事業の発注量の減少や価格競争の激化に伴う経営の悪化や倒産、事業規模の縮小などによりまして、地域の経済や雇用を支えてきた基盤の衰退は明らかになっていると、そのような認識であります。

5点目ではありますが、職業選択におけるミスマッチの現状についてのおただしであります。新規学卒者は町内高等学校の平成22年度卒業の就職者62人、転職率10%、平成23年度卒業の就職者63人、転職率8%という現状であります。学生から社会人となり、環境の変化に対応できないケースや職業意識が希薄なため、自分の描いていた職と現状との食い違いが生じたミスマッチとなっている状況かなと思います。

また、企業側の事情として、新規職員の教育、人材育成が手薄になっていることもミスマッチに影響しているものと考えられます。

次に、6点目ではありますが、職の創出における過去3年間の対策と結果及び今後の施策方針についてのおただしであります。平成21年度から3年間緊急雇用創出基金事業を実施し、133事業、延べ332人の雇用機会の創出を図っております。また、雇用の受け皿として、平成23年度から南会津町頑張る企業創業支援事業を創設し、新たな事業の立ち上げや会社の設立、事業拡大等に伴う新規雇用を創出する企業に補助金を交付し、支援を行っております。

平成24年8月末現在27社を補助対象企業として指定し、35人の新規雇用が図られておりま

す。今後緊急的な一時雇用から継続性のある雇用、そして正規雇用につながる雇用面でのモデル的な事業展開を図るとともに、既存企業の雇用の維持と拡大につながる支援を強化していきたいと、そのように考えております。

さらには、企業誘致に向けた条件整備と情報の発信に努めていく考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、次に第三セクターの雇用状況に関する1点目ではありますが、第三セクター経営評価委員会の答申内容に関するおたがしであります。概要だけでもおたがしされましたが、大変厳しい答申であると、そのように感じております。答申内容につきましては、先日皆さん方に議員懇談会の中で説明をさせていただきましたので、これを報告にさせていただきたいと思っております。

次に、2点目ではありますが、過去3年間の正社員等の雇用の変動についてのおたがしではありますが、町100%出資のみなみやま観光株式会社について申し上げます。

まず、正社員数の変動であります。平成23年度は74人、平成22年度は84人、平成21年度につきましては、みなみやま観光株式会社が設立される前ではありますが、会津高原夢開発株式会社に株式会社INA、そして株式会社さゆりの里、株式会社南会津観光公社の社員数を合算して85人と、そのようになっております。

続きまして期間雇用ですが、平成23年度は17人、平成22年度は18人、平成21年度は統合3社も含め16人となっております。

続いて緊急雇用ですが、平成23年度は10人、平成22年度は9人、平成21年度は11人となっております。

最後に冬期アルバイトも含めた季節雇用者数ではありますが、みなみやま観光株式会社が経営しております3スキー場の雇用状況について申し上げます。平成23年度は198人、平成22年度は215人、平成21年度は218人という雇用状況になっています。

次に、3点目の職の創出における過去3年間の対策と結果及び今後の施策方針についてのおたがしではありますが、過去3年間は南会津町第三セクター改革プランに掲げられた経営改善期間であり、各社の経営改善を図りつつ会社の自立を促す一方で、雇用創出も含め、会社独自の取り組みに限界がある事業につきましては、必要な支援を行ってまいりました。

雇用対策といたしましては、緊急雇用創出基金事業や震災等緊急雇用対策事業を活用して、山王茶屋活性化戦略事業、高清水自然公園監視及び施設補修事業などを実施して、職の創出、雇用機会の創出を図ってまいりました。



今後の方針につきましては、経営評価委員会から答申を受けましたところでありますので、それらを勘案しながら今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 5年間ということだったものですからもっと大きな数字が出るのかなと思ったら、10年間だともっと大きな数字だと思いますけれども、いずれにしろ、やはり我が町の課題は雇用、要するに先ほど町長から答弁があったように、もう緊急事態じゃないと、緊急雇用ばかりやっておれないよと、安定した雇用をつくっていかなきゃいかんというような数字かなと、こんなふうに思います。

それで、今後の政策について、私も幾つかご提案申し上げたいと思いますけれども、その前にちょっと数値的な確認をした上でご質問をしたいと思います。

けさの新聞でも、福島県の実質公債費比率が出ていました。我が町においても18年度は18.5%、それからきょうの新聞では、23年度が10.6%と、片足突っ込んでいたのが、大分余裕が出てきたなど、こんな感じかと思えます。

それともう一つ、私は注目しなきゃいけないのは、24年度の合併算定書を実は振興局へ行ってもらってまいりました。多分総務課にもあると思うんですけども、この中で19年度については合併算定替というものがあるって、それは大体58億4,000万円くらいだよと。これがもし合併したときには49億円くらいだと余り差が10億円前後でそんなに差がないんで、27年までは何とかなるんじゃないかなと思ったんですけども、今回24年度版をもらったれば、合併算定の金額が大体68億円、一本算定が51億円ですから、16億円か17億円くらい離れているんですよ。これはいつも使う国の手じゃないかなと思って、23年度に一本算定になるよというときに向けて何か吹いてきたような、気を緩めていたらとんでもないことになるよという数字かなと、私はこんなふうに感じたんです。

ただ、その反面18年度には公債費、事業債の普通交付税に算入する率が大体借金したらば56.3%くらい合併当時あったのが、各課長の努力によって23年度は71.1%まで上がった。要するに借金しても3割くらい返せば、事業債、あとはみんな交付税で戻ってくるような状態になったと。なおかつ今金利は少ないということになれば、私は来年度の予算は、これは思い切って借金してでも、公債費をふやしてでも、職の創出だとかそういった投資的経費に予算を割

くべきじゃないか。要するにいっぱい借金したところで、今利子は非常に低い状態です。前から比べたら公債費として国からもらえる率もこれだけ、昔は56.3%くらいが、今は事業債やった残りも合併特例債だとか、そういったものを使ってもいいよという時代になってきたわけです。時代が変わってきた。こういうときにこそ投資的経費で、やっぱり職の起こし方をやらなきゃいけないんじゃないかなと。

それで、これから提案するのは、町長にたびたび提案していますけれども、私は木質バイオマス、若松では5万トンやっただと。真庭では10万トンだと。我々が研修に行ったときには、1トン当たり10円とか、キロワット当たり10円くらいで売っていてやっていたところで、なかなか厳しいなと。今や当時であれで1トン当たり4,000円弱でしょうね、多分真庭は産業建設委員会の方が行っていますから、1トン当たり計算すると、多分1万二、三千円に、建物は別ですよ。売電としては1トン当たり1万二、三千円の計算になっているはずなんです。

こういうときになると、我が町としてはおいやってくれと言っても20億円出す人はいないから、公でつくって民間の森林組合だとかそういうところに運営を預けるといふ公設民営型であれば20億円の総事業費であっても、多分5億円前後で私はできるんじゃないかと。そうすればあと職をつくるということからすれば、一番気をつけなきゃいけないのは、材料が集まるかどうか、ただ、このときに二、三年前だとなかったんですけれども、昔は大体年間3万トンくらいのボイラーが、大きいところは主流だったんです。ところがここへ来てバイオマス発電はもうかるよという話になってきたら、その消費能力が2万トンとか1万トン、あるいはそういったものでもできるようなボイラーが今出ているということなんですよ。

ですから、ぜひとも3万トンいかななくても、年間1万トンくらいだったら何とか当町では集められるよということであれば、そういった事業に今こそ公設民営で来年度の予算にみんなでおい何とかやろうぜという声をかけ合ってやれば安定した職の創出になるんじゃないかと思えますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

このバイオマス発電、再生エネルギーは午前中も6番議員から質問がありましたけれども、実際当町ではバイオマス発電まではいっていませんが、チップボイラーで今運転しております。それが1つのデータとして出てくるだろうと思えますし、その中で、また河東のバイオマス発電所が運転を始めました。

そういう中で、あそこは年間6万立米の燃料が必要だというふうに聞いていますが、私ども

もそこも多少もくろみながら、その森林の活用ということを計画に入れているんですが、今現在のところなかなか引き合いがちょっと厳しいのかなと。そして、今そのチップが素材として1立米4,500円ぐらいの買い上げだと、このようなことも聞いていますし、現実に果たしてどのようなになるのか、先進地はいろいろあろうかと思いますが、政策的にやっておられることはまた別にしても、やはり当町として確かに広い森林でありますから、その活用は当然していかなければならないと思いますが、そこも施設をつくっちゃってから失敗だったとは言えないですから、これは十分検討する必要があるだろうと思います。

そして、先ほどまた財政のことも言われましたけれども、正直、少しずつ実質公債費比率も改善されつつはあるんですが、これもいずれにしてもこの当町の税収ですね、そういうもの自身の税収を考えれば、本当に楽観できない。国からどのくらい来るかということも、国がもうだめですよと言われればそれで終わりですから、そこも見定めながらやっぱりやっていくしかない。そういう中でより一層の気を引き締めてやっていく必要があるだろう。確かに議員おっしゃられるように、16億円、そのくらいの当初予算というか、総体的な予算規模を縮めていかなければならない、削減していかなければならないような状況であります。

そういう中でそうならないように、だから職を創出して所得税を上げたり、直接税が上がるように頑張れということだと思いますが、いずれにしましても、その体力をつけるにしても、やっぱりそこを十分にやらないと、あとでそれが手かせ足かせになるということも十分、今までの第三セクターを見ていると感ずるところがありますから、十分そこは検討しなきゃならないと思っています。

そういう中で、十分今の状況を集めた中で、細かいバイオマス発電の数値は私今現在わかりませんが、そのようなことも十分検討しながら、思い切った施策も必要であるだろうとは考えております。

そういう中でここ2年間、私も検証させていただきました。そして、その中で生活改善支援事業というの、2年間で約3億円の出費があったわけですから、そこら辺も去年で落ち着きましたからそれも含めて、今後しっかり町の投資的な事業にどのようなことをやったらいいのかということをもう一回、そこをきちっと検証した中で来年度に対応していきたい、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星登志一議員 それで、私思うのは多分行政の方も平成18年度の実質公債費比率が18.5%というのは非常に頭にこびりついていると思うんです。ですから、なかなか大きな

単位の財政を今までは組めなかったということも、私も十分当時は経済収支比率をどうしろこうしろと大分質問したほうですから、当時はやはりそういうふうにかぶりついていたと思います。

ただ、私が今回の算定表を見たときに、大分改善しているなど、これは前回、去年あたりから職員の方が実際に、じゃこの事業は国・県からの補助率はどのくらいだというときに、少し国のほうも出し方が変わってきたなどというのは感じていましたんですけども、まさか71.1%まで来ているとは思わなかったというのが私の率直な考えです。

であれば、やっぱり今利子は低い、公債費比率の変化率は高いというときにこそ、これは大きな事業をやって、一般財源を少なくするべきだなと。今回の一般質問は私ここだけにかけて実は質問したようなもので、やっぱり議員の皆さんも新人の方もいるし、もう10年以上やっている方もいるけれども、劇的に変わったのは、新人の方は多分こんな数字が当然なんだろうなと思って見ていると思うんです。ところが5年以上前に入っている方は、あれそんなに変わっているのかと、これはチャンスじゃないかなと、今ひそかに考えている人はいっぱいいると思うんです。

町長が言ったように、年間3万トン消費するということになるとうどうやって木を集めるかなと、これは頭の痛いところですけども、実際は今現在は1万トンくらいでもやれる機械があるよということになっていますから、ぜひとも町長には、次回の予算に、これは農林課も一生懸命やらないといけないから課長にもお願いしておきますけれども、そういったデータを、今までと世の中は変わっているんだと。機械も設備も今まではこれ以上のものじゃないとだめだというのが、いろいろ再生エネルギーが価値があるということになると、会社がいろいろ考えてきますから、だから私は常々言っている、ビックパレットに行って一回見てごらんよと、こういう話をよくするんですけども、本当にあそこに行くと毎年設備も変わっています。

ですから、そういった意味では、ぜひもう一回再生エネルギーについて大きな予算を組んで、職の創出と町民に得るような事業をぜひやっていただきたい。

それに、ついでにもう1点申し上げますと、私常に農林課は味方なものですから、いろいろ今回監査の指摘がありました。人口が少ないために交付税が減るよと。

私も5年間の交付税の中身を精査しました。その結果、決算概要を書いたのはちょっとわからないですけども、総務課長ですか、決算概要は。決算概要を書いた方の認識はわかりませんが、私の認識では、交付税の中身を精査すると、どうも係数、単価が減っているんじゃないかなというのが、私の感じたところですよ。

実際にこれは5年間の単位当たりを全部計算したやつですけれども、これを見る限りは、どうも人口減少よりは係数のほうが全般的に下げられているために相当交付税が少なくなっているということですから、それを考えると、この人口減少はとにかく、それによって下がっているのも事実ですけれども、その中でも上がっているのがあるんです。林野、水産ですよ。農林課関係です。農林課関係は22年度1人当たり210万円だったのが230万円になっているんです。人口が減ってもということは、やはり国も何とか町村は頑張つてよと、農林業を何とかしてよということで、これは水産も入っているんで林業ですね、林業を何とかしてよということだと思うんです。

ですから、そういうことを考えても、やっぱり農林課は頑張らなければいかんと。課長、頑張ってください。

今のはそういう中身ですから、少し本腰入れて、来年度の予算に向かって、世の中の流れと我々がやるべきこと、全町民のために何をやるかということのを少し真剣に考えてほしいなど、こんなところですよ。数字は以上です。

第三セクターについてなんですけれども、これは町長が先ほど言ったように、商工会がプレミアムを出しています。ですから、ぜひ第三セクターと話をし、東京都が今2万泊出していますよね。福島県応援するよということで。この前東京都の職員と我々議会の雇用対策、それから議長なんかと東京都に陳情に行った結果、南会津産だけにはいかないからということで、いわき、会津若松経由で最後に南会津町に泊まってくれた。

そのとき聞いたのは、やっぱり東京都が企画したものは、やはり外郭団体に預ける、そこでいろいろな企画をつくってJTBだとか何かにやるんですよという話を伺いましたので、ぜひとも町長、再考していただきたいんですけれども、東京都の2万泊に、2万泊を使う人は、南会津町ではさらに1人2,000円アップしますよとか、そういった新しい企画をつくって、これは総務課長が出なかったんだよな、商工観光課、総合政策課長ですね。

○芳賀沼順一議長 指定はしなくても大丈夫ですから。

○13番 星 登志一議員 町長もその前日に出ていますので、ぜひあのときに2万泊担当の方にあの話を聞いて、東京都さんプラスうちのほうでこういう企画をつくりましたから、ぜひこれで南会津町のほうに旅行者を提供してくれないかというようなことも上乘せ予算というのをやってもいいんじゃないかと思うんですけれども、特にスキーシーズンに向かって、その辺を町長にお伺いします。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

町独自の上乗せをとということなんですが、風評被害対策の中で、冬場に向かって、現在さまざまな事業、企画を検討しております。

秋の企画については、独自上乗せの分についてももう既に完売という状況になっておりますので、ここの部分については、検討したいと思いますが、ただ議員ご存じのとおり、東京都の独自の福島県支援の旅行支援策については、今お話しいただきましたように、旅行エージェントに委託をするという流れになっておりますので、それが福島の南会津町へピンポイントで来るかどうかというところが一つ確認をしないといけないことだろうというふうに思いますので、その辺を含めて検討させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 多分ピンポイントで来るかわからないので、私もほかの旅行店に行ったときに、実際に東京都から何件くらい来ているんですかということ、そのやり方はエージェントのほうしかわからないんだと、実際泊まったほうはわからないのが現状だという話なんです。

ですから、多分南会津町に何泊泊まっているかというのは、商工観光課が追いかけても多分わからないんじゃないかと。泊まってもらった人がわからないと言っていますから、多分間違いなく、エージェントはわかるんでしょうけれども、チェックしながらやっているから、だから泊まったほうはわからない。であればなおさら町独自の企画をやって、東京都の2万泊を使った人には、さらに、例えばホテルに泊まればリフト料を全額ただにしますとか、運賃を半額にしますとか、企画ですからいろいろあると思うんですけれども、そうすれば、大体東京都の人が何人泊まったかというのは旅館でも把握できると思いますし、多分2万泊だから、来て1割で2,000人くらいだろうから、大した金額にはならないと思います。1万円だとしても2,000万円くらいですから、そういった企画を、今からだったら冬に間に合うんじゃないかと思うんで、そういった企画を考えてみたらどうかと思うんです。その辺についてもう一度。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 逆に南会津町のほうから、その東京都の事業企画を使った者に対して支援をするという、こういうお話、ご意見だと思いますので、そういう企画が冬場に向かって、風評被害対策の一つとして検討させていただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 やるのはいいんですけれども、私、昔こっちに帰る場合に東京で

仕事をやっていたときに、営業をやっていたものですから、営業の第1番目の仕事は何だと先輩に言われたときに、星君、営業の一番基本的な営業というのは、もう一度きょう訪問した相手に訪問できる状態で帰ってくるのだと、こう言われたわけです。要するに営業というのは何回も行かなきゃだめなんだから、長い目で見て営業活動をしなさいということを経験者が教えてくれたんだと思います。

ですから、今回せっかく東京都がああいうのを出しているから、こちらで企画をつくって東京都さんに便乗してこういう企画をつくりましたと、それを手土産に各エージェントを何回も回れるような、営業マンがそういうふうに動けるような環境づくりをしたらどうかというのが私の提案なんです。

これは後からゆっくり考えていただくとして、第三セクターの答申についてでありますけれども、非常にやっぱり町長が言ったように厳しい内容です。きょう私、手元に持ってきていないんですけれども、やっぱり働く人、企画については、すべてC考果です。A、B、CのC考果が非常に。全体で見てAというランクのやつが1つ、それからBが2つくらいあったのかな。ほとんどCですよ、前回もそんなような数字。ということは根本的にどんなことを話しても根本的に改善がなっていないということだと私は思うんです。根本的に1から人事教育をして、経営のやり方も刷新しなきゃだめだというようなこの前の評価だと思うんですね。

ですからその辺を、これはなかなか急にみなみやま観光、第三セクターの人に言ってもかわいそうだと思うんですけれども、実際働いている人もトップがころころ町長選挙のたびにかわっているとか、町長選挙で町長がかわらない中でもかわっているとか、非常に林さんがやめてから何か1年とか2年で結構かわっていますよね、現実的に。やっぱり社員が方針がわからなくて右往左往しているのが現実じゃないかと私は思うんです。

ですから、ここで一つ、例えば人事教育をする意味で、今全国的には星野リゾートさんとか、それからオリックス不動産、それから東急不動産あたりが斜めになっているような第三セクターの人事教育をやるのをすごく得意としてやっているらしいんです。ですから、多分今の状態では、だれが頭をやっても、こんなことを言っちゃいけないんですけれども、そうは変わらないだろう。根本的に従業員の考え方だとか、営業の質というものも変えなきゃいかんと思うんで、今の体制の中にそういった人事教育をしてくれるようなところを見つけて、長いスパンでもってOJTでもやりながらやはり立て直しする必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思うんですけれども、町長のお考えをお伺いします。

○芳賀沼順一議長　町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、第三セクターの今の状況といいますか、課題を議員が申されましたけれども、私は町長選挙のたびにトップが変わると、そのような認識ではおりません。実際先ほども申し上げましたが、この第三セクターにみなみやま観光株式会社になる前段合併もありましたし、そういう中で各地区での組織の再編といいますか、そういうこともありました。この合併してからも4つの第三セクターが統合して、みなみやま観光株式会社になったわけではありますが、そういう中で、自主的に、もちろん役員もやめられた方もいますし、ですからそういうとらえ方はちょっと正しくはないなと私は思います。

確かにその組織として考え方がまとまっていないというのは、私もこの立場になって感じました。ですから、私がこの立場になったときに、まず最初にみなみやま観光の社員全員に、会津リゾートも含めてですが、出資比率は違いますが、とにかく人だ、組織だと、そしてみんな同じ方向を向いて今の課題とどのようにしたらいいのか、そういう認識を持ってやらないと、どんな組織でもだめになるよと、今それが一番私は欠けると思う。

だからみんな一丸になって心をつつして、だれのせい、彼のせい、会社のせい、町のせいじゃなくて、今自分自身が置かれている立場をきちんと把握して、自分がどのようにしたらいいのかということを一人一人が考えていく必要がある、そうでないとこのみなみやま観光、あるいはその組織はもたないよと、そのようなことを、これまで私、3回言わせてもらいました。

ですから、やはり町もそうです、職員もそうですが、トップが明確な指示を出すのはそれはそれでいいんですが、当然それはやらなきゃならないんですが、やっぱり一人一人のその立場での状況判断、考え方というものが大きく影響されると思うんです。ですらか、その意識改革を時間がかかってもこれはやらなきゃだめだと、そういう中でのC評価が多く続いていると、そのようなことと認識しております。

ですから、これから判断するにおいても、人がどのように変わるか、町がどれだけ支援できるかというよりも、私は人がどれだけ変わるか、これが大きなウエートを占めるんじゃないかなと私は思っています。

ですからそういう中でこの第三セクターの問題、これは本当に町を左右する大きな会社組織でありますから、私もしっかり肝に銘じて、そして今後の対応に当たっていきたい。

ですから組織は人でありますから、人材の育成、これは時間がかかりますが、すぐきょうやったからあしたすぐ生きるということではないですが、そのようなことをしっかり理解した中で、今の役員の人、それぞれの責任ある立場の人に頑張ってもらえるように、引き続き私はお



話を進めさせていただきたいと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これだけやはりCが並ぶと、町長おっしゃったように人の考え方とか、それから一人一人の行動だと思います。

ですから、この前の文教厚生委員会でも伊南支所の方がお見えになりましたので、大分きついことを私も提案いたしました。私はやはり地域が一生懸命、会社だけじゃなく地域も応援しましょうという雰囲気にならないと、あのCランクはなかなか抜け出せないんじゃないかなと思いましたので、そういったこともありましたけれども、やはりここ二、三年が、みなみやま観光は崖っぷちに立たされた時期だと私も思います。

もし、町長なんかも東京に行ったり、いろいろなところに出ているでしょうから、なかなか近くの人に教えてもらうとなると、この辺の人は拒否反応を示しますので、よく遠くのほうから教師が来るとすんなりと受け入れるというようなこともあるので、そういう機会があればぜひ全体で一定の方向に向くように、だれかいいアドバイザーでも見つけて、新しい血を注いでいかなきゃいかんのかなと、こんなふうに思いますけれども、町長のお考えをお伺いして、一般質問を終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

私もこれまでの2年半ですか状況を見てまいりました。そのたびに言ってまいりましたが、なかなか改まらないのが現状であります。ですから、指導力が足りないと言われればそれまでですが、やはりこれをもう一回どのようにしたら認識してもらえるのか、どのようにしたら変わるのか、これを真剣に考えていきたい。

そういう意味では研修やら、あるいは講師を招いての指導といいますか、そのようなことを必要であればやりたいと思いますし、また、社員、会社の組織の中での話し合いが十分になされて、そして風通しのよい会社、意見の通る会社、そういうふうになることが私は一番大事なかなと思いますので、その指導もあわせてこれから努めてまいりたいと、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 以上で私の一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で13番、星登志一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。3時15分より再開したいと思います。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○芳賀沼順一議長 では、一般質問を行います。

4番、室井嘉吉君の登壇を許します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 どうも大変ご苦労さまでございます。

きょう最後の登壇でございます。前段はいろいろ幅広い町の基本政策にかかわるような質問となったわけではありますが、私、議席番号4番、室井嘉吉であります。

通告に基づきまして、質問をしたいと思います。

質問事項は、大きく分けて2つであります。

1つ目は、森林施策についてであります。

町内林業の強化発展を図り、町民の雇用の場として林業というものを活用することは、当町の大きな課題であると考えます。こうした観点から、第1に森林組合の合併について現状どのような動きになっているのかお伺いをします。

また、行政の立場からどのようなスタンスでこの合併問題にかかわっているのかあわせてお伺いをしたいと思います。

2つには、台鞍スキー場の駐車場敷を活用した丸太販売の今後の位置づけについて伺います。

3つには、町指導の林業関係団体による協議会などの組織体というものは存在するのかどうかお伺いします。

以上3点について、町長の考えを伺います。

大きな2つ目は新庁舎建設についてであります。

今般の行政報告の中でも明らかなように、年内にも計画案を作成し、意見公募や住民説明会など広く意見を聞き、建設計画を策定することですが、建設計画案の策定期間はいつにな

るのか。

2つには建設計画の策定はいつごろの予定か。建設資金はどうするのか、この3点について町長の考えを伺いたと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに林業政策についての1点目であります森林組合の合併の現状と、町はどのようなスタンスでかかわっているのかとのおただしであります。町といたしましても90%以上の森林を活用していく基本的な考え方をより強く実行していきたいと、そのように考えておるところであります。

先月南会津郡内の森林組合の各組合長による会議において、合併に対する意向調査が行われました。町内の田島、館岩村、伊南村の3つの森林組合においては、合併を推進していくことで一致していると聞いております。今後、今月末から来月にかけて町内3森林組合と下郷町、只見町の森林組合それぞれで理事会を開催し、合併検討会への参加の意向を確認し、そして、来月上旬には組合長会議で合併に同意した組合による合併検討会が開催される予定になっております。

合併検討会が設置されれば、各組合の実態分析と把握、財務調整、合併スケジュール、定款の基本事項作成等の作業を進めていくこととなります。

その上で町では県農林事務所や森林組合連合会との連携を図りながら、これらに対する支援、指導を行いまして、次の段階である合併推進協議会の設立を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に2点目ですが、台鞍スキー場駐車場を利用した丸太販売の今後の位置づけについてのおただしであります。台鞍スキー場駐車場を会場に開催しております南会津産材木材市は地元産材の生産流通を円滑にするとともに、東日本大震災の復興に向け、安全で安心な木材を南会津地方から安定的に供給することを目的に、昨年度からこれまで3度開催されております。

出材取引量は1回目は約600立方メートルです。2回目が900立方メートルです。3回目が1,000立方メートルと順調に増加しておるところでありまして、来月には第4回目が開催される予定になっております。町内の関係業者は、これまでいわき市や郡山市まで木材を運搬していたために、1日1往復が限度でありましたが、地元市場開催によりまして、1日最大3度の

出材が可能となりました。

これによりまして人件費や運送費などの経費削減はもちろん、地元産木材の消費量が増加したほか、町内の製材業者の落札により地産地消が進むなど、地域林業の振興に大きく寄与しているものと、そのように考えております。

現在は行政主導による開催であります。今後は森林組合や素材生産業者等で構成する南会津地方木材安定連絡会議を中心とした民間主導による継続的な開催運営を促し、さらなる木材産業の雇用確保と経営安定化を図ってまいりたいと考えております。

次に3点目ですが、町指導の林業関係団体による協議会等の組織体は存在するのとおただしであります。現在、町が関係する林業団体は、南会津森ネットワーク、南会津地方木材安定供給連絡会議、南会津町森林整備協議会の3つの組織があります。南会津森ネットワークは、町内の素材生産業者、製材業者、木製品加工業者等で組織され、森林資源の有効活用による地域活性化、地域木材ブランド確立による地産地消の取り組みを目的に活動しております。

主に地場木材を利用した公共施設建築工事の受注業務や林業祭の開催、森林認証制度への取り組み等を行っておるところであります。南会津地方木材安定供給連絡会議は、南会津郡内の森林組合と素材生産業者で組織されまして、南会津地域材の安定供給と利用を促進し、素材生産業の活力と経済的な地位の向上を図ることを目的に、台鞍スキー場で開催される木材市への出材を行っているところでもあります。

南会津町森林整備協議会は、町内の森林組合、林業事業体で組織されまして、町内の森林整備に関する事業の推進と地域の林業振興を目的に活動しております。主に福島県林業公社からの森林整備事業の受注業務、高性能林業機械導入による森林施業を行っております。

町としましては、引き続きこれらの林業関係団体の育成、支援を図りながら、民間活力を生かした地域林業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎建設についての1点目ですが、建設計画案の策定時期はいつかとおただしであります。役場新庁舎建設について必要事項を調査・検討するため、南会津町役場新庁舎建設庁内検討委員会を設置して、庁舎建設の必要性、建設場所などの検討を始めたところでもあります。

本年11月には、庁内検討委員会からの検討結果報告の中で具体的な内容が示されますので、町議会のご意見を十分に踏まえた上で、年内に建設計画案を策定したいと考えております。

次に2点目ですが、建設計画の策定はいつごろの予定かとおただしであります。

建設計画案をもとに意見公募や住民説明で住民要望を取り入れながら建設計画を策定したいと考えております。

次に3点目ですが、建設資金はどうするのかというおただしではありますが、平成23年度から総事業料の2分の1以上を目標に庁舎建設基金の積み立てを行っており、残りの資金につきましては、合併特例債を活用してまいりたいと考えております。

庁舎建設はこの起債の対象事業であり、後年度元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に70%算定される有利な地方債でありますので、庁舎建設基金と合併特例債を活用しての庁舎建設を考えております。

この建てかえの理由につきましては、先ほども申し上げましたが、やはり大きな災害が、地震とそれから豪雨災害とありましたが、一つの防災の拠点となるというようなことでありますし、私どもも3月11日のときここの議場において、非常に危険を感じました。そういう意味におきましてしっかりした対応が必要だと思えます。そして、岩手県の津波に襲われたあの庁舎の状況を見ましても、やはりこの地域は津波はないにしても地震は今までないと、地盤は安定していると言われながらも、いつ何どきどのようなことが起こるかわからないと、そのようなことをきちんと想定しながら対応するのがいいのではないのかなと、そのような判断のもとでこの計画を進めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 1点目の林業の関係では、この森林組合の動き、合併の動きについて今お聞きをして、このきり随分そういう面では認識統一が図られてきているなど、こんなふうにならぬように率直に受けとめをしました。

ただ、私、町のスタンスを求めたというのは、実はこういう意味合いから求めたんです。それは、先ほど来これまでの各議員の質問等の中でも、雇用創出等を考えたときに、いろいろな施策を今後引き続き検討していかなければいけないのかなと、こんなような質疑等もある中で、前回だったですか、臨時議会の中で、郡内での森林組合の合併だよと、こういうような話を私自身も聞いて、しかしこれは行政とのかかわりからいったときに、郡内で合併というよりは、町内で合併したほうが、町内の部分の単位でもって森林組合を育成強化するといったほうが、この行政の立場からは有利な面がいっぱいあるんじゃないかなというふうに私自身思ったもの

ですから、その辺、郡内的にまとまっていったほうがいいのか、町内的にまとまっていったほうがいいのか、これは合併するのは森林組合でありますから、行政としてどうのこうのという部分もこれはいろいろあるのかなというふうには思いますけれども、町の行政の立場からしたときに、その辺の判断というのはどんなようなことになっているのか、ちょっとあればお聞かせをいただきたい、こう思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

森林組合は町に大いに関係する組合でありますけれども、町も当然多く支援していますから、合併協議に入る前に、やはりとは言っても一つの独立した団体でもありますし、そういう中で町の意向を先に言うのはどうかと正直思います、考えはあるにしても。

ですから、そういう中で今後の推移を見ながら、今後理事会を開いた中で検討されるということでもありますから、その推移を見ながら、町としての考えを当然言っていかなければならないと考えております。そういう推移を見ながら、町としては対応すべきではないかなと。

当面他の組合のことは言いませんが、町内だけのことにしましては、田島森林組合の負債も大分整理されてきていますし、徐々にではありますがある程度目標を持った計画を立てていけるような段階になってきているのかなとは、そのような認識でおります。

ですからそのようなことを十分注視しながら、町としてのといいますか、組合との話し合いも当然指導も含めながらやっていく必要があるだろうと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 この辺の組み合わせの問題は当然相手のあることでもありますし、これはいろいろそれぞれの段階で政治判断的なものも必要になってくるんだというふうにも思います。

ただ合併でいえば、県内的是にはいずれにしても南会津が一番おくられていることは間違いありませんから、他の地域ではもうほとんど合併は終わっているというようなこんな状況にもありますので、ある面町として林業が地場産業として文字どおり発展できて、その中核体に常に森林組合の存在があるという、こういう基本的な立場に立った合併推進をぜひ引き続き求めているいただきたいなど、こんな点強く要望をしておきたいと、こう思います。

森林組合関係は、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目には、台鞍スキー場の丸太販売の関係ですね。

これも震災復興材等々を含めて、出発時点ではいろいろな理由の中で出発して今日を迎えて

いるわけですね。きのう私も南郷に行く途中眺めていったけれども、結構材料等も入っていますし、ある面この流通関係からいけば、会津の場合は市場というのはやっぱり郡山になっちゃうんですね、木材市場というのは。だから会津には市場というのがない、一部若松あたりで中間的なみたいなものがあるような感じもしますが、そういう面ではこの市場の位置づけというのは、極めて不十分な地域になっているわけですから、あの部分をやっぱりこれから引き続きスキー場が始まる前まではあれだけの敷地もあるわけですし、あそこをやっぱり活用して、何とか木材の動きというものをつくって、やっぱり林業の活性化に寄与すべきだろうというふうに思いますので、これも今後は民間のほうにゆだねてということもあるようではありますが、いずれにしても土場としてこういったやり方をより強化するような方向で引き続きご検討をいただければなど、こんなふうにも思いますので、そんな点要望しておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは林業団体の関係ですね、これは3つの団体があるようではありますが、それぞれが特色を持った団体でくっっているわけですね、この3つの団体は。だからこれを今度はさらに一步突っ込んで一体的になるような協議体というんですかそういったものが必要ではないかというふうに思います。それは当然、その場が町の行政の伝達やら意見やらをいろいろ聞いたり何だりして、日常的に接触していく協議体というものが私は必要ではないのかなと。これは個別に3つの団体それぞれやるということも必要だというふうに思いますけれども、さらにその上にこれを全体を網羅した協議会というものがあれば、より今後の森林行政に有意義ではないのかなと、こんなふうに思いますので、これはご提案をしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

確かに議員がおただしのおり、今南会津地方木材安定供給連絡協議会、あと南会津町森林整備協議会というものは従来からあったわけなんですけど、南会津森ネットワークというものは3年前ですか、林業祭が始まる時期に、これに合わせてこういった協議会というか団体ができたわけです。これは今までそれぞれ協議会議があったんですが、余り横との連絡がないという事実がありましたので、林業祭を契機にこの森ネットワークを立ち上げまして、連絡を行政も入りまして、行政と関係者が集まって、林業関係の問題点、課題等を話し合いながら解決していきましようということで始まりましたので、こういったことを含めて、これらの組織を生かしながら、今後の農林行政に取り組んで事業を推進していきたいと思っておりますので、よろ

しく願います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりましたので、いずれにしてもこれはこういうような協議会の関係はやっぱり今後林業に力を入れていくということであれば、より組織体の意義というものは大きくなるわけでありますから、ぜひこういうところを活用をして、率直な政策提言なり、何なりを受けて、よりきめ細かな森林行政というものを強く望みたいと、こんなふうに思います。

それで、以上で林業の施策関係については終わりました、2つ目の新庁舎建設の関係について質問したいというふうに思いますが、これは率直に新聞にたしかお盆過ぎだったかな出ていたんですね、新聞だか何だかに。そういうふうな検討委員会が出てあったと。そして今回の行政報告の中で、具体的にこういうような案もつくってどうこうというような報告があって、私は率直にこれは随分急展開しているなという印象を受けたんですね。

というのは、総務委員会あたりではそういうような話を聞いていたのか何だかわかりませんが、私らのところでは一切そういった話を聞いておりませんでしたし、こうして建設資金を何か建設費の半分はためなければと、こういうふうなことを言っていましたから、とてもまだ4億円ぐらいしかありませんから、まだまだこれは先の話なのかなというような気でいたら、ここに来て行政報告の中で、行政側の姿勢というものが明らかになってきましたので、それならば具体的にどう進むのかなと、これもなかなか住民合意という点を含めて、これから具体的に走り出せば大変だというふうに思うんですね。

だからそういう面では、確かに住民の人たちの数多くの声を聞いて、やっぱり今後の町の状況、動向なんていうのも町民に明らかにして、どうしたらふさわしい庁舎なのかなというようなことも含めた提起というのかな、案というのか、そういったものを私はぜひつくって、住民の意見聴取に対応していただきたい、こう実は思うわけであります。

そして、さらにはそれはことしじゅうにつくってやるということですが、本当の建設計画というのは、それらの意見を聞いてまとめてつくるということなんですよ。しからばさっきの優さんのときの町長答弁かな、町の来年度の重点課題の1点として、新庁舎の関係をうたっていましたよね。5項目の中の1項目として。

ということになれば、今計画というのは、24年度中に作成をすると、こういう理解でいいんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。



まず、お話をさせていただきたいのは、この新庁舎建設に当たっては、今年度いきなり出てきたということではありませんで、平成22年度の3月議会でも基金条例をご議決いただきましたということがありまして、本来であれば23年度から本格的に検討を進めるところでございましたが、ご存じのように東日本大震災の関係がありましたものですから、そちらのほうで頓挫してしまったということが一つでございます。

本年度、町長答弁にもありましたように検討委員会を設置して、具体的に作業部会を設置して検討を始めたところでございます。年内には庁内の検討委員会での検討を踏まえながら、最終的な報告書を作成したい。それで12月の議会では、議会の中でお示しをしたいというふうに考えております。年明けにはいわゆる地域住民の方々のご意見、パブリックコメントとか、あるいは例えば地域協議会での説明等を行いまして、24年度中には最終的な検討結果、いわゆる計画案を策定したいというふうに考えております。

議員おただしのように、それを受けて、25年度に基本設計を策定したいというふうに考えてございます。手法としてはプロポーザルがよろしいのではないかとというふうに考えてございませぬ。それを受けて26年度には実施設計、あくまでも予定ということで申し上げますが、実施設計ができ上がりましたら、27、28の2カ年で建設をしたいということで考えておまして、順調にいけば29年4月には新庁舎がオープンできるのではないかとというふうなことで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

ただ、私誤解していたのは、建設資金はとにかく半分積まなきゃならないみたいなことを言っていたから、それが積み終わってからこういうものは動く問題でないかなというふうな理解をしていたものですから、個人的に家を建てかえるとなればから鉄砲では建てませんから、それなりの貯えができた時点で設計というものが始まるのかなと。だから町だってそういうような感覚で私見ていたものですから、そんなような感じを持っただけの話であって、他意はございませんので、そういう点で十分理解することができました。

あと、何か課長があればひとつ。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 資金計画でございませぬが、一つちょっと申し上げたいと思ひますが、基金条例を作成しまして、当初3年間で6億円ということで考えておりました。ただ、今議員がおただしのように、計画ができてから積み立てるということじゃなくて、一般の住宅でもある

程度頭金がありませんと建ちませんので、それなりの財源の担保は必要であろうということで基金の積み立てを行ってございました。

ただ、最近の財政事情が予想以上に好転しているというふうなこともありますので、基金については6億円を予定しておりましたが、4カ年で8億円を積みたいというふうに考えてございます。

なお、建設資金の2分の1以上という考えは変わってございません。

全体的な事業費は、今後その新庁舎の規模、機能等について当然幅が出ると思いますので、最終的にはまた後ほどそれはお示しをしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

ぜひ率直に住民に問いかけをして、全体として納得して庁舎建設をすると、こういうことを基本に据えてぜひ対応をしていただくことを求めまして、私の質問は終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で4番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明27日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時48分

平成24年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成24年9月27日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 9番 高野 精一 議員
- 8番 楠 正次 議員
- 10番 山内 政 議員
- 16番 大竹 幸一 議員
- 12番 湯田 秀春 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 大桃 英樹 議員  | 2番 長谷川 耕一 議員  |
| 3番 湯田 良一 議員  | 4番 室井 嘉吉 議員   |
| 5番 室井 実 議員   | 6番 湯田 哲 議員    |
| 7番 渡部 優 議員   | 8番 楠 正次 議員    |
| 9番 高野 精一 議員  | 10番 山内 政 議員   |
| 11番 渡部 忠雄 議員 | 12番 湯田 秀春 議員  |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 阿久津 梅夫 議員 |
| 15番 五十嵐 司 議員 | 16番 大竹 幸一 議員  |
| 17番 菅家 幸弘 議員 | 18番 芳賀沼 順一 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長 渡部 龍一 副 町 長

五十嵐 竹 則	教 育 長	杉 原 一 成	会 計 室 長
長 沼 芳 樹	総 合 政 策 課 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
角 田 厚	商 工 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
穴 戸 英 樹	住 民 生 活 課 長	渡 部 仁	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 忠 男	建 設 課 長	長 沼 豊	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長
原 田 稔	学 校 教 育 課 長	湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長
室 井 裕	館 岩 総 合 支 所 長	齊 藤 友 一	伊 南 総 合 支 所 長
近 藤 甚 悦	南 郷 総 合 支 所 長		

**事務局職員出席者**

酒 井 直 伸	事 務 局 長	鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許可します。もし今脱がない人は途中でもいいですので、どうぞ。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 高野精一 議員

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君の登壇を許します。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 おはようございます。通告に従いまして2点ほど通告しておりますので、順次一般質問をさせていただきたいと思います。

また、本日は各集落の重鎮の方がお見えになっておりまして、私もこの登壇が初めての登壇のような感じで、ちょっと震えが来ているような感じがいたしますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。順次質問をしていきたいなど、こう思います。

第1点目は、第6次産業の振興についてということで質問をしたいと思います。

この6次産業とは、農業経済学者の今村奈良臣先生が発案された造語であります。ご存じの

こととは存じますが、いわゆる1次産業の農畜産物、水産物の生産と食品加工の2次産業、そして流通販売の3次産業を足して6次産業と言ったものであります。

そこで、本町基幹産業の農業の中で、園芸3品目と言われるアスパラ、トマト、花卉について考えたいと思います。

まず、トマトについてであります。本年2月か3月と思っておりますが、ある大学の教授がトマトに注目をし、そのトマトの一成分であるリコピンが人間の健康な体を支えるのに最も有効な成分であることを発表いたしました。さらに、美容にもよいことから、特に女性に大きな反響を与えました。するとどうでしょうか。トマトそのものに始まり、トマトと名のつくすべての商品がスーパーから消えたと言っても過言ではありません。そこで、おいしいと評判のJA会津みなみのトマトジュースについて伺ったところ、JAについてもしかり、問い合わせ殺到ですぐさま品切れになったそうであります。また、今年産のトマトジュースがようやく生産、販売されるそうであります。

そこで伺います。本町においてもJAや個人企業等と法人化の立ち上げを行い、国内でも南郷トマトとブランド化され名の知れた農産物の生産者の育成支援により、増産を図り、空き工場の再利用、雇用の創出、地域経済の活性化から、ぜひ6次産業の振興に取り組むべきだと思いますが、町長の見解を伺います。また、アスパラ、花卉についてもしかりであります。積極的な答弁をお願いします。

2点目につきましては、交流事業の拡大について伺います。

少子高齢化、人口の減少が叫ばれて久しいことはご案内のとおりであります。御多分に漏れず、本町においてもしかりであります。昭和30年代は南会津郡内6万人の人口を有しておりましたが、しかし、50年後の今日は約50%を割り、3万人弱となってしまいました。そんな中、今行政における最大の課題は人口減少による地域の衰退であります。人口減少により、その地域が成り立たず、限界集落の言葉さえ出始めました。さらに、ある学者の説によりますと、50年後の日本の人口は約7,000万人になるとも言われております。

そこで、第1点は、本町の定住人口対策はどのように考えているのか伺います。特に、定住人口の増加が厳しい場合は、交流人口によって地域に活力を与え、経済の活性化を図ることが急務だと思います。それは過日、台東区の新人区議会議員による交流会が開催されました。4年に1回の来訪であります。まことに有意義であり、まちづくりに大いに参考になりました。

そこで、さらにアンテナを高くして地域の活性化を図るのであれば、本町にあるさいたま市の施設の有効活用を図るためにも、さいたま市との交流を図り、さいたま市の住民をもっと本

町に呼ぶべきではないかと思えます。台東区に引き続きさいたま市との交流を図る考えがあるかお伺いをしたいと思います。

これで壇上にての質問を終わらせていただきます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。9番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、6次産業の振興に取り組むべきとおただしではありますが、生産されたものを付加価値をつけて販売するという事は非常に大切なことであると、そのように考えております。議員がおただしのように、春先にかけて南郷トマトジュースの販売が好調となり、品切れとなったことは町でも承知しております。議員がおっしゃられるように、テレビ、新聞等で、ワイドショーなんかでは特に、納豆が体にいいとなればスーパーから消えると、豆腐がいいと言えば豆腐が消えると、そのような現象が過去にも何度も起こってますし、トマトもそのような現象かなと、そのように理解しております。

現在、南郷トマトジュースにつきましては、原材料を日本デルモンテ長野工場に送りまして、そこで製造したものをJA会津みなみが販売しておるところであります。町といたしましても、農業者の所得向上や雇用創出等にもつながることから、何とか地元で製造できないものかと関係機関や事業者等と協議しているところでもあります。

しかしながら、加工施設につきましては、機器購入や施設の改修等に膨大な設備投資が必要であるほか、採算面でも大量生産によるコスト削減が求められます。そのようなことから、年間を通して生産、製造できる、販売できる体制が必要でありまして、実現までにはさまざまな課題があるのかなと、それをまた克服しないと厳しいのかなと、そのようにも考えております。

このようなことから、町では減圧乾燥機を活用した乾燥野菜の実証事業やミニトマト、食用ホオズキを使った新たな特産品の開発等も進めておりますし、また、館岩の赤カブ等、民間の事業者等におきましても、町内での生産された農産物を活用した加工品の製造等が進められています。そのようなことから、それらの業者等との連携を図りながら、地元農産物の消費拡大につなげるとともに、6次産業の推進に努めてまいりたいと思えます。

そういう意味で、意欲のある人、企業の支援を町としてはしっかり行いたい。そうすることによって、議員がおっしゃられるように空き工場の利活用や雇用の拡大、創出、そして地域活性化ができる、そのように考えておりますので、町としてもそのような支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、交流事業の拡大についての1点目ではありますが、本町の定住人口対策はどのように考

えているかとのおただしであります、定住人口対策は1つの施策で成り立つものではなくて、第2次南会津町総合振興計画にうたわれておりますように、さまざまな施策、例えば安全な生活基盤の整備、ゆとりとうるおいのある居住環境の整備、就労対策や企業支援の充実、また子育て支援の充実を図り、安心して子供を産み育てることができる環境整備、さらには保健・福祉・医療サービスの充実等、多岐にわたる施策の複合的な展開を着実にしっかりと長期間の中で実施していく必要があると、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります、さいたま市の市議会議員等との交流を促進し、さいたま市民をもっと本町に呼ぶべきではないかとのおただしであります、さいたま市とは古くから互いの持つ長い歴史や伝統などを分かち合い、理解し合い、各種イベントにおける特産品即売会や館岩少年自然の家、市民雇用施設を拠点とした取り組みなど、住民相互の交流が行われているところであります。

平成24年度の受け入れ状況につきましては、南郷地域では尾間木中学校の南郷中学校への訪問、また館岩地域ではたていわ親善ツーデーマーチ、ふるさと健康マラソン大会などへの参加、田島地域では七行器行列への参加や埼玉栄高校のスポーツ合宿など、世代を超えた交流の輪を広げるための誘客活動を展開しております。

今後のさいたま市との関係につきましては、相互理解を一層進め、お互いの住民にとってメリットが生まれるよう、さいたま市議会議員との交流を含め、都市交流の輪を拡大して友好関係をなお一層深めてまいりたいと、そのように考えております。

なお、交流人口の増加につきましては、町主催の行事にとどまらず、それぞれの立場で交流を持たれることも大変重要なことであると考えておりますので、議員各位にもあらゆる場面での友好関係を深めていただければ、より効果が期待できると思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきます、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 何点か再質したいと思います、私は1つの行政の流れが、1つはこういうふうに向いていけばいいのかなというものを引き出せばいいのかなと、こう思っておりますのでありますが、私も本当のことを言って、この6次産業という言葉は、農協へ行かないうちはちょっと私も知りませんでした。こういう造語を使っても、やっぱり農協ではこうい



う新しいものの取り組みというか、そういう企業としての1つの役目をこれから果たしていく責務があるというような、そういう意味合いに私も感じてきましたので、この6次産業という言葉を取り入れて質問に入れました。

それでは、何点かお伺いしたいと思います。トマトにおいて今まで南郷地区、合併前においても大変な優良な農業だということで、やめていく人に対する後継者の育成ということで、新規参入の受け入れをしてきた経過があると思うんですが、その中で、合併後でいいですから、どのくらいの新規参入者がいたのか、これ1点ちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

合併後の新規就農者、そのトマト生産者としてお答えします。平成18年から平成23年度までの南郷トマトの新規就農者については19名の方が生産に入ったところです。その中で南郷地区については15名、伊南地区では2名、田島地区では2名の合わせて19名が生産者が新規就農しております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 それでは、これは今まで18年から23年までの形で示されましたが、これ途中でやめたというような人はいるのかどうか伺えないでしょうかね。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

確かな数字は今手元にはございませんが、やはり高齢者でやめている方も何人かいます。新たに新規就農者が参入してまして、これは南郷トマトは只見、下郷を含めての数字なんです。119名が現在トマトの生産をしている方です。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 花卉もそうなんです。やっぱり今のところではトマトというのが一番農業基盤の中では相場制というか、その日その日の単価が違うと思うんですね。毎日出荷していても、その日その日の単価が違うという中で、安定的に収入を得るのは大変これは難しいんですが、つくる人としては、その日の製品が高いか安いかわかるというのは、これは私も花卉で栽培したときに、その新聞を見るのが楽しみな思いをした経過がありますけれども、ある程度軌道に乗ると、新規でやって、この人が農業でこれをやっていけるという、その軌道に乗るといいう支援策というか、それから何年くらいこれを基盤をつくれれば生活ができるんだというような、

例えば目安があれば、それはちょっとお願いしたい。聞かせていただきたい。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ただいま新規就農者に対する支援ということですので、お答えします。まず、今南会津町では、新規就農農業者支援事業というようなことで、町の制度と国の制度がございまして、国の制度は研修を含めて45歳まで、新規就農に対する国の制度がございまして、これは研修する期間がトマトの場合ですと1年間当たり150万の研修をしまして、次の年、自立した場合も同じく1年間150万円の支援がございまして、これは最長5年間あります。ただし、その中でトマトで生産の所得をふやした場合、250万を超えた場合については、この支援は打ち切りとなります。

あと町の支援については、45歳以上でもIターンの場合は50歳までご支援します。あとUターン者、また地元の新たに農家をやってみようという方については、一応年齢は50歳以上でも支援するわけでございまして、これも研修期間はもともと農家の場合には月15万円の支援をしまして、1年間研修して、次の年では自立した場合は助成としまして年間70万円を3年間支援するというところで、新規就農に対する町の支援をしているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 大体おおむねわかったんですが、我が地区においても、ことし私も気がついたんですが、リンゴ農家がリンゴで大体30年から50年その木を育成はしてきたんだと思いますが、ことし全部その木がもう切られちゃって、それがリンゴ畑でなくなって、根っこだけ残っていたというところを私も見てきたんですが、例えばその家はできなくなったということであって、そのまま継続して私がやりたいというような場合、これは町でなかなかそれを知ることはちょっと難しいと思うんですが、例えばそういう申し込みがあった場合は、町でそれじゃそのことに対する後継ということで、今後そういう施策を持っていくのかどうか。今までこの50年やってきた生産農家がそこで途絶えるよりは、そこから10年でも20年でもその継続をしてもらえるならば、町としてはこのようにしますよというような施策が今後つくられるのかどうか、その方向性を聞きたい。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

リンゴ農家の方が長年やってきた農家が途中でやめるというようなことの施策があるのかと

ということですが、まず基本的に南会津管内では南会津果樹研究会というものがございます。南会津管内では19名のリンゴ生産者がいますが、そういった方に高齢者でできなかった後のリンゴ畑を何とかしていただくか、そういうものを話をしながら、その中で町の支援を受けたいということであれば、上司との相談で今後の施策に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 大体おおむねその辺はわかりましたが、新規産業に対しては手厚い保護があると。だけれども、今度は後継、継続をすると、跡継ぎはこの人がやりますよといった場合は、やっぱりその基盤がある程度今度はできているわけだから、そうすると跡継ぎの人がその事業を今度は継いでいくといった場合に、雇用という面では逆にどのくらいの人を雇えばこの仕事がこれだけふやせるなんていうのが、これができると思うんですよね。そうであれば、この新規参入も大事だけれども、この人は跡継ぎだよ、担い手だよということのものが認定できましたらば、その人たちに対するこの事業の継続ということを考えれば、その事業も新たな面では必要になってくるのではないかなと、そう思うんですが、町長はどう思いますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに事業を継続するというのは、その時々状況があったりして、いろんな条件の変化の中で厳しい状況にも見舞われるかもしれません。そういう中で、そういうときにはいろんな例えば借入れに対しての利子補給とか、そういうことはできる、今やっていますが、あともう一つは、農業関係でいえば資材の更新のときに補助をすとか、そのような活動をしていますし、あるいはその作業員といいますか、雇用をされる人には新規参入の研修のような場合に限られるわけではありますが、そのときにも雇用するといいますか、研修を受ける人たちの賃金を補助したり、そのような活動をしております。それからまた、企業に対しては、頑張る企業の中でそれぞれの対応はできて、今現在はやっているのかなと、そのような認識でおります。

いずれにしても、厳しいこれからTPPの話もありますが、そのような大きな変化があれば、また新たな政策が必要になってくるのかなとは考えておりますが、今現在ではある程度カバーできているのかなというような認識でおります。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 この問題においては最後の質問にしたいと思うんですが、空き工場を

利用して1つの農業加工工場をつくるということに対しては、先ほど町長答弁の中においても、かなりの膨大な資金が必要だと、そういう答弁がありました。私は1つは荒海地区における乾燥機の扱いの問題を、これはやっぱり保健所の指導においては、あそこで販売するものをつくることは余り的確ではないと言われている面があるということであれば、今この進出された工場がかなり空き工場になっていると。そういうことであれば、そこにある程度加工品の集約をした工場はできないかということをお私に考えていてこの質問をしているわけですから、大変新規でやる。新たに建物を建てる、そういう面であれば、膨大な資金は必要になってくると。そうであれば、その1つをとっても乾燥機が、あれは大変縛りのある補助金で購入した関係で、あれを使わなくてはならないということであれば、あれはやっぱりそういうものも集約した工場をこの中に入れるような形で大きく活用する必要があるのではないかと思いますので質問しましたので、答弁をお願いしたい。

○芳賀沼順一議長 ちょっと待ってください。高野議員に申し上げますが、インターネットでも放映してますので、乾燥機、具体的にどこの場所とか言っていたかないと、あれでは聞いている皆さんがわかりませんので、答弁が2人ではわかって、ですので、できれば次からはお願いします。

町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

減圧乾燥機のことですが、今荒海の農村センターにありますけれども、あの機械は工業的に、経営的に成り立つほどの生産量はできないと、そのような認識であります。ですから、空き工場を利用して、そこで経営をすると。それを工場のように生産するようなものではない。ですから、先ほども実証事業と言いましたが、そのような規模のものであることから、正直言いますとどのように活用するかということをお今町でいろいろ検討しております。

地区の地域の皆さんからも、その施設の利用そのものも私どももお話も聞いてますから、町としてはこれらに対する対応もあわせてしていく必要があるのかなと、このような認識であります。また別な意味で、加工とか、そういう意味でまたそういうような施設を計画しておられる場合には、また別ないろいろな支援ができると、そのように考えておりますから、そういう方がおられれば、その方と意見を協議しながら、またいろいろな町としてできる対応をしたい、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 大変失礼しました。場所を言わないということで申しわけありません。

大体この辺はこのくらいで終わりたいと思いますが。

今議会において、この第三セクターの総合評価というものが示されました。この施設が決していいものではないと、なかなか経営は厳しいという話がございます、過日も星議員からもそういう話がありまして、これは大変だなと、こう思います。

また、前議会の中で、阿久津梅夫議員及び楠議員が館岩にある少年自然の家に入る取りつけ道路、また及び橋の問題でかなり質問をしておりました。そうすると、委員会の中では総合支所長からオフレコの話もちょっと聞きましたが、このさいたま市において、そういう評価を委員会で、あの施設を厳しい判断をとられてきた場合においては、やっぱりこの南会津だけでは対応できるものではないと思いますので、できるだけ埼玉県の人にこの実情を知ってもらうためには、そういう交流人口が必要ではないかということの質問をいたしました。

あと1点は、もう一つは個人的で、荒海地区における佐藤栄学園は、同じさいたま市でも個人のものですが、南郷のホテルの関係も、今指定管理者で我が町で受けてやっておりますが、そういう中で、さいたま市に私のおいっこが財務課におりまして、大変この中においても厳しい評価をしているような話をちょっと聞きましたので、我が町の施設を応援してもらうためにも、町長、やっぱりこれは大いにさいたま市の人を何とか職員及び議員もあわせて何回か交流をして、この施設を知ってもらうということがお互いのまちの施設を理解してもらうことができるんじゃないかと思うので、ひとつその辺の方向性を町長、一言お願いしたい。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

このさいたま市に関しましては、昨年の震災事故以来、大変お世話になっております。長い歴史もありますし、信頼関係もしっかりしておりまして、私どもがこの1年半、非常に支援していただきました。他の教育旅行やいろいろな観光、企画が本当にほとんど見られない中で、このさいたま市の皆さんには100%、むしろそれ以上に来ていただきましたし、いろいろな意味で応援いただきました。そういう意味で、これまでいろいろよその自治体、あるいは都市部の皆さんにもご支援いただいているところではありますが、特にまたこのさいたま市に関しましては、そういう意味で深いつながりがあると。大事にしていきたいし、より信頼関係、強いきずなを結んでいきたいと、そのように考えております。

そうした中で、さいたま市のほうでも施設等、今後の子供に対するいろいろな教育面での見直し等も図られていると、そのように聞いております。そうした中で、埼玉栄高校のほうは全国に7施設あるところを全部廃止すると、そのような知らせもありましたし、当然この当町、

田島地区のうさぎの森の埼玉栄高校の寮の維持がもうできないというような話も埼玉栄高校のほうからありました。

一方で、さいたま市のほうでは、教育旅行はぜひ各町を見直しているんだけど、この南会津のほうに集中したいと、もっともっと利用する学校をふやしたいというような問い合わせといますか、町のほうに要望もありますので、町としてはこれにしっかり対応できるような施設も含めていろいろな対策をしていかなければならないと、今いろいろ検討を始めたところでもあります。

いずれにしても、大変厳しい状況ではありますが、今までの築いてきたきずなというものは非常に大切なものでありますし、これからも信頼関係がしっかり保っていけるように、より深くなるように町としては努力していきたい。一層のさいたま市、あるいはその近隣の交流を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 そういう町の姿勢がひとつ見えるということは、町長を初め一生懸命みんな職員もやっているんだということが町民にアピールできれば大変ありがたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で9番、高野精一君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○芳賀沼順一議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 議席番号8番、楠正次、一般質問を開始いたします。

大きく分けて4点であります。1点目から順次発言をいたします。

1、国民健康保険税賦課方式及び納期について。

町民の命と暮らしを守るために、各種の施策を計画、実行されています。特に子育て支援の一環として15歳以下の児童・生徒の医療費負担割合0割、これは保護者にとって本当に心強く、ありがたいとの声が聞こえます。

今期の議案第72号にも県内一律で18歳までの医療費の無料化が提案されており、国保財政

の安定に寄与するものと歓迎する考えであります。18年度の国保税の滞納額は9,286万円でした。5年経過した23年度は1億6,337万円と約75%の増加となりました。納付期を8期に統合するときも、自営業者や小規模農業者、経営者など収入の不安定な被保険者たちにとっては、納期の短縮は1期の納付額が多くなるために厳しいと、環境的に厳しくなるから10期納付にできないかという質問をしたこともありました。しかし、7月1日から毎月納付で2月末までの8期制となりました。

また、資産割を廃止して3方式にと提案したこともあります。これらはすべて被保険者たちが納付しやすくなるという考えのもとに提案しておりますが、近年、賦課方式を見直す自治体がふえております。さきに台東区の新人議員との交流会のときに、たまたま隣り合わせた議員が職人上がりの議員さんでありまして、台東区の国保税はどのような状態ですか、経営はという質問をしましたところ、台東区も実は2方式にしたんだと。資産割賦課とか世帯割賦課、平等割と言われるそういうものを廃止して、均等割及び所得割、この2方式にしたということをお聞きしまして、これらの改正は滞納解消に向けても効果的な改正と思います。以下の点について質問いたします。

1つ目、資産割賦課廃止に対する考え。私はこれを廃止すべきと考えておりますが、これに対する考え方を伺います。

2つ目に、平等割賦課、平等割と言葉は平等であります。擬制世帯があり、1人世帯があり、5人世帯があり、7人世帯があり、それであっても平等割賦課一律の金額を賦課するというのは平等ではないと、公平性が疑われるという考えのもとに廃止すべきではないかというふうに考えております。

3つ目に、これを踏まえますと、均等割及び所得比例方式の2方式、これが一番被保険者たちにとって納付しやすいのかなという考えのもとで、この2方式にできるか、できないか。また、今後検討をされるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

大きな2点目のたばこ税の活用についてであります。町税収入が年々落ち込む中、合併後2億円ほど町税収入落ちておりますが、たばこ税は21年度比で約2,000万、22年度比でも1,400万の増収となりました。たばこの税負担割合は64.5%と非常に高い税率であります。吸わない人に嫌煙の権利はありますが、禁煙しろという権利はありません。喫煙者にはこの高い税を納めながら喫煙する権利、これがあります。近年は医療費がかさむ、たばこ税の10倍かかるんだというようなこともあります。しかし、平成22年に厚生労働省の保健局長から、住民の健康被害を防止する観点から、医療機関、行政機関では受動喫煙の機会を有するものをなくす

ことという通知があったように聞いております。これは喫煙の権利を奪うものではなく、分煙をきちんとすべき、できるように整備しろということだと思います。

そこで、以下について伺います。

1つ目、受動喫煙に対する被害防止の考えについて伺います。

2つ目、喫煙者等に対する考え方、これは今後、禁煙目標等を定めて推進していくのかどうか、こういうことであります。

3つ目に、吸気、排煙（有害物質の除去）を徹底した喫煙ルーム設置に対する考え方を伺います。

3点目、館岩地域歯科診療施設の現状についてであります。館岩地域の歯科診療施設が廃止となり、この12月で2年になります。交通弱者の高齢者からは治療に通えず困っているとの声も聞こえます。食事は健康維持の基本で、そしゃくは脳の活性化に役立ち、食事の喜びがなくなると脳の老化が進むと言われております。結果、医療費の増加等が心配されます。

そこで、以下について伺います。

1つ目、出張健診等の施策に対する考えを伺います。

2つ目、1人医師の歯科診療施設の経営維持に必要な人口を伺いたいと思います。これは館岩地域の人口ではもはや歯科医院を運営していくのは困難なのかどうかということでも伺いたいと思います。

3つ目は、伊南地域に1軒、近いところでは荒海地域にあるんですけども、送迎等、また公共交通等を利用した場合の乗車の補助、こういうものがないかどうかということでも伺いたいと思います。

4点目ではありますが、新卒者の運転免許取得費用の助成についてであります。

国・県・市町村ともに非常に厳しい経済状況にあり、昨年の大震災、福島原発事故の風評被害が実害となって本町の農業や観光業に大きな影響が出ています。小規模の事業者や企業の多くが即戦力を期待し、採用には普通自動車運転免許の取得保持が必須条件となっているところが多いと思います。就職後は連続して教習を受けることが難しく、費用もかさむと聞きます。経済状況が厳しい家庭、これに対しての新卒者に対し運転免許取得費用を助成し、夢と希望に燃えて社会に送り出す必要があると考えて質問しております。助成制度創設、これはあげるといっても含め、貸与、そういう助成もあると思いますので、その辺について伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。



○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税賦課方式及び納期に関する1点目ではありますが、資産割賦課廃止に対する考え方についてのおただしであります。国民健康保険税算定方式は医療分が4方式、後期高齢者支援分が2方式、介護分も2方式を採用しております。医療分の資産割の賦課割合は標準の10%に対し5%と少ない負担割合となっております。また、福島県内で資産割を廃止している市町村は福島市など3市1町にとどまっております。多くが4方式を採用している現在であります。

保険税の賦課に際しましては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが被保険者全体で制度を支えるという観点から大事であると、そのように考えておりますし、資産割を廃止することによって、資産割への影響が大きくなることから、被保険者間の公平性を保つ上で4方式を現在採用しております。

次に、2点目ではありますが、平等割賦課廃止に対する考え方についてのおただしですが、加入世帯に対しまして一律に課税する平等割を廃止して均等割に調整した場合、被保険者数の多い世帯の負担が増大しまして、この方式をとることには公平性の観点から被保険者、またはその世帯が平等に負担する応益割である均等割及び平等割を維持していく必要があると、そのように考えております。

議員は公平性の観点からと言われましたが、私どもはまたそういう意味で、世帯に対する配慮、それから多い世帯にする配慮から、やっぱり公平性、これをそういう観点から町は今の方式を維持していきたいと考えております。

次に、3点目ではありますが、均等割及び所得比例割の2方式に対する考え方についてのおただしですが、国民健康保険税はその年度の医療費の総支出額を求めて、そしてその支出総額と国庫支出金等を勘案して算定しております。したがって、資産割5%と平等割15%を廃止し2方式を採用した場合には、賦課割合を標準の応能割50%、応益割50%とする不足した20%分を応益割で賄うこととなります。その場合、低所得者層や被保険者数の多い世帯の負担が大幅に増加する可能性もあります。1点目及び2点目のおただしも含めて、賦課割合の改正につきましては、町の現状を十分に見きわめながら慎重に検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、たばこ税の活用に関する1点目ではありますが、受動喫煙に対する被害防止の考え方についてのおただしですが、まず受動喫煙とは室内またはこれに準ずる環境において、他

人のたばこの煙を吸わされることを言います。たばこの煙には本人が吸う主流煙とたばこの先から立ち上る副流煙とがありまして、主流煙よりも副流煙のほうが数倍から数十倍の有害物質が多くなっていることがわかっています。

そのことから、日本では吸わない人の健康にも影響を及ぼす受動喫煙を防ぐために、受動喫煙防止の規定を盛り込んだ健康増進法が平成15年5月に施行されました。多くの人が集まる、つまり一般の飲食店でも、他の客や店員に受動喫煙をさせないように勧告し、法律においても今まであいまいだった受動喫煙の被害の責任を、たばこを吸う人ではなくて、その場所を管理する事業主としています。

健康被害防止の方法としては、レストランや公共施設、公共交通機関では分煙しない禁煙が進められておるところであります。しかしながら、同じ空間で席を分けただけの受動喫煙防止効果のないものまで分煙と称している飲食店も多い現状では、受動喫煙被害を防ぐことが大変難しいのかなと、不可能であるとしたしまして、厚生労働省は不特定多数が利用する飲食店や遊戯場での全面禁煙とするよう、各都道府県に対して通知を出しておるところであります。

町といたしましても、ほかに設置した喫煙所があれば、受動喫煙防止が可能と考えるのではなくて、完全な分煙での喫煙所の設置、施設内全面禁煙を実施していくことが受動喫煙に対する被害防止に有効な手段と考えておりますので、これらに対してしっかり検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります、喫煙者に対する考えについてのおたがしであります、たばこが及ぼす健康への影響はよく知られる肺がんだけでなくて、日本人の3大死因となっている心臓病、脳卒中、そしてすべてのがんとも密接に関係していることから、たばこをやめる方がふえていることで膨れる医療費の削減につながるものかなと思われま。

一方で、喫煙者にはたばこを吸うことによって、集中力が高まる、また気分が落ちつくとか、気分転換ができるとか、そのようなことも言われております。リスクを知らながらたばこを吸う方に対してはルールを守っていただき、周りの方に迷惑をかけないような配慮をしながら喫煙していただきたいものと、そのように考えております。

次に、3点目であります、吸気、排煙を徹底した禁煙ルーム設置についてのおたがしであります、健康増進法の施行に伴い、全国の自治体でも庁舎内の完全禁煙、分煙化が進んでおります。役場本庁舎の分煙状況につきましては、喫煙者に配慮いたしまして、庁舎職員玄関前、庁舎裏車庫を喫煙所としているところあります。喫煙ルーム設置に関しましては、庁舎内外を含め、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、館岩地域歯科診療施設の現状に関する1点目ではありますが、出張健診等の施策に対する考えについてのおただしであります。眼科は月1回館岩保健センターで実施しております。歯科診療につきましては、平成22年12月に個人歯科医が廃業されまして、その後、歯科医師不在の状況が館岩地区で続いております。

歯科医師による診療は、他の診療と違いまして、高額な機材の整備はもちろん、同一医師による継続した治療が必要なことから、設備の整備にかかる費用と医師の確保を考慮した場合には、出張健診は大変厳しいものかなと、そのように考えております。しかしながら、歯科医師不足の現状をこのまま放置することは問題であることから、歯科医師会とも協議を重ねてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、1人の医師の歯科診療施設の経営維持に必要な人口についてのおただしであります。歯科医師の数は保険診療を主体とした上で、経営維持が可能であるという条件では、人口10万人に対して50人が妥当ではないかと、そのようなことを言われております。1人の歯科医師が安定した経営をするためには2,000人の人口があればよいというような計算になるわけではありますが、これはあくまで計算上の数字でありますので、実際にはその地域の状況とか、その患者さんの状況といいますかね、取り巻く環境や、あるいは年齢構成によって変わっていくものではないかなと、そのように考えております。

次に、3点目ではありますが、送迎等の補助に対する考えについてのおただしであります。現在、南会津町においては、多くの高齢者の方が公共交通機関を利用しまして通院されておるところであります。受診者に対しての補助は行っていないのが今の現状です。このことから、館岩地域の歯科受診される方のみへの送迎補助をすることについては、他の通院者との均衡上困難であると、そのように考えておりますが、今後は館岩、南郷間の交通機関の利便性の確保等、多くの方や受診しやすい環境づくりのための検討をしてまいりたいと思います。

各地域での医療といいますか、診療科目とバランスをとるということはなかなか厳しいことであると、そういう状況ではありますが、やはり町としては基本的には通院しやすい環境をつくる、これも大事なことかなと思いますので、これは通院ばかりでなくて、公共機関をどのようにしていくのか、組み立てていくのかということがもっとベースになるものと思いますし、費用対効果、それから利便性を考えた中で、これから検討を加えていかなければならない大きな課題であるとも認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、経済状況が厳しい家庭の新卒者に対して、運転免許取得費用の助成制度を創設に対する考えについてのおただしであります。当地方で生活する上で、就職の条件に限らず、移動

手段も限られているために、普通自動車免許は日常生活において欠かせないものとなっております。まして、ライフスタイルの一部であると考えております。

議員ご指摘のとおり、経済状況が厳しい中での個人の負担が容易でない現状は認識しておりますが、現段階においては就職支援に限定し、個人に対する助成制度を創設するということは考えておりません。新卒者を雇用する企業に対して、仕事に必要な資格や免許の取得等の費用について、個人の負担の軽減になるような支援を今現在しておりますし、そのようなことは考えておりますが、個人に対する支援はいろいろなことを検討しなければならないと思っておりますので、今現在はこのことに関しては支援をする考えはないということでご理解をお願いしたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 まず、国民健康保険税のほうから再質問させていただきます。

応能、応益、どちらも1つずつ残した形を申し上げたわけでありましたが、資産割、少ない5%ということでありますが、この資産税に国保税の賦課割合を賦課して税を求めるということではあります。資産が収入を生むのであれば、こういう経済状況の中では固定資産税を納めるのも本当に大変だという人たち、そして、多くの収入、貸したりとかで収入を上げていけば、それはそういう人たちからは所得割率をアップすることで必要額を求めることができるのではないかとこのように考えたわけではあります。どうでしょう。難しいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに資産を持っていて、それを収入に結びつけるということは、資産の今の価値も下がっておりますが、すべてが下がっているわけではないし、それによって収入も得ている、所得を得ているというものもあります。ですから、これをゼロにするということは、またある意味、全体的に本当に資産価値がなくなっちゃって売るにも売れないというような状況も、それは認識しておりますが、やはり総体的に考えた場合には、これをある程度評価していかないと公平性が問題ではないかなというのが今現在の考え方です。そういう意味で10%を5%にしたり、そういうことはこれからも配慮は必要かなと思っておりますが、当面はこれが公平ではないかと、そのような認識でおります。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 資産が収入を生むのであれば、所得割でその分、率を変更とかでその5%分を求められるのではないかなと思ったんですけれども、それは無理でしょうかね。所得割率のほうです。今ですと、その資産の価値がなくなったけれども、あるものもあるとかという町長の説明でありましたけれども、どうでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

いずれにしても、先ほども1つの賦課の内容を削減することによってどういう影響が出るかということは、きちっと検討していかなければならないと思いますし、そのような中で、今いろいろ検討を加えた中では、これが今町としては妥当ではないかなということで、これによって実行しておりますので、ご理解をお願いしたい。これに関しては、やっぱり常にそういうことは念頭に置きながら、検討はしながらも、それを実行するかしないかは別にしまして、やはりそういうことを検討していく必要はあるだろうと、このような認識でおります。ですから、当面はこういうことで検討しながらも、これを実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 納付について、よく私も納付しやすい環境、しにくい部分もあるかもしれないけれども、滞納がふえない、未納がふえない、現実としてはこれだけふえてきているわけですけれども、固定資産税のように物があるから、払う人がいなくてずっとふえ続ける、課税し続けるというものではなくて、国保の場合は被保険者がいることが前提で課税されていくと思うんですけれども、そこに対して台東区は250万の被保険者数がありながら、10期納期にしたわけです。

以前10期にできないかと言ったときに、合併して被保険者数が多くなり、その計算が7月納付に間に合わないという説明を以前いただいたことがございました。10期にすることによっても、私は12期、暫定的にいつて、その差額は所得が確定した時点で還付なり、次の徴税に合するとかで、とにかく国保の被保険者の中では、収入の安定しない、月々に納める額が低く、年金のように毎月必ず納めなくてはいけないんだということのほうが、私は納付率が上がるのではないかなと。4期があくことは、あいた時期はいいですけれども、65万の高額の場合であれば、8期だとその7月から8万ずつ毎月毎月医療、介護すべて合わせますと引かなくてはいけないですね。それよりはせめて10期。台東区が10期にできたんだから、税賦課とか、そういう4方式を変えないにしても、10期にはできるのかなと思うんですが、今4方式だから10期

にするのか難しいのか、2方式だから台東区が10期にできたのか、その辺もぜひ検討していただきたいなど。

あともう1点は、国保の運営協議会には4人被保険者代表がいらっしゃいます。4人の人たちがこの多くの被保険者たちの声を拾っているかどうか。ぜひとも納付しやすいのはどういう納付にしたら納付しやすいかという声を調査して、地域ごとでも、全体すべてでもいいですが、被保険者代表者が4地域で4人で、それを拾い歩くというのはなかなか困難だろうと思いますけれども、アンケートとか、そういうこと、地域協議会の委員もいらっしゃいますから、そういう行政区の区長が代表して聞き取るとかいうことで、納付者の声、納付しやすい、求める税額は変わらなくても、10期にすることは、台東区も10期にしたことは、やはりそういう理由で10期にしたということを知りましたので、その辺もぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

台東区の2方式、これにつきましては、単純明快な方式でございますから、ある意味大都市部には向いている制度と言われております。議員がおただしの納期の回数ですが、このことについては今ほど申されたように、合併協議の中で議論して、そして最終的にご議決をいただいた経緯がございます。具体的には6月1日の本算定ということでございますので、それを勘案してさまざまな条件を考慮しながら、最終的には7月から2月までの8期としたということでございます。ただ、その8期で終わりかということではなくて、我々としては納税相談、これに応じて分納という制度もございますので、結果として会計年度が終了する5月までには10回ないし11回の納期も可能ということでございます。

なお、我々といたしましても、納税者にきちんと向き合っときめ細かな対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

最後に、この件について1点、昨日、渡部優議員が質問した中で、税制改正で町民税が3,500万増加したということでありましてけれども、これが住民税方式、ただし書き方式、2つの課税があると思うんですけれども、南会津町の場合、細かい所感でありますけれども、ぜひこれが来年の課税に影響するかどうか、しないのかどうか。あとその方式についてちょっと説明いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

ただし書き方式ということでございますが、この表現は昭和36年に地方税法によってただし書きの中に規定された計算方式でございまして、現在の地方税法で申しますと、総所得額から基礎控除額、いわゆる33万円を控除した総所得金額の合計額によって算定する方式でございまして。

そのほかに本文方式というのもございまして、これは総所得額からいろんな各種控除ありますよね。その控除を差し引いた後の総所得金額の合計額によって算定される方式。これにより申しますと、きのうのご質問の話はここに問題が生じてくるということになります。

それから、もう一つがありまして、所得割方式というのがございます。これは市町村民税の所得割額をそのまま採用するという方式で、3つの方式が現在ございます。

それで、昨年度の地方税法の税制改正によりまして、今申し上げた3方式をただし書き方式に一本化するということが決定されております。これは来年度の国保税から適用になります。おただしの南会津町につきましては、最初に申し上げたただし書き方式を採用しておりますので、基礎控除のみということでございますから、きのうのご質問の年少扶養控除の廃止によって所得が変わったということは、これについては影響されないということでございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。了解です。

次に、たばこ税についてであります。るる説明いただきました。しかし、今やはり分煙をきちんとする。町長もおっしゃいました。完全分煙の実施、これを検討するというところでありますが、緩やかな流れの中できっと喫煙者割合を減らしていく、こういう政策だろうと思えます。国の考えも。実際にたばこ組合の方たち、たばこを販売して収入を得ていらっしゃる方も相当数いらっしゃる。1億2,000万南会津町では税が上がるわけでありましてから、また、葉たばこ、最近は聞かなくなりましたが、私なんか小さいころ家庭で葉たばこを生産しておりましたけれども、実家で。今、南会津町では葉たばこを生産している農家はありますか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今現在、たばこ耕作者は田部地区に2名の耕作者がいるということで聞いております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ということでありまして、現在でもたばこ、JTと契約しながら栽培をしていると。そうしますと、やはり吸う人の権利、また今吸い方、そういうものにきちっと前向きに取り組んでいただきたいと思うのは、まち中においても、ただこの庁舎に関してはいろんな後ろの車庫を駐車スペースとしている、それは役場を訪れた方に目立つ。玄関先で議会の議員が吸っている、こういうのも目立つとかという声を聞きます。実際にこの中でも約4割の方が喫煙されまして、私も以前は吸っていました。でも、やっぱりたばこの影響で医療費が増大するということが現実であれば、それはそれとして分煙、禁煙に向けた外来受診料、そういうものに対する補助とか、そういうふうにして計画的に喫煙者の数字を減らす、こういうことも大事だろうと思います。

あと千代田区でことしから有料喫煙所、これ民間で設置したそうであります。1回吸いに入るのに50円かかるそうです。3カ所オープンしたそうです。千代田区というのは、道路ももちろん、空き地、そういうところでも屋外での喫煙は受動喫煙に当たると。そこを小さい子供たちが通ったりして、吸った場合は影響があるということで、日本で初めてでありますけれども、民間会社で50円。でも、そこはインターネットができたり、コーヒーが70円で飲める。冷房も完備であります。

というふうにして、たばこを吸うことに対して意識的に、何気なく吸うのではなくて、先ほどたばこの効果を言われました。落ちつくためとか、そういうことをねらって吸うのであれば、それはそれなりの負担をしてもということで、7月3日から始まったそうでありますけれども、今のところは利用者はいらっしゃる。120円かかるのは、コーヒーを飲むのに70円、入場するのに50円で120円ですけれども、缶コーヒーを買って自動販売機の前で吸う感じではなく、きちっとした分煙、排煙に対しても有害物質の除去を行って排煙をする、そういう設備を整えながらやる。これは日本全国のきつと流れで、やがて緩やかな流れの中でそういう分煙がきちっとできる。

でも、町はやはり子供たちにたばこはこういうふうにして吸うんだよということを知らせるためにも、まず御蔵入交流館とか、学校施設はもうすべて禁煙でありますけれども、子供たちに教えるためにもそういうことがぜひ完全分煙のもの、ただその辺に灰皿を置いて吸えば分煙ではないと思いますから、その辺に対する検討をきちっとしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。



庁舎内というか、職場における分煙というか、そういうおたしだというふうに思いますが、国におきましては、平成15年に人事院のほうで職場における喫煙対策に関する指針というものが出ております。その中で、基本的な受動喫煙防止対策として、1つは庁舎全体を禁煙する方法、いわゆる全面禁煙、それからもう一つが庁舎内に設けた一定の要件を満たす喫煙室または喫煙コーナーのみでの喫煙、いわゆる空間分煙というようなことを示してございます。さらに、可能な範囲で喫煙所を庁舎外に設けることが望ましいというような、このような指針を出しております。

先ほど町長答弁申し上げましたように、こういう時勢でございますので、非常に喫煙者に対するそういう目は厳しいものがあるかと思いますが、受動喫煙防止のために今ほどの指針を基本に今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 続いて、館岩地域の歯科診療施設について伺いますが、2,000人に1人というのは厚生労働省で平成17年までそういう目標を定めて歯科医をつくってきたという、合格者数をそういうことで決定してきたということを私も聞きました。しかし、今のたばこについても、子供たちにきちっと理解をしていただくということが大事だと申し上げたのは、今、館岩地域は人口は2,000人程度だと思います。それが歯科衛生優秀校というのを毎年表彰になりますけれども、館岩中学校が10年連続で歯科衛生優秀校で、ことし栄誉賞というのをいただいたというのが新聞に出たのを皆様ご承知だと思いますけれども、これが教育。

子供たちが歯科衛生優秀校になるためには、虫歯のある子が10%未満でなければいけないということがその優秀校の選定の基準だそうであります。という、そういう子供たちが出て10年してくると、当時卒業した子供たちが今25歳になってます。10年前の優秀な。そうすると、その子供たちが親になります。子供にもきちっとした教育をします。そうすると、やっぱり虫歯の子供がいないわけですね。いないというのは言い過ぎですけども、本当に少なくなるわけですね。

ですから、10万人にという町長の答弁、これ厚生労働省の指針でありましたけれども、これはもはや幻のような数字になってきている。だからインプラント、これをやらないと歯科経営ができないというほど、最近インプラントばかりになってしまっています。ですから、この館岩地域にというのは私は無理だろうと思いつつながら、この質問をしました。でも、町長から交通機関、公共交通の機関をきちっと構築して通いやすい、確かにこの広い地域ですから非常に

大変でありますけれども、その辺をしっかりと検討していただきたいということを申し上げまして、これについては終わります。

続いて、新卒者の運転免許の取得費用の助成についてであります。しないということでありましたけれども、確かに免許取得のためのローンとかもあります。ローン制度もあります。田島ドライビングスクールでもそういう制度をあっせんしたりとかしております。ですけれども、それには保証する人がいなかったりすると借りられない人もいるということでもあります。利用できない。そういうごくわずかだろうと思います。ごくわずかという話でありますけれども、ごくわずかの人のために連帯保証人をつけていただければ、検定費用から取得費用、すべて賄っても40万程度で高校生なら取得できるそうであります。その数字を調査したら、きっとごくごく少ない数字。それに対して助成と言っても上げるのではなくて貸し付けして、もう奨学金と違ってすぐから収入を得て返せるようになるわけでありますから、進学する人に貸すわけではないですから、就職者限定で、なおかつドライバーズローンも使用することができない、そういう人をそのままにしまうと、やっぱり日常生活、ライフプラン、そういうものに町長おっしゃいましたけれども、この地域においては絶対的に必要だ。だけれども、そういう事情でというと、やっぱり親もいろんな事情があり、そういう金が捻出できないとしたら、やはりそれは町でやるべきだろうと。貸し付け、連帯保証をつけていけば、その当事者が若者だから信用がなくても全く問題ないと思いますから、ぜひとももう一考していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 前段、町長からご答弁申し上げましたが、現在のところ議員ただいまご提案の就職者に対する貸し付けという制度は、町としては支援としてのものは持っておりません。ただ、企業に対する就職者の資格取得等のための支援等については、現在制度として持っております。ですので、就職者限定で貸し付け制度というような新たな支援のあり方、ご提案をいただきましたが、このところについては今後の就職者支援という立場の中での検討をさせていただきたいと思っております。ただ、現在私どもも町長答弁にありましたように、現段階ではこの取得費を助成するという考えはございませんが、ある意味で定住促進のための支援策としてのこういう検討はしておりませんでしたので、調査をさせていただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 10月から田島高校生とか、南会津高校生とかの入校が始まるということでありまして。企業に入ってから企業支援の中でというのは、なかなか難しいものがあるの

が現実でありますし、3月ごろになってしまうと、もう込み合っとなかなかそれも困難ということでもありますから、今申し上げて今年度に間に合うということはないかもしれませんが、ぜひともしっかりと検討して、その数字等、そんな数はいないと思いますけれども、いることは事実でありますから、検討していただくことをお願いいたしまして質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で8番、楠正次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

---

◇ 山内 政 議員

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君の登壇を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 議席番号10番、山内政です。通告によりただいまから一般質問を行います。

質問は、総合支援センターのあり方についての1点であります。

ここで訂正をお願いします。通告では3地域に設置されているとしてありますが、4地域の間違いです。

合併後6年が経過しようとしております。4地域でそれぞれ総合支援センターが置かれております。地域の細かな要望に対応する支援センターの役割は大変大きなものがあると認識しております。6年を検証し、今後どのような支援センター運営を考えているのか、次により伺います。

1点目、改めて総合支援センターの業務の内容は何か。4地域で相違があれば何か。

2点目、その業務内容に見合った人員配置をしているのか。

3点目、総合支援センターの臨時職員は、その業務内容からいっても3年で終了する事務職員の採用でいいのか。地域を理解して成果を出せるとき退職では、町の利益に反するのではないか。見解を伺う。

4つ目、田島振興公社に委託するような話も聞こえてくるが、事実か。

⑤仮にそういうことであれば、本当に支援センター運営業務としてなじむのか。

6点目、集落支援員と支援センターとの位置づけはどのように考えていくのか。

7つ目、支援センターの業務で地域に根差し始めている除雪支援事業のことしの取り組みについて伺う。

以上で壇上は終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

総合支援センターのあり方についてのご質問であります。総合支援センターの業務内容についてのおただしであります。現在4地域に総合支援センターが配置されておりますが、総合支援センター伊南及び南郷は町直営で、館岩は一般財団法人南会津町総合支援センターとして、総合支援センター田島は財団法人田島振興公社に事務委託をして、それぞれ運営しているところでございます。

今、町としての方向性は支援センターと田島振興公社を統合しようと、それを今計画しております。田島振興公社は公益法人にしたいと、そのような方向性でもって今検討しているところをまずもって前置きをさせていただきます。

総合支援センター設立当時の大きな役割として、行財政の簡素化と効率化、住民との協働と構成団体の連携、新たな住民サービスの創出を挙げております。具体的な業務内容としては、地域団体活動支援や山開き、祭り、スポーツ大会等の地域イベント、町観光物産協会の本部、支部の団体事務及び集落支援事業等の委託業務、さらには施設の指定管理業務等、住民サービス提供を行っているところであります。

また、4地域での相違点であります。総合支援センター田島では子育て支援事業や健康ヨガ教室等、各種教室の実施、一般財団法人南会津町総合支援センターでは南会西部漁業協同組合館岩支部、南会津町交通安全協会館岩支部の事務局等、地域に根差した業務支援を行っております。

次に、2点目であります。業務に見合った人員配置をしているかとおただしであります。現在、一般財団法人南会津町総合支援センターでは、町職員1名派遣しております。プロ

パー、いわゆる直接雇用の正職員3名、それから集落支援員を含む臨時職員3名、その他季節雇用3名の計10名、総合支援センター伊南は町職員1名、集落支援員を含む臨時職員3名の計4名であります。総合支援センター南郷には町職員1名、集落支援員を含む臨時職員3名の計4名の体制となっております。また、イベント等の行事では町職員などで対応しているところでもあります。

次に、3点目ではありますが、総合支援センターの臨時職員はその業務内容からいっても3年で終了する事務職員の採用でよいのかとのおたただしではありますが、町の他の部署と同様の扱いで規定どおりの3年間で満了としております。今後、財団法人田島振興公社と一般財団法人南会津町総合支援センター及び総合支援センター伊南、南郷との統合が進めば、プロパー職員としての採用もあり得るものと考えております。

次に、4点目ではありますが、田島振興公社に委託するような話も聞こえてくるが事実かとおたただしではありますが、平成23年度より総合支援センター田島の業務を財団法人田島振興公社へ委託しております。また、現在、財団法人田島振興公社が公益法人へ移行申請をしておりますので、先ほど申し上げましたが、その後、総合支援センターとの統合を図ること、そのように考えております。

次に、5点目ではありますが、振興公社への委託が支援センター運営業務としてなじむのかとおたただしではありますが、財団法人田島振興公社で行っている業務内容に重複部分があることや、費用対効果、人材面の充実を図りながら、将来にわたり行政を補完、代替する組織が必要であることから、財団法人田島振興公社への委託及びその後の統合が望ましいと判断したものであります。

次に、6点目、集落支援員と支援センターとの位置づけはどのように考えていくのかとおたただしではありますが、現在は集落支援員は総合支援センター職員と一体となって、集落機能の維持を目的とした集落支援を実施しております。総合支援センターと財団法人田島振興公社の統合後においても、新組織の中で今までと同様の事業を展開していくことができるものと考えております。

次に、7点目ではありますが、支援センターの業務で地域に根差し始めている除雪支援事業のことしの取り組みについてのおたただしではありますが、除雪支援事業は南会津町除雪ネットワーク事業として、館岩地域は一般財団法人南会津町総合支援センター、伊南地域は農業生産法人伊南の郷、南郷地域はNPO法人じねんと、田島地域はNPO法人御蔵入倶楽部へそれぞれ委託し、そのうち伊南地域と南郷地域については、それぞれの支援センター内に受付窓口を設け

て、支援センターと協働で事業を実施しております。ことしの取り組みにつきましても、昨年と同様にこれについては取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 それでは、幾つか質問させていただきます。

まず初めに、総合政策課の事務報告の南会津町総合支援センター事業の記述の中で、民間の手法を取り入れた新たなスタイルの住民サービス事業を開始しましたというふうにあります。こう1行すばらしく書いてありましたんですが、そのサービス事業というのは、いわゆる民間の手法を取り入れたと書いてあるんですが、どういう事業内容でしたか教えてください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

いわゆる独特の実施事業という形で実施をしております。例えば、総合支援センター田島ですと手話通訳の派遣事業であったり、総合支援センター田島と南郷においては、寝具の洗濯の支援事業受け付け等を行っているところでございます。また、南郷と田島においては、ハチの巣等の駆除についても受け付けをして実施をしておるというようなことも行っております。これら通常ですと民間サイドでやっているものについても、支援センターで受け付けをして、地域の利用に供しているということでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 報告書の中に書いてもあつたんですが、手話通訳の派遣もしているという、これは福祉協議会とは全く別なことでやっておられたんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

福祉協議会とも連携はしておりますが、具体的な実施事業という形で派遣をしているというふう聞いております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。

それでは、最初に町長が冒頭に話をされた財団化のことについて、ちょっと不案内でございますので、教えていただきたいんですが、話はちょっと戻るかもしれませんが、田島振

興公社とは何を目的とした法人だったのか。先ほど町長が話をされたように、これから公益財団法人を受けていくんだということですが、この公益財団法人というのはどういうことで、社団法人とは、一般財団法人というのかな、これの根本的な違いというのはどういうことなのかお示しをいただきたい。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

平成20年12月に公益法人の制度改革がありまして、今までいわゆる財団法人とか一般財団法人については、特例的な民法法人という扱いになりましたので、5年間を期限として25年11月までに、新制度までに新たな法人としてスタートをしなければならない。もしスタートできなければ解散をしなければならない。いわゆる自然消滅解散というような扱いになるということが言われております。

これをもとに、財団法人田島振興公社につきましては、スポーツの振興を主な目的として実施をしておったわけですが、公益財団法人のほうの移行を目指したということでございます。公益財団法人について、なぜ公益財団法人を目指したのかということでございますが、公益財団法人と一般財団法人の比較としては、一般財団法人については一般企業と同格で業務の制約はございませんが、公益財団法人については社会的信用性が高いと。その分、公益的的事业の比率や指定管理をした場合の事務の制限があるというふうには言われております。

公益法人の最大のメリットとしましては、税制の優遇措置があるとともに、公益事業が非課税となるというようなことが言われております。それで、今までですとスポーツ振興公社については、公益財団法人に移行するにはかなりハードルが高いというふうに言われておりましたが、福島市の振興公社のほうにおいて、公益財団のほうに移行したという例がありましたので、当座はこの社会的信用性が高いという公益的的事业の比率も高いと言われる公益財団の法人を目指そうというような形になったものでございます。

その前にお話ししなければならないのは、財団法人田島振興公社と一般財団法人南会津振興公社の統合については、本来ですとことしの平成24年4月スタートという予定で動いておったわけでございます。統合をして24年4月1日に移行したいというスケジュールで動いておったわけでございますが、1つ後から判明したことでございますが、一番最初に申しあげました財団法人の改革によりまして、特例財団法人という扱いであったものですから、一たん財団法人田島振興公社は一般財団法人のほうか公益財団法人のほうに移行してからでないと、今ある南会津町総合支援センターとは統合できないということが判明しましたので、今行っております

公益財団法人のほうの移行の申請を今目指しているということでございます。とりあえず公益財団法人か一般財団法人に田島振興公社が移行しなければ、その後一般財団法人である南会津町総合支援センターと統合できないということになったということでございます。

したがいまして、現在、ことしの6月に入りまして、田島振興公社が公益財団法人の申請をしております。申請と申しまして、事前申請がありまして、その後本申請がありますので、現在約6カ月と言われておる申請の段階に入っておるところでございます。目安としては、公益財団法人になれるかどうかについては、まだ具体的にわかっておりませんが、順調にいけば来年度の4月には公益財団法人田島振興公社に移行できるというような流れとしては進んでおります。

ここで、公益財団法人田島振興公社に移行がなれば、先ほど申し上げました財団法人改革の期限とされております25年の11月を目指して、再度今度は公益財団法人田島振興公社と一般財団法人南会津振興公社並びに今直営でやっております一般総合支援センター伊南と南郷の統合を目指していくというふうな流れになろうかと思えます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 非常に難解な回答でございました。それで、整理させていただきますと、4月の段階で本来ですと館岩で指定管理を受けているその財団法人と田島振興公社が統合するというような運びだったという理解でいいんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 そのとおりでございます。この件につきましては、一昨年12月に議会の懇談会を開いていただきまして、その詳細については説明をさせていただいたというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ところが、よくよく精査をしたらば統合ができなかったと。具体的には統合できないので、先送りをしたと。一つ一つ確認をしていきますが、そういうことでよろしいんですね。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

24年の4月統合で進んでおったんですが、統合ができない事実が判明しましたので、議員懇談会を開いて延長しなければならない旨について説明をさせていただいたということでございます。



○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 じゃそのことは私がよく存じてなかったということで、今話を聞いてわかりました。

それで、この田島振興公社が公益財団に向けて、今多分なるだろうという話をされているわけですが、そして公益財団法人になった暁には、一般財団法人の南会津町総合支援センターと統合するというのでよろしいわけですね。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 そのとおりでございます。財団法人田島振興公社、一般財団法人もしくは公益財団法人になろうかと思いますが、そこと総合支援センターを統合したいということでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そこでですね、別に名称にこだわるわけじゃないですけども、田島という地名じゃなくて、南会津という名称を使うというわけにはいかないですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

前の議員懇談会の際にも仮称という形でご説明申し上げましたが、統合後の名称につきましては、南会津町振興公社というふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 大体わかりました。それで、町長冒頭に話をされましたように、公益法人でいくんだということですが、25年4月1日はスタート時というのは南郷、伊南についてはどういう体制でいかれるのか、まだ統合されてないわけだから、それはどういう形ですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

それぞれ制度について協議をしてきた段階で、それぞれ決定したわけではございませんが、振興公社の支部として、今まで同様、舘岩、伊南、南郷に支部という形で置くような方向で考え方を進めております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。今の話ですと、4地域それぞれに支援センターの事務所を置いて、町民にサービスを提供するという考え方には違わないという理解でよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

おっしゃるとおりです。今まで同様に、4地域においてそれぞれの地域の住民のサービスの提供を行っていくということでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ちょっと具体的になるんですけども、先ほど町長も仕事の中身の中で話をされたわけですけども、私は合併後、非常に特に私が住んでいるところというのは例を挙げますと、やはり役場機能といいますか、職員も支所の中には減って、今度は教育委員会が来ますので、少し戻ったわけですが、どうしても町民には寂しいな、そういう思いをされているところがあるなというふうには感じております。

その中で、支援センターというのは本当に町の行政と町民をつなぐ接着剤のようになっているのではないかなというふうに私は日ごろ一町民として接していても感じるわけです。それで、支援センターによっては、地域によって、本当にイベントに忙殺されたりとか、本来業務が重なって本当に多忙な状況というのが見受けられる、この辺の認識についてどういうふうにお考えになって、これからもそれをさばきながらやっていくというようなことなのかどうか。その辺について町長、ちょっとお考えをお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

この支援センターを設立しようとした目的、私も議員でありましたし、皆さん方も、今山内議員も一緒に席にいたわけですから、よくご存じだと思うんですが、やはり支所機能の低下、住民サービスの低下を招かないような、そのような機能を果たしていこうということで支援センターを目的としたということではありますが、実際それを設立して、田島地区は1年おくれたわけですけども、そういう中でいろいろ今現在やっている業務を考えたときに、田島振興公社を含めた支援センター、この業務が非常に似通っていると。そして屋上屋のように組織といいますか、業務の執行内容がなっていると、そのようなことを感じたものですから、先ほど総合政策課長のほうからもありましたが、国のほうでの公益法人の見直しということもありましたし、そういう中で、町としても公益法人を目指すのか、あるいは一般財団法人を目指すのかと、そういうことも1つありました。

そういう中で、やはり対外的にも、町内的にももう少しわかりやすい組織のほうがいいだろうと。そして、同じサービスできるのであれば、幾重にもならないほうがいいと。今現在、私

の認識の中で思っているのは、田島振興公社も、それから南会津町総合支援センターも、南郷、伊南でやっている支援センターも、それからあと町でやっている商工観光、こういう中での業務がそれぞれ共通している分がある。そこでむしろ一本化して扱える方向のほうが町民にもわかりやすいし、外部にもわかりやすい、そして対応もしやすい。一々お互いの連携、連携と言いながら、連携は大事ですけれども、そういうことじゃなくて、しっかりした1本の綱の中で業務の執行ができるんじゃないか。そういうことで、このことによって組織を統合して、もっとわかりやすい、動きやすい組織にしようということでもありますから、これからいろいろそういう中で事業の内容等も当然見直しとか必要な部分もあろうかと思いますが、これは町全体の中での支援センターあるいは振興公社ばかりでなくて、いろいろみなみやま観光も含めたあり方というものには総合的に判断する時期も来るのかなと。そういう意味で、もっと先を見た、まず第1段階としての1つの手段だということに理解いただきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。それで、先ほど将来的には3年で終わるんだけど、プロパーとしての扱いになれば、当然これは複数年というふうに考えて、もしくはずっとなのかもしれないんですが、そういう意味で現在、田島振興公社は田島中心で職員もほとんど田島、館岩でやっております南会津総合支援センターの職員についても、私の知る限りでは館岩地区が中心なのかなというふうに思うわけです。南郷地区と伊南地区、そういう意味では非常に人材的にはその部分についてはいないというわけなんですけれども、これから（仮称）南会津振興公社でしたか、公益法人ができたときには、当然その部分についてはしっかりと伊南、南郷からも採用していただくという理解でよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

まず最初に、先ほどみなみやま観光のことを申し上げましたが、それも含めてで申し上げましたが、これは組織の統合とか、そういう意味ではありませんので、業務内容の中で、検討の中でそういうことが必要があれば、そのようなことも考えていきたいということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

職員の採用の件ですけれども、地域に根差した組織としてのあり方、これをまず考えなければならぬと思っています。ですから、地域別の採用とか、それはそれで異論というか、考え方はあろうかと思いますが、それに対応でき得る人材の採用ということでご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 対応し得ると、そういうことだと思います。ぜひそのような方向で進めていただきたいというふうに思います。

それから、集落支援員の位置づけについて先ほど伺ったわけですが、引き続き支援センターの中で一緒になっていくということの話でございました。この集落支援員というのは、多分期限つきとか何とかはないのかなというふうに理解しているんですけども、そのことから1回聞いてみるかな。その任期とか期限とかというのはあるんですけど。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

任期につきましては、原則1年ずつの更新というふうにしてございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 私はこれで提案をしたいんですけども、本当は集落支援員というのは集落に入ってさまざまなその地区の本当の実態を把握しておられるというふうに思っております。そこで、そういう蓄積された能力といいますか、それを活用するためには、ちょっと集落支援員となっておりますけれども、かつて文化財関係で調査員ということで、特別職というようなことで扱われたことがあったんですが、例えばそういった方向で複数年しっかりできるような考え方というのはお持ちではないですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今ほど申し上げましたように、今度（仮称）南会津振興公社に統合できたときには、きちんとした対応できるのかなと、そのようにも考えております。いずれにしましても、職員に対する対応にしましても、事業内容にしましても、いろいろもういっぱい何でもありの状況になってますから、これもきちんとした精査をした中で、必要とあるならばそれに対する対応の仕方が必要であると、そのように考えてます。職員も同様だと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 これは設立された後、具体的に動くというのはもう25年の4月以降にできて、その後ですから、26年ぐらいですかね。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

来年の4月からスタートしまして、その一般財団法人じゃなくて、公益財団法人に移行した

場合につきましては、特にその後の統合については期限がございませんので、25年の11月という期限にはこだわることはしなくてよろしいことにはなるんですが、できるだけ早い統合という形になりますれば、年度途中ということもあり得るかと思いますが、やはり年度初めのスタートがよろしいかと思しますので、26年の4月というような形が一番ベターではないかというふうには考えております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 町民にとって行きやすい身近な支援センター、本当に頼りがいのある支援センターの存在が私は合併後の町民に寄り添う南会津町というふうに言えるのではなからうかというふうに思っております。今後ともその実現に向けた、先ほど公益法人ということがありましたけれども、政策をしっかりと展開していただきたいというふうに思います。先ほどの重複になるかと思うんですけれども、町長の考え方を再度伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

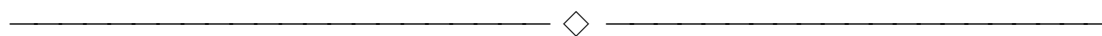
○大宅宗吉町長 お答えします。

いずれにしましても、地域力が落ちているという中で、合併後の、また皆さんのそういう一体化の意識を強く持たれるように、そして地域の活力が出るような、その支援ができるような組織にしていきたい、そう考えています。そういうことですから、決してサービスは後退させないと。皆さんにもっと利用しやすい組織を目指して統合を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 以上で一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で10番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君の登壇を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

まず1点目は、鎌倉崎交差点の松ノ下方面の改良を求める質問であります。

この交差点は、南会津町の中でも一番交通量の多い交差点ではないかと思っております。南

側は館岩方面、あるいは東京方面、そして西側のほうは檜沢方面から南郷方面、そしてまた東側は町内、そして若松方面でありますし、この北側につきましても、松ノ下方面から南会津病院、あるいは農協方面や御蔵入交流館というふうに変交通量の多いところでもあります。しかしながら、坂道でありまして、事故が多く改良が求められております。しかし、区画整理との関係、あるいは会津鉄道のガードの対応との関連におきまして非常におくれているというふうに言われますが、あと何年ほどかかる見通しか、まず伺うものであります。

2つ目には、その着工がおくれている主な理由は何か伺うものであります。

そして、3つ目には、本格的な改良までの間、ガード下から交差点に向かって考えた場合におきまして、坂道をもう少し左側のほうに拡幅して、昔の樋口薬局があった方面に拡幅して、そこを舗装して車の感応装置を通った車が交差点近くの左側まで行って、そこで信号待ちができるような簡易的な改良ができないか求めるものであります。

その改良を求める理由は、詳しく言いますと次のとおりであります。

まず1つ目は、車両感応機のあるガード下で信号待ちをしていると、特に冬の間は坂道をおりてくる車に衝突される場合があるわけでありまして、

2つ目は、ガード下で信号待ちをしないで、信号機の下まで進んでいる車両もおりまして、国道側から入ろうとする車両が入れないと、こういうふうになります。

3つ目は、ガード下で信号待ちをしないで、信号機の左下の未舗装のところまで進んで待つ車両もおりますけれども、青信号になって舗装部分まで進む際に、縁石の部分にタイヤのわきをこすりまして、タイヤがバーストを起こす人もいます。

そしてまた、4点目には坂道が狭いために歩道がなく、非常に危険であります。

こうした観点から、先ほども言いましたが、前の樋口薬局のほうに未舗装部分をもう少し舗装して、そしてあの真ん中にある縁石をなくして、そこに白いセンターラインですね、そういうものを引いたり、車両のとまる白線を引くと。そして、さらにあの交差点を普通は下からしか見ておりませんが、この前ちょっと行って見てみたら、東西にというんでしょうかね、檜沢方面に行くような東西に横断歩道もないんですね。そういうような状況でありますので、そういうのもつくって安全に注意すべきではないかということをお求めるものであります。

2つ目の質問は、規則や要綱などの制定、改廃についての質問であります。

議会におきまして、条例については議会で審議されるために、新規に制定になったなど、あるいは改正や廃止になったなどということはわかりますけれども、規則や規定、あるいは要綱とか、そうしたものにつきましては、制定または改廃された場合に、役場前の掲示板には掲示さ

れるわけでありますが、それを見ることはほとんどないという状況で、議員も町民もわからないと、こういう状況にあると思います。

そこで、議員の場合には例規集というものを持っておりまして、これの差しかえをしてもらうときに新規改正、廃止になった規則名、あるいは要綱名などの一覧表ですね、それをもらえれば、ああ、こういうものが今度はできたなということがわかるわけでありまして。

そしてまた、改廃につきましては、改廃した規則や要綱などを差しかえた人が持っていくといえますか、どこにあるかちょっとわかりませんが、これ捨てると書きましたけれども、捨てるのかどうかちょっとはっきりわかりませんが、それを要するに議員が、我々がもらえば、どこが変わったのか、何が廃止されたのか、自分で比べられるわけでありまして。そのように改善できないか求めるものであります。

また、2つ目としましては、できるだけ議員に説明する場を持ってないかということでありまして。その理由は、例えば補助金の増減などは比較的軽い政策変更でありますけれども、補助金がなくなったと、あるいは新規に作られたというような場合には、かなり大きな政策変更に当たるために、認識を共有する必要があると考えるわけでありまして。何年か前でありましたか、例えば農事組合へ補助金がなくなったというようなことについては、私らはわからないで、後から農事組合長さんのほうから意見があつて初めてわかったというようなこともありますので、このような改善を求めるものであります。

3つ目は、就学援助金の拡充と保護者負担の軽減についてであります。

この質問は、21年の6月と12月にも質問しておりますが、今回は別な観点からの質問でありまして、就学援助金につきましては、平成22年よりクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3つが新たに支給対象になるように国の基準が改善されたと聞きますけれども、今回の23年度の決算の事務報告を見てみますと、説明の中で学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費の助成というふうに記載されておまして、この4項目が書かれておりますが、上記3項目は記載されていないわけでありまして、これは支給されていないのか、あるいはスペースの関係で詳しく書かなかったのか、その辺を伺います。

2つ目は、なお、上記3項目のほか就学援助金は下記のような10項目がありますけれども、事務報告では4項目しか記載されていないので、それはなぜか伺うものであります。

就学援助金の支給項目としましては、まず1つ目は学用品費、これは記載されております。小学校で1万1,100円、中学校で2万1,700円が基準であります。

2つ目は、体育実技用具費、柔道で中学校が7,300円、剣道が中学校で5万500円、スキー

が小学校で2万5,300円、中学校で3万6,300円が基準であります。

3つ目には、新入学準備金、これは記載されておりますが、小学校で1万9,900円、中学校で2万2,900円。

4つ目は、通学用品費、これは靴とか雨傘であります、これは小・中学校とも2,170円。

5番目の通学費、これも記載されておりましたが、小学校で3万8,200円、中学校で7万7,200円。

6番目は修学旅行費で、これは記載されておりますが、小学校で2万600円、中学校で5万5,700円。

校外活動費、7番目でありまして、宿泊なしで小学校が1,510円、中学校が2,180円、宿泊ありで小学校が3,470円、中学校が5,840円。

8番目は給食費、記載されておりますが、これは小・中学校とも実費であります。

9番目の医療費は記載されておりましたが、トラコーマ、中耳炎、虫歯など6病気の实費。

10番目がスポーツ振興センター掛金、掛金の2分の1。

11番目が新規になりましたクラブ活動費が小学校が2,550円、中学校が2万6,500円。

12番目で新規となった生徒会費が小学校で4,350円、中学校で4,940円。

13番目で新規となったPTA会費が小学校で3,040円、中学校で3,960円となっております。

③としましては、本年より必修となりました中学校の柔道、それから剣道の用具におきまして、就学援助金の中には含まれておりますが、一般の生徒の場合には保護者負担を減らすような対策を求めておりましたが、どうなったか伺いたいと思います。

大きな4番目の質問であります、養護学校の誘致についてであります。なお、2007年の7月から特別支援学校というのが本当のようでありますけれども、まだまだ養護学校のほうがわかりやすいということで、この言葉といたします。

1番目としましては、郡内に養護学校がないために郡外の学校に行かなければならず、障害者とその親は大変ですので、郡内への誘致運動をすべきと考えるがどうかということになります。

2つ目は、郡内の町村ごとに過去5年ほど郡外の養護学校に進学した子供は何人いると把握しているか伺うものであります。

以上でこの場からの質問は終わりました、あとは再質問席から質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。



初めに、鎌倉崎交差点から松ノ下方面の改良工事に関する1点目ではありますが、着工まであと何年ほどかかる見通しかとのおただしではありますが、ご指摘のとおり、交差点から松ノ下方面は会津田島駅周辺地区土地区画整理事業地内でありまして、国道289号田島バイパス道路との接続機能を適切に保持する必要があります。このため、未改良範囲におけるバイパス道路沿線の土地の再配置に伴う道路用地の確保により、道路拡幅工事を順次実施していくこととしております。着工まで今後四、五年はかかるのかなと、そのような見通ししております。

次に、2点目ではありますが、着工がおくれている主な理由は何かとおただしではありますが、バイパス道路沿線等の道路用地の確保に対しまして、多くの関係権利者からの同意をいただいておりますが、一部権利者から当事業の手法等に対する理解が得られてないのが現状であります。今後ともバイパス道路の持つ多面的な役割や当事業による計画的な土地利用のあり方等について、関係する権利者との話し合いを進めて理解をいただけるように努めてまいります。

次に、3点目ではありますが、本格的な改良までの間、簡易的な改良はできないかとおただしではありますが、ご指摘のとおり、現在の舗装幅は車両1台分ほどでありまして、車両のすれ違いが困難な状況となっております。議員おただしのように、1から4までの具体例を挙げられて説明いただきましたが、私もそのように感じております。そのようなことで、この改良を求める理由、十分に承知しておるところではありますが、線路のガード下であることや、国道の接続等特殊な要因もあります。可能な限り関係機関と実務的な話を進めてまいりたいと、どのようにしたらいいのか対応を考えて対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、規則、要綱などの制定、改廃に対する1点目ではありますが、例規集の差しかえ時に新規、改正、廃止した規則名などの一覧表と差しかえした規則等を廃棄せず提供してもらえないかとおただしではありますが、一覧表につきましては、次回より配付することで検討いたします。差しかえ後の廃棄する例規の提供につきましては、現在、差しかえに誤りがないよう業者へ委託して差しかえを行い、そして差しかえ後の例規につきましては、改正後の例規と混同しないように担当課が責任を持って処分しております。これは古い例規と混同し、誤って差しかえされますと、例規集そのものが使いものにならなくなると、このようなおそれがあるためにそのような対応をしておりますので、現行どおりということでご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、補助金の新設や廃止の際に議員に対し説明する場を持たないかとおただしではありますが、補助金等の新設や廃止の際は、予算との兼ね合いもあるため、当

初予算概要の主要事業で説明をしているほか、所管委員会において内容を説明させていただいておりますことや、議案審議の中で質疑を受けておりますので、現行どおりということでご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは就学援助金の拡充と保護者負担の軽減について及び養護学校の誘致についてお答えいたします。

初めに、就学援助金の拡充と保護者負担の軽減についての1点目、平成22年度よりクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が支給対象として国の基準が改善されましたが、支給されていないのかとのおただしであります。現行の南会津町要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱において支給費目になっていないため、支給しておりません。今後、経済的に就学が困難な児童・生徒への援助の拡充につきましては検討してまいります。

なお、国庫補助である要保護児童・生徒援助費補助金に関しましては、平成23年度本町における対象者は、現に生活保護を受けている方のみであり、おただしの3項目は生活保護における教育扶助費において措置されております。したがって、当該国庫補助の実質的な対象項目は修学旅行費のみとなっております。

次に、2点目、就学援助費の支給区分は10項目あるが、事務報告には4項目しか記載されていないがなぜかとのおただしであります。事務報告には主な支給品目の4項目を記載しており、平成23年度に支給したものは通学用品費、体育実技用具費を加えた6項目で、他の4項目については該当するものではありませんでした。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済の共済掛金につきましては、当該就学援助費支給要綱の支給対象とはなっておりませんが、同センター法施行令第18条第2項に定める国庫補助対象となる控除分を除き、要保護及び準要保護児童・生徒分の掛金につきましては、全額町で負担しております。

次に、3点目、中学校の柔道、剣道の用具において、就学援助金には含まれているが、一般の生徒の場合にも保護者負担を減らす対策を求めてきたがどうなったかのおただしですが、必修となった授業を行うに当たり、必要最低限のものにつきましては、町予算により対応する予定でございます。そのため、就学援助の対象となることはないと考えております。また、一般の生徒についても、現在のところ負担はないと把握しております。

次に、特別支援学校の誘致についての1点目、郡内に養護学校がないため、郡外の学校に行かなければならず、障害者とその親は大変なので、郡内への誘致運動をすべきと考えるがどうかというおただしであります。郡内には特別支援学校がないなど、障害のある方々に対する教育環境が不利な状況にあるため、南会津教育事務所内に南会津特別教育支援センターを平成18年度に開所するとともに、関係機関のネットワーク化により、障害児、障害者の支援体制を整備するため、南会津を考える会が設置されているところであります。また、平成20年度には障害者・障害児福祉を対象とし、各町村福祉担当部署を主体として南会津地方自立支援協議会が設立されております。

現在では、南会津を考える会と南会津地方地域自立支援協議会は、実施主体が異なるものの、障害児、障害者が地域の中で自立した生活が送れるように支援を行う目的や支援の対象者が同じであるため、2つの組織が連携した取り組みを行っており、本年度は特別支援学校誘致に関しまして、地域の障害児の保護者に対する意識調査が予定されております。その結果を踏まえて、郡内の関係機関が連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、郡内の町村ごとに過去5年間ほど、郡外の養護学校に進学した子供が何人いると把握しているかのおただしであります。郡外への進学ということで、特別支援学校の高等部への進学人数を郡内の合計人数でお答えいたします。平成19年度、進学者3名、平成20年度、進学者1名、平成21年度は進学者はおりません。平成22年度が進学者3名、平成23年度が進学者1名で、平成24年度が進学者3名で、合計で11名となっております。

なお、町村別の人数につきましては、進学者数が少ないことで個人が特定されるおそれがあることや、保護者の了解を得ていないことから、報告を控えさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 何点が質問いたします。

まず最初の松ノ下の道路の問題であります。ちょっと基本的な問題としまして、あそこの坂はどこからどこまでが国道で、どこからが町の分かということについてまず伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

まず、国道と町道の境という質問だと思うんですが、国道の縁石等、道路の端にあります、そこまでが国道敷と、それ以降については町道という形で管理してございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、いわゆる坂道の部分はすべて町のものということではないですね。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

坂の部分につきましては、すべて町の道路という形でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、区画整理などで理解が得られない部分が一部あっておくれてはいるけれども、今後、実務的な話を進めていきたいというようなことでありまして、少し進行するのかなと思っておりますが、国との話というか、県との話ですね、そういう話になるだろうというふうに思っておりますが、先ほど言いましたような住民の人たちが言っているのは、要するにもう少し広げて縁石を早く取ってもらいたいということなわけですが、そのことについても十分にそういう方向だと思いますが、少し確認しますが。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えをいたします。

議員がおただしのように、その日常的な通行に関しまして、縁石を外れて待機しているという状況もありますので、完成断面にはなりません、修繕等の工事によってそういったものが回避できるような方策を立てていきたいというふうに考えてございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それから、そうした話し合いを進めていく場合においても、恐らく1年くらいはかかるんだろうと思いますけれども、それまでの間、もうちょっと急ぐ必要があるのかなと思ったのは、実は私もあそこは余りゆっくり見たことなかったものですから、先日見てみたんですが、実はちょっと写真もあります、ガードのほうから坂道をずっと上がって行って、信号の付近に白線があるんですよ。多分停止線だと思うんですが。そうすると、私らはガードの下で待ってるんですが、知らない人はやはりここまで行く人もいると思うんですね。これ場合によっては、ここに行くのが正解かなと思うんですね、ここに停止線があるんだから。

そうすると、さっきもちょっと質問の中で言いましたように、ここで待っていますと、国道方面から入る人が入れないという状態がずっと続くんですね。ですから、今私が言ったような

縁石を取って、こっちから舗装にしてほしいというようなことが進むまでの間に、この白線の停止線であるならば、これを取っちゃうとか何かを先に進めないと、これやっぱり知らない人というのかな、警察のほうで何と言うんだかわかりませんが、ここで待っているのが本当だよと言われる場合もあるんですね。ですから、私らは普通はガード下の車両感应機のあるところで待ってますけれども、それは間違いで、ここに行くのが本当かもしれません。でも、ここに行くと、ここですれ違いができませんので、そういう観点から、この拡幅の話し合いをする前に、この話し合いをして、これを至急何とかしてほしいと思うんですね。この辺に停止線があるならばいいんだけど、停止線ここなんです。非常に危険なので、こちら側のほうを急いでもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

停止線となりますと、町単独での判断ではいきません。これは警察、公安委員会等と協議をしないと位置的な決定できませんので、そういったことも含めて協議をさせていただいて検討したいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 わかりました。この道路に関連しまして、さらに松ノ下方面に行った場合に、ちょっとカーブのある道があって、さらに今度は農協方面から来る道があるわけですが、カーブのある道はしばらく必要ないのはわかりますが、農協前から来る道ですね、あそこを農協の前は今年度ですか、何かお墓といいますか、墓石を売っているところまでは直るようですが、そこから西側ですね、橋のほうまで、あそこが非常に交通量が多いんですが、歩道もなく危険ですので、区画整理との兼ね合いがありますけれども、もちろんあれは県のほうですからね。町では自由にできませんけれども、ただ、県のほうにいろんな形で要請する必要があると思うんですが、その協議の状況、あるいは今後の見通しについて伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

289の田島バイパスにつきましては、議員が今お話しされましたように、今年度につきましては農協前から墓石の展示場ですか、ここの仮換地指定が整いますので、今年度中にその辺の改良は可能かというふうに思っております。

また、それから先の件でございますが、これも区画整理事業の中で仮換地指定、こういったものを進めないとバイパスの用地確保ができない状況でございます。ただ、この仮換地につき

ましては、個人の権利が絡むということで、なかなか同意をいただけない方も現在のところ確かにございます。そういった方を訪問しながら話し合いを進めて、できるだけ早期にまとまるような方向で今努力しているところでございますので、今しばらくかかるのかなど。先ほど町長から話ありましたが、四、五年かかってしまうのかなという現状でございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 道路の問題は以上で終わりました、次は2つ目の規則や要綱の例規のことに付いてなんです、次回から一覧表をつくってもらえるということについては、一歩前進かなと思えますが、ただ、廃棄したものについては新しくなったものと混乱するのではないかということで、今までどおりということだったんですが、差しかえをする業者に差しかえをしてもらって、新しいものが中に入るわけですから、そこから取ったものについては、何かちょっと工夫して、例えばマジックで一番表紙に赤線を引くとかね、何か工夫をすれば、これは終わったものだなというのはわかるわけですね。そんなような工夫をすれば、何かばんとスタンプを押すとか、そんなことをすればそれはできるわけですから、またそういうふうにはスタンプを押してあつたりするものを、私らはそこにまた入れるわけがないわけですから、混同する心配はないと思えますので、それをもらえれば条文の変わったところが自分で確認できるわけですね。ですから、そういう工夫をすれば混同する心配はないと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

現在、条例の加除につきましては、業者のほうにやっただいておりまして、ことしの春先に加除をやりまして、その際、一括加除の中で大体ページ数が237ページほどにかなりのボリュームでございまして、私のほうでちょっとご答弁申し上げましたように、そういう混同のリスクを避けるという意味で、古いものについては私のほうで一括処分させていただいているということでご答弁申し上げました。

ただ、おただしのうちに、何か印をつけてということでご提案がありましたので、ちょっとそれについては再度検討させていただきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういうことで、ぜひ検討して、それについてもらえば早くわかる

ということですので、お願いしたいと思っております。インターネットのあれで見ても、全部条文が変わってますからわからないんですよ。やっぱり紙、ペーパーのほうがわかりやすいと思います。

それからあと、2つ目の質問で、議員に対して説明する場を持たないかということでありましたが、これはいろんな場で説明しているというような話だったんですが、案外説明されていないですね。そういうことでもありますので、これは議会のほうでも何かいい仕掛けと言うとおかしいですが、そういうものをつくる必要があるのかなと思ったりして、議会基本条例なんかを見たんですが、ちょっと基本条例あたりにはそういういい場面がないんですね。それで、何か今後、多分議員の方も同じ思いだと思いますので、相談をして、ぜひ説明する場を欲しいと、つくろうかと思っております。

例えば、この前3月の議会だったと思いますが、私はちょうど太陽光の発電の質問なんかをしたときに、単価が去年はキロワット当たり1万5,000円だったんですが、ことしは1万とか、変わってるんですね。ああいうのがなかなかわからないということがありますので、そういうのを私らはうっかり例えば町民の人に1万5,000円だなんていうことを説明しちゃった場合には失礼になりますので、なるべく早く情報は把握したいと、こう思っているわけなんです。そういう点で、私らほうとしても、何かそういう場を考えようと思えますけれども、担当のほうでも、何かもう少し工夫できないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

町長答弁いたしましたように、それぞれの機会できろいろと説明はしているというふうに私のほうでは思っておりました。特に予算が絡むような場合については、所管の常任委員会という中でも説明しておりますが、ほかの所管以外での常任委員会でも必要だということであれば、それはそれで議会事務局のほうとちょっとご相談をさせていただいて、そういう機会がつかれるかどうか検討したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、就学援助金の話なんですけど、就学援助金で先ほどの答弁で、新しくなったクラブ活動費と生徒会費、PTA会費ですね、その3つについて何か現在の要綱に入っていないから支給してないと、こういう答弁だったと思いますが、そうすると要綱を変えれば支給になるということですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

現在の南会津町要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱は平成22年4月1日に改正されておりますけれども、その中の10項目を確認しますと、さっき言った3項目が抜けていたものですから、その要綱を改正して支給できるような形で進めていく必要があるのかなと思いますので、教育委員会のほうで十分検討させていただいて、支給できる方向で検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういうことでしたらわかるんですが、何かさっきの答弁では、要綱に入っていないからということ、何か今後の方向性がちょっとなかったような感じがしたものですから、今の話を聞くと、今後要綱の改正をしていきたいということなものですから、安心いたしました。

それから、先ほどのいろんな説明の中で、当たり前のことだからあれかな、例えば何か医療費あたりについては、これは欄が狭いから書かなかったということでもいいのかな。4項目しか書かなかったということ。だから、事務報告の説明の中で、要するに学用品費と入学学用品費、修学旅行費、給食費などと、等というふうに入ればよかったということですか。それ4項目限定してあるから、あれと思ったんですが、医療費なんかもちろん入っているということですね。そこ確認しますけれども。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

事務報告の中では、4項目ということで主要なもののみを記載したところございます。実際はそれ以外に、先ほど教育長答弁のように2項目が入っております。

なお、医療費につきましては、例のこども医療費の無料化ということで、中学生以下が無料化になっておりますので、就学援助には該当していないというような形でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 じゃこの医療費については、全国的な基準はあっても、南会津の場合には該当しないということですね。

それから、先ほど柔道や剣道については負担はないという話がありましたが、これは委員会の中ではもっと詳しく話があって、柔道着とか竹刀についてはリースだと、そういう話がありました。そこで私は思ったんですが、リース代が1,300円だったかな。たしか月を1カ月負担するごとに300円プラスかな、そういうような説明だったんですが、リースもいいんでしょう



けれども、2年間というような24カ月で勘定した場合には結構な金額になりますので、かえって買って支給したほうが安いんじゃないかと私は思うんですね。

ところが、2年間でなくて、何か短い期間でやるような話だったものですから、確かに短い期間でやるならばリースもいいかなと思うけれども、ただ、2年間あるわけですよ、1年生と2年生で。ですから、それを考えると柔道着も竹刀も買ってもう与えたほうが、かえって家に帰っても練習なんか、特に素振りなんかは家に帰ってもやるんじゃないかと思えますので、そういう方向はどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えをいたします。

この武道の必修化に伴っては、いわゆる1年生、2年生全員が必修ということなんですが、今年度から必修ということで、各学校とも取り組みが10月ないし11月から開始する予定と。今年度の授業時数につきましても、各学校7時間から10時間と大変短い時間になっております。今年度は指導の内容につきましても、まだまだ始まったばかりで、どのような形の指導方法がいいかということで、各学校とも今年度はいわゆる模索をするというようなことで、まず試行に入りまして、今おただしのように今後経常的に使うものが確定されるというものがあれば、来年度の予算から用具の購入ということも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 来年度からはそういう方向ということになりましたが、この前の委員会での話では、例えば剣道の場合などは素振り中心とか、柔道も受け身中心という話だったんですが、ただ2年間そういうわけにもいかんでしょうから、2年間竹刀の素振りというわけにもいかんでしょうから、やはり柔道だったらわざをかけるとか、剣道だったら相手を小手とか面とか胴をやってみなければ、本当の醍醐味というのはわからないでしょうから、やはりそういう内容にして、どうせやるんだったら、何ぼ短い時間とはいえ、そういう方向が必要なんではないかなというふうに思っております。

それからあと、3年生はダンスということなんですね、たしか。それで、ダンスについては、この前ちょっと委員会でも説明なかったんですけども、CDを買うとか、何かしら予算化が必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺どうだったんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

ダンスにつきましては、もう昨年度から授業で取り入れておりますので、それぞれの学校教育振興費のほうからそれにふさわしいものの教材というものは整備されているというふうに理解しております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、次は養護学校の問題なのですが、南会津を考える会とか、あるいは平成20年からできた自立支援協議会の中でいろいろ協議されているという話を伺いました。そういう中で、ことしの決算要項を見てみましても、自立支援協議会ですね、これ3回ほど会議があったようでありまして、この中で関係行政機関の職員4人というふうに記載されておりますけれども、それはどこの担当の人かちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 南会津地方自立支援協議会の中のいわゆる行政機関といいますと、教育関係につきましては、各4町村の教育委員会の担当職員と、それからそれぞれの学校郡の小・中学校のそれぞれの校長会とか、田島高校とか南会津高校、只見高校の校長、それからあと福祉関係につきましては、それぞれの町村の健康福祉、生活福祉関係の職員というものがいわゆる行政関係。あとは県の教育事務所、福祉事務所、地方振興局という方々が構成となっております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 平成20年からの設立ということなものですから、まだまだ4年目ということで、なかなか軌道には乗ってないのかなと思うんですが、今回、議会の中でもたしか私の記憶では初めてこの質問に上がったかなと思っておりますが、聞いた話では只見町あたりではかなり前から話は上がっていると聞きますけれども、なかなか進まないというふうに思うんですが、現在、自立支援協議会の取り組みとしてはどういう、陳情とか、そういうものはなっているのか伺います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

南会津地方自立支援協議会につきましては、この会議の中でも郡内に特別支援学校の分校または分室の設置ということで議題には上がっております。今年度、先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、来月、南会津の中で特別支援学級等に通級している保護者の方についてアンケートをこの協議会のほうで実施いたしまして、それらの内容の要望のほうも集約するというような段取りになっているところでございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういう方向に行っていると思うんですが、あともう一つ伺いたいのは、なかなか南会津郡から行っている生徒も3人とか1人とか、ちょっと少ないと思いますので、学校そのものの誘致というのはちょっと難しいかなと思うんですが、分室とか分校とかいうような場合には、人数的な基準といたしますか、そういうものはどんなふうになってますか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 現在、分校といいますと、ある程度独立した建物の中に1つがあるという。それから、分室という考え方は、仮に田島高校の1つの教室を使うというのが分室というような考え方になっておりますけれども、県では学校設置のための人数といたしますか、その辺については、私のほうは今のところはちょっと詳細については把握をしていないところでございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 その辺の多分基準というのもあるかと思しますので、その辺も把握しながら、ぜひこの分室でもいいと思うんですけれども、そういうものの誘致を急いでもらいたいと思っております。

本当に私らもあたご作業所ですか、あれをつくるときに障害者の問題、勉強そこから始まったんですけれども、非常に親が先に亡くなるのが普通だということで、その亡くなった後のことを考えると本当に眠れないという話を聞きまして取り組んできた経過がありますが、ぜひともそうした観点から今後とも取り組んでもらうことを求めまして、質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で16番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。45分より再開したいと思います。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時45分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、12番、湯田秀春君の登壇を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 私が最後ですから、ひとつしばらくご清聴いただきたいと思います。今回は4点ほど質問させていただきます。

まず第1点目、移住者対策に本腰をとということでございます。

もう何人も人口がこの町はだんだん減って、10年後、20年後どうなるんだろうと、これは前から心配はされていたんですが、そろそろ町として人口のふえるような戦略を考えていかないとまずいんじゃないかなということで、今回事例なんですけれども、発表させていただきたいと、こんなふうに思います。

長引く低迷経済状況下で、都会の若者、これは都会離れが進行しつつあると、こんなふうに聞いております。半農・半Xなんていう、これは京都の塩見さんという人が提唱しているわけですけれども、半分は農業で、半分は得意な仕事で生きていこうというような、そういう提唱者であります。それから、つい最近までテレビでダッシュ村なんていうのがあったわけなんですけれども、そういった傾向もあって、都会の若者には地方のほうに行って農業をやろうかなという、そういう考えを持っている方が多くいらっしゃるということをお聞きしました。また、退職した団塊の世代にも園芸志向があるということです。

そういう状況の中で、一方で、我が町では先ほど言ったように人口の減少と限界集落の増加が非常に懸念されていると。この前の委員会で、この1年で我が町は亡くなった方から生まれた方を引いた実質人口の減少が1年間233人だというような説明を受けました。これをとってみると、ある程度の地域が1年間で幾つかなくなりました。その前の年が148人ですから、毎年ちょっとした地域が幾つかばんばんとなくなっているという、そういう状況にあるわけです。それは実際問題としてなくなるから、各集落ですごい人口が減って、これから先大変な状況になるのかなと。限界集落なんていうのもそういうことから来ているのかなと、こんなふうに思います。

そこで、1番目に、若者定住促進住宅で若者を呼び込むべきだと。(下條村)ということで、これは長野県の下條村のことでございます。ここはどういうことをやったかということ、結局私から言いますと、今から8年前ですね。ちょうど私らが合併の話が出たころが16年ころかな。そうすると、ちょうどそのころ、やはりこの下條村も4,500人までいったのがずっと3,800人まで下がってどうしようかということで、ちょうどその8年前に人口のふえる村にしようとい

うことである政策を行って、それが若者定住促進住宅というのを建てたんですね。自主財源で、だから単なる村営住宅ではないんですね。マンションです、私から言うと。2LDKで60平米で月3万3,000円から3万6,000円の間ね。インターネットで見るといろいろ書いてあるんですが、何ということはないです。ちょうど大体半額ですね。普通のこのくらいの入ろうかなと思うと7万二、三千円するんですけれども、その半額、半分で入れるよということで、結局募集をかけたわけですね。村の人はだめですよ。よそを呼び込むと。

1棟12世帯入れる分をやってみたんです。村長さんははらはらどきどきで、果たしてこれがうまくいくかといったら、あっという間に埋まっちゃって。何だと、こういうことで、こんなに若い人たちが入るのかということで、条件をつけた。その1つの条件が、入った旦那さんは消防団に入ること。そして、審査のときに子供を産む気持ちがあるかどうかを聞いている。そして、結果どうなったか。3,800人まで落ちた人口が4,200人くらいまでぐっと回復してきたと。こんなところないですね。私もずっといろいろ見てますけれども、これほど結果的に伸びたというところはないです。ですから、8年前にやって、毎年1つつこれをずっとやって、今は10棟あるそうです。10棟で120世帯。若い夫婦を入れていきますから、当然子供もできるということで、当然人口が増加してくる。

私はこれをぜひともこの町の戦略の1つとして、同じくしろとは言わないですね。財政力が違いますから、でもここに人口がふえるとか、あるいは人口の減るのをストップする何かヒントがあるだろうということですから、ぜひ検討していただきたいなど、こんなふうに思います。

じゃ若い夫婦は来たけれども、仕事をどうするんだということなんですが、ここはすぐ隣にちょっと大きな市があるから、そこに通うことができるわけなんですけれども、私は私の町で例をとった場合、先ほど9番議員が質問したときに、農林課長が説明したように南郷トマトの栽培者ね、あそこでもう発表しちゃったからあれなんですけれども、そこだけはコンスタントに平均して1年間に3組くらいトマト栽培者が来ているんですよ。このやり方をほかにも波及できないかというのが1つあります。

その下に生きるすべの取得と半自給自足を目指してはどうかというのは、実はダッシュ村のことがあったわけなんですけれども、私らも小さいころはうちでニワトリ飼っていて、卵を買うなんていうのは、自分のうちに産み落としたやつを食べていたし、そして私なんか小さいころは川に行って置き針かけてウナギをとってきたり、キノコだとか、山菜だとか、米だとか、野菜だとかと、結局余り買うということはないわけですね。ですから、なかなか昔には戻れないかもしれませんが、そういった形をしながら何とかここに定住できないか。

ここで今必要なのは、介護とか看護とかという、そういう人を呼ぶこともできるんじゃないかなと。それから、南郷トマトの例を先ほど農林課長言いましたね。新規就農には150万、国のほうから、しかもそれが何年か続くと。そういうふうなのがあるわけですから、それはトマトばかりじゃなくてもいいわけですからね。アスパラもあるし、米もあるし、リンゴもあるし、そういった形でそのやり方をせっかくこの南会津町のいいやり方をほかにも広げてはどうかということが第1の質問の趣旨でございます。

2番目、顧問弁護士で難題の解決をと。

南会津町が抱えている幾つかの難題に対処するために顧問弁護士を活用して難題の解消を図るべきである。

2番目は、できれば安く済むように、南会津郡の広域で顧問弁護士をやってはどうかと、こういうふうに。

これはなぜか。もう昔から荒海中学校の敷地の問題、どうなってるんだよと。これは言うのは簡単だけれども、解決まではなかなか大変かなと。それから、何人かの議員も言ったように、使用料も含めて4億6,000万滞納未収があると、こういうことですから、これは私は中身はよくわからないんです。でも、うわさが聞こえてくるのは、例えば館岩の何とかのホテルがずっと未納額があるんだなんていううわさを聞いてくると、これもやっぱり暗礁に乗り上げているのかなと。あるいはつい最近ではびわのかげのあの景観の問題も、直接は町には関係ないですよ。だけれども、あそこの集落の地区で土地を町に提供していくから、何とかあれを解決してくれというような話が私のところへございまして、それを考えてみると、ああ、これはもう専門家を頼まないとだめだなと。そうすると、顧問弁護士を雇って、問題を先延ばしするのでなくて、できるだけ解決する方向で努力するべきではないかと、こんなふうに思います。

3番目、町道横町折橋間の立体化を目指せと。平成21年の6月にも1回質問しています。今回南会津町が所有している土地に特別養護老人ホームの建設計画が出てまいりました。この土地の付近にある横町から折橋に行く北下原5号線という、この踏切は大変狭くて危険です。この特別養護老人ホームができれば、なおさらあそこを通るとということが考えられますので、現踏切より若松方面というんですかね、田部原方面に行ったところの立体化をしてはどうかということでございます。これも21年の6月に質問しました。再質問ですが、これを何らかの形で危険なところをわかっているわけですから、解消してほしいと、こういうことでございます。

4番目、水道事業の経営改善についてということで、水道事業会計の報告は複式簿記の報告書になっていると。これは皆さんも今回決算ですから、見ますと、何だと。ここだけはちよっ

と変な書き方だなど、こうと思いますが、あれは一般の企業では当たり前ですね。複式簿記でいって貸借対照表と損益計算書はああいう形で載せなさいと、こういうことで。

これは何ですか。あそこは電気料と同じようなやり方なんですね。もうかかった経費、それを今度は町民から水道料でいただいて、それで収支を図っていくと、こういうことなんです、私は常にここだけは経営改善に取り組むべきだと。なぜか。これはコストが削減する、それは今度は水道料金が安く済むということなんですね。今の電気料と同じなわけですから、できるだけそのためにはどうすべきか。そうすると、やっぱり民間の手法でやっていかないとだめだと。

そこで、次の点を伺いたいということで、水道事業の経営改善のための検討委員会、これを設置されてはどうか。これは会津若松市が平成20年にやはりこういう検討委員会を設置しました。そのときは管の老朽化、老朽化しますといずれもう1回再構築、新しいものに切りかえなくちゃならない。それとあと耐震化と、それから技術者の継承と、こういったことで委員会を立ち上げて、その中でいろいろと検討した結果、ある程度民間に委託したほうがいいぞというふうなことになるまして、平成22年でしたかね、浄水施設をテレビコマーシャルでやっている明電舎というところに委託していると。総配水が会津若松市の水道サービス、料金関係はジェネッツというところに民間委託した。1億3,000万ほどかな、資料に載っているのを見ると、そのくらいのコスト削減なのかなと、こういうことで、実際問題としてそういうのを実施して4年間を委託したと、こういうことがございましたので、我が町もちょうど合併したときに、合併した町村によって水道料が大分違うということで、やっとそろえて軌道に乗ったのかなと。ですから、この機でやはり今度は検討委員会を設けてやるべきかなと、こんなふうに思っています。

それから、2番目は全国の自治体の水道局や課では水を販売していると。南会津町でも水を販売するよう検討すべきだと思うと、こういうことで、この辺でも檜枝岐村でも水を販売しますし、昭和村でも販売していると、こういうことで、結構全国的に見るとかなりいろんなところで水を販売しているんですね。水を買って飲むなんていうのは余りなかったですが、結構今は水を買って飲むという人が多いと。うまい酒があるところにはうまい水があると、こういうことなので、ぜひとも検討されてはどうかと、こういうことでございます。

以上で壇上からの質問を終わりますが、再質問席で再質問したいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、移住者対策に本腰をについての1点目ではありますが、若者定住促進住宅で若者を呼び込むべきとおただしではありますが、住宅施策は定住を促進する上でも重要な役割を持つ施策の1つであると、そのように理解しておりますが、住宅施策に加えて雇用対策、子育て支援の充実、さらには保健・福祉・医療サービスの充実など、定住対策、あるいは少子化対策、人口減に対するその対策というものはさまざまな施策の中で複合的に取り組む必要があると、そのように考えておるところであります。

また、現在、本町におきましては、大変狭く老朽化した町営住宅が多く存在してまして、その建てかえも急務であることから、今後、建てかえ計画を策定する中で、議員おただしの若者定住の促進も考慮しながら、U・Iターン者、そしてシニア世代も含め、それぞれの多様なニーズに応じた住宅施策について検討してまいりたいと考えております。

長野県の下條村の例を挙げて説明もいただきましたが、その地域によってそれぞれの課題があるかと思えます。そういう中で、地域の条件等もしっかり精査した中で、この地域はどのようなことをやったら適切なのかなというようなことを考えていかなければならないと思えますし、我がこの南会津町、それからこの南会津郡内といいますか、そのいろいろなことを考えれば、やはり1つのことも確かに大事なこともあるかと思えますが、実際的には総体的な対応が必要ではないかなというようなことで、今種々対応させていただいているところでありますが、そのようなことも含めてどのようなことをしたら根本的な解決ができるかということを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、南郷トマト栽培移住者のやり方を他に波及させよ。生きるすべの取得と半自給自足を目指してはどうかとおただしではありますが、現在、町では町の重点振興作物を新規に栽培する農業者に対しまして、独自の支援制度を設けております。中でも南郷トマトにつきましては、JA会津みなみや南郷トマト生産組合を中心とした新規栽培者の受け入れ態勢が整っていることから、平成18年度から平成23年度まで7名の方が町の制度を活用して新規就農しております。

なお、南郷トマトにつきましては、全生産者119名のうち約40名の方が40歳未満と若い世代の栽培者がふえております。産地の活性化や生産組合の強化が図られていることから、町といたしましても、南郷トマトだけでなくアスパラガスや花卉、ノリンドウ等の他の重点振興作物等につきましても、関係機関や農業生産法人、農業団体等とも連携しながら、新規就農者の受け入れ態勢を構築するとともに、新たな支援策等についても検討してまいりたいと考えております。



また、本年度は都市住民が気軽に農業体験等を行うことができるワーキングホリデー事業に手を挙げ、町内の花卉農家へ2名、水稻農家へ1名の合計3名を2泊3日で受け入れたところであり、今後はこのような体験受け入れ等を積極的に行い、農業の楽しさを体験していただきながら、地元住民との交流機会等についても創出するなど、定住促進につながるような施策についても検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、顧問弁護士に関する1点目ですが、顧問弁護士を活用し、難題を解決するべきとおたがひですが、町が抱える課題も多様化しており、職員の研修等ではなかなか対応が追いつかない事例も見受けられるようになりました。特に、行政の難題や税金や使用料の滞納対策については、滞納理由が複雑・多様化しているため、顧問弁護士の指導により法的な措置を講ずることで一定の成果が期待できると思いますので、具体的な依頼内容、契約内容等について精査して、来年度からの活用に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ですが、南会津郡の広域で顧問弁護士を依頼してはどうかとおたがひですが、まずは先行事例として南会津町が実施して、費用対効果等を検討する中で、広域で依頼したほうがいいのか、町単独のものなのか、そのメリットが多ければ郡内各町村に提案をしてみんなで考えていくのも1つの方法かと思っておりますので、それも含めて今後検討してまいりたいと思います。

次に、町道横町折橋間の立体化について、現在の踏切より北へ横断立体化橋で対応すべきではないかとおたがひですが、これは議員から以前にもおたがひをいただきましたが、国道289号バイパス道路と会津縦貫南道路の建設に伴い、下郷区間が国直轄権限代行で今度実行されるわけですが、その次はこの我が南会津町の地域になります。そういう中で、町道北下原5号線等は、その連絡道路として大変重要であると認識しております。しかしながら、会津縦貫南道路のルートやアクセス道路等の位置がまだ決定されていないことから、その動向を見ながら立体化につきましては検討してまいりたいと考えております。

なお、平成21年第2回定例会で答弁いたしましたとおり、会津鉄道と県道との距離が短いことから、現在のままでは立体化は困難と判断されますので、連絡道との関連もあり、代替案も視野に入れながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、水道事業の経営改善に関する1点目ですが、水道事業の経営改善のため検討委員会を設置してはどうかとおたがひですが、水道事業は地方公営企業法の規定に基づき、独立採算を基本として事業経営を行っております。その経費等は水道使用料によって賄っ

ているところであります。本町においては、これらの水道使用者の負担軽減を目的として、これまでも水道施設の巡回点検業務の業者委託等、経費の削減と効率化を図ってきたところであります。

おただしにありました検討委員会の設置につきましては、水道事業の業務内容は各施設の点検、管理、運営及び料金徴収事務等の多種にわたっていることから、必要に応じて町内の関係部署との検討を行い、その後、町条例にある水道事業運営審議会へ諮問してまいりたいと考えております。民間に対する委託に関しましては、その水道の規模等、あるいは設備の整備状況等、いろいろ地域の状況もありますから、そういうことも可能なかどうか、今後運営も含めまして検討する必要があるとは思っていますが、今現在のところ、すぐにこれを実行できるかどうかということは検討してみないとわからないということで考えておりますので、この検討も含めながら運営審議会の中でも、あるいは各関係の部署の中でも、そういうことは検討する必要があるのかなど、そういう認識ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目でありますが、本町でも水を販売するよう検討すべきではとのおただしであります。水道事業及び簡易水道事業の経営健全化を図っている中で、新たな事業への投資は非常に困難であると考えております。水ビジネスとして採算や収益が確保されれば、具体化も可能と考えますが、他自治体の事例でも実績は厳しい状況のように聞き及んでおります。現状としましては、水道水の販売は考えてございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

私の南会津町は水源のまちとして、水に対するきちんとした環境を守って、そして水への意識をみんなで深めてしっかりと対応していく必要があると思いますし、いろいろな水を先ほどもお酒の話もありました。そういうことで、この南会津の水をPRする、それは大切なことであると思いますから、ぜひ水を守りながら下流にもきれいな水を流すという責任をしっかりと果たす義務もありますし、そういう意味で水源のまちをPRして水の活用を図っていきたく思いますので、よろしくご理解願います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 それでは再質問したいと、こんなふうに思います。

総合的に、あるいは複合的にいろいろ対応して検討していきたいというような話ですけれども、町長自身はこの人口減少しているということに対してどういうふうに認識されて、あるいは今度それを今後人口の増加というか、減少をとめるという意味ではどのようなことをお

考えになっているか、お考えを示していただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

南会津町の人口減少は大変激しいものでありますし、この南会津町でなくても、極端に言えば会津全体かな。福島県も自然減になりましたし、もっと大きく言えば日本の国そのものが自然減の状況に入っています。そういう中でも、人口のふえている地域もあるわけですから、その原因はそれぞれあろうかと思えます。

そういう中で、南会津町の場合は、合併以前からもそうですが、やはり自然減、亡くなられる人のほうが生まれる人よりも多いということが1つにありますし、それから、転出・転入ということもありますが、転出される方のほうが多いと。それは、その原因は仕事がないからとかいろいろな、あるいは家族の状態の中で転出をやむなくされるものもあるでしょう。いろいろな複合的な中でこのような減少が起きていると。ただ、特に、確かに出生者が少ないということで、自然減のほうに一番大きなウエートがあるのかなと思えますし、それから職場がないというような状況の中で、中学校までは子供たちがここで生活しますけれども、高校生になって他の地域に出ていく、あるいは高校生までこの地域に居住されていても、就職となると大学や専門学校、そしてほかの地域に就職されると、そのようなことが複合的に起こって減少していると、そのように認識しております。

ですから、いろいろな子育て支援や高齢者への、例えば今町は介護施設、特養施設を計画しておりますが、そういう今の現状の中で雇用を拡大できる職場を確保できるような、そういうものも盛り合わせながらその対策に当たっていかねばならないのかな。単純な直接的な支援だけではなかなかこの歯どめはかからないと、このような認識をしておりますから、そのところどころでの一気に100人、200人という単位にはならないかもしれませんが、それなりのそれぞれの状況の中でのきめ細かな対応が必要になっているのが今の南会津町内の現状かな、南会津郡内の現状かなと、そのような認識でおります。

ですから、そのようなことで、町としては先ほどの新規就農者といいますか、U・Iターンに対してもそうですし、頑張る企業で少しでもその企業に雇用してもらえるような、そして今現在、ここで頑張ってもらっている企業、この人たちに雇用を守ってもらう。そして1人でも多くの人を雇用してもらおうような施策を通しながら、人口を何とか少しでも確保できる、ふやすような対策をしていきたい。

それから、もう一つは若者の結婚の問題であります、これもなかなかお互いがある話なの

で難しいんですが、これもぜひやっぱり結婚してもらおうような考え方といいますか、あるいはまた環境整備も当然していかなければならないと思います。そういう中で、議員がおっしゃられるような若者が住めるような住宅の環境整備も、これは1つの施策として必要だと思います。ですから、そういうことをすべて含めながら対応する必要があるがこの当町にはあるのかなと、そのような認識でおります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 この南会津町の人としゃべると、いや、この町はだめだと。ところが、昭和村へ行くと、いや田島から来たのか、田島いいなど。何でだと聞くと、いや若者が勤める職場もいっぱいあるじゃないか、商店街もあるじゃないか、昭和村はひどいもんだと、昭和村の人がそう言う。若松へ行くと若松の人もやっぱり全然だめだと。

だから、私はこれはやっぱり見方と言えればそれまでだかもしれませんが、私はこの町、もっと自信を持ってもいいと思う。ですから、一番大切なことは、この下條村の例を挙げたのは、何も同じくしろというわけではないけれども、さっきも言ったように、とりあえずこの村長さんもおっかなびっくりやっただと。それは箱物を建ててだれも来なかったら文句言われますからね。とりあえずやってみると。そして、それが今度1つ成功したらどんどんやっていったと。そういう考え方が私は必要だろうと、こんなふうに思います。

下條さんやったからそっくりやれでなくて、これは自主財源でやったというわけですから、だから自主財源でできなければ、民間にも不動産屋さんもありますから、そういうマンションに近いようなものがこの町にもありますから、例えば田部原にもありますし、この近くにも幾つかありますから、そういうところとタイアップしても、建てるものは民間に任せても、よそから若者を呼び込んで住宅の家賃の補助くらいは、私はやる気ならできるんじゃないかなと。そういう意味で、ぜひとも民間で建ててもらって家賃補助ということも1つ検討なされてはどうかと、こういうふうに思いますが、そういう考え方に対してはどう思いますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

先ほども申し上げましたが、下條村の状況、私はよくわかりません。いずれにしましても、この地域に職場がどんどんふえたり、そういうことをするのであれば、若者を呼んでそこで雇用の場を確保しながら、どうぞこの隣の町に職場はあるけれども、この町に住んでくださいというような対策はできるかと思いますが、今の現状だと、果たしてそれをやってどうかと、そういうような今は気持ちでいます。ですから、当然じゃ何もやらないのかではなくて、そう

いうことはいろんなことでやっぱりやるしかないのかなと先ほども申し上げましたように、いろんな複合的な中でこの少子化対策はしていく必要があるだろうと思っております。

周囲で人口がふえれば、やはりそのようなことも考えられますが、人口がそもそも自然減の中で、周りも減の中で、南会津町ばかりに人が集まるとは私は常識的にちょっと考えにくいと思います。ですから、その1つの考え方として例を挙げられたということで、その辺も参考にしながら、これは例えばの話と思って、いろいろ検討していく必要があるだろうということは、考え方は同じだと思いますので、これも含めてどのようなことになるのか、したらいいのかということ、やっぱりこの町の現状をしっかりと把握した中で、ある程度把握はしているつもりなんです、そのようなことで対応を図っていく必要があるだろうと思っております。

ですから、そういう中で直接的な支援といいますか、補助とか、あるいは例えば施設が必要であれば、そのようなことも必要だと思います。ですから、先ほども答弁申し上げましたが、この住宅に関しましては、町営住宅が大変古くなっておりますし、そういう中で、そういう人たちもきちんと受け入れられるような住宅の建設を、改築を目指していきたい、やりたい、そう思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 町長が言う町営住宅の建てかえと、町営住宅というのは、これは制限あるでしょう。低所得者優先という。だから、恐らくここも自主財源でやったというのはそういうことだろうと思うんですね。だから、余り国の規制だとか何かとやると、なかなか思うようにいかない。ですから、ぜひとも町営住宅という考え方でなくて、本当に若い夫婦を呼び込もうということで、ぜひ検討していただきたいなど、こんなふうに思います。

そして、南郷トマト、先ほど農林課長が言ったように、1つのいい例がこの町にはあるわけです。だから、自信を持って、先ほどのワーキングホリデーというんですか、花卉農家とか水稲農家に体験やったと。そういうのもひとつうまくリンクして、ばらばらでなくてつながるような形で、ぜひとも南郷トマト以外のものにも対応できるように。しかもこれは農業ばかりではないと思うんですよね。いろんなものに対応できると思います。そして、もう既に来て成功なさっている方に、今度は逆にアドバイザーになってもらって、そして次から次に、いや、私も不安だったけれども、実際この町から年間150万いただいて、3年目で700万も稼ぎましたよと。だから、あなたも来てくださいというような、来た人にアドバイザーになってもらって次から次へと呼び込むような仕組み、そういったものをひとつ検討されてはどうかというふうに思いますが、それに対してどうお考えかお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

議員おただしのおり、南郷トマトについては、先ほど9番議員にも答弁したとおり、19名の新規就農者がいます。その中で、Iターンの方が6名います。Uターンが1名。Iターンの方が6名ということで、この方も結婚されて夫婦、または子供さんが生まれたというようなことで人口増につながるかなと思います。

この中で、今こういったアドバイザーになってはどうかということではありますが、9月に家族経営協定締結式がありまして、そのときに3組が新たに締結をしたんです、家族協定。その中で、1名の方がもう既に自分の後輩が南郷トマトやりたいんだと、そういうような方がもう既にいますので、そういった南郷トマトを一生懸命やっている方が、自分の知り合いまたは後輩に自分の成功例を伝えて、ますます南会津町のほうに新規就農していただけるような対策、または町としても支援していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そういうことで、やはりこの町の人口の減少をとめる、あるいはふやすという戦略をひとつ当局のほうで考えて、それは長くかかるかもしれませんが、何でも戦略を立てないといけないと思うので、ぜひ戦略を立てていただきたいなど、こんなふうに思って1番のほうは質問を終わりたいと思います。

それから2番目、何かこの2番目は来年からでも活用したいように聞こえるわけですが、そういうふうに受け取っていかどうか、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

実際、先ほど答弁申し上げましたように、いろいろな課題があります。町としても一区切りはつけたいと、そのような覚悟はございます。そういう中で、職員だけではなかなか判断できない部分、あるいは法的に本当に検討が必要な部分、対応が必要な部分はあると、それが現実でありますから、それを実施したいと、そういう気持ちで今おります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 わかりました。私の調べでは、町村では58.3%の町村が顧問弁護士を雇っているというような調査結果がございまして、約6割ですね。ぜひできれば債権、債務に強い弁護士をお願いしたいというのが、これは私の希望です。余り余計なことを言うと、やめたなんて言われるとしようがないですから、ぜひ滞納の解消のほうも少し進むのかなと、

こんなふうに思いますので、これはあくまでも希望でございますので、2番はじゃ来年から活用するというようなことで、そういう理解で2番目は了承したいと思います。

3番目、これはやっぱり今言ったみたいに非常に危ないと。だけれども、距離が短いので立体化は無理だと。しかしながら、南縦貫道路、これはまだ発表されていないと思うんですけども、その際の南縦貫道路が今の話を聞くと、田部原から水無のほうにかけてずっとあって、そして東から西のほうの横断、高俣線と国道121号との横断、そういったときに、そういう話があったときに立体化するなり、広げるなりというふうに理解していいのかな。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えをいたします。

町長答弁がありましたように、289号線バイパス、これの完了と会津縦貫南道路の第5工区の路線発表、こういった部分を見きわめた上でという答弁をさせていただきましたが、会津縦貫南道路につきましては、第5工区ということで、田島側につきましては水無近辺までという形に現在なっております。ですから、その水無の近辺に位置的に5工区の終点ということでインターができるという運びになると思いますが、そのインターの位置と今回の289号の連絡道といいますか、これは非常に大切な路線になってくると思いますので、そういった位置的なものも考慮した上で会津線との立体交差等については検討していきたいという中身でございますし、代替という話もございましたが、会津鉄道との立体になりますと、かなりの高さの用意が必要になってまいります。それを議員がおただしの逆のほうに、田島側に来れば、平面交差も可能かなというふうに思われますので、まだ調査したわけではございませんが、そういったものも調査をしながら検討してまいりたいということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 わかりました。まだ正式にはなってないんでしょうけれども、何となくそういうふうな考えがあるということだけでもわかりました。ぜひこの前の21年の6月にも町の答えは、危険は認識しているんだと、そして、県や会津鉄道と協議すると、こういうようなことを言っておりますので、ですから、危険なところだというふうに認識しているわけですから、そういった話が来たら、ぜひともここの危険区域を解消するような方向でお願いしたいなど、こんなふうに思います。

それでは、そういうことで、最後の4点目、水道関係でございますが、今ほど見ますと、水道運営審議会、実際これはどういうことを審議しているんですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

南会津町水道事業運営審議会、こちらは条例に基づいておる審議会となっております。内容的には、町の水道事業の運営について必要な事項を審議するためという目的を持って設置されている審議会となっております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 いやいや違う。そういう一遍でなくて、実際はどういうことを、実質はどういうのを審議されているんですか。しかもどのくらいの審議回数、年にどのくらい開くとか、こういうことをやっているかというのを具体的をお願いします。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

開催経過といたしましては、全体の水道料金改定、まず1つ大きなものがございました。その際に年間数回開催しまして、町のほうに料金の改定という方針をいただいております。本年度につきましては、まだ開催はしておりません。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ですから、料金をどうするかと、そういうことでしょうか。私は先ほども言ったように、この水道事業関係というのは非常に重要視してまして、特に私が見ると借り入れの利率が非常に高いような感じするの。課長、手元にあるかどうかわからないですけども、4%以上のやつが結構ある。そういうのを前に町のほうの借金が繰上償還どんどんやっで大分経営改善したように、そういうふうにならないのかなと思ってるんですけども、それに対しては大丈夫ですか、答えられる。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

今ほど借り入れ関係の利率が高いというご指摘いただきましたけれども、水道事業につきましては、ほぼ水道事業債及び過疎債、こちらで実施しております。当然これは償還分の補てんの関係でも非常に率がいいですし、利率も低いものとなっております。この間、合併しましてから6年経過しておりますけれども、その間でもなるべく有利な債権へということで借りかえも実施しておりますので、今現在4%を超えるたしか借り入れというのはないと理解しておりました。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。



○12番 湯田秀春議員 いや、何か私が言うと、それうそみたいに聞こえるんですけども、企業債明細書という形で皆さんに南会津町水道事業決算報告書という中で14ページにずっと書いてあるんですけども、この利率は違うのかな。4.85から4.4ずっと並んでいて、一番安いのでは0.9なんてあるんですけども、これは違うのかな。これが間違っていれば私が謝るほかないんですが、私はそれを見て企業債が10億9,000万、利息が3,000万、給水費が3,700万かかっているんですね。だから、給水でかかる費用と利息が同じくらいかかっているから、今そういうふうなことを言ったわけで、私はいろんな意味でやっと料金が西部のほうと合併して、西部と東部のほうの料金がこの審議会で答申されたような形になって、やっと統一が図られた。

こういうときこそ、今度は民間の委託、これは若松でやっているわけですから、若松ばかりじゃないですよ。今どこでも水道関係でそういう第三者委託とか、包括委託とかといういろんな形で検討されているわけですから、そういうふうな形で一歩でも二歩でも経営の改善を目指すべきだ。そして、できるだけ料金は安くと。

何でこういうふうになっているかということ、合併したばかりのとき、議会報告会で南郷に行ったんですよ。恐らく町長もそのときいたと思うんですけども、南郷のほうからかなりこの水道料金に対して反発がございました。そのとき行った議員はみんなそう思ったと思うんですね。私もそのときに、えっ水道料で東部と西部でこんなに違うのかと思って、そのときからああそうかと。やっぱり経営改善する余地はあるのかなと、こんなふうに思っていますので、ぜひとも今の審議会は料金でいいかもしれないけれども、やっぱり経営改善のための検討委員会が必要だと思います。もう一度お願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今の町の水道事業であります、今滝原の着色問題、それから次には長野地区の水の不足の問題等あります。南郷地区安かったということですが、西部地区は全体的に安かったんですが、西部地区も今木伏地区が含有物の問題で水道水、ちょっと課題がありましたものですから、新しく水根沢地区に水源を求めまして改善をしました。一つ一つまだ改良しなければならないところもありまして、まだまだ投資といいますか、設備をしていかなければならないものもあります。もう一つにはアスベスト管もございます。

ですから、そういうことがある程度安定的に通常運営になったときには経費も削減できるかと思いますが、そのようなことがまだちょっと続く中で、経費の削減といいますか、全体的な総体的な運営を考えますと、ちょっと難しい面もあるのかなと思いますが、いずれにしまして

も、この件に関しましては、皆さんに安全な水を、そして安心して飲んでいただくような対策を町として当然とらなければならないと思っております。そうした中で、少しでも財政の負担も少なくしたい。それもしなければならないと思いますから、経営改善は常にやっていきたいと思っております。

検討委員会を設ける、設けないはともかくも、いずれにしても、庁内の検討部署もしますし、そういう中で水道料金に関しましては現在のとおり、その運営委員会の中で検討していくと。そして、そういう中で今後の見通しを定めた中で、検討委員会が必要であれば、そのようなこともいいのかなと思います。ですから、経営改善、経費の削減、これはどの事業においても重要であると考えておりますので、今後努力していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうですね。ぜひとも水道のいわゆる経営改善のための検討委員会、ぜひ進めていっていただきたいなど、こんなふうに思います。水のほうは今度のまた次回に別な形で質問して終わりたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 失礼いたしました。先ほどの答弁について訂正させていただきたいと思っております。

今現在、上水道会計では、起債につきましては水道債のみでございます。過疎債のほうはございません。

それと、借りかえの関係ですけれども、平成19年度から21年度まで、その間におきまして5%を超える率のものについて、許可を受けながら借りかえを実施しております。今現在残っております債務につきましても、平成5年から平成10年以前の当時の利率の高かった分ということで、こちらにつきましても、順次利率の低いほうに今後進めていく予定ではおります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 要は繰上償還できるのかな。そこだけお聞きしたい。あと終わります。それ答えてもらって終わり。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今ほど担当課長からありましたが、その借りかえについては、ちょっと原資がないというこ

とで、できないということでございます。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○室井 裕館岩総合支所長 答えします。

制度的にはできます。ただし、繰上償還するためのお金がない、それだけの財政的な余裕が今現在上水道会計は持ってないと、こういうことをご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 以上で12番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明28日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時46分

平成24年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成24年9月28日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第 5号 専決処分の報告について  
専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 2 議案第69号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例
- 日程第 3 議案第70号 南会津町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例
- 日程第 4 議案第71号 南会津町地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第72号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 6号 平成23年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第 7 議案第73号 平成23年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第74号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第75号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第76号 平成23年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第77号 平成23年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第78号 平成23年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第79号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第80号 平成23年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第81号 平成24年度南会津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第82号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2

- 号)
- 日程第17 議案第83号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第84号 平成24年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第85号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第86号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第87号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第88号 平成24年度南会津町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議員提出議案第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第24 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議
- 日程第25 平成24年請願第5号 長野地区水道水源の改善を求める請願書  
(産業建設委員会)
- 日程第26 平成24年陳情第2号 道路改良及び側溝修繕に係る陳情書  
(産業建設委員会)
- 日程第27 議員派遣の件について
- 日程第28 閉会中の継続調査について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員(18名)

1番	大 桃 英 樹	議員	2番	長谷川 耕 一	議員
3番	湯 田 良 一	議員	4番	室 井 嘉 吉	議員
5番	室 井 実	議員	6番	湯 田 哲	議員
7番	渡 部 優	議員	8番	楠 正 次	議員

9番	高野精一	議員	10番	山内政	議員
11番	渡部忠雄	議員	12番	湯田秀春	議員
13番	星登志一	議員	14番	阿久津梅夫	議員
15番	五十嵐司	議員	16番	大竹幸一	議員
17番	菅家幸弘	議員	18番	芳賀沼順一	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	舘岩総合支所長	齊藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

酒井直伸	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、暑くなるようでしたら上衣の脱衣を許可します。また、途中でいいですので、許可いたします。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 ここで、南会津地方広域市町村圏組合新消防体制実施計画策定にかかわる南会津地方新消防体制実施計画議員検討委員会に参画する議員の推薦について報告しておきます。

南会津地方新消防体制実施計画議員検討委員会に参画する議員を南会津地方広域市町村圏組合議会議員の中から山内政君、湯田秀春君の2名を推薦しましたので、報告をしておきます。



◎発言の申し出

○芳賀沼順一議長 ここで、総務課長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 おはようございます。

既に配付してございます平成23年度財産に関する調書及び平成23年度事務報告の一部に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただいて、職員からの正誤表の配付並びにラベルによつての訂正をさせていただきたいと思ひます。

それでは、訂正内容をご説明いたします。

初めに、財産に関する調書ですが、訂正箇所が6カ所ございまして、すべて7ページの出資による権利の表でございます。

まず、区分の7行目、福島県農業信用基金協会出資金の欄でございますが、本出資金におい

て町村合併時に旧伊南村分で1口、旧南郷村分で2口の計3口、3万円の漏れのあったことがこのたび発見され、本来であれば、決算年度中増減で調整すべきところを前年度末現在高に含めてしまったことから、前年度末現在高及び決算年度中増減高をそれぞれ訂正をさせていただくとともに、備考欄に「誤謬訂正」の文言を追加するものであります。

次に、区分の合計の前の行、一般財団法人南会津町総合支援センター出損金の次に、(財)福島県工業技術振興財団出損金の行を追加するものであります。

福島県工業技術振興財団は、平成12年9月30日に解散をいたしまして、その業務を財団法人福島県産業振興センターに引き継いだところですが、その際の出損金についてはすべて当センターに寄附をしたところでありました。しかしながら、旧伊南村分の29万5,000円の出損金が台帳上処理がなされていなかったことから、今回の平成23年度財産に関する調書において処理するものであります。

最後に、合計の欄の前年度末現在高及び決算年度中増減高をさきに説明いたしました訂正内容により、それぞれの金額の訂正をさせていただきたいと思っております。

続きまして、事務報告でございますが、こちらは、訂正箇所が6カ所ございまして、まず、72ページでございます。72ページの(3)特別保育事業等の実施状況の表の事業名の4行目、病児病後児保育事業の欄におきまして、「時」の表記ですが、正しくは「児」ですので、訂正をさせていただきたいと思っております。

次に、154ページでございます。(3)町営住宅等使用料過去5年間の収納率の推移の表の過年度の欄でございますが、不納欠損及び調定変更の欄を、調定変更額と不納欠損の2つの欄に分けるとともに、それぞれ数値等の誤りを訂正するものであります。

なお、それに伴い、合計の欄についても訂正するものでありまして、ラベルによって訂正をさせていただきたいと思っております。

次に、235ページ、南郷総合支所振興課(環境水道係)に係る分でございますが、1の(2)水道料金の表の第2種基本料金の欄が「1,900円」の表記でございますが、正しくは「1,600円」でございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

次に、242ページでございます。9.(1)要保護・準要保護児童生徒就学援助費の表の標題括弧書きが「学用品費・新入学学用品費・修学旅行費・給食費の助成」と表記されておりますが、昨日の16番議員の「就学援助金は10項目あるが、事務報告では4項目しか記載されていないがなぜか」という一般質問に対し、「事務報告には主な支給品目の4項目を掲載」と答弁いたしましたが、議員の誤解を招いたことから、「通学用品費」と「体育実技用具費」を追



加、訂正させていただくものであります。また同じく（２）被災児童生徒等就学援助費の表の  
標題括弧書きにも、文言等の誤りがあり、「給食費」を「学校給食費」に訂正し、さらに「体  
育実技用具費」、「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」、「校外活動費（宿泊を伴うも  
の）」、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」を追加、訂正させていただくもの  
であります。

最後に、同じ242ページの10.（１）就学奨励費の表の標題括弧書きにも文言等の誤りがあ  
りまして、「学用品費」を「学用品等購入費」に、「新入学学用品費」を「新入学児童・生徒  
学用品費等」に、「給食費」を「学校給食費」にそれぞれ訂正するとともに、「医療費」と  
「通学費」を削除し、「校外活動等参加費」を追加、訂正させていただきたいと思ひます。

以上、訂正内容をご説明申し上げましたので、よろしくお願ひをしたいと思います。

これから議長の許可をいただき、正誤表の配付、それから、ラベルでの訂正等を行わせて  
いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 ただいまの説明のとおり、財産に関する調書並びに事務報告の一部訂正に  
ついてご了承願ひます。

ここで、職員の入場を許可します。

〔正誤表の配付、訂正〕

---

◇

### ◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑  
応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって質問の回数  
が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によってその発言時間は答弁を含めお  
おむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡潔明瞭に願ひます。

---

◇

### ◎報告第5号の質疑

○芳賀沼順一議長 日程第1、報告第5号 専決処分の報告について、専決第18号 損害賠償の額の決定に並びに和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第69号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第2、議案第69号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第3、議案第70号 南会津町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第71号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第71号 南会津町地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第72号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第72号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎報告第6号のについて

○芳賀沼順一議長 日程第6、報告第6号 平成23年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります平成23年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計にかかわる決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第6号は、次の日程第7以下、各会計歳入歳出決算の認定についての議案審議とあわせて質疑することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は、日程第7から日程第14までの各会計歳入歳出決算の認定についての議案審議とあわせて質疑することにいたしたいと思います。

---

◇

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第73号 平成23年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 4点ほど質問いたしますが、まず、1つ目は、町税等の未納額につきまして、一覧表が配られましたが、その件について1つ、2つ目は、事務報告の1ページ目に、条例とか規則などの制定、改廃並びに告示、公告に関する事項というのがありますが、それについて2点目、3点目は、事務報告の173ページになりますが、合併浄化槽の補助金のことについて、4点目は、決算概要の52ページにあります69番の地域経済活性化対策奨励事業という4点について伺います。

まず最初に、町税等の未納についてであります、町税、使用料につきまして、未納が4億

6,354万円となっております、前年対比で3,006万円ほどふえたかなということで、大変ふえておりますけれども、ただ、昨年の前年対比を見ますと、昨年は4,532万円でありまして、それから比べると1,500万円も少ないというようなことでありまして、大変そういう点ではよかったなというふうに思っております。

そこで、町では対策委員会というのもつくっているかと思うんですが、どのような工夫といえますか、努力をとったのかその辺を伺います。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

23年度の税、使用料等の滞納額が前年比に比べて大変圧縮できたということでございますが、それで、どんな対策をとったかということでございますが、結論から申し上げますと、町が非常に危機感を持って取り組んできたということでございます。そして、職員の滞納者に対する情報の把握力、それから、徴収技術のレベルアップが図られたと。そして、何よりも職員が一生懸命取り組んできた結果だととらえております。

具体的には、今申されたように、庁内で滞納整理委員会を活用しながら関係各課との情報を共有して、基本ではありますが、督促、催告、この催告には、通知であったり、あるいは電話催告、そして、訪問というのがありますが、それから、休日も含めた納税相談、そして、法的な措置も含めてこれらをしっかり取り組んでいるということでございます。

また、景気の動向につきましては、平成20年、21年くらいで景気の底打ち感も見られたということ、そして、国や制度改革等による納税者の収納状況が影響していることも一因であると思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 さらに、前年対比でふえた3,000万円のうち、大体固定資産税が1,000万円、国保税が1,100万円というふうに大きな割合を占めているわけですが、それを見ると、やはり想定されるのは倒産した会社とか、また、そういうところの社員、あるいはもう既に町にいない場合とか、それから、失業中かなというふうに思うんですけれども、そういう中で50万円以上の大口の未納者、そういうものは人数や金額でどのくらいあるのか伺います。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

税に関する状況でございますが、まず、滞納額というのは、刻々と変化しておりますので、これから申し上げる数値につきましては、法的措置分は除いてある数値ということと、それから、23年度の未納額のこし7月現在の数値ということでご理解いただきたいと思います。ですから、お配りしております未納額総括表の滞納額数値とは若干数値が異なるということをご理解いただきたいと思います。

50万円以上の大口未納者ということでございますが、滞納件数で申し上げますと887件、滞納額が約3億1,100万円、このうち50万円以上が153件で、全体の17%を占めております。この17%の滞納者が滞納額全体の75%を占めているという実態でございます。

特に、今おただしありましたように、企業倒産による大口の不良債権を抱えておりまして、固定資産税で申し上げますと、滞納額の固定資産税の約44%も占めている状況にあります。その他の企業の倒産もさまざまありますが、それらを含めると、固定資産税で約55%も占めている状況であります。

また、それらの滞納者が町外、主に県外の滞納者が32%も占めているという状況でございます。これらが不良債権の大きな要因となっております。これらのことが税に関して言えば滞納問題の大きな課題であるというふうに考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今の状況を伺いますと、なかなか倒産した場合とか、町にいない場合とか、失業中とかというふうな状況が金額で75%ということでしたので、大きいと思いますが、そうすると、なかなか一気に減らないなというふうに思っているわけですが、そういう中で、監査の報告を見ますと、去年も私のほうから言ったんですが、監査委員さんもちょうど来ていますので、監査報告の一般会計の中での2ページの(2)の町税等の未納額について、そこのところを見ると、今、担当課長からあったような説明よりも、むしろちょっと違うイメージでとらえるんです。

未納額についての3行目の終わりのほうで、「支払い能力の範囲内と認められながら、義務を果たさない納税者に対しては」というようなことが強調されているようで、そうでない人がいるよということは書いていないんですね。なかなか払えない人が多いということは書いてなくて、支払う力があるのに払わないという人が多いのではないかというふうに、この文章だと読めてしまうんです。

ですから、ここは去年も指摘をして、もっと全体がわかるように書いてほしいというふうに

言ったんですが、今回、去年よりはちょっといいと思うんですが、その辺、そういう観点からの指摘をしてほしいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 今、議員からのお話のとおり、昨年の決算審査でもそういうご指摘をいただきまして、今回の審査意見も、それに基づいてできるだけわかりやすくという表現で書いたつもりでございます。決してこういう方が多いというつもりではありませんでした。もしそういうふうにとるとすれば、今後もっと表現の仕方を変えていかななくてはならない、こんなふうには考えております。

ただ、支払い能力があるのではないかと、こういうふうに認められた方でやって、実際にできたのではないかと、こういうのは、決算の指摘の中で、例えば町営住宅の中でも大口先があります。こういった方たちについて、現状を十分把握してきちっと対応方針を出すべきではないか、そんな方でもし支払い能力があるようであれば、法的対応も当然早急にとっていただきたい、こういう意味でここに記載したつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 では、それはそのようにお願ひいたします。

次は、事務報告の1ページにある条例や規則などの制定、改廃に関するところですが、これは一般質問でも少しふれましたが、さらに細かく伺いますが、ここには条例、規則、規程ですとか、訓令とか、要綱とかの新規制定と改正とかということがありますが、例規集をずっと見ると、このほか基準とかというのもありますし、それから、合併のときの協定書なんていうのも入っているし、あと細則とか、いろいろな区分と申しますか、項目と申しますか、そういうのがあるんですね。ですから、それらが合計では幾らあるのかというふうに、そういう表にしたらどうかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

さまざまな例式があるというのはご指摘のとおりでございますが、すべて表記してはどうかというおたがしでございますが、中には短期間で効力を失うものとか、あるいは、時限が定められた要綱等というのもございますが、今後事務の内容等を精査しながら検討させていただきたいと思っておりますので、ご了承お願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。



○16番 大竹幸一議員 次は、この文章の中で訓令というのがあるんですが、ずっと例規集を読んでいくと、訓令というタイトルの文章はないんです。それで、ただ規程という文章の中で、ちょっと読んでいくと、1行目あたりに、「この訓令は」というので始まるものと、「この告示は」というので始まるものがあるんです。ですから、タイトルが規程というものが訓令というものになるのと、規程という区分に入っているものに分かれるのかということなんですが、その辺どういう違いがあるのでそういうふうに分けるんだということを伺いたいんですが。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

福島県でもこのように文書法規事務の手引というのがございます、この中でも今おただしのような例式、さまざま載っております、町におきましては、例式につきましては、南会津町公文例規程というのがございます、こちらに基づいて処理をしているところであります。訓令につきましては、権限の行使や職務遂行に関して所属の機関等に発する命令ということになってございます。それから、告示につきましては、法令の規定やその権限に基づいて決定した事項や処分した事実を広くお知らせするものということになってございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、規程と訓令の違いがわかりましたが、そうすると、タイトルが訓令というものはないということですね。ちょっとそこを確認しますが。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

タイトルがないということではございませんで、タイトルはそれぞれもっております。これは発する文書の内容によって、告示とか、訓令とか使い分けているというようなことでございまして、その名称については規程であったりとか、要綱であったりとか、あるいは利用料とか、そういう幾つかのものがありまして、それを内容によって使い分けているというのが実情でございまして。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、あとは、この例規集の中に入っていない例規というんですか、そういうものもあるのかどうか伺いたいんですが。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 例規集に載っていないものもあるかというおただしでございますが、例えば期間限定で処理されるようなもの、あるいは町の内部事務の中でセキュリティーに関する

ようなものについて掲載してございません。詳しく申し上げれば、現在年2回加除をやっているわけですが、その期間限定のものについては加除の時点で終了というふうなこともございますので、当然載せてございません。それから、セキュリティーに係る部分については、内部的な秘密保持という観点から載せていないというような事例もございます。

先ほど申し上げましたように、時限的に終了するものについては、経費の削減というふうな大きな目的がございますので、そういうたぐいのものについては掲載しないということでやっております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 わかりました。

次は、事務報告の173ページの合併処理浄化槽補助金について伺いますが、この表を見ますと、去年と違うなと思ったんですが、補助事業の内容というところの下の方に、撤去費というのがあります。これが上の欄で、くみ取り便槽及び単独槽の撤去ということで、1基当たり3万円、7件で21万円の補助があったというふうになってはいますが、要綱を見てみますと、撤去だけではなくて、撤去して合併浄化槽を設置した場合に補助金と、こういうふうに要綱になっているものですから、これを見ると、撤去だけに払ったのかなと思ってしまうのですが、その辺どうなっているか伺います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

合併浄化槽設置補助そのものが、合併浄化槽の設置のために補助するものですので、当然この表の中では設置費と撤去費ということで分類されておりますけれども、例えばこの表でいいます設置費、設置箇所が22カ所、設置のうちでこの補助が該当したのがそのうち数として10基あったと、そういう形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今の説明ではちょっとよくわからないんですが、私の質問に答えていないような感じがするんですが、だれが読んでも撤去費の上の欄に、くみ取り便槽及び単独槽の撤去と書いてありますよね。だから、撤去したことに対して補助金を払ったのかと、私聞いているんです。撤去をしてさらに合併浄化槽を設置しなければ補助金は払えないでしょうと聞いているんですが、何かそこが、22カ所のうちの10件だとかと言って、ちょっとポイントが合わないんですが。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長、わかりやすく説明してあげてください。

○長沼 豊環境水道課長 これはあくまでも新たに合併浄化槽を設置するという際に、そこに既に既存であったくみ取り便槽及び単独浄化槽、それを撤去する分に対して補助の加算という形で追加して補助をしたという形になっております。ですので、単なる家屋解体とか、取り壊しとか、そういうものの撤去費用というものはこの補助の該当にはなっておりません。

○芳賀沼順一議長 質問の内容は、撤去費7カ所と3カ所、7カ所のほうはくみ取り便槽及び単独槽の撤去だけ、下は単独層を撤去したところに合併浄化槽を設置したと。設置する人にしか補助しないのではないのかと。上は設置しない人にも補助したとすれば、数字が違うだろうということなんです。そこを課長は、22カ所と設置したんだから下の部分より多く設置していますよという説明なんだけれども、その部分がよくわからないようですので、そこをもう少し。

この7カ所と3カ所の違い。設置しなくても補助したのかということですよ。

○16番 大竹幸一議員 そうです。

○芳賀沼順一議長 お願いします。

環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 こちらの数字、7件、3件につきましては、いずれも合併浄化槽を設置した箇所の補助でございます。

○芳賀沼順一議長 だから、した箇所だけれども、この7と3の違いを。

○長沼 豊環境水道課長 説明します。

浄化槽の当然、今推進していますのは、くみ取り便所及び単独浄化槽、これを合併浄化槽にどんどんかえていこうということで今現在は補助をしております。その際に考えられますのが、まず、新築であったり、既存の家屋を全部取り壊して、一たん更地にして新たに建てかえる。こちらの場合につきましては、下段の撤去費は該当になりません。撤去費として該当になりますのは、一般的にはリフォームであったり、増改築、そういう際に、当然今まで人が住んでいたわけですので、単独浄化槽、もしくは便槽がございます。これを取り壊して新たに合併浄化槽を入れると。この際にはこの撤去費が補助になっております。

それで、ここで2段に二つに7件と3件と分けてありますけれども、便槽であっても、単独浄化槽であっても、合併浄化槽を入れるための撤去費用につきましては、ここで言うております3万円の上限の撤去費用、こちらが補助になります。

その中で、単独浄化槽の場合は補助になるんですけれども、右の表を見ていただきますと、国庫補助金、こちらは上の7件はゼロとなっております。これは単独浄化槽でなかった場合、単なる便槽であった場合は単独浄化槽からの移行ではありませんので、1万5,000円プラスと

ということにはなりません。それとあわせて、単独浄化槽から合併浄化槽にする場合に、同位置で入れかえるというのが普通多いんですけども、たまたま大きなリフォームなんかの場合は、場所が変わる場合がございます。浄化槽の場所そのものが変わってしまう。そういう場合にも国庫のほうの補助金につきましては対象にならないということがございまして、撤去費用につきましては、このように二つに分けた形で表示させていただいております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 意味はわかりましたが、要するに、上の7件のほうも、くみ取り便槽及び単独槽の撤去をしたところに合併槽を設置という言葉が入れば本当は一番いいわけでしょう。だから、それをそういうふうにかかないとわからないですから、今後はそういうふうにか書いてほしいと思います。

では、それで意味はわかったんですが、次は、決算概要の52ページの番号69番の地域経済活性化対策奨励事業なんですけど、この事業につきましては、議会中に説明があった分野別の事業評価ということで、廃止というふうに結論されておりますけれども、私が評価の方法を見た範囲では、廃止にはちょっとほど遠い評価かなというふうに思ってみたんですが、町としては、委員会の評価を尊重して来年度は廃止するのかどうか伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

確かに事務事業評価の中では廃止という形になってございます。当然庁内におけるヒアリング等々の中で廃止という結論、それから、委員さん方の評価ということで廃止と、両方結果的には一致したところがございますが、ただ、現在の制度の中で、利用状況、あるいは適用にある条件等々、いろいろ現在の制度の中では存続することが果たしていいのかどうかという中で廃止でございましたので、将来的には制度の見直し等を行いながら、1回リセットして、将来的にまた制度の中身を精査しながら内容的に復活するということもあり得るということで、全く今後将来的にわたってやらないということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、ちょっとこの場をお借りして、先ほど議員おただしの訓令の中で、訓令はあるのかという質問に対して、私はあるというふうにお答えしたんですが、今現在、南会津町に何々訓令というのはございませんでしたので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 時間が3分ということですが、この制度については今の答弁だと、

一たんは廃止するというようなことで、将来的にまた復活もということなんですが、そうすると、何年間か空白はあるのかなと思うんですが、ただ、この制度はたしかになかなか当てはまりにくい面もあるというふうに聞いていますが、ハウスメーカーから地元の業者を守るということをつくった制度ですので、やはり使い勝手をよくするという工夫をしながらも、余り廃止する期間を長くしないで、また復活すべきではないかなと思うんですが、将来的にという感じのところはどうなんですか、何年もという感じなのか、もう1年くらいで違うものをつくるということなのか、その辺見通しを伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 見通しといたしますか、現在の考え方を申し上げたいと思いますが、今、総務課長が答弁したとおりなんですが、現状にマッチしなくなってきたと。そして、ハウスメーカーがどんどん進出してきていることもわかっています。それで、それを利用される方々の意見も聞く必要がある時点に来ていると、そのようなことがありまして、もう少し地産地消というのは奨励したいですから、そして建築技術の継承、それも考えていかなければなりません。ですから、そういう意味で雇用ばかりではなくて、総合的な中で町としては判断したい。それから景観もあります。なかなか現在でマッチしていない条件が多くなってきたということで、検討して再度私としてはもっと利用しやすい、そして効果のある制度に変えたいということでありまして。これをどうにか直しながらやれるような事業でないと、そういう判断をしたものから、一応そのような判断をさせていただきました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 決算概要の14ページにかかわる部分と、13ページの16にかかわる部分の2点について質問をしたいと、こう思います。

それで、14ページの町税収納実績の不納欠損額627万9,108円という分について、今ほど大竹議員のほうからも質問あったわけでありまして、この不納欠損という部分については、15ページの下段の地方税法第15条の7第4項滞納処分の執行停止3年継続の分と、同じく第15条の7の第5項滞納処分の執行停止に係る即時消滅にかかわる分と、第18条の地方税の時効消滅という3つの部分に該当している額だというふうに思いますが、それぞれの項目の額、つかんでいけば教えていただきたいというふうに思いますし、特に税金のかかわりで、私たち議員としてだって、町民の公平性というのか、そういう観点だとか、さらには今南会津町の置かれている状況の中で、独自財源の税収入というのは極めて19.5%くらいですか、今回の決算を見

でも、そういう面では貴重な財源だというふうに思います。そういう面で、行政にはこれから高齢化だ、少子化だという中で、本当にきめ細かな行政サービスというものが求められている昨今ですし、住民の方々から見たときにも、いろいろ行政に対する信頼を高めていくということも、我々議員も含めて大きな課題だというふうに思います。そういう意味では、税が不納になる、いわゆる税収が免除されるというこの部分は、率直にこういう理由なんだよ、お互い町民同士が認め合えるようなことがわかるような方策というものをとっていくべきだというふうに思いますので、あえてそんな立場から質問をさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 この不納欠損につきましては、前回も4番議員のおただしでご質問がございました。ご承知のように、収入徴収額で年度当初で調定したんですけれども、例えば納税者が死亡したり、相続がいなかったり、あるいは生活保護になったりというようなことで、時効が成立したときに、徴収がもう見込めないということから、今おただしの地方税法に基づいて、町がその徴収を結果的にあきらめると、それで、調定から差し引くという行為でございます。

今のご質問では、第7表につきましては、町税ですが、課としては、この後にありますが、国保もあわせて不納欠損という形で処理しておりますので、それも含めてご報告させていただきたいと思います。

地方税法の第15条の7第4項執行停止後3年で消滅という件につきましては、61人で121件、これは国保も含めてですので、よろしく願いいたします。金額が746万9,637円、一般では627万9,108円となります。そこに国保をプラスしたということでご理解いただきたいと思います。国保会計の分で、後であります、その分を含めたという形でご理解いただきたいと思います。

それから、第15条の7の第5項即時消滅についてですが、これは文言では条例上ありましたのでつけ加えてありますが、現在のところこれについては執行しておりません。

それから、地方税法第18条第1項法定納期限後5年で消滅ということですが、これにつきましては、47人で64件、金額で77万4,730円でございます。合わせて、一般、国保含めて不納欠損額が824万4,367円ということでございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 あわせて伺いたいと思いますが、税法の第15条の8滞納処分の停止の取り消し、いわゆる3年以内にとことこの部分がありますよね、復活するというか。そうい

ったことは実際我が町では事例としてありますか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

おただしの件については前年度ございませんでした。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いや、前年度ということではなくて、これまでの中でそういったような事例というのはありますかということをお聞きします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

復活ということですが、これにつきましては、例えば生活保護が生活保護でなくなったりとか、あるいは3年以内に本人が納付を認めたとか、その誓約をしたとかということですが、現在のところ、私が担当をしてからは掌握はしておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

あと収入未済額1億7,354万4,274円という額になっていますが、この額についての認識というのは、すべて今言うような第15条の7ないし第18条にかかわるようなそういう金額というかな、そういうものは含まれているということではないでしょうか。本当にこうなっているのかな、徴収権を行使してとれるという額の理解でいいんですか。そこをお聞きします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

とれないから滞納になっているんですが、基本的には制度的には徴収できるという数字でございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 だから、その辺のところね。黙っていれば法律上、ただただ加算していったら、あたかも税金の滞納者が年々ふえ続けていたみたいな、こういうような誤った理解というものを町民がややもすればしないとも限らない。片や、今ほど税務課長がおっしゃったように、本気になって血眼になって収納業務をやっている。しかし、片方では徴収権のある金額なんだけれども、中身的にはなかなかないんだよというのであれば、その辺は法律に基づいて一定の金額を示すということは不可能にしても、税務担当をしている人らの立場の

中から、この金額は実際こういうことなんだよということを別表というか、別な部分できっちりと説明をする、解明をするということも、私は行政に対する信頼ということを考えてときに極めて重要ではないかというふうに思いますので、今後そういった部分を明らかにするような仕組みづくりについて検討する考えはありますか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど大竹議員の中でもご指摘がございましたとおり、課税物件、固定資産でいうと、建物があれば課税しなければいけないということがありまして、その建物の所有者が倒産にかかわるもの、その裁判事例で競売になって他の所有者に移転されれば、その新所有者に我々は課税しますけれども、たまたま競売物件に上がっていても、そのまま旧倒産した会社の名義になっている物件もございます。そういった事例が固定資産税の全体の滞納の十四、五％は占めていると、滞納者の分析の中からは大体掌握しております。かつ国保税もございましたし、そういった意味で倒産にかかわる失業者、そして、まだ働き口が見つからない。国保税の課税はするものの支払い能力がないためにやむを得ずして滞納になっていく。それもやはり十四、五％の推移を占めています。

そういった中で、先ほどもございましたが、滞納整理委員会では、滞納者がなぜ滞納になっているかという分析をし、そういった今現在分類をして、その事由に応じたそれぞれの滞納方針を今作業中でございますので、そういった点は、この表上の中では、課税しても絶対とれない数値はこれだけあるんだよということはこの様式では出せませんが、滞納者がなぜ滞納になっているかという分析の違うレベルで少し資料の整理を今後して、税、その他使用料についても同じような対応をさせてもらいたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 14ページの方はそれで終わって、次に、38ページの番号16、南会津町第三セクター改革プランの推進という分についてお聞きをしたいというふうに思います。

この中にも明らかなように、平成24年度に計画されている最終評価につながる取り組みが行われたということで、この間全員協議会の中で答申されたということでもいいわけですよ、8月24日に。それで、このことを踏まえて、町とすれば今後どのような対応をしていくという考えでいるのかお聞かせをいただきたい。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。



過日の議員懇談会の中で答申内容についてはご説明をさせていただきました。今後のスケジュールでございますが、来週10月1日から4日間、各4地域の地域協議会の中で、まず答申内容を説明をしたいということで考えてございます。さらにその後、翌週には第三セクターのみなみやま、それから会津高原リゾート開発、そちらのほう2社のほうに出向きまして、同じように答申内容の説明と、あわせて協議を行いたいということで考えてございます。さらにその後、各地域で予定されております、例えば区長会等の会議があろうかと思いますが、その中でもこの内容等について説明をしたいということで考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 私個人非常に心配するのは、この答申案を広く説明をするということは結構だというふうに思いますけれども、町としての方向づけがないのままに他に説明して歩いていいのかなという感じが率直にします。かえっていろいろ混乱が出るのではないのかなというような気がします。それで、とりわけ私たち議員だって、いろいろ地域の雇用、就労の場との関係もございまして、私らなりにだってこれは真剣に検討しなければならない課題だというふうに思うんです。だから、そういう面では、私たちみたいな新人議員は、第三セクターの旧町村時代からの経緯を含めて今日あることの組織の流れだって、正直まだ正確に承知していない部分がございますから、議員的に検討するに当たってのそういった資料なんかも何かつくっていただきたいというふうにも考えますが、その点についてはどうでしょうか。その経過の資料、こういういきさつでこうなって、今日こうなっているということ。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

その経過等のおただしでございますが、それは先日の議員懇談会でお配りした資料の中に経過等も入っておりますので、そちらのほうを見ていただければと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いや、私もタベもう一回よく見直してみたけれども、その辺のことがわからないからあえて質問しなければならないなと思ってきたんですが、そこは私の理解違いであれば、それは取り消しをしますけれども、どうも私自身はその辺の経過について理解できませんので、その辺、できれば何か書き物にして教えていただければなというふうに思ったんですけれども。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほど総務課長のほうからスケジュールということで答弁させていただきましたけれども、町の方向性というのは、当然第三セクターがこういう事業をやってきたと、そういうそれぞれの地域での経過があります。そういう中で、今現状はこうなっている。そして、今の現状を判断しますと、この答申の内容でこういうふうに検討委員会では報告いたしますということです。ですから、それを私どもも受けて、議員の皆さん方と一緒にです。そういうような状況を説明して、そして、地域協議会、あるいは区長会、そして地域におろして行って、そして、今後どのようにしたらいいのかという判断は、そういういろいろな立場の人たちの意見を調整した中で、町は当然判断していかざるを得ない、そのようなことでありますから、それが出たからすぐ判断するか、町が一方的に判断するか、そういうことではないんです。

ですから、いずれにしましても、当然議員の皆さん方にもいろいろご検討いただいて、そしてやっていくことであると、そのように認識しておりますから、いずれにしましても、スケジュールのように、とりあえず今の現状はこうですよというようなことの説明ということで、そういう中で皆さんもどうお考えですかと。あわせて、皆さん方の考えを聞いた中で町はこう思います、ああ思いますと、当然意見交換をしながら判断していくべきものと、私はそのように考えております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

それで、この資料の扱いは、議会終わった後はオープンということでもいいですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今回の議会でも配付させていただきましたし、先ほどご答弁申し上げましたように、来週からもうすぐに各地域協議会のほうで当然資料はお配りして内容等の説明をいたしますので、出していただいて結構だと思っております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

以上で質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 雇用のほうの観点のほうから一つ、決算概要の13ページの職員手当等

というところについて伺いたいと思います。

23年度の全体の超過勤務時間がわかれば教えていただければと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

23年度の職員の超過勤務の額というご質問だと思いますが、23年度につきましては、手当額全体で申し上げますと、1,000円単位で申し上げます、5,331万4,000円でございます。ただ、この中には選挙関係も含まれてございますので、純粋な超過勤務ということで申し上げますと、約1,100万円ほどございますので、それを差し引きますと、選挙を除いた手当額につきましては、4,231万7,000円が勤務超過の額となっております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 恐らく専門的な仕事の超過勤務も多いと思いますが、その職員でなければできないというような中身以外の仕事もあれば、臨時的な、これだけの金額があるわけですから、臨時雇用などを含めながら、雇用につながらないのかなというような感じを持って質問したんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

超過勤務につきましては、いわゆる定員管理、職員の数ということが非常に密接に絡んでくるかというふうに思っております。現在定員管理につきましては、行革大綱に基づきまして、合併以降削減をしております、第一次の行革大綱で申し上げますと、行革プランでは、平成24年4月で276人の目標に対しまして、本年4月1日の職員数が269名になってございまして、目標を達成しているということでございまして、かなり職員数は削減されているような中身でございます。当然職員が減っても業務が減ると、イコールではございませんので、職員一人一人にかかる業務量は多くなるかというふうに私どもでも認識しております。当然超過勤務も、それに伴ってふえているのではないかというふうに思っております。

ただ、その部分について臨時職員の雇用等、いわゆるワークシェアリングというようなことができないかというようなおたかしではないかと思いますが、その点につきましては、職員の今後の減少等々も含めながら、庁内で検討しながら、そういう雇用につながるような政策ができないかどうか検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私の方から、臨時の職員の雇用等々のことを含めてお答えを申し上げたいと思います。

超過勤務手当は、当然といたしまして、それぞれの課で仕事が忙しい時期に生まれておまして、例えばイベントが重なる時期、あるいは税務課であれば税の申告時期、それぞれ1年間の中での業務の過重に来る部分があります。そういったものについては、当初予算編成時に各課の事情を聞きながら、そういう場所には臨時職員を配置して対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それ以外に去年は災害が一番、3.11以降続きまして、これについては、それぞれ3支所も含めてある程度慢性的といった言葉が悪いですが、超過勤務の時間が多かったのではないかと、そのような総括をしております。そういった意味で、災害についても必要があれば臨時職員の対応をしていますし、今は緊急雇用制度もございまして、モニタリング、放射線のいろいろな測定とか、そういった対応で全体の考え方で決定しますので、ご理解をいただきたいというふう思っております。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 話は十分わかりました。

やはり専門的な分野は専門的な職員でないといけないというような形もありますけれども、ただ、数字だけ見ればもう少し臨時雇用をふやせないのかなというような感じを持ったものですから、質問しました。理解しましたので、これで終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 私も決算概要の14ページなんですけど、16番、4番議員も同じようなことを質問しているわけですけども、私も税等の滞納に対しては非常に厳しい意見を持っています。それはなぜかという、議員の皆さんもこれを終わると議会報告会へ行って、集落へ行く。そうすると、23年度の決算はこうでしたと。必ず滞納のことを言われる。そうすると、余り中身がよくわからないんですね。だけれども、皆さんが言ったようなことを言うわけです。だけれども、どれだけじゃ納得させるかという、非常に難しい。だからつい皆さん方に厳しく当たって、そして、実際はどうなんだと、詰め寄るほかないんですね。そして、できるだけ実態を自分たちで知った上で、今度は議会報告会へ行ってきたときに報告する。それでも、だんだん減っていくとかなんかというんなら少しはわかってくれるわけですけども、これが多くなると、あんたたち町会議員、執行者のほうをちゃんと検証しているのかと、そういう

ふうに見られたり、言われたりするわけです。だから、どうしても厳しく当たらざるを得ない。だから、そういうことを頭に入れていただきたいなど。

それで、私がいつも少し厳しいことを言うわけなんですけれども、実際問題として、今滞納整理委員会でやっていますとか、いろいろやっている、それは努力はわかります。先日ももうこれだけではとてもだめだということで、顧問弁護士をやったらどうですかということを提案したわけです。それで、25年度からはそうしますということなんで、私は少しは一步前進したかなと、こういうふうに思っているんですが、今これから質問するのは、例えば催促をしていますと、こう言っている。どういう催促の仕方をしているのか、それをお聞きしたい。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

催告につきましては、先ほども申し上げましたが、まず、郵送による通知、それから、電話による催告、そして、直接訪問による催告等を実施しております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 それは、私の経験で言うと、裁判に行きますと、余りほとんど意味がないんです。内容証明をやろうが何をしようが、裁判所からすれば余りそれは意味がない。全然受け付けてももらえない。要は、何かというと、お金を回収してこない、時効の中断なんて認めてくれないんだ。そこを滞納整理委員会の職員の皆さんは本当に全部認識しているかということが私は非常に言いたいわけです。

要は、行ってきました、でも、とれませんでしたというふうに戻ってくると、それはもう全然認めてくれない。やはり1円でも、100円でも、1,000円でも回収することによって時効の中断になると、こういうふうには私は経験的にそういうふうなことを言われて、やはりそうなんだというふうには私は思っています。ですから、その辺、時効の中断は1円でもとると。ということは、今の単価でいうと1円というのは最低限の単価ですから、それをもらうということを知識していただきたいなど。

それから、催促していると言うけれども、連帯保証人にやっているのかと。例えばこれは税ばかりではなくて、奨学金でも何でもそうなんですけれども、本当に本人にだけ行っていないのかなと、連帯保証人にも行っているのかなと、こういうふうには少し疑問に思っているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

これはちょっとここから外れるかもしれないけれども、例えば、連帯保証人をとる場合のもので、そういったところまでやっているのかなと。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

町営住宅の使用料につきましては、連帯保証人という形で保証人をつけさせていただいて、入居していただくという形にしてございますので、そういった立場でお話をさせていただきますが、まず、未納者の整備の中で、そういった保証人が、当初入った段階の方がもう年をとられて亡くなられたという方も調査の中で出てきました。そういった方につきましては、できるだけ早期に新たな保証人をつけるという方向でいきたいと思っておりますが、本当になかなか納めていただけない方については、保証人のほうにお話をし、納めていただくという話をした経過もございますが、どうしてもお金に絡むということで、ご相談してもなかなか保証人の方も払っていただけないというのが今の現状でございます。

しかし、そのままにはしておけませんので、町営住宅の未納の件につきましては、分納とか、そういった内容でのお話もさせていただいております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今、保証人と言ったけれども、保証人と連帯保証は違いますからね、連帯保証は同等ですから。そして、本人と連帯保証と一緒にやらないと、今度は連帯保証のほうから文句が来るから。知っている人はです。何で本人ばかり来るんだと。おれはこんなにたまっているのを知らなかったと。なぜもっと早く、少ないうちにおれのところに連絡が来ないんだと。そのくらいだったらおれは払ってやると。ですから、そういう法的にきちんと保証人と連帯保証人の違い、そして、それをやるべきことはきちんと役場でやっているのかなと。そういったことをきちんと、今回今度は来年から弁護士さんも来るということなんですから、ぜひ勉強なさって、一歩でも二歩でも滞納額を少なくするように努力していただきたいなと思います。

とりあえず、23年度のときに差し押さえはありましたか。それから、やっていけば件数等を教えていただきたい。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

担当課で税務ということでご理解いただきたいと思っております。

平成23年度の財産調査を行って、差し押さえた処分につきましては、給与差し押さえが6件、所得税還付金の差し押さえが33件、交付要求が3件、あわせて42件でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 給与だけなんですか、要するに、持っている動産、不動産とかそういうものはなかったんですか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

ご承知のように、固定資産の差し押さえは当然やっておりますが、それは結果として今申し上げた金額、換価できなければ最終的な滞納解消になりませんので、あくまで申し上げたのは滞納処分で差し押さええて換価できた数字ということでご理解いただきたいと思います。そのほかに差し押さええている物件というのは多数ございますが、ここで細かく申し上げることは、数字を持っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 実は、私は先ほど言ったように、今度は町民に説明するときに、やはりやることもやっていますと、それでもこれだけなつたんだと、こう言いたいわけです。そうすると、前にもちらっと言ったかもしれないけれども、もう各自治体ではどんどん、例えば車を持っていけば車、いわゆる動産、不動産に関してももうどんどんそういうふうにし差し押さえをやって、そして、ヤフーとか、そういった中で競売でばんばんやっているところがあるんです。それだけ比較すると、何だうちのほうの町は手ぬるいのではないか、とこういうふうには私ども今度は言われるんです。

ですから、私は厳しく本当に当たらないと、先ほど4番議員が言ったように公平性を保てなくなると。やるべきことをやって、それでもだめだったら、まあ仕方がないかなというふうな感じがしますので、これは何も税務課長ばかりではなくて、滞納整理委員会というのはもっているでしょうから、全部が同じような考えで進んでいただきたいなというふうに思います。

それから、最後になりますが、不納欠損しました、はい、これは普通なら終わりと、こうなるんですけども、その後も請求しているかどうかを聞きたい。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

ご承知のように、毎年課税は発生しておりますので、不納欠損した後でも税額は出ておりますので、その滞納者の状態が法的に該当すれば、それは執行停止をして3年、あるいは5年になれば不納欠損で処理をしていくという形になります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 いや、そうではなくて、不納欠損した後も請求はしているのかと、こういうことです。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

不納欠損というのは、最終的には町がその徴収をあきらめると、営業ができないということでございますから、この不納欠損したものについてはこれで終わりということでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 私が思うには、不納欠損というのは、町はそういう形で不納欠損するだろうけれども、あくまでも債権債務は消えないのではないかなと思うんです。だから、請求はしてもいいのではないかなというふうに思うんだけれども、私もよくその辺はわからないけれども、通常企業会計であっても売掛債権が踏み倒される、これはよくあるわけです。相手が倒産したり、支払い能力がなくなったりいろいろある。だけれども、いつまでも備忘勘定として、1円は残して請求は出しているんです。それで、時効の中断もするような形にしているわけですが、そういうことはこういう税関係はないのかということを知っているわけですか。なければいいんですけども。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

税法上は不納欠損したものについては営業がないということでございますから、徴収もできないし、滞納者も納税することもできないということでございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私のほうは、事務報告34ページから36ページで、同じく町税に関すること、それは個人の所得に関することと滞納に関すること、それから、事務報告の91ページの受診率についての3点についてお伺いをいたします。

今、各議員から滞納についていろいろありましたけれども、これは一つには、やはり一番議員が議会報告で困るのは、我々一生懸命納めている人もいるんだと。だから、滞納の額よりも中身、何でとれないんだというところが非常に質問が多いんです。あそこは住宅に入っていて、車3台も4台も持っているだろうとか、現実にそういう声が多いので、各議員が質問していると思うんです。ですから、その辺のことを行政も各課連携をとってやるべきだと。

私、今回のを見たところ、これは所管だったので、文教厚生委員会ではどうなんだというこ



とを聞いたら、介護保険と後期高齢者は昨年度よりも下がっています。何か努力したのかと言ったら、請求の方法等、あるいは先ほどあったように、1件回ったらば、100円でも1,000円でもとってくるんだという気持ちで回収に力を入れましたというお話がありまして、減っているんだと。多分ほかの保育料とか、放課後の児童対策というのは、多分子ども手当とかああいいうのが入ったので、収入が入ったから払おうかなという気になって、それで下がったのかなと思うんです。ただ、ほかのものはやはり上がっているんですよ。

例えば、町行政一体となって滞納特集とか町民に出して、ことしこのぐらいありました。中身は、素直に書いたほうがいいと思うんです、個人名を出さなければ。お金を持っているけれども、払えない人がこのくらいいると。それにはこういう対策、それには監査委員も今までと違って一步踏み込んで、現状をきちんと把握して断固とした措置をとりなさいと書いてあるわけですから、まずその現状を、滞納の現状がどういうふうになってこういうふうな金額になっているんだと。それで、まじめに納めている人が、その中身を知って納めなくならないようにするためにはこういう対策を町はとりますよというような特集記事でもつukらない限り、やはりまじめにやっている人はばかを見るのかなということになりますので、その辺の二、三ページの特集、号外でもいいから、滞納対策についてというのを出すべきではないかなと、こんなふう思うんですけれども、町のほうの今後の対策についてお伺いします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

税と使用料あるんですが、滞納対策整理委員会の担当をしているということで、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

議員おただしの滞納者の情報につきましては、恐らく税務課が一番詳しい情報を持っております。したがいまして、今滞納整理委員会で滞納者の情報を共有しようということで、リストをつくって、それによって対応しております。

今後の基本的な考え方なんですが、監査委員の決算審査の意見でもありましたように、断固とした態度で臨むべきだというようなことがありました。それによりまして、私たちも当然強い決断を持って臨んでおりますし、基本的には、たまたま努力した結果、23年度におきましては、税、使用料等の滞納額が圧縮できたという数値が出ておりますので、さらにその滞納額をまず圧縮すると。それから、新規の滞納者をふやさないというようなこと、それから、法的な滞納整理、これもきちんと決断していくと。それはきのうの12番議員のご質問あったように、法に強い味方の弁護士というものが今度は出できますので、そこは最終的な専門的な法的な判

断をいただくということで、断固とした態度がとれるのではないかというふうに思っておりますので、我々職員一生懸命取り組んでまいりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 そういった意味で、12番議員も、弁護士とかそういうのを使ってやったほうがいいのではないかという提案をしたと思うんです。

それと、議会ではいいですけども、一般町民の前で余り圧縮なんていう言葉は使わないほうがいいですよ、町民は計算していないから。金額が多くなつたらうと、それしか見ていないから、我々議会報告会やったって。率がこうですなんて、そんな細かいことは一切見ていないから、とにかくふえたということに対してどう対応するんだというふうに考えたほうが説明するときは誤解を招かないと思いますから。

もう一つは、実際は計算すれば出てくることなんだろうけれども、計算しなかったの。各給与所得者、実際は町税のうち相当数、33%か34%は給与所得者が多分納めていると思うんです。一番納めているのは、先ほどあった固定資産税の町税に関しては額が多いと。それで、固定資産税に関しては、もう実際のところ倒産したし、いないし、死んだりとか、いろいろ事情はあるでしょうから、まず、町税に関しては給与所得者をいかにふやすかということが今度は、逆に言えば一般財源を獲得するには必要なことであると思うんです。

それで、二、三日前、東京のほうでは、平成12年あたりから比べると大体同じか、元年と大体同じくらいにサラリーマンの給料が下がってるのかなと。一時は年収460万円くらい東京は給与所得者があつたらしいけれども、ここのところ四百五、六万円か、410万円くらいだろうと。私もそれで町のほうを調べてみたんです。ただ、合併前ですから、平成12年ですけども、平成17年は大体田島、南郷、伊南、館岩だけがちょっと資料がなかったので調べられなかったんですけども、合併したときは給与所得者は270万円から280万円で大体一緒なんです。だから、大体一緒だろうと思って調べたら、田島は大体平成12年では4,536人の給与所得者がいて、1人頭に換算すると286万円くらい、今回の23年度を見ると、数字は合併したからちょっと変わりますけれども、4,911人で大体250万円くらいに落ちこちてしまっていると。

やはりこれは相当給与所得に対してパートだとか、そういった方面に流れているのか、あるいはそうではなくて平均的になったのか。これは我々は事務報告ではちょっとはかり知れないので、そこで、町のほうにお伺いしたいのは、実際これは200万円以下だとか、そういった低所得者が減ったために全体の数字が減ったのか。あるいは上のほうはいっぱいもらうようにな

ったけれども、やはり低所得者が少なくなったのか。そういった所得のバランスはどうなっているのか。東京あたりでは200万円以下が非常に多くなったと。1,000万円以上はふえたところ、割ってみると、やはり所得が減ったということになっていきますので、町のほうはどうなっているのか、その1点だけお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

年齢別のバランスということなんですが……

○13番 星 登志一議員 所得別でいいです。

○星 光幸税務課長 失礼しました。

データのちょっと持ち合わせていないんですが、お話できることは、申告のデータに基づく給与収入、所得ですと、いろいろな控除後の数字になってしまいますので、給与の場合、まず、その人が全体でもらえるお金はどのくらいかなということにとらえてみました。それで申し上げますと、20年度の申告ですから、実質19年の収入になりますが、その収入の1人当たりが約270万円、それから、21年度ですから実質は20年の収入になりますが、1人当たりが平均しますと266万円、それから、22年度ですから21年の収入が1人当たり平均251万円、それから23年度ですから22年の収入が1人当たり平均253万円、そして、ことしの申告データですから23年の収入で申し上げますと、1人当たり平均257万円。ですから、ここ一、二年は若干ですが、伸び、あるいは横ばいということになろうかと思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 多分今、課長が言ったのは、年度別の平均総所得額でしょう。それはわかっているんです。総収入を大体人数で割れば出てくるので、それは事務報告を見ればわかるんですけれども、私が言っているのは、例えば年収100万円から150万円以下の人、この底辺層、全体の給料の平均はそんなに変わらないんだけど、東京あたりでは低所得者が物すごくふえているといわれている。その反面、お金をいっぱい取る人もふえた。割ると余り変わらないよという結果が出ているんですって。そういう結果が低所得者がふえたことによって、私は今見解しようとしているのは、国民健康保険なんかにも影響がしているのではないかと。最終的にいうと、もしそういう原因がはっきりとわかれば、底辺の所得を上げるための職の創出だとか、手当のやり方を考えなければいけないのではないかと、私は今思って質問しているわけ。だから、所得層別にどういう変化があったかを教えていただきたい。

○芳賀沼順一議長 わかりますか。

○13番 星 登志一議員 わからなければ後からでいいです。

○芳賀沼順一議長 わからなければ後ほど。

わかりますか。

○13番 星 登志一議員 そういう課題があるということで認識してもらえばいいです。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

事務報告のおただしの36ページには、年度別の納税義務者数と所得割等の金額が出ておりますので、単年度の数字についてはこれだということになりますので、あと比較については、またちょっと整理させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 監査委員の言う「現状を把握して」とはそういうことだと思うんです。過去、現在、未来どうなるかと。そのためには現状をきちっと知らなければいけないと。じゃ、過去の流れはどうなっているんだ、じゃ、未来はどうしようかと考えるのが普通のいろいろな思考をするときの順序だと思いますから、ぜひ過去の数値の変化も調べておいてください。

それでは、次に、事務報告の受診率についてお伺いをいたします。

これは文教厚生委員会で健康福祉課のほうから説明がありました。5年間で65%くらいまで受診率を上げないとペナルティーがあるよと。これは大変だなと。私が思ったのは、健康福祉課だけに任せておいても、ほかの町民にはわからないのではないかなと。そういう意味では、全庁を挙げて、我々もそうですけれども、実は何気なく健康診断を受けているけれども、こういうことをやらないと後々ペナルティーが来ますよということを認識してやらなければいけないのではないかなと。

特に私が思うのは、全庁挙げてやらなければいけないというのは、都会もそうですけれども、失業者だとか、専業主婦、あるいはパート労働者というのはなかなか健康診断を受けに行かないらしいです、いろいろな手を使うんですけれども。困り果てて考えた方法が、コンビニの前で500円出すと指から血をとって健康診断をやるなんていうビジネスも出ているらしいです。そのくらいなかなか受診率を上げるということは、健康な人だと行かないから、難しいと思うんです。

そういう意味では、我々議員もそうですけれども、全庁で、例えばあそこにのぼりをこういうわけだから65%を全員で目指しましょうとか、あるいは職員が毎朝、診断率65%目指し

て頑張ろうとか、何かやると、町民も、あれちょっとあんなに一生懸命やらなければいけないのかということになって、率も上がるのではないかと思うんです。

だから、今健康福祉課は一生懸命これから対策を考えているみたいですがけれども、なかなかそれでもほかのほうの現状を見ると、65%というのは厳しいみたいです。だから、対象者が4,000人で受診料1人1,000円だから、最悪の場合には奥の手を使わなければいけないかもしれないですがけれども、その奥の手が効くかどうかはちょっと私も半信半疑ですがけれども、その辺の目標設定について、町長がこの決算を見てどんなふう考えたかお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

この健康診断というのは、だれのためでもない、町のためでもない、ペナルティーがあるからでもない、本人のためだと思います。ですがけれども、やはりこのPR、自分の自己管理、そういうものを含めた中で、皆さんに理解してもらう必要があるということで、町としては、そういう今言われたような特別な、何と言っても65%はクリアしたいなど、目標はしていますが、南会津町としては、そこまでまだいっていないという実情で、それは十分認識しております。ですから、健康福祉課を中心に、連携は当然でありますけれども、そういうふうな中で、町として皆さんにその自覚を促すPR活動はしたい。そして、実際に受診してもらえるような対応をとっていきたい。そのためには細かいことは、今、課長のほうから答弁させますが、今やっている内容、それも十分含めた中で、皆さんにPRしていきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

健診をなかなか受けていただけないということで、健診を例えば日曜日にも一日やったりしています。あと春の健診で受けられない方については、また秋にもう一度健診をやるというようなこともやっております。さらに、今年度は各医療機関のほうに事前に申し出をいただきまして、私のほうから受診券を渡しまして、医療機関で、例えば自分が日ごろかかっている持病の関係で行ったときに、ついでに健診を受けていただくというようなことで、そういったことも今年度開始をいたしました。それであればついでにというか、行ったときに健診できるので、それが医師会のほうと契約をして、かつ県のほうでも、それも受診率に入れて構わないというようなことのでございましたので、そういったことの対策もことはやって、何とか受診率を上げたいというようなことのでやってございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私がなぜ今全庁を挙げてと言ったかという、やはり連携で受診率を上げるということがどういうことか、要するに、薬代を少なくするとか、そういったことにも私はつながっていくと思うんです。なぜかといいますと、ちょっと聞いたときに、いや、ペナルティーはまだはっきりしないけれども、余り悪いと3,000万円くらいになるのではないかという話があったわけです。だから、先ほど私、奥の手と言ったのは、対象者が4,000人くらいですから、1人1,000円としたって400万円で、じゃ無料にしますからと言えば、確かに400万円で済んでしまうんですけれども、それで多少は上がるかもしれないですけれども、いろいろな町をみんなで盛り上げていくんだという連帯感を持つためには、もしこの65%を割った場合には、もしかしたら、正確な数字はまだ出ていないでしょうけれども、3,000万円くらい国からの助成金が少なくなるんだよということになれば、その3,000万円をほかにも使えるんだよと、だから、みんなやりたい人はなるべくこういう健診を受けましょうという呼びかけをして、一体感を持つということが大切だと思うんです。

実際に私、昨年度行って、見事に糖尿病と言われまして、これはやはり健康診断は必要だなと、こう思いますけれども、だから、なるべく早く行って早目に手当をするということが行く行くは医療費の削減にもつながるわけですから、こういった目標があるときにみんなに受診させると。受診させるためには、先ほど私が言ったように、なかなか専業主婦だとか、パートでやっている人とか、そういう人は行かないから、みんなで声かけ運動だとかなんかやりながら受診率を上げることが、ひいてはこの問題だけではなくて医療費だとか、そういったものにもかかわってくる問題ではないかと思うんです。

町長もう一回、来年度の計画で、じゃ、一声運動をやってみようとか、検討する余地があればお答えしていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今ほども答えさせていただきましたけれども、ことしはまた新しい試みの中で、病院に行ったときに健診も受けられるという方法もやっていますし、なかなか情報の流し方といいますか、伝達の仕方が緩いのではないかとされるかもしれませんが、それはやはり行政としてしっかり努力はしていきたい。

あと、自分の健康でありますから、自分自身にも自覚を持っていただくということがまず一

番必要だと思いますし、町はその自覚を持っていただくその情報の提供、あるいは、個人に対しての意識の変化と申しますか、意識をしてもらう対応を町としてはやっていきたい、そのように思います。

そういうことで、また、ことしやっていることがどのようなことだったのか検証しまして、また来年に向けてどうしたらいいのかということも新たな事業としてやっていくのか、あるいはもっと皆さん方にもいろいろなPRの中で意識していただくような方法をとっていききたい、基本的にはそのように考えております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 以上で私の質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

まだまだ一般会計に対する質疑がありそうですので、一たん休憩をしたいと思います。午後からまた一般会計に入りたいと思いますので、暫時休議いたします。

昼食休憩といたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳入歳出決算の認定について、午前に引き続き質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 事務報告100ページ、5の農産物販売実績、次は164ページ、6の放射性物質が検出された脱水汚泥対策について、172ページ、地域新エネルギー推進事業について、255ページ、文化ホール運営事業について、最後に、先ほども質問ありましたが、第三セクターの検証の結果の公表についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、100ページ、農産物販売実績、昨今、ことし夏アメリカや中国、非常に干ばつが多くありまして、トウモロコシ、大豆の値段が非常に上がっているという情報を聞いております。そんな中で、大豆というのは我が町にとっても、みそだったり、郷土料理に使われる非常に大事な作物だと思っています。大豆の販売実績、もしくは、耕作地の面積を把握されてい

るかお伺いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 今、大豆の面積と耕作者の資料が手元にありませんので、後でお知らせしますので、よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 町でも重点作物等を推進されていますが、目先の今あるものを大事にするという視点も大事かと思えますけれども、そういった世界的な流れの中で、これから人口問題、そして、食料問題が発生してくるかなど、僕は予見しています。そんな中で、そういった大局的に農政をどうしていくかということも大事にしていきたいなというところで質問させていただきました。後ほど資料をよろしくをお願いします。

2点目、164ページ、放射性物質が検出された汚泥対策といったところで、6月末に農水省から堆肥化の処理基準が示されたということでございますけれども、これの具体的内容と、現在の処理状況についてお知らせください。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えします。

具体的な処理内容としましては、汚泥処理処分の際、焼却に係るものにつきましては、8,000ベクレル以下のものについては通常の施設での焼却でいいですよということになっておりますが、南会津町には汚泥の焼却炉がございません。南会津町の場合はほとんどが脱水汚泥の場合はコンポスト化ということで、肥料化をしております。肥料化につきましては、脱水汚泥のセシウムが200ベクレル以下というガイドラインが示されております。今現在は脱水汚泥につきましては、いずれの施設のものもその数値を下回っておりますので、堆肥化という形で場外搬出をしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 そのコンポストというのは販売されているんですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えします。

専門の製造会社のほうで製品化して販売しております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それはもう販売先に売ってしまえば、それがどこに行ったかというのはわからないということで認識してよろしいですか。



○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

県内の生産事業者のほう、製造会社のほうで生産しておりまして、主に周辺のホームセンターとか、そういうところに出荷しているという話は聞いておりますが、具体的にどこにという数字はつかんでおりません。

○芳賀沼順一議長 何かちょっと質問と答えの内容がかみ合っていないようなんですが、大桃英樹議員は、コンポストで処理をした中身がどこへいくかということなんでしょう。じゃなくてコンポストそのもの、飼料。

○1番 大桃英樹議員 そうですね。

○芳賀沼順一議長 こちらはコンポストそのものをやっているの、家庭でやっているコンポストの説明でしょう、環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 いえいえ。

○芳賀沼順一議長 全体の。

○1番 大桃英樹議員 議長、合っていると思います。

○芳賀沼順一議長 わかりました。了解です。

続けてどうぞ。

○1番 大桃英樹議員 なかなか自分たちが排出したものに対する責任というか、責任感というか、今、最終処分場だったり、中間処分場に関しても、いきなり栃木県のどちらかとか、茨城県のどちらかというところで、これから大きな課題になってくるかと思うんですけども、私たちの生活の中でもそういった意識を持つことというのは僕は大事だと思っています。安心・安全というのはデータを公開したり、透明にしていくことで確保されるものがあるかと思っていますので、私たち町民もそういった意識を持たなければならないと思っていますので、そういったところの広報に関して、自分たちの生活がどうなっているかという放射性物質に関して、今年度里山についても測定をして公開していくということでしたが、その辺がまだなされていないような気がするんですけども、それはどうなっていますか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

山林部分につきましては、この夏を含めまして、測定を実施しております。今そちらのデータ取りまとめして、なるだけしかるべき早い段階で公表しながら、数字的なものをあらわしていきたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 そういったデータも一つの材料で、自分たちの汚泥がどこに行っているかということに関しても、僕らは知らせていかなければならないと思っています。早急な対応をお願いしたいなと思っています。

続きまして、172ページ、地域新エネルギー推進事業、こちら昨年の実績が6件で34万8,000円ということでしたけれども、今年度また売却価格等も決まりまして、その趨勢がどうなっているか示してください。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

今年度分につきまして、ただいまちょっと手持ちがありませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 恐らく話を聞くところによると、ふえているような感覚を覚えているんですけども、ただ、補正もされていないというところを見ると、そんなにニーズもないのかなというところはあるんですけども、意識、関心というのは高まっていようかとは思いますが、来年度予算編成をこれから迎えますので、ぜひその状況をつかみまして、予算編成に反映していただきたいと思います。

続きまして255ページ、文化ホール運営事業、それでは決算概要のほうもあわせて、55ページ、81番を見ますと、文化ホール運営委員会に委託をして公演9事業を実施しているということですけども、運営委員会の会議といいますか、事業を実施するに当たり、どのような方針でどれだけ議論をして決定に至っているのかということをお示してください。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 文化ホールの運営事業関係でございます。

文化ホール運営委員会という組織がございまして、各地域から、各分野から出ていただくということなんですけれども、その中で、こういったようなものを実施したらいいのかということで、事前に計画を立てて、ある程度のバランス、例えば演劇、あるいは映画とか、それから、町民からの要望のあるものとか、そういうものを吸い上げるような形で、委員会を開きまして、その中で年間計画を立てているということでございまして、去年はここに記載のとおり主に9事業を実施したということでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 この委員会の委員の各地域、各分野からということですが、その内訳といいますか、各地域から何名募集しているのか、あとこれは公募によって選ぶのか、任期何年かとか、その辺を教えてください。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 会長さんは田島の方でございます。それから、一応スタートの時点と申しますか、公募をいたしました経過がございます。その中で、公募してなりたいという者を吸い上げて、その結果、西部のほうの人は少ないということで、今申しわけありませんが、その名簿がないものですから、後でお示しをさせていただきますが、田島、館岩、伊南、南郷という形なんです、西部の伊南のほうで1人いないと。後で名簿についてはお示しをさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 任期と改選時期と申しますか、教えてください。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 任期は2年というふうに記憶しております。ことしが改選時期でございます、再度教育委員会のほうで委員に委嘱をしたということでございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 これまでメンバーというのとはかわっているんですか、合併以後。常に2年間ですから、今まで6年くらいですから、3回くらい改選の時期があったかと思うんですけれども、その際公募はしていますか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

その時点の事情と申しますか、そういうもので、例えば辞任をされるとかというようなことございまして、大変申しわけないんですが、例えば室井実さん、初代の会長さんでございまして、今回町会議員だということで辞任をしたなんていうことで、会長さんをかえたり、そんなこともありました。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 僕が聞いているのは、改選の時期に公募をしていますかということです。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 その都度その都度公募しているというこの方式をとっておりません。改選の時期になりますと、会長さんの意見を聞いたり、何かそういう特殊な事情がある場合の方について補充をしているような形が今まではとられているということで、その都度の公募はしておりません。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それで、23年度9事業やられたということですが、それに対する検証というのはどのような形で行っているか。例えば観客の入った人数とか、かかった費用に対する収入という観点もあろうかと思えますし、どのような観点を設けて検証されていますか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 例えば、1部門に偏らないというようなある程度さまざまな文化と申しますか、公演をするに当たりまして、時期的にダブるようなことはまずないわけなんです。その都度、秋になるころにはこういうようなものがあると、その結果については、当然どの程度の入り込みなり、そういうものがあつたのかというのは数字に出てきます。ただ、その中で、なかなか専門的な分野の部分で入り込みが少なかったりという部分があるわけなのでございますが、そういうものについてでも、幅広く偏らないようにということで公表しなくてはならないということで、各運営委員さんのほうからも要望が出ておりますので、ある程度バランスをとっていくのが文化ホールの性質なのかなということで、委員のほうからの意見は出ております。それが検証というようになるのかなと私は感じておるところでございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まさにそのとおりだと思います、偏りとか。

僕が危惧しているのは、やはり文化というと、割と特定の人だけに偏りがちで、その人たちの一部の意見で——文化ホールの事業は興業ですよ。割と言いは悪いですけども、ばくち的な要素も強いところもありますので、それに関しては慎重に審議していただきたい。あとは、町民の声というところをどこで反映するかという部分で、例えばアンケートの実施等はされていると思いますが、そういった声というのを反映できるような形を追求していくというのは僕は大事だと思いますので、それぞれの事情に合わせて任期、今回だめだから次だれかわりを見つけてくださいという形になっていくと、要は知り合いから知り合いにしかバトタッチがされなくて、全然入れない人が出てきてしまうような気がしていますので、そこについて委員会のほうで、例えば公募に関して、いなければしょうがないとは思いますが、

どうするかということについて、一度討議していただきたいなど。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、これは文化ホールに限らず、例えば図書館についてでも、こういったような本を選ぶのかとか、いろいろさまざまな町民のほうからの声もあります。その中である程度バランスをとったような形でというのは先ほどお答え申し上げました。今後文化ホールの来年10周年という節目の年でもございます。それに向かって新たな文化ホール運営のあり方について今後検討をして、よりよい町の文化の一番の基地になるという場所でもございますので、そのような形で実施していきたいというふうに考えております。ご理解をお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まさにそのとおりで、そういう観点を持って、そこに対して調整していくのが生涯学習課の仕事だと僕は思っていますので、ぜひ実践していただきたいと思います。

最後に、先ほどの第三セクターの検証の結果についての公表のことについて、質問させていただきます。

1つは、これから地域協議会を来週4地域で開催される、その後区長会でも公表されるということでしたけれども、地域協議会、そして区長会というのは傍聴可能でしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

傍聴に関する規定は特にはございませんが、事前に相談いただければ、会長さんにお諮りをして、許可を得た段階では傍聴は可能というふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 規定がないということは、その都度傍聴希望があればお受けいただけるんですか。それとも、その都度の判断になるということですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 その都度、出席された委員の方にお諮りをして、差し支えなければ傍聴可能ということで取り扱っております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 執行部の方としては、多分ねらいがあるんだと思うんですけども、例えば、私たちもう情報を持った時点で、情報は公開してオッケーということだったんですけども、例えば私たちが町民の方にお伝えしたときに、それを聞きたいよという話になった場

合はどうされますか。例えば来週の地域協議会、私も傍聴したいという方が出た場合どうされますか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

事前にそういう方がいらっしゃるということであれば、前もって会長さんなりにお諮りをして、了承をもらえるということであれば、当然それは可能だと考えております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それは地域協議会にしても、区長会にしても同じだという認識でよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

区長会につきましては、傍聴という形については、庁内でちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、後ほどお示しをしたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 地域協議会は傍聴可能であるという認識で話させていただきますと、来週それぞれの地域で行われる地域協議会の日時について、今おわかりになればお知らせください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

ただいまうちのほうで把握している分だけで、それぞれについてはそれぞれの支所長のほうからお答えさせたいと思っております。

まず、把握している分ですが、10月2日1時半から伊南地域協議会、伊南支所で開催です。それから田島地域協議会につきましては、10月4日1時半から本庁第一、第二会議室で開催予定としております。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○室井 裕館岩総合支所長 館岩地域の地域協議会でございますが、10月1日開催予定となっております。

〔「時間は」と言う者あり〕

○室井 裕館岩総合支所長 時間は、ちょっとそこまで把握していなかったものですから、日

にちだけ。後でお知らせいたします。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 南郷総合支所の地域協議会でございますが、10月3日3時の予定でございます。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 伊南の地域協議会の開催であります、10月2日1時半からということです。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それと、公表の仕方なんですけれども、私たちこれを見て割と衝撃を受けたんです。それは、心構えとしてはあったんですけれども、それでも衝撃を受けたのは、やはり売却とか、その言葉の一個一個だったんです。そこに関しては、私たちよりも住民の方のほうが敏感に受けやすいというところをちょっと危惧しています。

データの公表の仕方について、例えばこのまま地域協議会の方に1冊ずつお渡しになる方法なのか、それとも別の方法をとられるのか教えてください。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

基本的にはそれぞれ各地域の支所での対応ということになると思いますが、一応総務課としてはそれがそっくりありませんと経過等がわかりませんので、やはりポイントポイントは抽出ということでは多分ご理解はいただけないというふうに事務局としては考えておりますから、原則それをそっくりお渡ししたいというふうには考えてございます。

それから、説明については、原則私のほうの事務局の担当者が出向いて説明をしたいというふうには考えていますが、ただ、それも支所と協議の上ということでございますので、支所として説明が大丈夫だということであれば、支所で説明してもらいますが、そのような場合であっても担当者はオブザーバーとして出席するというふうに考えてございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 私、先日の全員協議会の中で、担当の職員の説明を受けましたが、非常によかったという印象を持っています。それはぶれなかったという意味です。例えば説明される側の人に対して意識し過ぎてしまうと、言い方がぼやけてしまったり、中途半端になってしまったりということがあります。ただ、これは第三者の意見として、そのままのデータとしてお伝えするという意味では担当が一番理解しているはずで、これまでの流れ等もありま

すので、そこに関しては、私は担当者に直接その生の声を届けてもらうような形をとっていただきたいということを要望したいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、できれば担当者が直接説明するという事で考えてございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それと、もう一つ危惧しているところがあります。それは従業員の人々に対する評価が出ているところです。これはやはり当事者である従業員の方がいらっしゃる中で、経営者だけだったら、責任というところは私は負ってしかるべきかと思うんですけども、従業員一人一人の意識のところまでアンケートをとって実施したところ、C評価だったということに関しては非常に風当たりが強い。また、従業員の方々もどう受けるかというのをちょっと心配なんですけれども、その辺についてお考えは。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

それぞれの第三セクターの従業員の皆様からのアンケートの結果等については、既にそれぞれの会社で従業員のほうにお知らせをしております。当然さまざまな反応があったというふうには聞いてございます。

今回の答申内容につきましては、私のほうでそれぞれの第三セクターにお知らせする必要が当然出てくる、それはすべての職員、社員にまで及ぶものだというふうには考えてございます。スケジュールで申し上げれば、10月10日には1時に会津高原リゾートに出向いて、私以下係長担当3名で説明をさせていただくと。それから、11日にはみなみやま観光を10時に同じメンバーで説明に出向くということで予定してございます。とりあえずこの段階では、いわゆる経営者と経営者同等の方に説明ということで考えてございますので、社長、あるいは専務等々に、いわゆる執行される方に説明したいと。あわせてその中でいろいろとご意見をいただきたいということで考えてございます。会社としては、その後、それを受けてそれぞれの従業員の方に、社員の方に説明をしてほしいということで、私のほうではお願いをしたいということを考えてございます。

当然議員ご承知のように、答申の内容は非常に厳しいものとなっておりますので、あくまでも答申ですが、それについては社員からもいろいろな意見等が出るものと予想はしてございま



すが、そういうものをできるだけ吸い上げて、今後最終的には町長が高等な政治判断をするというふうに思っておりますが、その中でそちらのほうも参酌しながら、方向性を出していきたいというふうに考えてございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 もう皆さん認識しているとおりに、非常に敏感な問題ですので、ここに当たっては万全を期して、お知らせすることに関しては気を使ってやるべきだと思っています。

地域協議会、区長会、そして、議会、それから事業検証委員会等さまざまな住民参加を促して検証する場だったり、住民の声を吸い上げる場があるんですけども、その統制がとれなくなってしまうと困るなと僕は思っています。そこで1つ、今あった地域協議会、区長会、そして事業検証委員会というのがありますけれども、その公開性について、そもそも公開していいものなのか、規定がないということでしたけれども、今後注目されるところで規定をつくっておいたほうがいいと思うんですけども、どう考えますか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

幾つか今出たようなんですけども、まず、事務事業評価委員会、これについては要綱の中で原則公開になっております。これは当然自由に傍聴していただいて結構だと思います。そのほかに……

○1番 大桃英樹議員 地域協議会。

○湯田文則総務課長 それについては総合政策課長のほうから。

○1番 大桃英樹議員 区長会。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えしますが、区長会についてはちょっと手元に資料がございませんので、その内容についてちょっと調べさせていただいて、後ほどご報告をしたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○室井 裕館岩総合支所長 お答えします。

館岩地域の地域協議会でございますが、開催時間につきましては、午後1時ということになっております。

○芳賀沼順一議長 ほかに答弁、何か。

総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

地域協議会の関係ですが、先ほど傍聴の規定はないというふうなお話はさせていただきましたが、以前にも実は傍聴の方の希望がありまして、お諮りをした経緯があります。田島地域協議会でございますが、その際には傍聴は構わないだろうというような意見でしたが、少数の委員の方の意見としては、傍聴はした場合については、自由な意見が私は言えないのでご遠慮させていただきたいという意見があったことも事実ではございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 そういったことも出てきてしまうので、ぶれないためにも、規定はあったほうが僕はいいと思います。

事業検証委員会に関しましては、公開ということですが、その日程等が公開されないと、公開ということにならないと思いますので、公開していただくようお願いします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

公開につきましては、以前も別な議員からそういう申し入れがございましたので、当然事務事業評価委員会の日程等については、広報紙、町のお知らせ等で事前に広く町民に周知をしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 先ほどの町内の大豆の生産者数と面積ということに対してお答えします。

これは転作による作付者しか今把握できませんが、町内266名の方が生産しています。面積が16万4,557平米ということであります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 同じくお答えします。

先ほど住宅用太陽光発電設置の補助の関係で、本年度におきましては、4月以降これまで10件の申請がなされております。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 地域自治区の設置等に関する条例にはございませんが、条例の施行規則のほうで明確に規定している部分がありますので、訂正をさせていただきたいと思います。

会議の公開の関係でございますが、「原則として公開とする」ということです。「ただし、会長が必要と認める場合は協議会に諮った上で公開しないことができる」ということで、私反

対のことを申し上げてしまいました。大変申しわけありませんでした。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 先ほど文化ホール運営委員会の委員の名簿ということで、私、伊南地域でいないというふうなお話をしましたが、伊南からは2人の方が出ておまして、南郷と館岩のほうの方がいらっしゃらない。合計で13名、ちなみに会長さんが阿部保憲さんでございます。大変失礼いたしました。

○芳賀沼順一議長 以上で、大桃英樹君の質問は終わります。

なお、答弁側の皆さんに申し上げますが、わからない部分は後でという言葉もありますので、訂正することばかり答えないように議長から申し上げておきます。訂正が時間で多くなりますので、訂正のないような答えで、後ほどのデータということで結構ですのでお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 地域協議会の話が出ましたので、私は地域協議会の事務報告に載せてあります4地域のことで、ページ数は申し上げませんが、地域協議会についてお尋ねをします。

これを見ますと、田島地域は回数2回で、定数18人に対して2回とも9人という出席率50%、館岩も回数は2回で、10人に対して平均8人の出席で出席率が66%、南郷が回数は3回、12人に対して平均9.3人の出席、出席率にすると77%、伊南地域については5回を開催しているんだけど、平均の出席が8.8人ということで出席率88%。これを見ますと、多く回数をやっているところが出席率が高くて、回数が少ないところは出席人数が低かったということが見てとれるんですけども、先ほど議決をされましたが、この結果を踏まえて、いないという話でさっき質疑はしなかったんですが、想定されるのは、各地域どのくらいにしようとしているのか、今、案がありましたら。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

いないという言葉をつけさせてはいただきましたが、原則この数字の方をご委嘱申し上げたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 私も何回か地域協議会で決算議会のときに質問しているんですけども、田島地区が低いというのはどういう理由が想定されますか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

実は今回の条例の改正の案を上げた経緯にも関係することですが、第2回目の委員の方を選ぶときに、なかなかこの定数の18人に達しないという事情がありましたので、少し委嘱の時期がおくれてしまったということがございます。この間、手を尽くしていろいろお当たりをしたんですが、実際なかなか見つからないということで、こちらのほうから受けていただけそうな方をお願いをして、正直無理やりではございませんが、時間のあるときに出席で結構ですから、なっただけませんかというような勧誘をしたような経緯がございますので、どうしても出席率がそれにあらわれてしまったということが原因だというふうには考えております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 地域協議会について最後の質問なんですけれども、多分2回という回数、田島地域と館岩地域なんですけど、これは多分行政側から開催を計画されたものなのかなというふうに予想するわけですが、例えば伊南地区5回と、南郷は3回と、つまり地域側からの要請がなかったのかなということが読み取れるんですが、今後の地域協議会のあり方、合併から6年たつわけですが、総体的に町長、これからどういうふうな形で進めていかれるのか、考えをお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

合併当初、地域協議会が開かれなかった時期があります。それで、私が就任しました。地域の意見を聞きたいということで、開催の回数はばらつきがありますが、そのような中での動きでこの動きだと。それで、やはり地域地域の意識というものがあるのかなと、私も感じました。またこれから第三セクターの問題もありますし、地域としての課題、今の状況を見ながら、そして、実は地域の活性化ということで、集落応援交付金という事業もやらせていただきましたけれども、支援員も絡めた中での地域のあり方、これはあらゆる角度から見ると、私はそう考えていますから、地域協議会が活性化すること、それはもちろんそうなんですけど、それよりもそういうことをいろいろ絡めることによって、地域の意識を高めていただくという一つのあり方として、この地域協議会を私はできるだけ地域協議会の委員の皆さんに認識していただいて、そのようことを皆さんからご意見いただくような対応を私としてはやっていっていただきたいし、そのような方向性を私からもお願いしたいということで、これから臨

んでいきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 今回の町長の思いを、田島地域の地域協議会で来年は70%くらい上がるようにご努力をいただきたいと思います。

以上、終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 一般質問でちょっと抜けた質問もありましたので、全部で4点ございます。

子ども手当、児童手当に関するもの、ページで言うと、事務報告で69ページから70ページ、それから、先ほど言いました合併処理槽の補助金関係で173ページ、伊南地区の電源立地地域対策交付金の199ページ、4番目に、246ページ、奨学金の貸し出し関係です。

1点目ですけれども、子ども手当、児童手当に関する一般質問の忘れた部分があったものですから、児童手当の分に関しては、町税とか、使用料とか、学校に係るお金、端的に言えば保育料、差っ引きができるというふうにされているわけですけれども、実態はあるのかないのかお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

議員ご指摘のように、今回の子ども手当、児童手当にかわりまして、その手当の中から保育料の未納、それから学校給食費、そういったものについて、事前に差っ引いて交付をしても構わないというようなことになりました。しかし、実態的に、例えば1万5,000円受給している場合、未満児ですと、未満児の場合は保育料がそれよりも高くなってしまうというようなことで、それでも足りないものですから、また、かなり滞納している方ですと、金額が高額な場合、それだけでは全然足りませんので、分納ということで誓約書を書いてもらいまして、強制ではなくて話し合いで、例えば児童手当が20万円もらえれば10万円ぐらい納めてもらえないだろうかというようなことで、話し合いの中でその保育料、学童保育、そういったものについて納入をいただいているところでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 各市町村の判断により、手当から差し引くことができるのは保育料だけですよね。そのほかは同意して、いわゆる申請に基づいて、例えば学校給食費等は、保護者

からの申請でないと差っ引けないと思うんですけれども、確認します。今の1点。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えをいたします。

南会津町児童手当の事務取り扱い規則がございまして、この中では学校給食費の徴収につきましては、本人の申し出があるということで、申し出があれば、そこから徴収ができるというふうな規定になっておりまして、本年度田島地域中学校、3つの給食が開始されまして、南会津全部の小・中学校で完全給食が実施されたということで、私どものほうも今後ある程度滞納といたしますか、未納者で何回か訪問して、それでもなかなかお支払いできない場合は、この事務取り扱い規定でご本人から申し出書の交渉をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ちょっと確認した答えが返ってこなかったんですけれども、保育料は相談しなくても引くことはできるんですよね。もう一回確認します。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 保育料については、先ほども申し上げましたけれども、強制的な事前に差し引いてはおりません。あくまでも話し合いの中で任意でいただいているというふうなことです。

○7番 渡部 優議員 するしないではなくて、できるか。

○渡部 仁健康福祉課長 法的にはできます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 児童手当後払いで4カ月分、今回6月出たのかな。そういう形である程度まとまったお金は入るんですけれども、本来の児童手当の考えからいうと、そういう差っ引くというのはいかがなものかというふうな中で、国なんかは議論されたというふうに聞いています。ただ、こういう地方の町村の要望、自治体の要望でこういった項目が入ったと。差っ引いても構わないだろう、みんな滞納で困っているんだというふうなことで、そういった形になったというふうには聞いていますけれども、本来からいうと、子育て支援という形で出ているわけですから、本当は差っ引きはよくないんですよね。でも、いたし方ないということで、いろいろ相談をなさって保育料などを、足りないですけれども、差し引く場合があると、そういう現状もあるということでした。

それで、学校給食等においては、今のお話を聞くと、こちらからは言えないんですけれども、

そういった状態であれば、児童手当から、どうだよと誘導するような考えでよろしいですね。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

私どものほうも、ご本人様のほうにその申し出書のほうの交渉を今後していきたいというふうには考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 誘導するということだろうけれどもね。本来ならば、申し出がなければやれない中身なんですけれども、そういったことをやるということで、まず、中身に関してはいろいろ意見はありますけれども、状態はわかりましたので、了解しました。

それから、2番目ですけれども、合併処理槽の補助金についてですけれども、無知で申しわけないんですけれども、これは当初予算で設けた金額に到達すれば、その時点で終わりという考え方でしょうか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

合併浄化槽の補助金につきましては、来年度に対して国・県を通して、いわゆる需要調査がございまして、前年に一定程度の計画を掌握して、申請をして内示をもらって、町としては間接補助ですが、出しているということでございまして、そういったリズムの中でやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 そうすると、年度内である程度予算が決まっていて、それに到達すれば終わりという考えでよろしいですね。今のもう一回確認します、ちょっとわかりにくかったものですから。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

総量につきましては、前年度から各事業所含めまして、情報は収集しております。それで、大体例年ですと予定どおりという形で終わるんですけれども、どうしても駆け込みで入ってくるという分がごくまれにございます。

こちらの補助金の内訳表にもございますけれども、国費、県費、これらが入ってきております。その中でやはり過去の例においては、この分だけと断るわけにもいきづらいという例もありまして、その分はどうしても町費を上乗せして補助をするという形がありますので、それは

あくまでも予算の範囲内の枠の中で、余裕のあるときには補助をするということとはございます。ただ、基本としてはあくまでも設定した予算額ですので、その中での補助の限度額という形で対応していきたいと考えています。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。やはり年度途中で終わってしまうんだよね。それで、冬までにやりたいというふうな方になると、やれないと。補助をもらってやれないというような状況が生まれてきますので、県とか国の補助金もありますからということなんですけれども、途中で、例えば9月で終わりましたよと、いろいろな家庭の事情で、高齢者が病気になったとかということで、水洗にしなくてはいけないという場合も出てくるかなというふうに思いますので、ぜひもし申し込みがあった場合は、今のところできないでしょうけれども、そういったあった場合には、補正を組んでいただくとか、そういったことである程度住民のニーズに対応していただきたいなというふうに思いますので、その辺の検討は無理でしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

町もいろいろ事業を組む中で、国・県への補助申請をして計画的にしておるわけですが、一方でまた財政もあります。それが1つが2つになり、また3つ、4つと、他の事業まで波及するというようなことになれば、なかなか予算も組めないというような事情も出てくる可能性があります。何でこれだけの話かと。ですから、その辺は十分踏まえながらも、皆さんにもまずきちんとした計画を組んでいただくことを我々もお願いしておいて、その中で緊急的なものがあれば、やむを得ない事情がどうしてもあるならば、それなりの対応は必要かなと思いますが、原則としては計画どおりの執行を皆さんにも協力をお願いしたいし、町としても原則はそうしていきたい。ただ、そのようなことがあれば、突発的なことがあれば、またそれは考えざるを得ない部分もあるのかなと、そのような気持ちではおります。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 家庭の事情の緊急であれば、対応も可能であるというふうにとらえました。

それから、3点目ですけれども、199ページ、伊南地区電源立地地域対策交付金ということで出ております。

きょうの新聞を皆さん見られたかなというふうに思いますけれども、多分県のほうからのご説明もあったのかなというふうに思います。来年度半減するというふうな県のほうからのご説



明があったというふうに聞いています。

それで、当町でも昨年度を見ると、今回伊南地区が順番だったのかな。スキー場関係の予算を使われている。いわゆる第三セクター関係の予算がほとんどなんです。25年度の計画も、新聞等でしか知り得なかったんですけども、見ますと、第三セクター関連がほとんどだということで、ちょっと心配したんですけども、今回何回か出ているように、第三セクターの総合評価と今後の方針ということで、報告書、検証結果が出ているわけですけども、その流れでどうするかというふうな状態の時期に、どんどん先行で、例えば今回の新聞によると、来年度は南郷のロッジをやるんだとか、そういうふうに、計画は立てなくてはいけないから立てているんでしょうけれども、そういった状況であれば、そっちのほうとの関係を考えながら、並行してやっていかないと、片方では一生懸命投資している、片方ではどうするかというのは、ちょっと施策として見にくいので、町民から見ると、理解がちょっと、何だべ、銭使ってるんだものやんだべしたというふうにとらわれがちですよ。

あと、ブル等も昨年伊南で大分買いましたけれども、そういったこともありますので、電源立地地域対策交付金というのは非常に旧三村には使い勝手のいいお金で、旧田島出身としては本当にうらやましいお金なんですけれども、いつも見ているんですけども、修繕費にも使えるし、いろいろなものに使えるんだよね。ですから、非常に使い勝手のいいお金で、地域活性化でどんどん使ってきたんだろうというふうに思いますので、大事なお金だったんですけども、今回半減されるというふうなことを聞いたものですから、それに合わせて、第三セクターのこういった状況だというふうに考えた場合に、その使い道がある程度吟味してはいけないのかなというふうに思いましたけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 お答えいたします。

只見川電源流域振興協議会のほうで、今おただしになりました電源立地地域対策交付金ということで、補助をいただいていたところがございます。平成2年から21年度まで2期にわたって、約47億円の事業費が投じられてございます。当時は観光事業によって過疎地域を振興しようというような大きな課題がございました。今回は第3期ということで、平成22年度から10カ年ということで、新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業計画ということで計画書をつくって、前期の分、22年から26年度までの分の事業について計画を挙げ、進めてきたところがございますが、特徴的なのは、3期から観光施設を新たに作るのではなくて、今までつくった施設の修繕も必要になってきている時期ですので、その部分について補助もオーケーですよ

いうふうなことがございまして、当面伊南、南郷、館岩地区につきましては、観光施設の修繕という形で当初計画を挙げておったところでございます。きょう新聞に載った部分については、そういった形の中で、当初の計画でございます。

実際事業を実施する場合ですと、おおむね事業費ベースで平成22年が22億4,500万円、9町村の合計です。それから、23年度で1億9,400万円、24年度が約3億円というふうな縛りがございましたので、その都度、単年度ごとに各町村が県に補助申請をして事業を展開するというような制度でございます。したがって、今回新聞に掲示をされたのは、あくまでも事業計画ということではございませんので、町の予算とは直接つながるものではないというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

平成22年度の南会津町のこの関係の事業でございますが、高杖スキー場の教育設備事業ということで設計関係を行っております。23年、24年はスキー場のロッジ整備ということで行っております。それから、23年度が南郷スキー場のリフト整備事業、24年度が三ツ岩の登山道整備事業ということで、現在のところ確定していたのはこの事業ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

今199ページの部分につきましては、電源流域の交付金とは関係なく、内川発電所の係る経費の交付金ということでございます。分離して考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○7番 渡部 優議員 質問と答えが違うんですけれども。

○芳賀沼順一議長 質問は、今後この交付金の使い道をどう考えていくのかと、考えるべきではないかという質問なので、今の答弁は答弁として、どなたか。

副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから補足させていただきます。

ただいま南郷支所長が申しあげましたのが、只見川電源流域に係る10年計画のうちの前期5年の中身でございまして、本日新聞に出ました。この件に関しましては、実際に今補修の関係で25年度の当初町が掲げた補修事業を中心に上がっております。一個一個この事業を精査しながら、効果等を見きわめながら、前年に県と協議を重ねて、内諾を得た分について補助申請していくという補助の事務手続がございまして、前段に第三セクターの今後の方向性をきちっと見きわめて投資をして、事業効果が大きいものの順から、それは今の前段に申しました補助申請をしていきますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 大分詳しく、求めている内容ではなかったものですから、今回の答申もかんがみながらも考えて、効果のある使い方をするというふうなご返答だろうというふうに思います。そうしないと、お金をどんどんいっぱい投資しているんだけど、片方ではやるかやらないかという政治判断をするところだというような状況では、ちょっとわかりにくいので、今の答えでわかりました。

それから、最終で4点目、246ページ、奨学金関係ですけれども、奨学金においては今回300万円くらい上乘せになったのかな。これも例えば大学までの奨学金をお借りするという形になると、終わった時点で借用証書等を書いて、その中にはひと方は連帯保証人をつける、もしくはもう一人保証人をつけるという形で借用証書を書く形になっているというふうに思うんです。それで、実際の返済は多分当該の10月ごろからになるのかな、そういった形になるというふうに思うんですけれども、今回1,000万円近くの未納金が出ていますよね。奨学金の返還金が980万円ちょっと出ていますけれども、こういったふうにどんどんふえていくというふうな状況だろうと思うんです。

それで、担当課としてきちっと対応しているのかなという疑問がある面があるものですから、例えば連帯保証人にちゃんと通知を出しているのか、出していないのかということ、じゃないと、またこれは第三、第四の大きな滞納の対象になってしまうので、私は個人的な意見は言えないかもわかりませんが、言ってしまうんですけども、基本的にはそういった子供とか、そういった投資ということを考えれば、貸すというよりも投資ということを考えていただいて、例えば条例の中で要件を変えて、あげるというふうにしてしまったほうがいいのかと、逆に思っているんですけれども、現状はこういう現状ですので、その対応をしなくてはいけないというふうに思いますので、その辺のところをお聞きしたいです。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

ただいま議員ご指摘のように、確かに奨学金の未納額、年々増加をしているところでございます。現在貸与方針として、今、議員ご質問のように、連帯保証人がつけてありますので、連帯保証人のほうに督促を重点的にしているところでございます。それから、一部滞納者が町外に転出いたしまして、なかなかその後の居所が不明になっているという方もいるような場合もございますので、現住所等の把握、それらの実態把握にも努めているというところでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 奨学金に対しましては、議会報告会の田部原第1区かな、あそこで問題提起を出していただいて、結構借りる時期を2回にしたり、3回にしたりということで、かなり緩和させていただいて町で借りやすい状況をつくってあげたんだよね。そういったことにもかかわらず、モラルハザードが起きているという状況で、困ってしまったなというふうには思っているんですけども、やるべきことをしっかりやらないと、第二第三の保険税になってしまって、どんどんふえてしまって、これは使用料等未納額のほうに、税金とは違いますが、強制はできないでしょうけれども、ちなみに、昨年度連帯保証人にしっかり通知をされましたか。1件でもありますか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

毎年未納者の方につきましては、ご本人と連帯保証人のほうにはそれぞれ通知文というか、納入するような通知文というのは発送はいたしております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ちょっと明確でないので、通知文というのは、滞納していますよということではなくて、督促状とか、催告状とかではなくて、滞納していますよという通知ですか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 税のように催告書的な要素というのはないものですから、まず現在の未納状況がこういう状況になっておりますと。それで、その内容をご確認していただいて、異議がある場合は申し出てくださいと。ない場合はその金額をいついつまでに納付してくださいというふうな記載内容になってございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 そういうことですよ。税金と違ってちょっと弱いんですよ、使用料とか、そういったことに関しては。

本当に何回も言うけれども、第二第三の固定資産税なり、国民保険税みたいにならないようにしていただきたいですね。これもどんどん膨れますよ。もう1,000万円来年度は超えるでしょうし、また、ちょっと話は違うかもわかりませんが、個人住民税だって、多分来年度は未納がふえるのではないかなと私は思っているんですけども、この間の一般質問の中で出したように、子供たちの親御さんの控除が全くなくなりましたので、ことしは給付金に1人頭20万円出たなんていう話を聞くと、何とかなるなんていう話何度か聞いていますので、来年は給付金まだないでしょうから、また滞納がふえるのかなと。住民税とか、そんなふうには私

心配しています。

それも心配ですし、最初に戻りますけれども、児童手当のほうに係る増収分でぜひ子育て支援の新しい政策をお願いして、終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 2点ほどちょっと確認したいなと、こう思います。

1点は事務報告の中の38ページ、それから、もう一点は273ページの中から確認したい事項を2点ほどお願いしたいと思います。

1点目、38ページ、軽自動車税という中におきまして、普通自動車税は13年過ぎると14年からは1割の自動車税がたしか上がると思うんです。13年までは普通の納付なんですけど、14年乗った車は1割納付率が上がるそうなんですけど、その中で軽自動車も、そういうふうに登録してから13年使用した期間が過ぎれば、14年からは1割税金が上がるのか上がらないのか、それを聞きたいと思ったので質問した。

言っていることがわかりますか。

○芳賀沼順一議長 わかりますよ。

税務課長。

○星 光幸税務課長 現在の条例の中ではそのような規定がございませんが、私も不安ですので、確認をしてご報告させていただきます。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 できれば、そういう税は恐らくみんな関連するようにしないと、やはりこれは先ほどみんな騒いでいるように、税収が少ないのであれば、そういうところも加味して、14年目からはそのようにして、条例のほうも考えたらどうかと、こういう確認の事項でございました。

あと1点、273ページの7番目の農業委員会の提言書及び意見書の提出と、これが2件出ている。これはどういうものかちょっと教えていただきたいなと、こう思ったんですけども。

○芳賀沼順一議長 農業委員会事務局長。

○星 正信農業委員会事務局長 お答えいたします。

提言書の2件でございますが、内容といたしましては、農業委員の一般選挙によります定数の見直しに関する件を町長と議長あてに提出いたしておりまして、その2件でございます。

それから、意見書の2件でございますが、農業振興地域の整備計画の変更案、いわゆる農用

地区からの除外申請が町のほうに提出されましたときに、町部局のほうから農業委員会のほうに意見を求められますので、それに対して意見書を提出しております。それが2件あったということでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

先ほど軽自動車税の14年目からの税額が変わるかということですが、税条例では変わることはございません。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 農業委員会の関係で、今から2年くらい前松沢地区において、地目変更というか、名目変更があったではないかというような事案があって、耕作者を呼び出して、査問委員会だか証人喚問だかやったような経過があったような話をちょっと聞いておりますが、その事案がもしあったら、差し支えなければ、時は過ぎているかもわからないけれども、そういう経過的なものを話していただければよいかと、こう思うんですが、去年かおととしかな、松沢地区、農業委員会の中で耕作者を呼び出して、何かそういうことがあったかどうか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えいたします。

22年、23年度と農業委員会の事務局長をしておりましたが、私のときにはそういったようなことは記憶をしております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 何か関連があるのであればですが、もしなければ。

はい、どうぞ。9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 どういうことがあったかわからないですが、そういうことがあったような話をちょっと私聞いておまして、とにかく畑に対して何か建物を建てたとか建てないかというような話が過去にあって、耕作者が役場のほうに呼ばれて、そういう委員会から質疑を受けたような経過がちょっと聞いたことがありましたので、この意見書、報告書は、またそういうものに付随したものだのかなということの質疑をしたということでございます。

これで終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

総務課長。

○湯田文則総務課長 先ほど1番議員の質問の中で、区長会の傍聴というお話がございましたが、区長会につきましては、任意の団体でございますので、町はその運営に対して関与してございませんので、公開ということであれば、直接区長会のほうとの協議をお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第74号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第74号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第75号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、議案第75号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



---

◇

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、議案第76号 平成23年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

---

◇

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、議案第77号 平成23年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第78号 平成23年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第79号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、議案第79号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第80号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第14、議案第80号 平成23年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 昨日の一般質問でも質問いたしました。それで、決算報告書の14ページ、この債務で繰り上げはできると、しかし、その返済の資金はないというところまでわかりました。では、借りかえはできるかどうかをお尋ねします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

水道事業関係についての起債関係でございますが、まず、昨日もちょっと出ましたが、5%以上の利率については補償金というものがございまして、そちらが免除されるという決まりになってございます。当然民間の資金を活用しておりますので、5%以上の利率については償還の際に補償金が全額免除される。ただ、5%未満の利率については、民間の資本ということで、そちらのほうで運用をしているというふうな関係から、元金と利子の償還のほかに補償金を納付する義務が生じるということでございます。ですので、当然繰り上げ償還する際には、元金と利子のほかに補償金、納付しなければいけない補償金を含めての借りかえをしなければならぬということから、当然ながら、その補償金の借り入れについても利息が生じるということから、繰り上げ償還するメリットが全くないということで、あの表にありましたように、5%未満のものについては、繰り上げ償還、借りかえはしていないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結局、それは国の縛りと、こういうふうには理解していいですね。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

こちらのほうは当然起債の関係ですから、県とのやりとりの中でそういう規定があるということでの対応でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 実は皆さんも見ればわかるように、いまどき4.85とか、4.4とか、3.75とか、4%結構あるわけです。これだけ高い利息を払って、その負担はだれにかかってくるのか、それは町民にかかってくるわけですね。やはり縛りそのものがうまくないのではないかなど。最近橋下さんあたりが言っているのは、こういうことも言っているのかなというふうに私は思います。

本当は市中の銀行からだって、今借りればこんな高くやりませんので、本当は市中の銀行から借りて、この高いのはみんなもう繰り上げ償還したほうがよっぽど町民のためにいいと。それで水道料金も安くなると私は理解しているわけですが、そういった縛りがあれば、なかなかこれはどうしようもないのかなと、こんなふうに思いますが、町長、これに対してどういうふうに感じていますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 確かに水道料の全町同じにしたということの中で、やはり水道料そのものが上がったと、地域によってかなりそういう声もあるということは承知しておりますし、そういう中で、総体的にも、またこの水道事業そのものもできるだけ経費を削減しながら水道料金を低く抑えるということも当然の役割でありますから、低く抑えたいと思いますが、先ほど総務課長が答弁しましたこと、私なりにちょっと理解したことは、この4.85とか、4.4%とかこうある。そしてそれを解約して新しく借りかえるときに今度は補償金というもの、今まで契約しているから、この期間このくらいのお金が利息として入るはずだと。だけれども、そのときに途中解約になると、それはこれだけ納めてくださいよと、そういうことが必要になると、そういうことを勘案したときに、これを安い金利に借りかえてもメリットがないのではないかというような答弁だったかなと、私は思ったんです。ですから、そのようなことが安くなるんならばそれをあえて、そういうことが5%以上でなくてもやってもいいと、私は思います。ですから、それをよく精査しながら、そういうのが可能であれば、やる必要があるのかなとは思っています。ですから、そのメリットがなければこのままでもしようがないのかなと、そういうことであります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結局早い話が5%という早く国に借りた金を返せば、5%の罰金をかけるぞと、極端な話、こんなふうに見てとれるわけです。これは国と地方の私らがなかなか理解できないことなんだろうというふうに思いますので、これはやりとりしてもどうしようもないのかなと思います。

もう一つ、今度は今のこととは違いますが、未納も200万円ばかりふえているかと思うんですが、その未納の件数というか戸数、その辺を年度ごとに、23年度と22年度、あるいはその前があればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 わかりますか。

湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 もしわからなかったら後でいいわけですが、じゃ、こういうふうになります。例えば今9月です。8月の水道料は今後どういうふうにするか。今度は今月請求しますよとか、そして、それが未納の場合、10月にまた再催促しますよとかと、そういう取り立ての順序というのを教えてください。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 料金の徴収に関して、お答えいたします。

今現在、水道のメーター検針は2カ月に1回という形で行っております。ですので、2カ月に1回各メーターの数字を確認した上でそれを2月分、おおむね同額になりますけれども、それに分けて使用者のほうにお送りしております。当然それは1月分、1月分で納期は別々になっております。それで、納期限過ぎた段階で、その月分ということで、使用料の催告については各未納者のほうに通知を差し上げております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 要は、未納が2カ月に一遍で、そして、今度は請求を出します。じゃ、納期は今度はいつまでと区切るわけでしょう。それで再とやるでしょう、多分。わからないんですけども、そして、いつまでそれを続けるのかということ。そして、指定期の内というのは大体それはどのくらいの期間をとらえているのか。

○芳賀沼順一議長 未納分の累計をいつまでするのかというんでしょう。

○12番 湯田秀春議員 そうそう、今どうやっているのかと。

○芳賀沼順一議長 何カ月分。

わかりますか。

環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えします。

具体的な個別的な累計分に含めての、例えば今月未納、来月分も未納、そういったときの累計しての通知の手法につきましては、後ほど答えさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうでなくて、例えばここで監査でも言われているわけです。監査では何て言っているか。地方自治法では消滅時効は5年だと。だけれども、水道料金のほうは私法上2年だと言っているんです。だから、2年以上のものがあるのかないのか。あれば、それをちょっと教えていただきたいなど。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから、水道の滞納対策の手法についてお答えをさせていただきたいと思いますが、さきにも環境水道課長が言いましたとおり、未納者へは納期内納付をするための督促状を毎月発行することがまず基本です。その中で、納入指導を年間を通してする際に、計画納入誓約書というものを役場でとるようにしておりまして、その計画納入指導書をもらうことによって消滅時効中断の対応ということで、今水道課では取り扱っております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結局、私はこの監査委員が言う2年だろうと思っています。それで、水道事業給水条例の36条に、指定期間内に納めない場合は停止しなさいとなっています。結局水道を停止しなさいと、そういうことをちゃんとやっているのかやっていないのか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えいたします。

23年度においては、給水を停止した実績はありませんでした。23年以前については、何件か停止をした実績がありまして、滞納者については1カ月、ないし2カ月分の納付をいただいてまた開くと、そういった繰り返しの作業になったということで、その停止のやり方について、今後一回停止したはいいんだけど、1カ月とか2カ月納めてまた滞納が重なってしまうところが繰り返されてきたという反省点に立って、23年度に今後どういう抜本的なことが必要だという議論はしてきたんですが、23年度については、そういう反省点に立って停止の実績はありませんでした。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結局、私がいいたいのは、条例で指定期間内に納めないときには停止しろとかと、いろいろ書いてあるけれども、それを何でこれをやるかという、おれはそんなに血も涙もないやつではないんですよ。例えば税金を納めない場合は、昔私らの学校のころは、赤紙張られて何だかんだなんて、あれと同じで、結局納めるものを納めない場合はこうなるんだよという事例を一つつくっておくことによって、それが抑止効果を生むわけですよ、ほかの人に。だから、せつかくこういうふうに行っているんだから、じゃ、あんたの場合はもう何回催促しても何でもないから、とめますと、いやいやちょっと待ってくださいと言って、ひょっとしたらまたあけることがあるかもしれないけれども、実はそういうようなことが公平性にもつながっていくんだと。だから、せつかくここに立派な条例をつくって、みずからつくってみずから守らなかったのではしょうがないでしょうと、こういうことを言いたいわけです。

それで、多分2年以上の未納があるのではないかと、そして、実際今聞いたら、給水停止はな

かったと。それで、確かにかつて水道課長さんがやりましたと言った年もあったんだけど、ここ何年かは私も聞かないし、せっかくこうやって未納の場合はこういうことがあるんだということをぜひとも一つでも事例をつくると。これがそのほかの人たちが、払わないと町はやっぱりやることはやるんだと、こういうふうになって、そしてそれが未納の解消のほうに進むというふうに思いますので、ぜひともきちんとその書いてあることを守るような方向も一つ必要ではないかと。神棚に上げてそのままになっているばかりではなくて、たまにはそういうような抑止効果を見つけ出してほしいと、こんなふうに思います。

これに対して答弁があればお願いします。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 午前中来、滞納問題が主流となりまして、さまざまなご意見をいただいております。固定資産税にいえば、差し押さえまでは役場が今までできてきた。しかし、差し押さえ物件を公募して売却するまでは至らなかった。あるいは、町営住宅でいえば、退去命令を出すと、実際に出ていくまでのハードルを考えた場合になかなか実施できなかった。水道の場合は給水停止をいかにかけるかということで、最終的なハードルといたしますか、そういった人道的なものも少し考慮しながらやってきたということが今までの結果だろうと思っております。

滞納整理委員会でも、そのハードルをさらに高く上げて、効果ある滞納の処理ができるように職員にも指示を出してございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◇

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第15、議案第81号 平成24年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 数字を引用しようかと思っていました。補正の22ページ、災害対策費の中で、金額は大きくはないんですけども、当初防災無線をするときに、予備のあえてが特徴的なものなので、南会津町にあったものを多分200台とか、予備に既に購入済みであるという形で、ついたという形で、この災害対策費の中で購入でも10台くらいだったんですけども、もう既にこれは措置してなくなってしまったのかなということと、そのことに対してまず聞きたい。その後Jアラートについて。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えいたします。

防災行政無線の戸別受信機の購入の件だと思いますけれども、この件につきましては、伊南地域の防災行政無線の戸別受信機の更新でありまして、伊南防災行政無線につきましては、平成4年度に整備をした施設でございます。戸別受信機も老朽化によりまして、更新が必要でございますので、今回10台の更新をするものでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 本庁のほうはまだ予備のほうは、もちろんこれから結構予定の4,000個とか、そういうふうに達しないで残っていると思います。その辺の在庫的なものはどうだったでしょうか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

今現在正確な数字は把握しておりませんが、予備はまだ抱えておりまして、町民から故障等の依頼があれば、その予備で対応しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 予備で南会津町のほうはまだそこに至っていないと思うので、かなり100台単位であったと思いますが、非常時のため重要なので、その辺はよろしくお願いします。

それで、今回全国一斉にJアラートの試験がありました。いわきのほうで、全国で何百カ所ですか、ふぐあいがあったと思うんですが、今回本町では僕が聞く限りは素直に流れたんですが、その辺の現況というか、どういう流れでスムーズだったとか、Jアラートのあのときに南会津はどんなだったかをまず聞きたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 答えいたします。

Jアラートの試験につきましては、全国一斉の自治体で行われましたが、本町におきましては、10時の試験と、10時30分に行われた2回の試験とも良好に国のほうから試験電波が受信されました。ただし、伊南総合支所において音量の関係がちょっと小さかったということがございまして、それにつきましては、現在業者さんを介して調査をしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 本町では、かなりスムーズだったことと、今の伊南の部分はわかりました。僕は文教のほうを離れましたので、今現在完全に運用で一部不通地域、電波の届かないとか、いろいろ問題がありまして、数年たっていますので、その状況で今防災無線全体の中で問題等は起きていないでしょうか。その辺ちょっとお願いいたします。

スムーズに全部不感地帯というか、電波の届かないところかなんかが何年か前にありましたけれども、それに関してはすべて解消されているのでしょうか。スムーズに動いているのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 答えいたします。

防災行政無線が整備されて、その次の年度、確かにおただしのとおり、電波が届きにくい地域がございまして、そういったところの修繕も当時行いましたが、それ以降については、電波の送受信に関しては大きな問題は出ておりません。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 何よりですし、今までの努力というか、そういう成果が見られると思います。Jアラートも含めて今後防災のほうをしっかりと進めていってほしいなと思います。

あと、報告の中で、交流館のほうと伊南センターのほうで、今進めていますよね。9月いっ

ばいの調査なので、まだ実行に着手していないんですが、これから何か雪が降るのではないかと思います。せつかく光量のいいときがなかったんで、しかし、高額で総額9,000万円で予算を立てている割にはちょっとのんびりしていて、いいときがなくなってしまったような気がするんですが、限界の状況と具体的なプログラムだけ。一般質問は水力のほうばかり質問したので、ここで質問しようと思いました。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えをいたします。

今現在の進捗といたしましては、予算取りが6月補正だったということで、ここ数日間の間で実施設計の委託業務がまとまってまいりました。現在そのまとまってきました設計書に対して精査した中で、今本体工事の発注工事の受付に入っているところでございます。極力冬期間、雪が積もらないうちに屋根面の工事関係は進めたいなとは思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 この部分で、僕は多分春の質問でこのことを言って、いつごろかということで、こんな時間の流れはいいんです。雪対策はしていますかと聞いたときに、雪は雪国対応だということと、降っては仕方なく蓄電があるので問題がないという話だったんですが、これを途中で知ることができるかということだったんですね。もう設計に入ってしまったので、例えばパネル並びが雪に対してどうかということが僕はすごく気になったので、具体的に申しわけないんですけども、その辺はもうデザインが決まって、パネルの枚数が決まって、配置の張りも決まって、張り方も決まっているということでよろしいんですか、理解としてはどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 二つの施設とも現実的な設置場所の位置、そういったものを含めまして、おおよその占有面積、それも確定しております。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 設計して決まっています、今さら変更はないと思いますが、ぜひ雪のことを考えて、流れるような形だと期待しています。そういう設計をもししなかったら、このコンサルで200万円、150万円上げている人たちがいかにかどうかということを僕は張ったところを見たいと思うんですけども、それは雪国を考えているということかどうかは、僕は逆に試したいです。結構です、そういうことだけ聞きたかったんです。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 11ページ、款の16財産収入、目の3、生産物売払収入で林産物売払収入、町有林立木売払収入ということで載っておりますけれども、この353万3,000円、この立木を売る目的は何でしょうか伺います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

これは当初予算で伊南、館岩、田島地区で立木の販売をしようと。それは現在町有林の森林整備をやってきました、補助事業で受けて森林整備、育成をやってきましたんですが、なかなか樹齢も大きくなりまして、手当をする必要がなくなってきた状態です。したがって、新たに新植をしまして、森林整備の従事者の雇用にもつながりますので、そういった面を含めて、このままですと、地元の林業従事者の仕事がなくなるおそれがありますので、町有林の森林整備をあわせてやっていくということで、当初予算で300万円を計上したわけなんです。今回精査しまして、また台鞍市で木材市があるということもありましたので、3カ所の立木販売を1カ所田島地区を委託販売にして、木材市を出してみようと。これも初めての試みでありまして、これから後に支出の計上もありますが、当初台鞍市で見込んだ金額が約402万7,000円ほどの我々の試算であります。そんな関係で300万円の当初予算を組んだ中で、全体で655万3,000円の収入を、台鞍市を含めて立木販売全体的に見込みましたので、その差額の355万3,000円を今回収入として計上したわけでございます。

ただ、今回木材市で初めて材を出すものですから、どのくらいで売れるかは、ちょっとやってみないとわからないんですが、我々試算でいけば、搬出、運搬にかかる経費よりは多額の金額で売れる見込みということで今回計上したわけでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 これは樹種は何ですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

田島地区の2カ所で藤生地区の中ノ畑というところで杉樹齢48年の杉材でございます。あともう1カ所は針生の昼滝山の樹齢59年齢でカラマツの材料でございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 林業の振興とか、あと3.11以降の中通り、浜通りのほうかなり線量が高いとか、そういう情報が入っていて、今南会津町の木というのは見直されてきているのではないかなと、私も思っておるわけで、林業の振興に伴って大変いい事業ではないかと、今改めて思っておる次第であります。この立木の売り払いと出てしまったものですから、私何か財政がなくなって立木を売るのかな、山を売るのかなという感じを受けたものですから、山の木を業者に頼んで出してきて、指定した土場に出した丸太を処分するんですね。そうすると、立木というよりも、今の森林管理署ですと、立木は立木、素材は素材として別々に出しているんですね。だから、私ちょっと一瞬立木というと、山そのものを立木のまま売ってしまって、何財源に充てるのかなというそんな感じを受けたものですから、質問しました。わかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 一般補正の15ページ、16ページにもかかりますけれども、自殺対策の緊急強化基金事業、昨年の震災以降、被災地県であります福島、宮城、岩手、ここは自殺件数が減ったそうでございます。専門家に言わせると、そこできずなができつつあり、その災害に対して住民のきずなが深まったりとかと、いい傾向でいって、孤独な人がなくなったというような推測もできるという話でありましたけれども、緊急にこういうことが追加になるというのはそうではないのかもしれないかもしれませんが、何年か後にはこの反動が来る可能性があるということがいわれておりますので、町のお知らせ等にでも、困り事相談とかというのはあるんですけれども、この夏も本当にかわいそうな事件がありましたけれども、自殺の予見できる行動、そういうようなものも毎号に載せて、周りの人、家族が気づいて、そして相談できる、県とかには相談の窓口、電話相談とかありますけれども、そういうことをすべきかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

この自殺対策の事業でございますけれども、一昨年度から町のほうで100%補助ということで、県のほうから全国で3万人以上が毎年自殺をしているというふうなことがあって、国でもその自殺対策の強化をしたいということで、補助率100%で実施をしている事業ですけれども、ことし当初は町の単独ということで、当初予算は計上したんですけれども、6月以降にことし

も県のほうで100%補助するというふうなことがあったものですから、今回補正をしたところ  
であります。

町のほうで行った昨年の自殺対策なんですけれども、町内13カ所にお寺さんがございまして、  
その僧侶の皆さんに相談事を受けていただけないかだろうか。これが直接自殺防止につなが  
るのかどうかはわかりませんが、いろいろな悩み事をお話をさせていただくことで、少し  
は気が楽になったり、それで少しでも自殺を防いでいこうというふうなことで、昨年度僧侶の  
皆さんに集まっていただいて、研修会とか、民生委員さんとか、保健協力員の皆さんとか集ま  
って、何回か話を聞く傾聴についての研修会、そんなことを実施をしました。

13カ所のうち南会津町全部のお寺を回りまして、お願いしたんですけれども、去年はその報  
償費で1カ月5,000円程度の報償ということで、相談があってもなくても払いますと。ただ、  
ことしから補助がなくなるので、今後も報償は払わないだけけれども、相談だけは受けていた  
だけますかというようなことで、相談を受けますということで、ことしも続いていますし、  
時々広報紙のほうに、町のお知らせに、ここのお寺で相談を受け付けているんで、もし何事か  
あったら相談を受けてくださいよみたいなことで、広報のほうは出しているんですけれども、  
そういった事業で、とにかく話を聞いていただく、少しでも話を聞いて楽にしてあげる、そん  
なことをまず相談員の育成というふうなことで昨年度からやっております。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 内容はわかりました。それで、広報にもときどきということでありま  
すけれども、サインがあるそうであります、自分で死を選ぶためには。それを家族であったり、  
地域の人であったり、これが、ひきこもってしまったりすると、ひきこもりそのものもその原  
因の一つになるということでもありますけれども、多くのサインがありますから、こういうサイ  
ンと言ってもわかりませんから読ませていただきます。

自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断ができない、不眠が続く、また、二つ目には原因  
不明の身体不調、三つ目には酒量がふえる、四つ目には安全や健康が保てない、五つ目には仕  
事の負担が急にふえる、大きな失敗を負う、職を失う、六つ目には職場や家庭でのサポートが  
得られない、七つ目には本人にとって価値のあるもの、職、地位、家族、財産を失うこと、八  
つ目には重症の身体の病気にかかる、九つ目は自死を口にするようになる、それで、十個目  
には未遂に及ぶというようなサイン、これらのこともぜひとも広報に、あわせて、こういうこ  
とがあったら連絡してくださいと。本人というのはなかなか連絡できないと思います、心病ん  
でしまってからでは。だから、そういう広報も必要かなと思いますので、よろしく検討してい

だきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

委員会の中でもこの事業についてお話をしまして、例えばうつの方が自殺をするケースなどがよくあるのではないのかというようなことで、そういったうつの方に対する対応、町としても精神疾患と持っている方の対応はしておりますし、さまざまなケース、特に重い場合にはケース検討会等を開いて対応しています。

また、議員おっしゃったように、家族からのそういった相談事も承っておりますので、今後ともそういう自殺予防に対してまた一層力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 私からお伺いします。ほかに議案第81号について質疑がある方。

では、1人30分持ち時間となっておりますので、もし30分たつと遅くなりますから、ここで一たん休憩を入れたいと思います。休憩後また再開します。

〔「1点だけ」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 わかりました。

湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 所管外なものですから、一般補正の21の田部・田部原線、ここがどこなのか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

これは道路新設改良費という予算の項目でございますが、田部・田部原線というのは、高校から馬場公園通りというふうにご理解いただきたいと思うんですが、舗装の打ちかえ工事というふうにとらえていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 先ほど手が挙がったのは1名でしたので、それでは、ないとします。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時15分より再開いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○芳賀沼順一議長 では、再開いたします。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第16、議案第82号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第17、議案第83号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 失礼いたしました。議長の不手際でございます。

早退の届けのあった議員は、12番、湯田秀春議員です。早退の届け出があったことを報告いたします。失礼いたしました。ありがとうございます。

---

◇

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第18、議案第84号 平成24年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第19、議案第85号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第20、議案第86号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

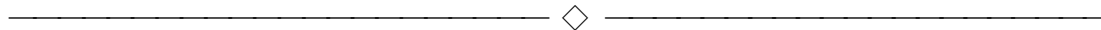
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第21、議案第87号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

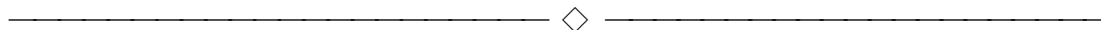
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第22、議案第88号 平成24年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第23、議員提出議案第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長 お諮りします。

本案は、本議会が加盟し、本職が副会長を務めています全国森林環境税創設促進議員連盟の本年度定期総会で決定した意見書の提出であります。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 よって、本案は提出者の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決定

しました。

採決します。

議員提出議案第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。



◎決議の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第24、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長 ここで、提出者の15番、五十嵐司君から趣旨説明を求めます。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 私より、第32回オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会東京招致に関する趣旨説明を申し上げます。

本年3月、議長及び雇用と企業誘致に関する特別委員長が東京都庁を表敬訪問し、観光事業の支援、南会津産品の推奨を要望したところであります。これがきっかけとなり、この9月に、東京都庁の局長級を担い、基幹人材として活躍が期待される管理職を対象とした東京都行政経営研修が本町で開催され、東日本大震災、原発事故を踏まえた都市と地方お互いが求めるもの、期待するものをテーマに、町当局及び議会との意見交換会が実現いたしました。この意見交換によって、早速、都の企業等に関する情報を流していただくなど、我が町にとっては大変意義深く、成果の大きい交換会となりました。また、オリンピックの支援など、東京都が地方に支援を求める内容の議論が展開されました。

このように東京都幹部職員とのつながりができ、都との関係、交流に一層の日差しが見えてきたところであります。また、本町は台東区と友好都市関係にあるなどから、別紙決議趣旨の

とおり、第32回オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会東京招致に賛同するもの  
あります。

何とぞ議員各位には趣旨をご賛同賜りまして、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、この決議文の提出先は、東京都議会議長、東京都知事、東京都議会オリンピックパラ  
リンピック招致議員連盟会長への提出となります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○芳賀沼順一議長 局長。

○酒井直伸事務局長 訂正箇所がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

表題の決議の「議」ですが、ごんべんのない「義」になっておりますので、訂正をごんべん  
のある「議」のほうに訂正していただきたいと思ひます。

あと太文字の決議の「義」も「議」に訂正していただきたいと思ひます。

それから、別紙の決議文であります、これも標題ですか、決議の「議」がごんべん抜きの  
「義」になっておりますので、ごんべん入りの「議」に訂正をしていただきたいと思ひます。  
よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎平成24年請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第25、平成24年請願第5号 長野地区水道水源の改善を求める請願書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○10番 山内 政議員 ただいま議題となりました請願につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成24年請願第5号 長野地区水道水源の改善を求める請願であります、平成24年9月5日、南会津町長野字長野80番地、長野区長、渡部康吉氏から提出されたものであります。

なお、この請願は、平成24年第3回定例会本会議において産業建設委員会に付託されたものであります。

この請願の趣旨は、現在の水道水源は集落より低い位置にあり、水質に不安があるので、以前の酒の沢水源に戻すか、または新たな水源を求めるものであります。

本委員会といたしましては、既に現地調査、区長からの聞き取りを実施し、説明員として所管課職員からの聞き取りも行っているなど、慎重に審査した結果、本請願を全会一致で採択すべきものと決定しました。

どうかご議決をいただくようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから請願第5号 長野地区水道水源の改善を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、請願第5号 長野地区水道水源の改善を求める請願書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成24年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第26、平成24年陳情第2号 道路改良及び側溝修繕に係る陳情書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○10番 山内 政議員 ただいま議題となりました陳情につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成24年陳情第2号 道路改良及び側溝修繕に係る陳情書ではありますが、平成24年9月6日、南会津町川島字川島平1771番地、川島区長、星泰蔵氏から提出されたものであります。

なお、この陳情は、平成24年第3回定例会本会議において産業建設委員会に付託されたものであります。

この陳情の趣旨は、狭隘な上、国道接続地点に段差があり、危険な農道の道路改良及び大雨の際に水があふれ出て、日常生活に不便を来している町道側溝の修繕を求めるものであります。

本委員会といたしましては、区の事情に精通している人からの聞き取りの実施を行うなど、慎重に審査した結果、本陳情を全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

皆様方のご議決をちょうだいするようお願いを申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号 道路改良及び側溝修繕に係る陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 道路改良及び側溝修繕に係る陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

◇

◎議員派遣の件について

○芳賀沼順一議長 日程第27、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

---

◇

◎閉会中の継続調査について

○芳賀沼順一議長 日程第28、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、各常任委員長から所管事務調査、

議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



#### ◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 上衣の着衣を願います。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員